

静岡県総合計画

富国・有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン

後期アクションプラン

～ポスト東京時代の日本の理想郷を創る～

平成26年3月

静岡県



富国有徳の日本の理想郷に向けて

平成25年、富士山は「世界文化遺産」になりました。「日の本の^{しづ}やまとの国の鎮めとも^た宝とも^なれる山かも」と万葉集に歌いあげられた「富士山」が人類共通の世界の宝になったのです。

「文化とは人の作ったものである」という通念があります。富士山は、地球の46億年の造山活動の傑作とはいえ、天然の山岳です。それが「信仰の対象と芸術の源泉」として、その文化的価値が国際的に認められたのです。古より、日本人は自然に対する畏敬の念を育み、四季の変化に敏感な美意識を涵養してきましたが、そのような日本固有の自然観・文化観が世界的に公認されたのですから、画期的なことです。

万葉歌人の柿本人麻呂は「天皇は^{おおきみ}神にしませば^{あま}天雲の^{いかづち}雷の上に^{いおり}蘆するかも」と詠い、国学の大家の賀茂真淵（静岡出身）は「駿河なる^{ふじ}富士の高嶺は^{いかづち}雷の^ね音する雲の上にこそ見れ」と詠みました。天皇と富士山とは、ともに「雷様を下に聞く」存在として相並びます。

天皇陛下は日本の「国民の象徴」であり、富士山は日本の「国土の象徴」です。日本の国土には、北は北海道から南は九州・沖縄にいたるまで、全国津々浦々に「津軽富士」「近江富士」「薩摩富士」等々、「ふるさと富士」が400座以上あります。まさに「日本は富士の国である」ことを改めて自覚するときでしょう。

「^{ふじ}富士の^{くに}国」の中心に位置するのが本県です。本県は、気品を湛えた富士山の姿に恥じない地域づくり・人づくりを通して、内外から日本の国土の理想郷といわれるようなモデルづくりの先導役を担う使命があります。

平成26年3月

静岡県知事

川勝平太

(目次)

計画の位置付け	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
社会経済情勢の変化	3
1 人口の減少と少子高齢化の進行	3
2 厳しさの続く経済・雇用情勢	4
3 安全・安心な社会づくり	5
4 国内外に開かれた地域づくり	6
第1章 計画の基本方針	8
1 基本理念	8
2 目指す姿	10
3 取組の視点	12
第2章 “ふじのくに” づくりの総仕上げに向けた重点取組	13
1 大規模地震への万全の備え	13
2 「内陸のフロンティア」を拓く取組	13
3 人口減少社会への挑戦	14
4 富士山を活かした地域の魅力づくり	14
5 健康寿命日本一の延伸	14
6 新成長産業の育成と雇用創造	15
7 エネルギーの地産地消	15
8 多彩な人材を生む学びの場づくり	15
第3章 “ふじのくに” づくりの戦略体系	16
1 「命」を守る危機管理体制の充実	16
(1) 「命」を守る危機管理	16
2 徳のある人材の育成	17
(1) 「有徳の人」づくり	17
(2) 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり	17
3 豊かさの実現	18
(1) 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造	19
(2) 「和」を尊重する暮らしの形成	19
(3) 「安心」の健康福祉の実現	19
4 自立の実現	20
(1) ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり	21
(2) 「安全」な生活と交通の確保	21
(3) 地域主権を拓く「行政経営」	21

第4章 戦略ごとの具体的取組	22
○ 記載内容の説明	22
≪「命」を守る危機管理体制の充実≫	
1 「命」を守る危機管理	24
1 減災力の強化	24
(1) 危機管理体制の強化	24
(2) 大規模地震災害・火山災害対策	27
(3) 火災予防・救急救助対策	30
(4) 原子力発電所の安全対策	32
(5) 健康危機対策	34
2 地域防災力の充実・強化	36
(1) 組織力の強化	36
(2) 資機材等の整備	39
3 防災力の発信	40
4 災害に強い地域基盤の整備	42
(1) 地震災害に強い基盤整備	42
(2) 風水害に強い基盤整備	45
(3) 土砂災害に強い基盤整備	47
≪徳のある人材の育成≫	
2-1 「有徳の人」づくり	49
1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり	49
(1) 家庭の教育力の向上	49
(2) 幼児教育の充実	51
2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり	52
(1) 徳のある人間性の育成	52
(2) 健やかで、たくましい心身の育成	55
(3) 「確かな学力」の育成	57
(4) 特別支援教育の充実	60
(5) 魅力ある学校づくりの推進	62
(6) 「命を守る教育」の推進	66
3 魅力ある高等教育・学術の振興	68
(1) 公立大学法人への支援の充実	68
(2) 高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元	69
(3) 留学生支援の推進	71
4 生涯学習を支える社会づくり	73
(1) 生涯にわたり学び続ける環境づくり	73
(2) 地域の教育力の向上	76
(3) 青少年の健全育成	78

2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり	80
1 多彩な文化の創出と継承	80
(1) 地域の多彩で魅力的な文化の創造と発信	80
(2) 富士山の後世への継承	83
(3) 伝統・歴史に培われた文化の継承	85
2 スポーツに親しみ技量をも高める環境づくり	87
(1) スポーツに親しむ環境づくり	87
(2) 競技力の向上	89
(3) スポーツを活用した交流促進	90
3 多文化共生と地域外交の推進	92
(1) 多文化共生社会の形成	92
(2) 地域外交の推進	94
(3) 国際協力の推進	97
4 交流を支えるネットワークの充実	98
(1) 広域交通ネットワークの充実	98
(2) 地域交通ネットワークの充実	101
(3) 情報通信ネットワークの充実	103
5 誰をも惹きつけ、もてなす魅力づくり	105
(1) “ふじのくに”の真の魅力を活用した観光地づくり	105
(2) ターゲットを明確にした国内誘客促進	107
(3) ターゲットを明確にした海外誘客促進	109
(4) おもてなし日本一の基盤づくり	112
(5) 空港を活かした地域の魅力づくりの推進	114
6 多様な交流の拡大と深化	115
(1) 広域交流と連携の促進	115
(2) 学住一体のまちづくり	117
(3) 農山漁村地域の魅力を活用した交流促進	118
(4) 多様なライフスタイルに対応する移住・定住の促進	119
《豊かさの実現》	
3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造	120
1 「場の力」を活用した地域経済の活性化	120
(1) 人々を惹きつける都づくり	120
(2) ふじのくにブランドを活かした戦略的な海外展開	124
(3) 6次産業化による高付加価値化の推進	125
2 次世代産業の創出	126
(1) 静岡新産業集積クラスターの推進	126
(2) 次世代を拓く産業育成の推進	129
(3) 企業誘致や海外成長力の取り込み等による県内産業の活性化	132

3 次代の産業を拓く人材育成と就業環境の整備	134
(1) 産業の成長を担う人づくり	134
(2) 就労支援体制の強化による一層の雇用促進	136
(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	139
4 豊かさを支える農林水産業の強化	141
(1) 世界に誇る多彩で高品質な農芸品の生産力強化	141
(2) 県産材の需要と供給の一体的な創造	147
(3) 新たな水産王国静岡の構築	149
5 豊かさを支える地域産業の振興	151
(1) 中小企業者の経営力向上と経営基盤強化	151
(2) 地域を支える魅力ある商業とサービス産業の振興	155
3-2 「和」を尊重する暮らしの形成	157
1 快適な暮らし空間の実現	157
(1) 豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進	157
(2) 良好な生活環境の確保	159
(3) 水循環の確保	161
(4) 動物愛護の推進	163
2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進	165
(1) 自ら学び自立する消費者の育成	165
(2) 安全な商品・サービスの提供による安心の確保	167
(3) 消費者被害の防止と救済	168
3 地球を守る低炭素・循環型社会の構築	169
(1) 温室効果ガス排出削減の推進	169
(2) 資源の循環利用の推進	171
4 エネルギーの地産地消の推進	173
5 自然と調和する美しい景観の創造と保全	176
6 自然との共生と次世代への継承	178
(1) 自然環境の保全と復元	178
(2) 自然とのふれあいの推進	181
7 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり	182
(1) 多様な主体による協働の促進	182
(2) 地域コミュニティの活性化	184
(3) ユニバーサルデザインの推進	185
(4) 男女共同参画の推進	187
(5) 人権尊重の意識が定着した人権文化の推進	189

3-3 「安心」の健康福祉の実現	190
1 安心して子どもを産み育てられる環境整備	190
(1) 夢を持ち安心して家庭を築ける環境の整備	190
(2) 待機児童ゼロの実現	192
(3) 地域や職場における子育ての支援	194
(4) 子どもや母親の健康の保持、増進	197
(5) すべての子どもが自立できる社会の実現に向けた取組	199
2 安心医療の提供と健康寿命日本一の推進	202
(1) 医師、看護師等の医療人材の確保	202
(2) 質の高い医療の提供	205
(3) 静岡県立静岡がんセンター、静岡県立病院機構による高度専門医療の提供	209
(4) 4大疾病等の対策と感染症の予防	211
(5) 健康寿命日本一の推進	214
3 障害のある人の自立と社会参加	216
(1) ライフステージに応じた支援	216
(2) 自立と社会参加に向けた総合的支援	220
4 いきいき長寿社会の実現	222
(1) 健康でいきいきと暮らせる長寿県づくり	222
(2) 地域に根ざした質の高い介護・福祉サービスの推進	226
5 希望や自立につなぐセーフティネットの整備	229
(1) 自立に向けた生活の支援	229
(2) 自殺対策の推進	231
6 医療・介護・福祉人材の育成	232
(1) 医療を担う人材の育成、確保	232
(2) 介護・福祉サービスを支える人材の育成、確保	234
《自立の実現》	
4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり	236
1 活力ある多自然共生地域の形成	236
(1) 快適な暮らしを支える生活環境の整備	236
(2) 農林水産業の新たな展開	238
(3) 過疎・中山間地域の振興	241
2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造	243
(1) 豊かで活力あるまちづくり	243
(2) 緑と潤いのあるアメニティ空間の創出	245
3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充	246
(1) 道路網の強化	246
(2) 港湾機能の強化	248
(3) 競争力の高い魅力ある富士山静岡空港の実現	249

4-2 「安全」な生活と交通の確保	252
1 官民協働による犯罪に強い社会づくり	252
(1) 防犯まちづくりの推進	252
(2) 犯罪被害者等に対する支援体制の確立	254
2 総合的な交通事故防止対策の推進	255
(1) 安全な交通社会を目指す取組の推進	255
(2) 交通事故防止対策の推進	257
3 犯罪発生を抑える警察力の強化	259
(1) 犯罪対策の推進	259
(2) 警察活動基盤の強化	261
4-3 地域主権を拓く「行政経営」	262
1 透明性と県民参加による行政運営	262
2 市町や民間と連携した行政運営	264
(1) 地域が自立できる行政体制の整備	264
(2) 民間等の能力や創意工夫を活用したサービスの提供	266
3 未来を見据えた戦略的な行政運営	268
(1) 将来にわたって安心な財政運営の堅持	268
(2) 簡素で能率的な組織	270
(3) 人材と組織の活性化	271
(4) 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進	273
第5章 地域づくりの基本方向	275
1 基本的考え方	275
2 地域圏	277
3 地域圏の目標	278
(1) 伊豆半島地域	278
(2) 東部地域	280
(3) 中部地域	283
(4) 志太榛原・中東遠地域	286
(5) 西部地域	288
○ 「後期アクションプラン」の事業費	292
○ 数値目標一覧（“ふじのくに”づくりの戦略体系）	293
○ 数値目標一覧（戦略ごとの具体的取組）	296
○ 分野別計画一覧	319
○ 参考資料（社会経済情勢の変化）	323
○ 「後期アクションプラン」策定の経過	338
○ 静岡県総合計画審議会委員名簿	339

計画の位置付け

1 計画策定の趣旨

本県は、おおむね10年後の目指す姿を描く「基本構想」と構想を実現するための最初の4年間（平成22年度～平成25年度）の具体的取組を示す「基本計画」で構成する静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」を平成23年2月に策定した。

甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震をはじめ、依然として予断を許さない経済・雇用情勢、エネルギーを取り巻く環境変化、人口減少の進行など、総合計画策定後の社会経済情勢は大きく変化している。

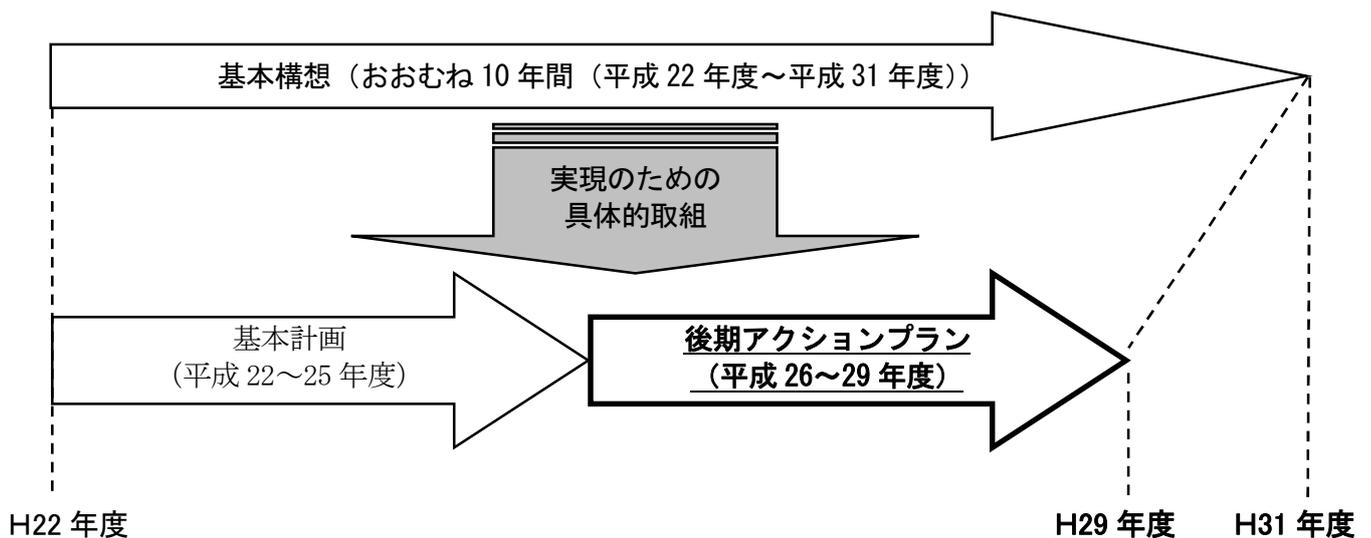
本書は、こうした本県を取り巻く環境の変化への的確かつ迅速な対応を図り、「県民幸福度」の最大化を目指す“ふじのくに”づくりの総仕上げのためのアクションプランとして策定する。

2 計画期間

平成26年度から平成29年度の4年間とする。

平成22年度から平成25年度までの基本計画を発展的に継承し、平成29年度までの取組により、基本構想の実現を目指す。

なお、計画の推進に当たっては、毎年度の施策の進捗状況を評価し、社会経済情勢の変化を踏まえた最適な手法の選択や施策の重点化を図るなど、計画の不断の見直しを実施する。



＜後期アクションプランの構成＞

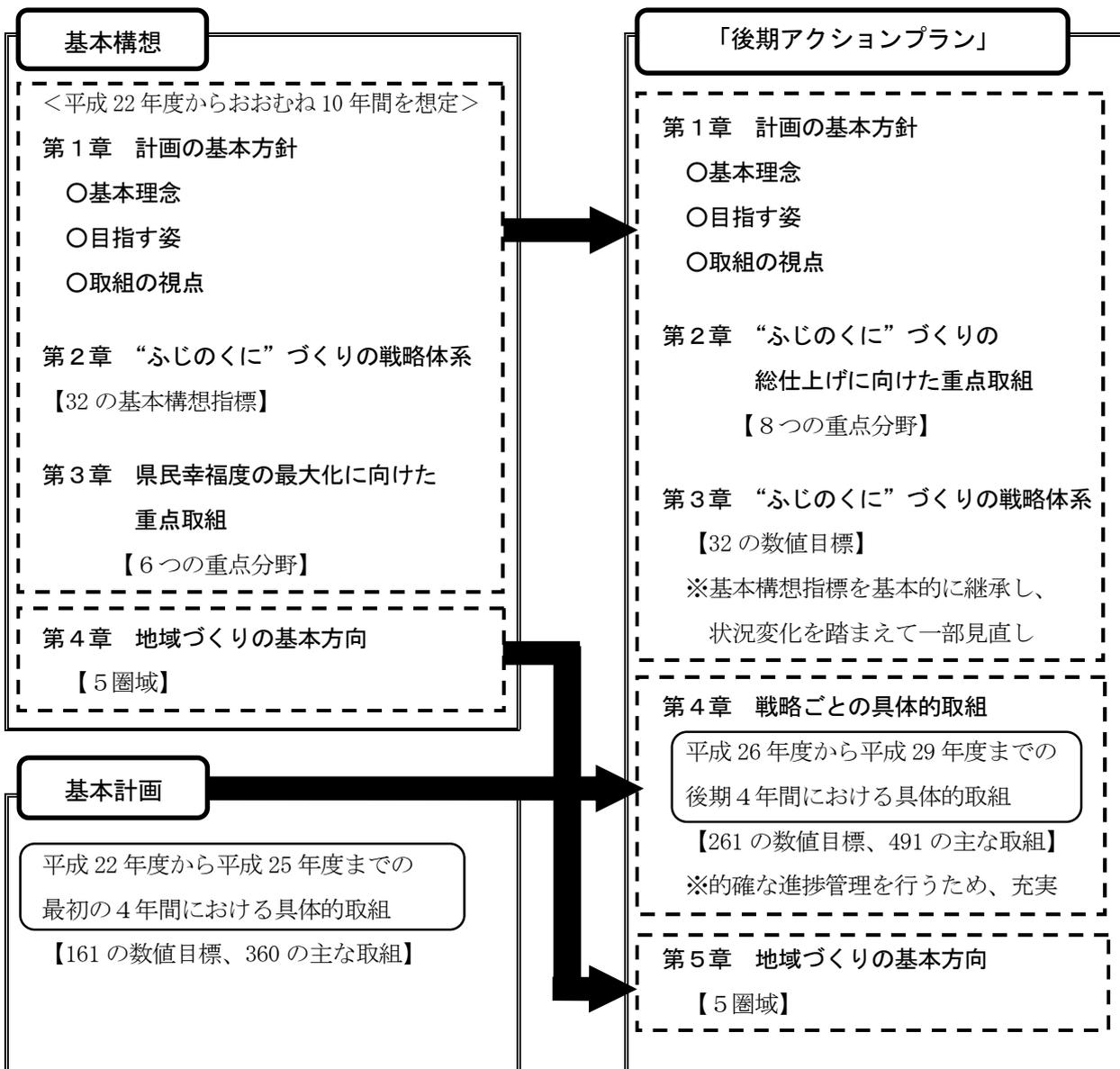
- ・ 「後期アクションプラン」は、「基本構想」と「基本計画」が一体となった構成
- ・ 平成23年2月に策定した静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」の「基本構想」については、基本的に踏襲しつつ、社会経済情勢の変化を踏まえて一部見直し

＜平成23年2月策定＞

静岡県総合計画「富国有徳の理想郷
“ふじのくに”のグランドデザイン」

＜平成26年3月策定＞

静岡県総合計画「富国有徳の理想郷
“ふじのくに”のグランドデザイン」



社会経済情勢の変化

平成 23 年 2 月に策定した総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」に描く、本県が目指す姿を実現するためには、計画策定後の状況や今後の動向を把握し、的確に対応することが必要である。

人口減少と少子高齢化の進行、先行きが不透明な経済・雇用情勢、東日本大震災発生後の状況など、施策を推進する上で、踏まえるべき社会経済情勢の変化を取りまとめた。

1 人口の減少と少子高齢化の進行

(人口)

平均寿命の延伸と少子化の進行を背景に、世界に例のない早いスピードで高齢化が進む中で、我が国の総人口は平成 17 年に戦後初めて前年を下回り、増減を繰り返した後、平成 23 年以降は減少が続いており、これまで経験したことの無い、本格的な人口減少社会を迎えている。

本県の将来人口を展望すると、本県が独自に行った人口推計では、平成 32 年には約 360 万人、平成 42 年には約 336 万人に減少するとされ、年少人口（14 歳以下）が減少する一方で、高齢者人口（65 歳以上）が増加し、少子高齢化が一層進行していく。また、社会移動の状況を見ると、平成 25 年の住民基本台帳人口移動報告では、本県の転出超過者数は 6,892 人で、全都道府県の中で 2 番目に人口の転出超過が大きいという非常に厳しい結果となっている。今後も転出者数が転入者数を上回る状況が長期にわたり続くことによる、本県の活力の低下が懸念される。一方で、仮に社会移動の増と合計特殊出生率 2.0 を早期に達成した場合には、平成 25 年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口推計と比較し、人口減少数を 5 割以上抑制することが可能との推計結果が出ており、出生率や転入人口を高める取組が重要である。

このため、出生率の向上につながる総合的な取組を推進するとともに、県外への若者の流出を緩和し、郷土に着実に戻るよう高等教育機能の充実や、働く世代の転出超過に歯止めを掛ける本県産業の再生と活性化等による雇用の場の創出など、地域の魅力を磨き、国内外から専門知識や高度な技術・技能などを備えた人材の確保と育成に努める必要がある。

(少子化)

本県の合計特殊出生率は、平成 16 年の 1.37 を底にして回復傾向にあり、平成 24 年は 1.52 となったが、人口置換水準（長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準）を大きく下回る状態が依然として続いている。

このため、少子化の主たる要因である未婚化・晩婚化の解消に向け、出会いの機会の提供など、結婚を望む県民への支援に加え、誰もが安心して希望する人数の子どもを生み育てることができるよう、待機児童の解消等の保育サービスの充実、子育てが社会的に評価される仕組みづくり、地域社会全体での子どもと子育て家庭の支援、子どもや母親の健康の保持、子どもの健やかな成長に資する教育環境、子育て中の人が多様で柔軟な働き方のできる就業環境などが求められている。

(高齢化)

本県の高齢化率(65歳以上人口比率)は、平成22年の23.8%(全国23.0%)から、平成27年には27.8%、平成32年には30.2%と一層の上昇が見込まれる。高齢化率は、県内の全ての市町で上昇しており、既に40%を超えている町もある。

一方、健康寿命や自立高齢者(介護を要しない高齢者)の割合は全国上位の水準にあり、今後も、元気な高齢者が生きがいを持って、その意欲と能力を活用して自分らしく生きていくことが望まれることから、中年期から高年期を通じた、健康づくりや生きがいづくり、介護予防とともに、知識や経験を活かした多様な働き方や社会参加により、充実した生活を送ることのできる環境が求められている。

2 厳しさの続く経済・雇用情勢

(経済情勢)

本県の県内総生産(名目)は15兆8,065億円(平成24年度速報値)で、国内総生産の約3%を占めている。また、製造品出荷額等は15兆7,077億円(平成24年(従業員4人以上の事業所))で全国4位となっている。輸出型産業の占めるウェイトが高い本県経済は、海外経済や為替相場の変動の影響を大きく受けており、リーマンショックと東日本大震災の2度の落ち込みを経た後、持ち直しの傾向にはあるものの、製造品出荷額等は、リーマンショック前の平成19年比で約4兆円(△19.1%)の減となっており、全国の回復水準(△14.2%)を下回っている。

一方で、近年全国的な企業立地件数の低調傾向の下、力強さを欠いていた企業立地は、このところ増加に転じつつあり、平成24年の本県の企業立地件数は前年から倍増し、全国順位も2位となるなど、復調の兆しが現れている。

しかしながら、先行きについては、TPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉や、海外経済を巡る不確実性、為替市場、エネルギーの供給不安や高価格化、消費税率の引上げの影響等により、大きく変動する可能性がある。

また、平成25年の住民基本台帳人口移動報告では、特に、働く世代の転出超過人口の拡大が顕著となっている状況を踏まえ、本県産業の再生と活性化などによる、雇用の場の創出に向けた取組をより一層強化することが求められている。

今後、経済情勢に左右されにくい多極的な産業構造の形成を図るためには、成長分野における新産業の創出や、成長するアジアの活力を取り込むことなどが求められている。このため、富士山静岡空港や新東名高速道路、平成29年度に中央自動車道と連絡する中部横断自動車道などの高度なインフラを十分に活用するとともに、農林水産業の新たな展開をはじめ、医療・健康、光、食品、環境・エネルギーなど成長分野の産業育成に引き続き取り組む必要がある。

(雇用情勢)

平成 20 年 9 月のリーマンショックにより県内の雇用情勢は急速に悪化し、有効求人倍率は、平成 21 年 8 月には 0.38 まで低下するとともに、完全失業者数は平成 21 年第 3 四半期に 8 万 9 千人に達した。その後の様々な対策により、有効求人倍率及び完全失業者数は回復傾向にあるものの、若者や女性、高齢者、障害のある人の雇用環境は依然として厳しい状況にあり、非正規雇用の拡大や介護・福祉分野の雇用のミスマッチなど、課題が顕在化している。

このため、新たな雇用の創出や能力開発を通じた人手不足分野への労働力のシフトなど、きめ細かな対策を含めた雇用の確保・安定への取組が求められる。

成長産業、新産業の振興や地域基幹産業の活性化などによる「雇用の創出」、福祉・介護分野への誘導やスキルアップ支援などによる「人材の供給」の両面から施策を展開し、経済情勢の変化に対応できる力強く、底力のある労働市場の基礎を築き、誰もが就業できる環境を実現する必要がある。

特に、高度な技術・技能や専門的知識を有する多様な人材の育成は、本県産業の発展を支えるために必要不可欠である。このため、教育機関や企業等との連携による県内人材の育成に加え、国内外からの人材確保を進める必要がある。

3 安全・安心な社会づくり

(大規模地震等の有事に備えた地域づくり)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、世界の観測史上最大級のマグニチュード 9.0 の地震と国内観測史上最大の遡上高の津波が、東北地方を中心とした太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。この大震災による死者・行方不明者は 1 万 8 千人を超え、社会インフラ等の直接的被害額は約 16.9 兆円に上り、震災からの復旧・復興は我が国全体の喫緊の課題である。

南海トラフ巨大地震については、内閣府が震度分布や津波高、浸水域、施設や経済的な被害等の想定を公表しているが、この想定によると全国での死者数は約 32 万 3 千人、建物・インフラ等の直接被害は約 170 兆円など、東日本大震災を大きく上回っている。このような国難とも言える巨大災害が想定される今、我が国全土にわたって災害に強い強靱な国づくり、地域づくりを進めていくことが求められており、被災後の復興を先取りする「事前の復興」により、県全体の均衡ある発展を目指す美しい景観や魅力を備えた地域づくりを進める必要がある。

さらに、富士川から日向灘に至る南海トラフで、今後 30 年間にマグニチュード 8～9 クラスの巨大地震が起きる確率が 70%程度とされている一方、地震が発生する日時や規模、地域を高い確率で予測することは困難であるとの見解が示されている。地震予測は、地震・津波から人命を救う上で重要な技術であり、今後とも研究を進めるとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた総合的な地震・津波対策を着実に進めていくことが必要である。

また、福島第一原子力発電所の事故を受け、浜岡原子力発電所は全号機で運転を停止し、地震対策や津波対策に取り組んでいる。今後、明らかにされる知見も踏まえた万全の安全対策を実施していくことが求められている。

(エネルギーの地産地消)

東日本大震災と福島第一原子力発電所における事故により、我が国のエネルギーを取り巻く環境は激変した。

エネルギーは国民生活や企業活動にとって欠くことのできない重要な基盤である。安全・安心で持続可能なエネルギー体系を構築するためには、従来の一極集中型から小規模分散型のエネルギー体系への転換を進めていく必要がある。

特に、本県は、太陽や水、森林、温泉など豊かな自然資源に恵まれており、これらの多様な地域資源を活用し、エネルギーの地産地消を進めていくことが求められている。

世界的には、シェールガスなどの新たなエネルギー資源の活用が進んでいる。国内においても、エネルギー・環境分野における規制・制度の見直し、高効率な太陽電池等の技術開発やメタンハイドレート海洋産出試験など新たな動きが進展している。エネルギーの生産・調達、流通、消費の各段階において、エネルギー制約の克服に向けた取組を進める必要がある。

4 国内外に開かれた地域づくり

(富士山の世界遺産登録)

カンボジアのプノンペンで開催された「第37回世界遺産委員会」において、平成25年6月22日に富士山の世界遺産登録が決定した。富士山が世界遺産として登録されたことは、自然そのものに精神性、宗教性、芸術性を見い出してきた日本独自の文化観と自然観が世界に認められたものである。そのため、富士山を抱く本県を、これまでも増して日本を代表し、国内外の憧れを集める地域にしていくことが期待されている。

さらに、今後は、富士山を人類共通の財産として確実に後世に継承していくため、富士山の適切な保存管理に向け、国、山梨県、関係市町村等と一層連携を密にして取り組むとともに、登録を契機に富士山を活かした県内全域にわたる交流人口の拡大に取り組んでいくことが求められる。また、世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」をはじめ、伊豆半島ジオパーク、南アルプスエコパーク、浜名湖などの本県が誇る世界水準の魅力、食・茶・花などの国内有数の豊かな地域資源を更に磨き上げ、国内外に発信していくことが求められる。

さらに、こうした取組の積み重ねにより、国内外の人々を惹きつける地域づくりを進め、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、様々な機会を戦略的に活かして国内外の人々を本県に呼び込むなど、地域に活力を生む多彩な交流をより一層拡大していく必要がある。

(交流を支える新たな基盤の整備)

平成 24 年 4 月に新東名高速道路が県内 162km にわたって開通し、東名高速道路とのダブルネットワークが構築されたことにより、高速性の改善や定時性の確保、また高速交通の信頼性向上が図られた。平成 26 年度の新東名高速道路の豊田東ジャンクションまでの延伸、平成 32 年度の全線開通により、更なる交流圏域の拡大等が期待される。

さらに、平成 29 年度に中部横断自動車道が新東名から中央自動車道まで接続することをはじめ、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道の南北方向の高規格幹線道路の整備により、これまで東西に偏っていた交流圏域が南北に拡大される。これにより、短期的には、山梨や長野との交流が活発になることに加え、中長期的には、広域ネットワークは県単位概念を超え、日本海圏域や北関東圏域へのアクセス性の向上や経済圏域の拡大が期待される。

また、東海道新幹線のバイパス的な機能を担う中央新幹線の開通は、本県の新幹線停車本数の増加や富士山静岡空港と直結した新駅設置の可能性を拓くものであり、中部横断自動車道や三遠南信自動車道が中央新幹線と連絡することで、更にそのメリットを本県が享受することが期待される。

第1章 計画の基本方針

1 基本理念

「富国有徳の理想郷 “ふじのくに” づくり」
～ポスト東京時代の日本の理想郷を創る～

富国有徳の理想郷 “ふじのくに” づくり

日本の国土のシンボルであり、世界の宝である富士山を擁する静岡県は、県政運営を行う上での基本理念として、「富国有徳の理想郷 “ふじのくに” づくり」を掲げる。

「富士」は、物の豊かさと心の豊かさを示すとともに、尽きることのない価値の源泉としての「不尽」、不老長寿のシンボルとしての「不死」、幸せでやさしい思いやりにあふれる「福慈」、そしてオンリーワンを表わす「不二」など、歴史をさかのぼると様々な漢字が当てられ、そうした多様な意味を含めて、ひらがなで「ふじ」とも書かれる。こうした、「ふじ」が意味する多様な価値を希求し、多彩な広がりを持つ “ふじのくに” になることを目指していく。

富国有徳の考え方

豊かさの集積を「富」、廉直な心を堅持する者のことを「士」とすれば、両者を兼ね備えたものが富士であり、富士山は、「豊かにかつ廉直に生きること」を示唆する。

「富国有徳」は、徳のある人が、物心ともに豊かに暮らす、ヒトとモノをともに大切にする国や地域を実現しようとする考え方である。本計画は、堅実な経済成長を実現しながら、県民誰もがより良く暮らし、文化力を高め、他を惹きつける魅力を磨くという理想郷づくりに向けた、富士の名を体したビジョンである。

ポスト東京時代の日本の理想郷を創る

日本は、その歴史において、国の中心地を移してきた。時代順には平城（奈良）→平安（京都）→鎌倉→室町（京都）→江戸、そして東京となる。これらの中心地を地図上に落としこむと、日本列島には中心地が多数あることになる。日本は世界でも珍しい多中心の国柄である。

日本は、その歴史において、東西の文明の波をかぶったが、まず東洋文明を受容した。東洋文明を受容した中心地は京都である。その受容は室町時代で終わった。日本は、東洋文明から自立したことを、中心地を江戸に移すことによって示した。明治維新で、朝廷が京都から江戸に移り、江戸は東京に改められた。東京は西洋文明の受容の中心地となった。現代の東京は西洋のどの都市にも勝るとも劣らない。こうして、奈良時代から現代までの間に、日本は東洋文明を京都に、西洋文明を東京に受容し、ついに東西の文

明の受容を終えた。

明治以降の日本は、天皇の一世一元の例に従い、大正、昭和、平成をもって時期区分とするが、東京が中心地であり、「東京時代」といえる。東京時代とは、日本が西洋文明を東京に受容して、それを各地に広めた時代である。その結果、日本各地にミニ東京が生まれた。

しかし、もはや東京を真似るのは時代遅れである。各地方が特色を活かした地域づくりを進めるときが来ている。地方分権・地域主権が日本の課題である。東京を中心にした中央集権体制から、地方が自立して新時代を開く前夜にある。すでに日本は、西洋文明を模倣する立場から、むしろ日本が海外から模倣される立場に劇的に変わっている。日本がモデルとなり、海外の人々を惹きつける時代が到来しているのである。

日本の国土のシンボルは富士山である。富士山は国土の中心に位置する。富士山を擁する静岡県は、富士山から導き出される価値に立脚した地域づくりを進めるのが、その地域性にもっともかなうのである。“ふじのくに”静岡は「ポスト東京時代」の新しい日本の理想郷になりうる。

《理念の具現化の方向性》

日本の理想郷の実現に向けては、地域の多様性や住民の主体性を重んじ、地域の実情に応じて将来の姿を自ら構想し、地域の自立的な発展の可能性を広げていくとともに、地域を構成する個人、企業等の各主体においても、地域が有する能力を十分に発揮していくために、それぞれが自立していくことが必要である。

まずは全てに優先される「**「命」を守る危機管理体制の充実**」に取り組み、徳のある人材の育成と豊かさの実現を図り、相互に助け合いながら、“ふじのくに”の「**徳のある、豊かで、自立した**」地域づくりを進めていく。

○「命」を守る危機管理体制の充実

豊かな自然は様々な恵みをもたらすが、時として大地震、噴火、豪雨などで人々の暮らしを脅かしてきた。自然エネルギーの開放による災害発生、それ自体を防ぐことはできない。しかし、こうした災害の危機に備え、被害を減じるための方策を講じることが可能である。

“ふじのくに”づくりの最も大切な基礎である人々の生命・財産を守る万全の危機管理体制の構築を進め、「徳のある、豊かで、自立した」地域づくりを支えていく。

○徳のある人材の育成

社会を形成するのは人であり、人々の生き方や暮らし方は、地域の文化になるとともに、時代の状況や将来の社会の姿を映す。徳のある社会の形成を目指して、知識、教養を備え、廉直な心を大切にする徳のある人の育成を進めていく。

また、人は社会との関係を広げていくことで成長し、豊かになる。相手を知ることとは自分を知ることであり、相手と自分の両方の文化を理解することである。人を惹きつける文化を創出、継承し、多様な交流、連携を進め、文化と人が一体となって活気ある豊かな社会の実現につないでいく。

○ 豊かさの実現

モノを作るということは、同時に資源を使うことであり、その使い方には、時代背景や使う人の考え方、地域に応じたスタイルがある。ヒト、モノ、大地の「場の力」を最大限に活用し、人々の暮らしや生き方の質の向上につながるよう経済と産業の活力の向上を図る。

また、豊かに暮らすということは、経済的に豊かであるばかりでなく、空間的、精神的にも豊かで、美しいといった価値が満たされた生活を送ることでもある。やすらぎや潤いの得られる生活空間の中で、健やかで安心して自分らしい生活を送るための環境を整え、物の豊かさと心の豊かさを両立できる社会生活環境の実現を図る。

○ 自立の実現

地域が持続的に発展していくためには、自助、共助により、一人ひとりの才能と意欲が発揮され、個人、家庭、企業、地域社会が自立し、将来に希望の持てる社会としていくことが必要である。

交通基盤や都市基盤の安全性や利便性を高め、治安機能を強化し、戦略的に行政経営を行うことなどにより、県民それぞれの活動を支えながら、“ふじのくに”の自立の実現を図る。

2 目指す姿

「県民幸福度」の最大化

物の豊かさとともに、心の豊かさも同じように大切にすることは、この時代に生きる私達に問われている課題であり、ブータン国王の提唱した「国民総幸福度」GNH (Gross National Happiness) に通ずる考え方である。

こうした考え方の下、本県では「**県民幸福度**」の最大化を目標に、県民が誇りと希望を持ち、人生の質を高めながら活躍する社会の実現を図っていく。

理想郷を社会全体のイメージとして表すならば、「**住んでよし**」の地域であり、それは、周囲から見ると憧れを抱き惹きつけられる地域、言い換えると「**訪れてよし**」の地域である。

また、県民一人ひとりの立場で、生き方や成長のステージに応じた着眼をすれば、明日への活力がみなぎり、未来を築く子どもたちが生まれ、将来の夢を描きながら育てられる「**生んでよし 育ててよし**」の地域、加えて、人々が学校や仕事、生活での経験を通じて自己の能力を伸ばし、モノに固有の価値を見出し、生き方や暮らしに厚みをつけて、豊かになる「**学んでよし 働いてよし**」の地域が理想となる。

静岡県は、多様な価値観を持つ県民それぞれが幸せを感じることでできる「**住んでよし 訪れてよし**」、「**生んでよし 育ててよし**」、「**学んでよし 働いてよし**」の理想郷を目指していく。

○「住んでよし 訪れてよし」の理想像

生活と自然が融合することで、家と庭一体の住まいづくりによる家庭へ温もりをもたらす住空間。それを包む、豊かな自然と美しい景観とともに、豊富で多様な食(材)を恵む大地や、誰もが自分の住む地域に誇りと愛着を持てる文化・風土。

安心して、物心ともに豊かに暮らし、国内外との活発な交流を通じて地域がにぎわい、人々の可能性が広がる社会経済の仕組み。

こうした社会の構成要素を衣・食・住の充実の観点から磨き上げていき、人々を惹きつけ憧れられる“ふじのくに”を目指す。

○「生んでよし 育ててよし」の理想像

安心と思いやりに満ちた地域の中で、若い世代の「2人から3人の子どもが欲しい」といった希望が十分かなえられ、温かい家庭を育むことができる人生。

安全・安心な食生活を礎にして、世代を越えて笑顔が広がり、社会や自分の生活をより良くして、次代に引き継いでいこうとする志を抱き実現に向かって励む姿勢。

こうした生き方を可能にする社会を築いていき、将来に向けて明るい展望を描くことのできる“ふじのくに”を目指す。

○「学んでよし 働いてよし」の理想像

学校で学び、仕事や生活から学び、芸術などに触れてより良い生き方を学べる、生涯にわたって自己を高めることができる学びの場。

年齢や性別を問わず誰もが能力と個性を発揮でき、多様な人材が働きながら自らの能力を磨いて、感動を呼ぶものづくりや経済の創造的発展とともに生活の質の向上を実現する場。

こうした自己実現を展開するステージを整えていき、自分の生き方を自由に選択できる“ふじのくに”を目指す。

これらの目指す理想郷の姿の実現を図るため、特に、今後4年間で県や市町、地域住民、関係機関などが連携し、総力を挙げて挑んでいくべき重点的な取組を、第2章「“ふじのくに”づくりの総仕上げに向けた重点取組」で示すとともに、その道筋について、「徳のある、豊かで、自立した」地域づくりの進め方の観点から明らかにするため、第3章「“ふじのくに”づくりの戦略体系」で示す。

3 取組の視点

富士山から導き出される多様な価値に立脚した地域づくり

富士山は、世界文化遺産となり、人類の共有財産になった。天皇陛下が日本の国民の象徴であるように、富士山は国土のシンボルである。我々は、国土のシンボルに恥じないように、人づくり、地域づくりをしなければならない。

富士山を擁する本県は、静岡県総合計画の後期アクションプランを推進するに当たり、東京をモデルとするのではなく、霊峰・富士から導き出される価値に立脚する。すなわち、①自然への畏敬の念を忘れない。②危機管理を優先する。③美しさを重んじる。④和を尊ぶ。⑤季節に鋭敏な感性を涵養する。⑥自然の恵みに感謝し、産物を大切にいただく。⑦「不二」「不死」「不尽」「福慈」の字義を重んじ、すべての存在をかけがえのないものとして大切にし、寿命を全うし、謙虚さを失わず、全人の幸福に心を砕く。そして、⑧国づくりの実践の学、学際的・総合的な日本学である地域の大地に根ざした身土不二の学を立てる。

我々は、国土のシンボル・富士を大切にし、未来に引き継ぎ、各人が個性を発揮して、美を重んじ、和を尊び、物心ともに豊かで品格ある社会を創り上げるために新しい国づくりの先導役となり、先駆的な地域づくりに取り組んでいく。

「県民幸福度」の最大化の実現に向けて

上記を踏まえながら、総合計画の目標とする「県民幸福度」の最大化の実現に向け、以下の視点を重視し、将来に対する洞察力を持って創意工夫を積み重ねながら、これまでの慣行にとらわれず創造的に見直しを行うことにより、経済・社会・行政が、大きく変革、発展していくよう戦略的に挑んでいく。

○静岡県が持つ「場の力」の最大限の活用

- ・本県のヒト、モノ、大地という地域が持つ独自の潜在力である「場の力」を掘り起こし、最大限に活用することにより、地域の魅力を磨き、国内における本県の中心性・求心力を高めていく。

○世界、アジア、日本国内各地との交流拡大

- ・国内外からヒト、モノ、情報が活発に行き交う仕組みを構築し、経済、観光、教育・文化、防災などの多様な分野において、他地域との新たな交流を創出する。

○多様な主体の連携と協働

- ・県と市町、行政と企業・NPOなどの各種団体・県民との連携・協働をはじめ、子どもから高齢者までの世代間の連携・協働など、多様な主体の連携と協働により、県民総がかりで取組を進めていく。

○イノベーション（新結合）による新たな価値の創造

- ・新たなアイデアによる不断の創意工夫により新たな価値が創造される。本県が有するモノ、大地といった地域資源や担い手、取組手法などをこれまでとは異なる視点で組み合わせ、結びつけることにより、新たな価値を生み出し、社会的な変革を引き起こすことで、本県の豊かさを実現していく。

○現場主義に基づく発想と実践

- ・現場に赴き、現場から学び、現場に即した施策を発想し実践するという現場主義に徹する。

第2章 “ふじのくに” づくりの総仕上げに向けた重点取組

“ふじのくに” が目指す「県民幸福度」の最大化、そのための「住んでよし 訪れてよし」、
「生んでよし 育ててよし」、「学んでよし 働いてよし」の理想郷の実現に向けて、本県の求
心力を高め、地域力を十二分に引き伸ばす次の8点について、今後4年間、総力を挙げて重
点的に取り組む。

1 大規模地震への万全の備え

(狙い) あらゆる可能性を考慮した最大クラス（レベル2）の地震を想定した「第4次地震
被害想定」を踏まえ、地震・津波対策をハード・ソフトの両面から充実・強化すること
により、想定される人的被害を可能な限り軽減することが最も重要である。

(方向) 「第4次地震被害想定」を踏まえ策定した「地震・津波対策アクションプログラム
2013」による取組を着実に進める。具体的には、津波を防ぐ施設高の確保と質的強
化を図るとともに、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げなどによる安全度の向上策「静
岡モデル」による整備を推進する。また、津波警報等の情報伝達手段を強化するととも
に、津波から逃げる意識の徹底や、津波避難施設の整備等による避難困難エリアの解消
を図る。さらに、防災人材の育成や災害時要援護者の支援体制の整備など、地域の発災
時における対応力の向上を図るとともに、富士山静岡空港の大規模な広域防災拠点とし
ての活用など、広域支援が機能的に実施できる受入体制の整備を進め、超広域災害への
対応を図る。加えて、オフサイトセンターの移転など、複合災害の可能性も踏まえた原
子力防災対策に取り組む。

2 「内陸のフロンティア」を拓く取組

(狙い) 東日本大震災以降、防災・減災に対応した国土利用が強く求められている。新東名
高速道路の開通等により、災害に強い安全で安心な地域としての発展の可能性が高まっ
た本県において、被災後の復興を先取りする「事前の復興」の考え方にに基づき、防災・
減災と地域成長の両立を図っていくことが重要である。

(方向) 本県の経済発展を支える沿岸・都市部の防災・減災対策を最優先としながら、地域
資源を活用した新産業や成長産業の創出・集積等を進める。また、新東名等の高規格幹
線道路網の充実により発展の可能性が広がる内陸・高台部においては、企業用地の創出
や地域の強みを活かした6次産業化の育成、ゆとりのある生活空間の提供などを通して、
美しい景観や個性を備えた地域づくりを推進する。さらに、沿岸・都市部と内陸・高台
部が連携・補完するよう交通ネットワーク等を整備し、県全域において、防災・減災と
地域成長を両立させた魅力ある地域づくりを実現する。

3 人口減少社会への挑戦

(狙い) 人口減少は、社会の活力低下を深め、社会経済の持続可能性を揺るがす大きな要因となる。次代を担う子どもたちや、本県の経済活動を担う人材が増えていくことは、将来への明るい展望へとつながる。

(方向) 保育環境の整備や母と子の健康の確保はもとより、子育て家庭の経済的負担の軽減や地域ぐるみによる子育て支援の充実を図るとともに、「子育ては尊い仕事」であるという理念を県内に広めていく。また、男女が共に協力して子育てしていく考え方やそのための働き方の見直し、青少年に対する家庭の役割や次代の親となる意識の啓発などを進め、出生率の向上につながる取組を総合的に推進する。人口の社会減に歯止めをかけるため、新東名高速道路などの高度なインフラを活かした企業誘致に取り組み、成長産業の集積を促進するなど、就業環境の整備を図るとともに、国際社会でも活躍できる高度な人材の確保・育成に向け、県内大学をはじめとする高等教育機能の充実を図る。さらに、移住先として本県への関心が高い首都圏等を中心に県内外からの移住・定住の促進を図っていく。こうした地域の活力を伸長させる取組を積極的に進める一方で、今後の人口動態と行政需要の推計を踏まえた的確な施策展開を図るなど、本格化する人口減少社会を見据えた総合的な対策を推進していく。

4 富士山を活かした地域の魅力づくり

(狙い) 富士山の世界文化遺産登録により、これまでも増して、本県が日本を代表し、人々の憧れを集める地域となることが期待される。世界の宝を抱くという誇りと自覚を持って、これまで以上に「富士山」をはじめ、本県が世界に誇る歴史・文化、自然、産業などの地域資源を活かした地域づくりを進めることが重要である。

(方向) 富士山の顕著で普遍的価値を次世代に向けて確実に継承していくため、山梨県や関係市町村と連携を強化し、適切な保存管理を図るとともに、「富士山の日」運動の一層の展開により、富士山について、想い、考え、学び、そして行動する気運の醸成に努める。さらに、富士山世界遺産センター（仮称）の整備などにより、受入体制の強化を図るとともに、富士山の総合的な研究活動を展開していく。また、世界遺産富士山を前面に打ち出した観光の振興や商品開発、国内外に効果的に情報発信できる統一的な富士山ブランドの展開を図っていく。あわせて、更なる国内外との多様な交流の拡大と深化を図るため、富士山に続く世界水準の魅力を磨き高め、人々を惹きつけ憧れを呼ぶ地域づくりに取り組む。

5 健康寿命日本一の延伸

(狙い) 社会全体で取り組む健康づくりの推進や、安全で質の高い医療を享受できる環境を整備することは、県民誰もがいつまでも健康な生活を送るための基本となる。

(方向) 本県の平成22年の都道府県別健康寿命は、全国1位であり、これを更に延伸するため、市町や企業との一層の連携により、健康づくりの裾野を広げていく。また、3大死因であるがん、心疾患、脳血管疾患の早期発見・治療、訪問医療・看護によるきめ細かな医療サービス、迅速な救急医療など誰もがいつでも適切な医療を受けられるよう、医療の偏在を解消し地域医療を再生する。さらに、医療従事者の就業環境の改善などにより、医師をはじめ必要となる医療従事者の確保を図る。

6 新成長産業の育成と雇用創造

(狙い) 豊かさを生む産業力を将来にわたって維持向上させていくには、地域経済を牽引する新たな成長産業を創出するとともに、働く意欲のある誰もが雇用・就業の機会を得ることのできる就業環境の整備が重要である。また、本県の働く世代の人口の転出超過に歯止めを掛けるとともに、本県の活力を伸長させていくためには、産業の再生と活性化、雇用の創出を図ることが喫緊の課題である。

(方向) 国内外の経済情勢の変化に適応できる多極的な産業構造への転換を図っていくため、官民で組織する「産業成長戦略会議」において、本県産業の成長戦略を検討し、全県を挙げて迅速に対応する。また、ファルマバレープロジェクトをはじめとする「静岡新産業集積クラスター」をより一層推進するとともに、高い成長が見込まれる環境や新エネルギー、健康・福祉、ロボット、航空宇宙等の成長産業分野への地域企業の参入促進などを図る。こうした取組による「雇用の創出」と介護・福祉分野の雇用のミスマッチの解消や企業ニーズに対応する産業人材の育成などによる「人材の供給」の両面からの施策を進め、底力のある労働市場の基礎を築いていく。さらに、若者や女性、障害のある人の就労、高齢者の再就職をはじめ、実効性が高く、きめ細かな就業支援を行うなど、全県を挙げて官民一体となった雇用対策を推進し、誰もが就業できる就業環境の実現を目指す。

7 エネルギーの地産地消

(狙い) エネルギーは国民生活や企業活動にとって欠くことのできない重要な基盤であることから、安全・安心で持続可能なエネルギー体系を構築することが重要となる。

(方向) 小規模分散型のエネルギー体系への転換を図るため、太陽や水、森林、温泉など本県が有する豊かな自然資源を生かし、太陽光発電や小水力発電をはじめとする再生可能エネルギー等の導入を加速するとともに、将来的なエネルギーとして期待される水素エネルギー等の利活用や、環境負荷低減と両立する化石燃料の高効率利用に取り組むなど、エネルギーの地産地消を強力に推進していく。また、将来を見据えた新技術の開発や製品化に向けた研究開発等を推進するとともに、県全体としてのライフスタイルの変革による省エネルギー社会の形成を一層促進していく。

8 多彩な人材を生む学びの場づくり

(狙い) “ふじのくに” の礎は人材の育成にあり、地域社会の新たな創造的発展を支えていくためには、人々の個性や能力を伸長し、心の豊かさや人間力を高めていくことが求められている。

(方向) 次代を担う子どもたちが、良好な人格形成と確かな学力を育むよう、静岡式35人学級編制等を活かした「確かな学力」の育成に取り組むとともに、高校と大学の連携・接続の促進を通じてグローバルに活躍する人材や農業、工業、商業、芸術、スポーツなどの専門性の高い人材の育成を図るなど、“ふじのくに” の未来を担う「有徳の人」づくりに向けた教育改革を実践していく。また、誰もが感動し刺激を受けるような本物の芸術文化に数多く触れる機会を提供していくとともに、地域に根ざした文学や地域学を創出することで、郷土愛や地域に対する誇りを養っていく。

第3章 “ふじのくに” づくりの戦略体系

万全な危機管理の下に、全ての活動の源となる徳のある人材の育成を進め、物心ともに豊かな人生、社会を築き上げ、持続的に発展する自立した地域をつくり、美しく輝き、人々を魅了する「富国有徳の理想郷“ふじのくに” づくり」の実現を図る。

「県民幸福度」の最大化を図るため、それぞれの戦略ごとに、理想とする姿にふさわしい高い水準の目標を掲げ、これを達成すべく、県と市町、行政と企業・NPOなどの各種団体・県民との連携・協働、子どもから高齢者までの世代間の連携・協働など、多様な主体の連携と協働により“ふじのくに”の総力を挙げて取組を進めていく。

1 「命」を守る危機管理体制の充実

(危機管理)

数値目標名	現状値	目標値
想定される大規模地震による犠牲者 (県危機政策課調査)	(平成25年度) レベル1の 地震・津波 約16,000人 レベル2の 地震・津波 約105,000人	(平成34年度) 8割減少
大規模災害時に必要不可欠な情報の共有化 (県危機政策課調査)	—	100%

(1) 「命」を守る危機管理

豊かな自然は様々な恵みをもたらすが、時として大地震、噴火、豪雨、感染症などで人々の暮らしを脅かしてきた。こうした災害の危機に備えることは“ふじのくに” づくりの最も大切な基礎であり、特に切迫性が一段と増している東海地震等に備えた危機管理体制を充実することが極めて重要である。

このため、減災力や地域防災力の充実強化を図るとともに、災害に強い地域基盤の整備など総合的な危機管理を推進し、災害や被害が発生した場合には、県、国、市町、住民、企業、関係団体が一丸となり総力を挙げて、的確に応急対策を施し、早期の復旧・復興を図る。

また、被災後の復興を先取りする「事前の復興」の考え方にに基づき、「内陸のフロンティア」を拓く取組を進め、防災・減災と地域成長の両立を図っていく。

さらに、これまで培ってきた防災対策のノウハウを国内外に発信し、国際貢献に努める一方、防災交流を通じて、本県の防災力をより一層強化する。

2 徳のある人材の育成

(教育)

数値目標名	現状値	目標値
「思いやりを持って行動できる有徳の人が増えている」と感じている人の割合(平成 21 年度 9.9%) (県政世論調査)	(平成 25 年度) 13.1%	50%
「文・武・芸」のいずれかの分野において自己を磨く努力をしている人の割合(平成 21 年度 48.5%) (県政世論調査)	(平成 25 年度) 34.5%	80%
外国人留学生数(平成 21 年5月 1,601 人) (県留学生等交流推進協議会調査)	(平成 25 年5月) 1,217 人	2,500 人

(文化・観光)

数値目標名	現状値	目標値
1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合 (平成 21 年 61.8%) (県文化政策課「文化に関する意識調査」)	(平成 24 年) 63.3%	90%
1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合 (平成 21 年 19.6%) (県文化政策課「文化に関する意識調査」)	(平成 24 年) 20.2%	50%
富士山に関心のある人の割合 (県政世論調査)	(平成 25 年度) 79.6%	100%
観光交流客数(平成 21 年度1億 4,075 万人) (県観光政策課「静岡県観光交流の動向調査」)	(平成 24 年度) 1億 3,808 万人	1億 6,000 万人

(1) 「有徳の人」づくり

“ふじのくに” の礎は人材の育成にあり、自らの資質能力を伸ばし、多様な生き方や価値観を認め合い、かかわり合いながら、より良い社会づくりに参画する、未来を拓く有徳の人づくりが必要である。

このため、学校で学び、仕事や生活の現場から学び、芸術に接し、より良い生き方を学ぶ「一に勉強、二に勉強、三に勉強」という生涯を通じて学ぶ姿勢を醸成し、学校や家庭、職場や地域が連携して、「文・武・芸」三道のいずれをも尊ぶ人材の育成を目指す学校づくりや魅力ある高等教育・学術の振興、子どもから大人まで、人生のそれぞれの段階に応じた「学びの場」を提供し、各分野で活躍する多種多様な人材が育つ環境を整える。

(2) 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに” づくり

ヒト、モノ、情報の交流や様々な文化との出会いは、自己を再認識する機会となり、相互の理解や信頼を深め、活動領域を広げるとともに、地域に活気や賑わいをもたらすことから、国内外から人々を惹きつけ憧れを呼ぶ地域づくりが大切となる。

このため、多彩で魅力ある文化の創出と継承や、スポーツに親しみ技量を高める環境づくり、多文化共生社会の形成と本県自らが直接、諸外国地域と交流する地域外交の推進により、地域の魅力を高める。さらに、ヒト、モノ、情報の活発な交流を支えるネットワークを充実し、観光をはじめ内外との多様な交流を拡大、深化させていく。

3 豊かさの実現

(全般)

数値目標名	現状値	目標値
静岡県が住みよいと思っている人の割合 (平成 21 年度 58.9%) (県政世論調査)	(平成 25 年度) 60.8%	80%
1人当たり県民所得(平成 19 年度 338.4 万円) (県統計利用課「県民経済計算」)	(平成 24 年度 速報値) 313.5 万円	360 万円以上
食料自給率(生産額ベース)(平成 20 年度概算値 52%) (農林水産省試算)	(平成 23 年度 概算値) 54%	70%
合計特殊出生率(平成 21 年 1.43) (厚生労働省「人口動態統計」)	(平成 24 年) 1.52	2
人口の社会移動(平成 21 年△3,138 人) (総務省「住民基本台帳人口移動報告」)	(平成 25 年) △6,892 人	△1,000 人以下

(経済・産業)

数値目標名	現状値	目標値
県内総生産(名目)(平成 21 年度速報値 15 兆 916 億円) (県統計利用課「県民経済計算」)	(平成 24 年度 速報値) 15 兆 8,065 億円	18 兆円以上
「食」関連産業の県内生産額・販売額 (平成 21 年度推計値 4 兆 3,000 億円) (県経済産業部調査)	(平成 23 年度 推計値) 4 兆 3,855 億円	5 兆円以上
年間有効求人倍率(平成 21 年度 0.4 倍) (静岡労働局「職業安定業務統計」)	(平成 24 年度) 0.79 倍	1.2 倍以上

(暮らし・環境)

数値目標名	現状値	目標値
環境保全活動を実践している県民の割合 (平成 21 年度 76.7%) (県政世論調査)	(平成 25 年度) 72.0%	100%
自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う県民の割合 (平成 21 年度 68.4%) (県政世論調査)	(平成 25 年度) 73.1%	80%

(健康・福祉)

数値目標名	現状値	目標値
「自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところ」と感じている人の割合(平成 21 年度 56%) (県政世論調査)	(平成 25 年度) 57.2%	80%
自立高齢者の割合(平成 20 年度 86.1%) (厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」)	(平成 23 年度) 85.1%	90%
自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合 (平成 18 年度 20.2%) (県障害者政策課調査)	(平成 24 年度) 45.4%	70%

(1) 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造

産業は、新たな価値を創出する「ものづくり」であり、ヒト、モノ、大地の資源を新しい視点で組み合わせる「ものづかい」でもある。本県は、多彩な産物、豊富な水、高度な技術などモノを生み出す様々な資源を有しており、こうした資源を最大限に活かしていくことは、本県の「場の力」を持続的に高め、産業の発展や交流人口の増加につながるものである。

一流のモノを使い一流のモノを作る産業を興し、モノを大切に使うことにより、豊かさへとつなげていく。

あわせて、健康、医療、新エネルギー分野など、今後の経済成長を担う次世代産業を育成するとともに、本県の豊かさを支える農林水産業の強化や地域産業の振興を図り、新しい産業を創出・集積して、多極的な産業構造へと転換していく。

さらに、新たな雇用の創出や本県産業を支える人材の育成を図るとともに、誰もが能力を発揮し、活躍できる就業環境の整備を進めていく。

(2) 「和」を尊重する暮らしの形成

県民が心豊かで質の高い生活を送るためには、生活と自然の融合により、ヒト、モノ、社会の調和を尊重した暮らしを形成し、それを次代に継承していくことが必要である。

このため、住まいに自然とのふれあいを取り入れた暮らし空間倍増の実現をはじめ、安全で安心できる心豊かな消費生活の推進、環境に負荷の少ない低炭素・循環型社会の構築、地域の特色ある自然資源等を生かしたエネルギーの地産地消の推進、美しい景観や自然の継承により、新しいライフスタイルの実現の場を創出し、暮らしの質の向上を図るとともに、暮らしを支える多様な主体が活躍する暮らしやすい社会の仕組みづくりを進める。

(3) 「安心」の健康福祉の実現

一人ひとりの個性やライフステージに応じて、安心して健やかに自分らしい生活を送ることはすべての県民の願いである。

このため、地域社会全体で子育てを支え、子どもを願う人が安心して子どもを育てることができる環境を整え、社会活力の維持・向上を支えるとともに、安心できる医療の提供と健康寿命日本一の取組の推進、障害のある人の自立と社会参加の支援、長寿者がいきいきと暮らせる環境やケア体制の充実、希望や自立につなぐセーフティネットの整備などにより、県民誰もが生涯を通じ、健康で、生きがいを持ち社会の中で意欲と能力を発揮して暮らすことができる社会の実現を目指す。

4 自立の実現

(交通・基盤)

数値目標名	現状値	目標値
中心都市等への30分行動圏人口カバー率 (平成21年度87.2%) (県道路企画課調査)	(平成24年度) 93.2%	93.9%
日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合(平成21年度52.8%) (県政世論調査)	(平成25年度) 51.8%	60%

(防犯・警察)

数値目標名	現状値	目標値
刑法犯認知件数(平成21年41,069件) (県警察本部調査)	(平成24年) 32,396件	27,000件以下
交通(人身)事故の年間発生件数(平成21年35,878件) (県警察本部調査)	(平成24年) 36,946件	33,000件以下の定着

(行政経営)

数値目標名		現状値	目標値
財政健全化の状況	経常収支比率(平成20年度92.5%) (県財政課調査)	(平成24年度) 94.2%	90%以下
	実質公債費比率(平成20年度末11.7%) (県財政課調査)	(平成24年度末) 15.0%	18%未満
	県自らがコントロールできる通常債の残高 (平成21年度末1兆9,610億円) (県財政課調査)	(平成24年度末) 1兆8,248億円	上限 2兆円程度
	将来負担比率(平成20年度末248.1%) (県財政課調査)	(平成24年度末) 241.1%	400%未満
県から市町への権限移譲対象法律数 (平成21年4月日本一) (一般社団法人地方行政調査会「市町村への事務移譲の実施状況調べ」)		(平成25年4月) 日本一	日本一
行政透明度 (県法務文書課等調査)		(平成23年度) 日本一※	日本一

※参考値：全国市民オンブズマン情報公開度調査結果による

(1) ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

地域の自立を促し、快適で安心できる生活を送るためには、豊かな自然に恵まれ、農林水産物などを供給する多自然共生地域と、ヒト、モノ、情報で賑わう都市地域において、特色ある地域づくりにより魅力を高めるとともに、ヒト、モノが内外を活発に行き交うことのできる、利便性が高い安全な社会基盤が必要である。

このため、身近な道路の整備や公共水域の管理、生きる力の源となる農林水産業の生産基盤の強化、中山間地域等の集落機能の維持などにより、活力ある多自然共生地域の形成を図るとともに、都市の特色を活かし、都市機能を集積することにより、集約型で暮らしやすい市街地の形成などによる、賑わいと潤いを生む都市空間の創造に取り組む。さらに、高規格幹線道路、港湾、空港など、陸・海・空の交通手段が円滑に連結した経済や暮らしを確実に支える交通基盤の拡充を進める。

(2) 「安全」な生活と交通の確保

地域社会から犯罪や交通事故をなくし、安全で安心できる暮らしを実現することは、県民共通の願いであるとともに、県民一人ひとりが取り組まなければならない重要な課題である。

このため、行政、警察、県民、事業者が連携し、人々を犯罪から守る防犯活動や交通事故の少ない安全な交通社会を目指す総合的な対策を進める。

(3) 地域主権を拓く「行政経営」

“ふじのくに”の自立した行政経営のため、県民が行政に参画しやすい環境づくりと市町の自立や市町・県の連携の促進、民間の能力や創意工夫の活用を図りながら、多様化・高度化する県民ニーズに的確かつ柔軟に対応した持続可能な取組を展開していくことが必要である。また、厳しい行財政環境が続く中、各種施策を着実に推進するためには、徹底した行財政改革に取り組む必要がある。

このため、国と地域、行政と民間の役割分担や、効果性、能率性を追及したこれまでの行財政改革の成果を踏まえつつ、県全体の効率化・最適化を目指して、県民・市町・民間の理解と参画が得られる、透明性の高い、戦略的な行政運営を進める。

第4章 戦略ごとの具体的取組

《記載内容の説明》

本章は、静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」の基本理念や目指す姿などを実現するための施策を取りまとめたものであり、平成26年度から平成29年度までの具体的取組を明らかにする。

「“ふじのくに”づくりの戦略体系」に合わせ、9つの柱それぞれを担当部局が推進する戦略として位置付けるとともに、各施策のまとめりごとに「目標」を設定し、「主な取組」については、4年間の工程表を盛り込んだ。

後期アクションプラン

第1章 計画の基本方針

- ＜基本理念＞ **富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり**
 ～ポスト東京時代の日本の理想郷を創る～
- ◎ 「命」を守る危機管理体制の充実
 - ◎ 徳のある人材の育成
 - ◎ 豊かさの実現
 - ◎ 自立の実現
- ＜目指す姿＞ 「県民幸福度」の最大化を目標とした
 「住んでよし 訪れてよし」
 「生んでよし 育ててよし」の理想郷
 「学んでよし 働いてよし」

第2章 “ふじのくに”づくりの総仕上げに向けた重点取組

理想郷の実現に向けて総力を挙げて取り組む重点テーマ

第3章 “ふじのくに”づくりの戦略体系

第5章 地域づくりの基本方向

第4章 戦略ごとの具体的取組

＜平成26年度～29年度＞

平成26年度から平成29年度までの4年間における
 具体的取組

《「命」を守る危機管理体制の充実》

1 「命」を守る危機管理

《徳のある人材の育成》

2-1 「有徳の人」づくり
 2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり

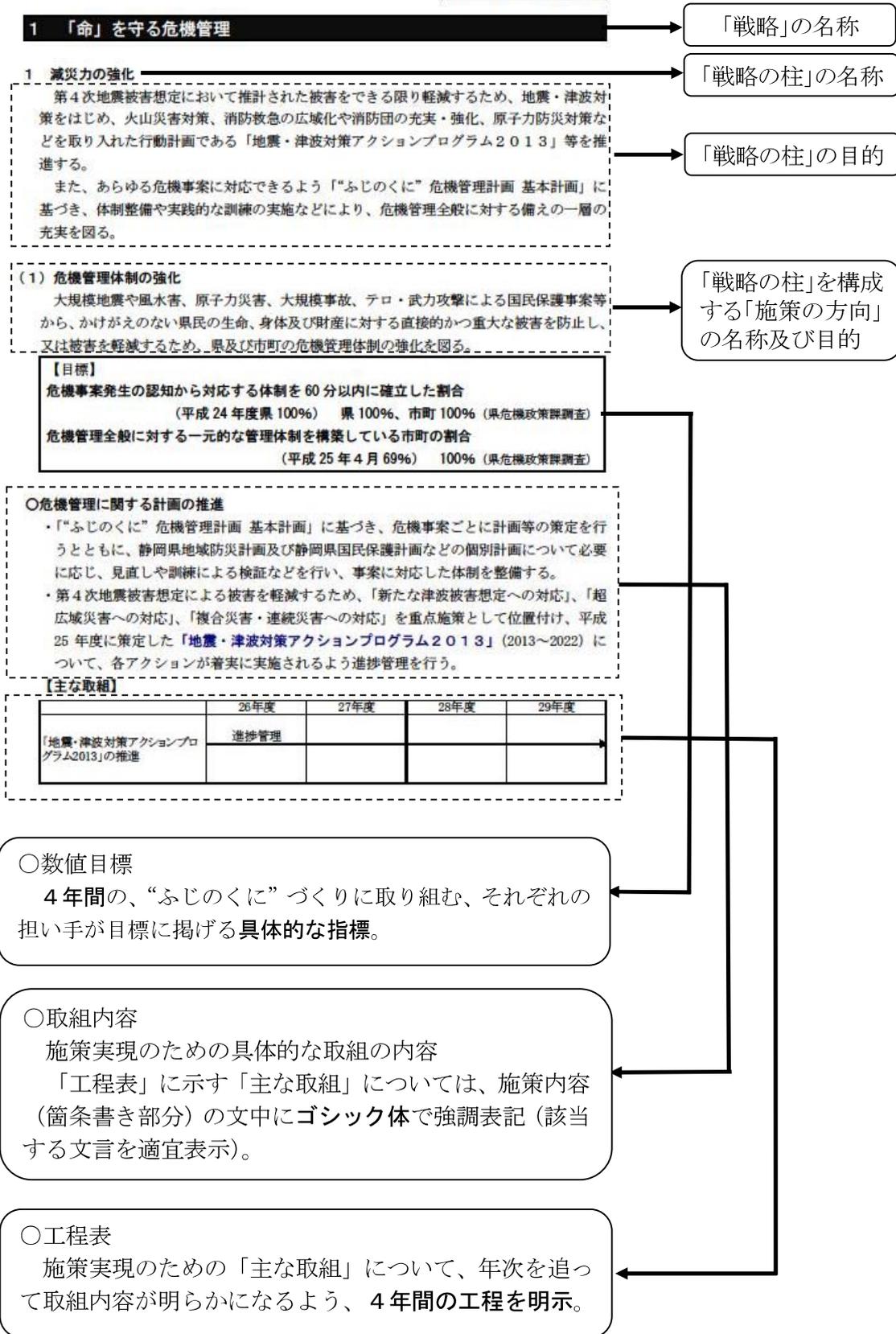
《豊かさの実現》

3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造
 3-2 「和」を尊重する暮らしの形成
 3-3 「安心」の健康福祉の実現

《自立の実現》

4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり
 4-2 「安全」な生活と交通の確保
 4-3 地域主権を拓く「行政経営」

1 「命」を守る危機管理



1 「命」を守る危機管理

1 減災力の強化

第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するため、地震・津波対策をはじめ、火山災害対策、消防救急の広域化や消防団の充実・強化、原子力防災対策などを取り入れた行動計画である「地震・津波対策アクションプログラム2013」等を推進する。

また、あらゆる危機事案に対応できるよう「“ふじのくに”危機管理計画 基本計画」に基づき、体制整備や実践的な訓練の実施などにより、危機管理全般に対する備えの一層の充実を図る。

(1) 危機管理体制の強化

大規模地震や風水害、原子力災害、大規模事故、テロ・武力攻撃による国民保護事案等から、かけがえのない県民の生命、身体及び財産に対する直接的かつ重大な被害を防止し、又は被害を軽減するため、県及び市町の危機管理体制の強化を図る。

【目標】

危機事案発生への認知から対応する体制を60分以内に確立した割合

(平成24年度県100%) 県100%、市町100% (県危機政策課調査)

危機管理全般に対する一元的な管理体制を構築している市町の割合

(平成25年4月69%) 100% (県危機政策課調査)

○危機管理に関する計画の推進

- ・「“ふじのくに”危機管理計画 基本計画」に基づき、危機事案ごとに計画等の策定を行うとともに、静岡県地域防災計画及び静岡県国民保護計画などの個別計画について必要に応じ、見直しや訓練による検証などを行い、事案に対応した体制を整備する。
- ・第4次地震被害想定による被害を軽減するため、「新たな津波被害想定への対応」、「超広域災害への対応」、「複合災害・連続災害への対応」を重点施策として位置付け、平成25年度に策定した「地震・津波対策アクションプログラム2013」(2013～2022)について、各アクションが着実に実施されるよう進捗管理を行う。
- ・災害時において適切な業務執行を図るため、県の各組織が優先的に取り組むべき業務や、災害時であっても継続すべき業務、人的資源の確保・配分等を定めた静岡県業務継続計画(BCP)の検証と見直しを毎年度行うとともに、業務継続に必要な体制を整備する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
「地震・津波対策アクションプログラム2013」の推進	進捗管理			

○市町及び関係機関等との連携

- ・災害時における市町や関係機関等と情報を共有できる体制を維持するため、「ふじのくに

防災情報共有システム（F U J I S A N）」によるシステム管理や関係者へのシステム研修を行う。

- ・危機事案に際して迅速・的確な応急対応を実施し円滑な復旧・復興につながるよう、**自衛隊やライフライン関係機関**等と平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制の強化を図る。
- ・災害時応援協定が有効に活用できるよう、協定を締結する民間団体等との意見交換会の開催や連絡窓口等の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。
- ・大規模な地震が発生した場合に、甚大な被害を受けた地域における救援・救護活動、物資輸送等を迅速に行うため、国土交通省をはじめとする関係機関と連携し、新東名高速道路や伊豆縦貫自動車道等を軸とした道路啓開オペレーション計画を策定する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
自衛隊、ライフライン関係機関等との連携強化		毎年、訓練等を計画的に実施		

○大規模災害に備えた訓練の実施

- ・県や市町職員の危機対応能力の向上を図るため、危機対策にあたる要員を対象として、年間を通じて計画的に**各種実践的な訓練**を実施する。
- ・地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び県民の防災意識の高揚を図るため、地域防災訓練等を実施するとともに、地域で防災を担う方等を対象として、D I G（災害図上訓練）、HUG（避難所運営ゲーム）、イメージT E N（自主防災組織災害対応訓練）を活用した**自助・共助の訓練**を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
各種実践的な訓練 (総合防災訓練、特化型訓練、大規模図上訓練)		毎年、計画的に実施		
自助・共助の訓練 (地域防災訓練、DIG・HUG・イメージTENの実施)		毎年、計画的に実施		

○災害情報伝達機能の強化

- ・県庁と出先機関、市町、消防本部、防災関係行政機関等を結ぶ防災行政無線について、災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した**新たな防災通信ネットワークシステムを整備・運用**する。
- ・救出・救助などの災害応急活動を迅速に実施するため、災害現場と双方向通信を行うなど、通信システムの高度利用を推進する。
- ・危機事案における国からの迅速な情報収集や県民への伝達を行うため、E m - N E T（緊急情報ネットワークシステム）及びJ - A L A R T（全国瞬時警報システム）を事案発

生時に確実に活用できるよう定期的な運用試験等を行う。

- ・ 県民に対して災害情報を正確かつ迅速に伝達するため、市町における同報無線設備等の整備のほか、マスコミに対して迅速に情報を提供する公共コモンズや緊急速報メールの活用を促進するとともに、情報を受け取った県民が的確に行動できるよう、DIG（災害図上訓練）をはじめとする地域の特性に応じた具体的な防災訓練などを行う市町の取組を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
静岡県次期防災通信ネットワークシステム整備 (防災行政無線のデジタル化)	整備工事	システム運用		

[分野別計画] “ふじのくに” 危機管理計画 基本計画、静岡県地域防災計画、
静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013

(2) 大規模地震災害・火山災害対策

本県にとって最大の危機事案である東海地震の切迫性は高まっている上、南海トラフ巨大地震など、発生する頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波にも備える必要がある。このため、一人でも多くの県民の命を守るため、自助、共助、公助による戦略的な地震対策を推進する。

また、富士山及び伊豆東部火山群への的確な応急対策が行えるよう、火山災害対策を推進する。

【目標】	
想定される大規模地震による犠牲者 8 割減少 (平成 34 年度)	(県危機政策課調査)
津波の要避難地区で避難が必要となる人に対する津波避難場所の充足率	100% (平成 34 年度) (県危機情報課調査)
多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化率 (平成 24 年度 86.5%)	92% (県建築安全推進課調査)

○生存の分岐点 72 時間の最大活用

- ・大規模な地震が発生した場合に国等の応援を円滑に受け入れるため、国の南海トラフ巨大地震等の応援計画に対応した**静岡県広域受援計画の改定**を行う。
- ・災害時における自衛隊等の応援を効率・効果的に活用できるよう、平時からの訓練などを通じ自衛隊等との連携体制の強化を図る。
- ・予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に、1人でも多くの県民の生命を救うため、ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制、被災地外からの災害派遣医療チーム (DMAT) 等救護班受入れによる治療実施体制など、医療救護計画に基づく災害時の医療救護体制を整備する。
- ・大規模な地震が発生した場合の国等による広域応援を効果的に受け入れるため、**富士山静岡空港を大規模な広域防災拠点として活用**する。
- ・大規模な地震が発生した場合に、ヘリコプターを最大限活用した救出・救助や重症患者の搬送等を迅速に行うため、ヘリコプター用の燃料を確保するとともに、災害時に使用する県内のヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
静岡県広域受援計画の改定	現行計画の検証	→		
	(国の応援計画策定) 県計画改定	→	計画の検証	→
富士山静岡空港の大規模な広域防災拠点としての活用		国の計画への位置付け、訓練による検証		

○住宅・建築物の耐震化の推進

- ・想定される巨大地震による住宅や建築物の倒壊被害から、県民の生命・財産を守るため、専門家による無料の耐震診断、耐震補強等への助成や市町等と連携した周知・啓発活動

等を行うプロジェクト「TOUKAI-0」により、**木造住宅の耐震化を促進**する。

- ・多数の者が利用する大規模な建築物の所有者に対して、個別訪問を行うなど相談体制の充実を図るとともに、耐震診断や耐震補強への助成等により**建築物の耐震化を促進**する。
- ・地震時における災害拠点施設や避難所、劇場や映画館等の安全確保・機能確保を図るため、大空間を有する建築物の天井の脱落対策を促進するとともに、エレベーターの閉じ込め等を防止するため、既存エレベーターの防災対策改修を促進する。
- ・早期に津波避難することができるよう、避難路沿道等のブロック塀の撤去・改善に対する助成等により、ブロック塀の耐震化を促進する。
- ・管理が不十分な老朽空き家については、地震時の倒壊等による危害を防ぐため、市町と連携して所有者に対する除却や適正管理の啓発、指導など、老朽空き家対策を推進する。
- ・地震による家具等の転倒やガラスの飛散防止のため、家庭内の地震対策に関する普及啓発や市町が行う家具の転倒防止対策に対して支援を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
木造住宅の耐震化の促進	プロジェクト「TOUKAI-0」の推進 耐震補強助成戸数 20,000戸 「耐震改修促進計画」の見直し		計画の推進	
多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化の促進	相談体制(指導・助言)の充実と支援の拡充による耐震化の促進 「耐震改修促進計画」の見直し		計画の推進	

○津波避難体制の整備

- ・津波による被害が想定される地域において、一人でも多くの命を守るため、津波避難タワー、津波避難マウント（命山）の整備や避難誘導の標識等の設置など、市町が行う津波避難対策に対して支援を行う。
- ・県が管理する港湾・漁港及び都市公園において、地震発生時に港内・園内の就労者や来訪者の迅速な避難を可能にするため、避難誘導施設等の整備を推進する。
- ・沿岸部の住民や来訪者の迅速な避難のため、既存の耐震水門や海岸堤防、がけ崩れ防止施設に避難用階段や避難誘導看板を設置する。
- ・県民の津波の危険性に対する意識の更なる向上を図るため、津波対策推進旬間（3月6日～15日）において、啓発活動や沿岸市町における津波避難訓練を集中的に行う。
- ・静岡県地震防災センターにおいて、平成25年度にリニューアルした展示等により第4次地震被害想定に基づく津波避難の啓発を行う。

○被災後の県民生活の支援

- ・大規模災害時に救援物資を円滑・効果的に受け入れるため、静岡県広域受援計画に基づく救援物資の受入れ体制について訓練等により定期的な検証を行う。

- ・災害時にライフラインを早期に復旧できるよう、電気・ガス・水道・通信等のライフライン関係機関との連絡会議や訓練等により連携体制の強化を図る。
- ・大規模災害時における物資の調達・輸送などにおいて、災害時応援協定が有効に活用できるよう、協定を締結する民間団体等との意見交換会の開催や連絡窓口等の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。
- ・災害時における非常用電源の確保を図るため、避難所となる公共施設等への太陽光発電と蓄電池の設置を推進する。
- ・避難所での生活によるストレスを少しでも軽減できるよう、食事、トイレ、騒音、就寝等避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を図るとともに、福祉避難所の設置をはじめ、災害時要援護者に配慮した避難所の確保を促進する。
- ・避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、県ボランティア協会等との連携体制の強化を図るための訓練等を行う。
- ・住宅の再建などにより県民生活が迅速に復旧できるよう、全国知事会と連携して被災者生活再建支援制度の充実を国へ働きかけるとともに、国の大規模災害からの復興に関する法制度の整備に合わせ、静岡県地域防災計画を修正するなど、県における復興体制の整備を図る。
- ・被災後に迅速な復旧活動ができるよう、想定津波浸水域内における官民境界調査等により、正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を促進する。
- ・緊急災害時における犬猫等の保護のため、動物救護体制の整備を図る。

○火山災害対策

- ・**富士山火山の噴火**に備えた防災体制を整備するため、山梨県・静岡県・神奈川県 の 3 県、周辺市町村及び関係機関等で構成する富士山火山防災対策協議会において、広域避難計画の策定や合同訓練などを実施する。
- ・**伊豆東部火山群の噴火**に備えた防災体制を強化するため、関係市町及び関係機関等で構成する伊豆東部火山群防災協議会において、避難計画の策定、訓練による避難計画の検証、連携体制の確認等を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
富士山火山防災対策		避難計画の策定・検証		
		●合同訓練の実施		→
伊豆東部火山群防災対策		避難計画の検証		
				→

[分野別計画] 静岡県地域防災計画、静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013、静岡県耐震改修促進計画、静岡県第6次国土調査事業十箇年計画、「内陸のフロンティア」を拓く取組 全体構想

(3) 火災予防・救急救助対策

火災の未然防止を図るとともに、火災や事故に的確に対処し、被害を最小限に抑えるため、消防救急体制の充実・強化や産業保安対策を推進する。

また、医療機関との連携や救急救命士の養成などにより救急体制の強化を図る。

<p>【目標】</p> <p>年間の出火件数（平成 24 年 1,217 件（過去 10 年の最低水準））</p> <p>1,100 件以下（過去 10 年の最低水準の 1 割減）（県消防保安課「火災統計と消防の現況」）</p> <p>救急隊のうち救急救命士を常時配備する隊の割合（平成 25 年 88.7%） 100%</p> <p style="text-align: right;">（総務省消防庁「救急・救助の現況」）</p>
--

○消防体制の充実・強化と火災予防対策の推進

- ・行財政上の様々なスケールメリットを活かして、災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化・専門化など消防力を強化する**消防救急の広域化**を図るため、実施が可能な市町から広域化を促進するなど早期の実現を目指すとともに、消防施設・設備の充実に向けた支援に努める。
- ・消防の広域化に合わせ消防救急無線のデジタル化への移行を促進する。
- ・火災予防体制を強化するため、事業所における消防設備の設置など法令順守の徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の設置に関する啓発を行う。
- ・市町の消防活動を支援するため、静岡県消防防災航空隊が運用する防災ヘリコプターを活用した消防体制の充実を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
消防救急の広域化		広域化の実現		
				8消防本部へ統合

○消防団の充実・強化

- ・消防団員の資質向上を図るため、消防学校や（公財）静岡県消防協会において消防団員への教育訓練を実施する。
 - ・**消防団員を確保**するため、防火広報活動など特定の分野や大規模災害時に限定して活動に参加できる機能別団員・分団制度の積極的な活用を市町に働きかける。特に、女性の積極的な参加を促進するため、女性の未加入消防団への働きかけや女性消防団員の受入れ環境の整備などにより、**女性消防団員の増員**を図る。
- また、サラリーマンの加入促進を図るため、事業所に対し消防団活動への理解・協力の啓発を行うとともに、協力する事業所の顕彰制度を普及する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
消防団員の確保 (女性消防団員の増員)	事業所への啓発・機能別団員・分団制度の活用			
		女性の未加入消防団への働きかけ等		
			消防団員数の充足率 100%	

※消防団員数の充足率＝県内消防団員数／県内市町の消防団員数の条例定数

○産業保安対策の推進

- ・ 高圧ガス、火薬類、危険物等による事故を防止するため、関係事業者への監視指導を行い、事業者の自主保安体制の充実を図る。
- ・ 高圧ガス、火薬類、危険物の適正な取扱い等に関する情報を発信し、啓発を行う。

○救急救助対策の推進

- ・ 傷病者の救急搬送・受入れが円滑・迅速にできるよう、消防機関と医療機関との連携体制の強化を図る。
- ・ より高度な救急需要に応えるため、救急救命士の計画的な養成を行い、救急業務の高度化に対応し得る救急業務体制の充実を図る。
- ・ 救助・救急活動を迅速、的確に遂行するため、静岡県消防防災航空隊が運用する防災ヘリコプターを活用した救助活動や救急患者の搬送体制の充実を図る。

[分野別計画] 静岡県消防救急広域化推進計画

(4) 原子力発電所の安全対策

浜岡原子力発電所の安全対策を確認するとともに、周辺での環境放射線の影響を調査し、県民に公開する。また、万一の災害発生に備え、関係機関との連携体制、災害応急対策等の充実・強化を図る。

<p>【目標】 原子力発電の仕組みや浜岡原子力発電所でどのような対策が講じられているかについて理解していると感じる県民の割合 70% (県政世論調査) 福島第一原子力発電所事故を踏まえ拡大した原子力災害対策重点区域内の関係市町、機関における原子力防災資機材の整備率 (平成 25 年度 75%) 100% (県原子力安全対策課調査)</p>
--

○原子力発電所の安全対策の推進

- ・ 県として、発電所の津波対策工事等の点検、国の検査への立会い等を通じ現地における監視を行うとともに、事業者に対して発電所の安全対策の充実を求めていく。
- ・ 事業者に対して情報公開の徹底を求めるとともに、県が把握した情報については県民に迅速に公開する。
- ・ 発電所周辺の環境放射線の監視を行い、その結果について定期的に静岡県原子力発電所環境安全協議会で確認を得るとともに公表する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
津波対策工事等の点検、国検査への立会い	津波対策工事等の点検、国検査への立会い			
発電所周辺の環境放射線の監視等	公開説明の実施、放射線監視結果の公表			

○原子力発電所の安全性に関する検証と情報公開

- ・ 浜岡原子力発電所の安全対策について、原子力規制委員会による新規制基準に基づく審査を確認するとともに、静岡県防災・原子力学術会議（原子力分科会）を開催し、最新の科学的知見からの意見を頂き、県としての徹底的な検証を行う。
- ・ 原子力に関する正しい理解の普及啓発を図るため、静岡県防災・原子力学術会議（原子力分科会）の公開、県民向けの原子力・放射線に関する講座の開催により、県民への情報公開を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
浜岡原子力発電所の安全性に関する徹底検証と情報公開	防災・原子力学術会議等による検証とその情報公開、県民講座の開催			

○原子力防災体制の整備

- ・ 万一の原子力災害の発生に備えるため、国や関係市町などの防災関係機関や事業者と連携し、原子力災害発生時の**避難計画策定**とその**実施体制を整備**するとともに**原子力防災訓練による検証**を行う。
- ・ 緊急時の対策拠点として整備が必要な**オフサイトセンター及び環境放射線監視センター**の富士山静岡空港隣接地への移転を進める。
- ・ 福島第一原子力発電所事故を踏まえ拡大した原子力災害対策重点区域に含まれる関係市町、機関に**原子力防災資機材を整備**し、その**適正な維持管理**を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
避難計画の策定・実施体制の整備、原子力防災訓練の実施	避難計画の策定・実施体制の整備、原子力防災訓練による検証 →			
オフサイトセンター・環境放射線監視センターの移転	移転 →		新施設の運用 →	
原子力防災資機材の整備・維持管理	原子力防災資機材の整備・維持管理 →			

[分野別計画] 静岡県地域防災計画

(5) 健康危機対策

「感染症」のまん延防止と健康被害の最小化を図るため、防疫措置の適切な実施、医療体制の確保など、感染症対策を推進する。

また、食中毒防止など食品の安全や生活衛生の確保のための監視・指導体制の充実・強化を図るとともに、深刻な状況にある覚醒剤や大麻などの薬物の乱用を防止するため、総合的な対策を推進する。

【目標】

人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害者数（平成 24 年度 21.1 人）	10 人以下（県衛生課調査）
食品衛生監視率（平成 22～24 年度平均 95.5%）	100%（県衛生課調査）
レジオネラ症等患者発生原因施設数（平成 24 年度 0 施設）	毎年度 0 施設（県衛生課調査）
生活衛生関係営業施設の監視率（平成 24 年度 100%）	100%（県衛生課調査）

○感染症対策の推進

- ・感染症の集団発生を防止するため、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O157 等）、インフルエンザ等の感染症に関する情報提供や防疫措置等を行う。
- ・感染症に対する医療提供体制を確保するため、感染症指定医療機関の整備、充実などに取り組む。
- ・新型インフルエンザ等の発生に対して的確に対応ができるよう、「静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、まん延防止対策や医療提供等、必要な体制を整備する。

○食品の安全確保

- ・食品の安全確保や適正表示を推進するため、食品関係施設に対し重点的・効果的な監視指導を行う。
- ・製造所段階及び流通段階における**食品、添加物の抜取り検査**や食品の放射性物質検査を計画的・緊急的に実施するとともに、食肉・食鳥肉検査やBSE検査を的確に実施し、違反食品等の排除と改善指導を行う。
- ・県民や営業者への注意喚起を図るため、食中毒や違反食品の情報を公表するとともに、ノロウイルス食中毒注意報等の発表や衛生講習会等を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
食品の抜取り検査により違反が判明した施設の改善指導の実施		食品検査の結果に基づく改善指導		
	改善率100%	改善率100%	改善率100%	改善率100%

○生活衛生の安全確保

- ・旅館等の生活衛生関係営業施設における健康被害の発生を防止するため、施設の監視・指導を着実に実施し、入浴施設のレジオネラ症等防止や温泉成分の適正表示などの安全対策を推進する。

○薬物乱用の防止

- ・薬物乱用を防止するため、啓発活動の推進や取締りの強化、再乱用防止の推進など、関係機関等と連携を図り、効果的な薬物乱用防止対策を推進する。
- ・薬物乱用防止に対する理解と認識を高めるため、児童生徒、学生を対象とした薬物乱用防止教育、一般県民を対象とした街頭啓発、薬物乱用防止県民大会などの**薬物乱用の予防啓発活動を推進**する。
- ・薬物依存症者及びその家族の支援に取り組み、再乱用の防止を推進する。
- ・麻薬等の不正使用及び不正流通を防止するため、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料等の取扱者、毒物劇物の取扱者に対する監視指導を行い、適正な使用及び管理の徹底を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
薬物乱用防止教育等の啓発活動の実施	小・中学校・高等学校での薬学講座の開催			
	開催率100%	開催率100%	開催率100%	開催率100%

[分野別計画] 静岡県感染症・結核予防計画、
しずおか食の安全推進のためのアクションプラン

2 地域防災力の充実・強化

少子高齢化社会において地域防災力を保持増強するためには、自助・共助により一人ひとりの役割が果たされ、それを公助により支えることが不可欠である。

このため、防災リーダーなど防災に関わる人材の育成や防災意識の向上とともに、自主防災組織の活性化、事業所の防災対策の充実による地域防災を支える組織の強化、救助用資機材や避難生活用資機材を確保するなど地域防災力の充実強化を図る。

(1) 組織力の強化

大規模災害が発生したときに、迅速かつ的確な災害対応を行うことができる人材を育成・活用し、自主防災組織の活性化や消防団・事業所等と自主防災組織との連携強化を図るとともに、県民の防災意識の向上のため、地震防災センターにおいて啓発を行い、地域の防災を担う自助、共助の地域社会づくりを進める。

<p>【目標】</p> <p>地震防災訓練の参加率（平成 25 年度 65.5%） 70% <small>（県危機情報課「東海地震についての県民意識調査」）</small></p> <p>地域防災力強化人材育成研修修了者 <small>（平成 22～24 年度累計 5,243 人） 平成 26～29 年度累計 6,400 人（県危機情報課調査）</small></p> <p>ふじのくに防災に関する知事認証取得者 <small>（平成 22～24 年度累計 2,460 人） 平成 26～29 年度累計 4,000 人（県危機情報課調査）</small></p>

○地域防災リーダーの育成

- ・地域防災の担い手となる**防災リーダー等の人材を計画的に育成**するため、地震防災センターを拠点とした「地域防災力強化人材育成研修」や「しずおか防災コンソーシアム」による「ふじのくに防災学講座」を実施する。
- ・地域防災力の充実・強化を図るため、「**ふじのくに防災に関する知事認証制度**」を活用し、より高度な知識、知恵及び技術を持った人材や、中学生・高校生など次世代の地域防災の担い手を育成する。
- ・大学等高等教育機関と連携して防災対策の普及啓発を行うとともに、災害発生時に自ら行動し、地域住民に対する指導を行うことができる防災専門家を育成する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
地域の防災活動を支える人材の育成	地域防災力強化人材育成研修の計画的な実施			
「ふじのくに防災に関する知事認証制度」による高度な知識等も持つ人材育成	「ふじのくに防災士養成講座」等の開催(毎年)			

※「地域防災力強化人材育成研修」… 東海地震などの大規模災害に備えて、地域防災の中心的な担い手となる人材を計画的・継続的に育成するため、静岡県地震防災センターを拠点に、自主防災組織関係者、事務所防災担当者、女性等様々な対象者ごとに開催する総合的・体系的な研修。

※「ふじのくに防災に関する知事認証制度」… 東海地震など大規模災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることのできる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手などに

知事認証を付与する制度。現在、「ふじのくに防災フェロー」、「ふじのくに防災士」、「ふじのくに防災マイスター」、「ふじのくに地域防災指導員」、「ふじのくに災害ボランティアコーディネーター」及び「ふじのくにジュニア防災士」の6つ。

○自主防災組織の活性化

- ・自主防災組織の活性化を図るため、地域防災リーダーを活用するとともに、消防団・事業所・学校と自主防災組織との連携を強化し、災害発生直後の初期救出等は地域で行うことができる共助の地域社会づくりを進める。
- ・地域の防災体制の確立や地域住民による「自助・共助」意識の高揚を図るため、地域の特性に応じた具体的な被害を想定し、自主防災組織を主体として、DIG（災害図上訓練）、HUG（避難所運営ゲーム）、イメージTEN（自主防災組織災害対応訓練）を活用した地域防災訓練を実施するとともに、「ふじのくに防災に関する知事認証制度」によりふじのくにジュニア防災士として認定された中学生・高校生の地域の防災活動への参加を促進する。

○事業所の防災対策の充実・強化

- ・事業所における防災体制の整備や防災訓練の実施など、防災活動の活性化を図るため、出前講座の実施や事業所内図面等に想定される被害状況を書き込む災害図上訓練「事業所DIG」の普及啓発等を行う。
- ・事業所の地域防災活動への参加を促進するため、地域の防災訓練への参加や自主防災組織との災害時応援協定の締結等、地域の一員として被害の軽減及び災害復旧・復興に貢献する事業所の事例を収集し、その活動の情報発信などを行う。
- ・事業所における事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、静岡県BCPモデルプランの周知を図るとともに、静岡県BCP研究会会員による普及啓発や、指導者の養成を図る。

○県民の防災意識の向上

- ・県民の防災意識の向上及び地震防災対策の推進を図るため、第4次地震被害想定及び地震・津波対策アクションプログラム2013を踏まえ、防災セミナーの開催や広報誌・ラジオ等を活用した啓発活動を実施するとともに、地震防災センターにおいて、地震体験や建築物の耐震化、家具の固定等の展示のほか、体験学習や各種防災講座を開催するなど、地震対策についての普及啓発を行う。
- ・津波や土砂災害など住居や職場が立地する地域における災害の特性に対する県民の理解を深めるため、ハザードマップの作成や避難計画の策定などを行う市町の取組を支援する。
- ・**県民の食料・飲料水の備蓄を促進**するため、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、備蓄率の向上を図る。
- ・地域における防災の先進的な取組などについて、地震防災センターを拠点として情報の収集を行うとともに、情報発信を行い、県内への普及を図る。
- ・児童生徒をはじめ県民一人ひとりの防災対応能力の向上を図るため、最新の知見に基づ

く実践的な防災教育を推進する。

- ・外国人県民にも防災に関する情報が十分に伝わるよう、パンフレットの多言語化など情報媒体を工夫する。
- ・外国人が地域の一員として主体的に地域防災に参加できるよう、防災訓練や研修会等を開催する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
県民の食料・飲料水の備蓄の促進		備蓄方法の周知等		
			県民の食料(1週間分)の備蓄率 60%	県民の飲料水(1週間分)の備蓄率 60%

[分野別計画] 静岡県地域防災計画

(2) 資機材等の整備

大規模災害時の物質的にも精神的にも極限状態の中で、地域住民が共助のために立ち上がり、連帯・協力して救出・救助や消火活動等を行うにあたっては、組織力や個人の防災知識のほか、初期消火用資機材、救助用資機材、避難生活用資機材等が、安全・確実に利用できることが大切であり、市町が予防対策として行う資機材等の整備に対して支援を行い、救助活動等の効率化を図る。

<p>【目標】 市町からの資機材等の整備要望に対する充足率（平成 24 年度 100%） 100% （県危機政策課調査）</p>

○資機材等の整備

- ・資機材整備による地域防災力の充実・強化を図るため、市町が行う小型ポンプや消火器等の初期消火用資機材、チェンソーやジャッキ等の救助用資機材、発動発電機や毛布、仮設トイレ等の避難生活用資機材の整備を支援する。
- ・市町から地震・津波対策に関する先進性や独自性のある優れた提案を積極的に募集し、採択した提案を支援するとともに、県内への普及を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
市町の資機材整備の支援		市町の資機材整備の支援		

[分野別計画] 静岡県地域防災計画

3 防災力の発信

大規模災害が発生した場合には、他の地域からの援助協力が必要となる。自助、共助の考え方は、個人やコミュニティに止まらず、地域や国の枠を越えて成り立ち、平常時における絆を強化する取組は、発災時におけるリスク分散にもつながる。

本県がこれまで東海地震対策などで培ってきた防災に関わる経験、ノウハウ、技術、知識等を国内外に伝え、国際的な貢献や交流を行うとともに、こうした防災力の発信を通じて、防災に関わる研究や人材育成を一層進めるなど、自らの防災力も強化する。

【目標】

静岡県地震防災センターの来館者数

(平成 22～24 年度累計 185,815 人) 平成 26～29 年度累計 20 万人 (県危機情報課調査)

ふじのくに防災学講座受講者数

(平成 22～24 年度累計 3,580 人) 平成 26～29 年度累計 4,400 人 (県危機情報課調査)

○国内外との防災交流

- ・熊本県及び鹿児島県と締結した災害時の相互応援に関する協定に基づき、相互の訓練への参加や情報交換等により平時からの交流を行う。
- ・本県の防災対策を学ぶため他県等から派遣される職員や国内外から訪れる地震防災センター等への視察者を積極的に受け入れる。
- ・本県が防災に関する相互応援協定を締結している中国浙江省等と危機管理に関する情報交換などの交流を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
国内外との防災交流		中国浙江省等との交流		

○地震防災センター及びしずおか防災コンソーシアムによる情報発信

- ・地域における防災の先進的な取組などについて、地震防災センターを拠点として情報の収集を行うとともに、情報発信を行い、県内への普及を図る。
- ・県と県内6大学、静岡地方気象台、報道機関等16機関により組織した「しずおか防災コンソーシアム」を活用し、セミナー・研修会の開催や共同研究、人材育成など多面的な交流・協働により防災対策を推進し、その成果を広く県民、マスコミや全国に発信していく。
- ・本県が30年来、培ってきた防災に関する知と経験の集積等を体系化する「**防災学**」の県内外への普及を図るため、防災に関する人材養成・育成を行う研修教育カリキュラム(プログラム)の構築等を目指す。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
防災学の創出	防災学の教育カリキュラム活用等による人材育成 →			

○最新の科学的知見に基づく情報提供

- ・静岡県防災・原子力学術会議並びに同会議に設置した地震・火山分科会、津波対策分科会及び原子力分科会を適時開催し、本県の防災対策等について、最新の科学的知見からの意見を頂くとともに、会議を全て公開し県民への情報提供を行う。
- ・第4次地震被害想定について、地震防災センターの展示、セミナー等により、積極的に県民への情報提供を行う。
- ・原子力に関する正しい理解の普及啓発を図るため、事業者、関係機関との連携による県民向け公開講座の開催などにより、原子力に関する情報を提供する。

[分野別計画] 静岡県地域防災計画

4 災害に強い地域基盤の整備

東海地震などの大規模災害において、建物等が倒壊せず使用可能であることが、その後の生活再建や社会復興を大きく左右する。地震の発生や気候変動に対処するため、「減災」の考えに基づいたハード・ソフトが一体となった基盤整備が重要となる。

このため、学校、病院などの公共施設や住宅等の耐震化を進めるとともに、道路、河川、港湾の改築・修繕・長寿命化や自然災害に対しても強い、防災に必要な社会資本の整備と維持管理を図る。また、迅速かつ円滑な防災対応のため、防災に関する情報の伝達、提供、周知を図り、災害に強い地域基盤を整備する。

(1) 地震災害に強い基盤整備

「減災」の考え方を踏まえ、避難所となる公共建築物や緊急輸送路等のライフラインの耐震対策、津波対策施設の整備など第4次地震被害想定及び「地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づく地震・津波対策を推進し、安全・安心な生活基盤を確立する。

【目標】

想定される大規模地震による犠牲者 8割減少（平成34年度）（県危機政策課調査）
 第4次地震被害想定を対象とした津波対策施設（河川・海岸）の整備箇所数等（整備率）
 河川 13河川（19.7%）、海岸 16.20km（15.3%）（県交通基盤部調査）

○公共建築物等の耐震化の推進

- ・市町が行う小中学校等の公共建築物の耐震化事業に対する支援を行う。
- ・地震における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化を促進する。
- ・地震に強いまちづくりを実現するため、専門家による無料の耐震診断、耐震補強等への助成や市町等と連携した周知・啓発活動等を行うプロジェクト「TOUKA I-0」により、木造住宅の耐震化を促進する。
- ・緊急輸送路等の通行の安全を確保するため、緊急輸送路等沿いに面する既存建築物やブロック塀等の耐震対策を推進する。

○災害に強く信頼性の高い道づくり

- ・大規模災害発生時に、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うため、“命の道”となる高規格幹線道路の未整備区間の解消を促進するとともに、緊急輸送路及び緊急輸送路以外の重要路線等にある**橋梁の耐震対策**を推進する。
- ・大規模災害発生時に、道路利用者のための一時避難場所や応急復旧活動の拠点として活用するため、県管理道路に隣接する道の駅に、発電設備や情報提供設備等を整備し、**防災機能を強化**する。
- ・災害時や異常気象時における道路利用者の利便性の向上を図るため、道路通行規制情報配信システム等により、通行規制に関する情報提供を充実する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
地震に備えた橋梁の耐震対策		事業実施		
	静岡県第4次地震被害想定(第二次報告)に基づく緊急輸送路の見直し(平成26年6月予定)により橋梁数が確定			
道の駅の防災拠点化	事業実施		保守・管理	
	11駅(100%)			

○海岸保全施設及び岸壁の耐震化の推進

- ・津波等による被害の軽減を図るため、地震時の液状化による海岸堤防の沈下を防ぐ対策を講じるなど堤防機能を強化するとともに、**海岸保全施設の耐震化**を推進する。
- ・港湾・漁港において、災害時に海上からの物資等の受入れが行えるよう、既存の**耐震強化岸壁の機能向上**を図るとともに、施設の適切な管理と長寿命化対策を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
海岸保全施設の耐震化 (要対策延長114.1km) (海岸:8.4km) (港湾:49.2km) (漁港:54.3km) (農地:2.2km)	耐震化した海岸保全施設の延長(整備率)			
	0.6km(0.5%) 海岸、0.1km 港湾、0.3km 漁港、0.2km 農地、0.0km	2.9km(2.5%) 海岸、0.4km 港湾、1.9km 漁港、0.6km 農地、0.0km	7.6km(6.7%) 海岸、0.7km 港湾、4.4km 漁港、2.5km 農地、0.0km	15.3km(13.4%) 海岸、0.9km 港湾、6.9km 漁港、6.9km 農地、0.6km
港湾・漁港における耐震強化岸壁の整備 (要対策箇所35バース) (港湾:24バース) (漁港:11バース)	耐震強化岸壁の整備数(整備率)			
	0バース(0%) 港湾 0バース 漁港 0バース	0バース(0%) 港湾 0バース 漁港 0バース	0バース(0%) 港湾 0バース 漁港 0バース	4バース(11.4%) 港湾 3バース 漁港 1バース

○地震・津波に強い河川整備の推進

- ・津波等による被害の軽減を図るため、河口部への水門設置や河川堤防の嵩上げなど**津波対策施設の整備**を推進する。
- ・既設の水門について、地震発生時に確実に作動するよう、適切な管理と長寿命化対策を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
津波対策施設の整備 (要対策河川 66河川)	対策が完了した河川数(整備率)			
	1河川(1.5%)	5河川(7.6%)	7河川(10.6%)	13河川(19.7%)

○津波等の被害軽減を目指した海岸線における施設整備の推進

- ・津波等による被害の軽減を図るため、**海岸保全施設を整備**するとともに、水門・陸閘等の電動化を推進する。
- ・津波の到達時間が短く、沿岸地域に多くの人口や資産が集中している本県の特徴を踏まえ、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらすレベル1を超える津波に対する安全度を向上するため、沿岸市町とともに、地域の実情に合わせて防災林や砂丘の嵩上げ、補強等を行う「静岡モデル」の実現を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
海岸保全施設の整備	海岸保全施設の整備延長(整備率)			
(要対策延長106.2km) (海岸:23.3km) (港湾:41.5km) (漁港:39.2km) (農地:2.2km)	1.0km(0.9%) 海岸、0.5km 港湾、0.3km 漁港、0.2km 農地、0.0km	3.7km(3.5%) 海岸、1.3km 港湾、1.9km 漁港、0.5km 農地、0.0km	8.6km(8.1%) 海岸、2.0km 港湾、4.4km 漁港、2.2km 農地、0.0km	16.2km(15.3%) 海岸、2.7km 港湾、6.9km 漁港、6.0km 農地、0.6km

○土地改良施設の耐震化の推進

- ・被災した場合に影響が大きい**土地改良施設（基幹水利施設、ため池等）**の地震被害を防止するため、**耐震対策**を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
土地改良施設の耐震化 (要対策施設 362箇所)	耐震性が確保された箇所数(整備率)			
	51箇所(14.1%)	80箇所(22.1%)	119箇所(32.9%)	173箇所(47.8%)

○工業用水道及び水道施設の耐震化の推進

- ・工業用水道及び水道施設の被災による周辺への被害拡大を防止するため、**耐震対策及び津波対策**を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
工業用水道・水道施設の耐震対策、津波対策 (要対策施設 46施設)	第3期耐震計画による事業実施(進捗率)			
	19施設(41.3%)	19施設(41.3%)	22施設(47.8%)	27施設(58.7%)

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、ふじのくにの“みちづくり”、
静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013、
静岡県企業局第3期中期経営計画

(2) 風水害に強い基盤整備

風水害から生活基盤を守るため、河川・海岸における治水・高潮・侵食対策、異常降雨時の道路や農地の防災対策、県民への情報提供など、ハードとソフト対策が一体となった取組を推進する。

【目標】

風水害による死者数（平成 24 年度 0 人） 毎年度 0 人

（県河川企画課・河川海岸整備課調査）

平成 10 年度以降に床上浸水被害を受けた家屋のうち、同程度の降雨に対し床上浸水被害の解消が図られた家屋数（総数 2,429 戸）（解消率）

（平成 24 年度 1,638 戸） 2,118 戸（87.2%）（県河川企画課・河川海岸整備課調査）

○大雨や台風による災害の予防対策の推進

- ・ 時間 50mm 規模の降雨により発生する洪水に対する浸水被害の防止を目指した河川整備を推進するとともに、過去に浸水被害を受けた地域に対して重点的に河川改修や洪水調節施設等の整備を実施する。
- ・ 局地的豪雨等による浸水被害を軽減するため、都市河川や床上浸水常襲地区において、流域の状況や被害形態に応じて、ハード・ソフト両面から関係機関・地域住民が一体となった総合的な治水対策を推進する。
- ・ 既設の治水施設（多目的ダム、放水路、遊水地、水門等）の機能が十分に発揮できるよう、適切な管理と長寿命化対策を推進する。
- ・ 計画的・効果的な河川工事の実施と維持管理の強化のため、河川整備の目標や実施（河川工事・維持管理）に関する事項を定めた河川整備計画を効率的に策定する。
- ・ 非常時の避難体制を確立するため、浸水想定区域における洪水ハザードマップの作成を進めるとともに、水害版図上訓練等の実施などにより、区域内の住民への周知を支援する。
- ・ 近年の気象特性や河川改修の状況等を踏まえ、水位情報周知河川に指定した河川の設定水位の検証を進め、市町への適正な水位情報の伝達を図る。
- ・ 地域住民等との協働による河川の維持管理の推進及び地域防災力の向上を図るため、リバーフレンドシップ締結団体と連携し、河川美化活動に加え、防災活動の展開を図る。
- ・ 大雨による通行規制や土砂崩れ等による地域の孤立を防ぐため、落石防止や法面崩壊防止などの**道路防災対策を推進**する。
- ・ 集中豪雨等による農業災害の未然防止や、被害の軽減を図るため、農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を行う**農地防災対策を推進**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
道路防災対策の推進	道路斜面の要対策箇所対策 (緊急輸送路上かつ事前通行規制区間内にある要対策箇所)			
				対策率 81.3%
農地防災対策の推進 (要対策施設 79地区)	豪雨対策等を実施した地区数(整備率)			
	31地区(39.2%)	39地区(49.4%)	45地区(57.0%)	50地区(63.3%)

○海岸侵食対策の推進

- ・砂浜減少による波浪への防護効果低下を防ぐため、離岸堤等の海岸保全施設整備や養浜により背後地の安全を確保する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
海岸侵食対策の推進	侵食が著しい海岸で、養浜等の実施により防護に必要な浜幅が確保されている海岸線の延長			
	20.6km	20.6km	20.6km	20.6km

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、ふじのくにの“みちづくり”、
“ふじのくに”の農山村づくり

(3) 土砂災害に強い基盤整備

近年の集中豪雨の頻発化傾向や予想される大規模地震等に対応するため、土砂崩壊による災害の防止を目指し、ハード対策（施設整備）と警戒避難体制整備への支援などのソフト対策が一体となった取組を推進し、安全・安心な生活基盤を確立する。

【目標】

土砂災害による死者数（平成 24 年度 0 人）	毎年度 0 人	(県砂防課調査)
土砂災害防止施設により保全された人口（平成 24 年度 89,700 人）	94,800 人	(県砂防課調査)

○土砂崩壊による災害の予防対策の推進〈ハード対策〉

- ・土石流が発生し被害をもたらすおそれがある、未整備の土石流危険渓流において、砂防えん堤等の**土石流対策施設の整備**を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理と長寿命化対策を推進する。
- ・がけ崩れが発生し被害をもたらすおそれがある、未整備の急傾斜地崩壊危険箇所において、擁壁等の**がけ崩れ防止施設の整備**を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理と長寿命化対策を推進する。
- ・地すべりが発生し被害をもたらすおそれがある、地すべり危険箇所において、排水ボーリング等の**地すべり防止施設の整備**を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理と長寿命化対策を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
土石流対策施設の整備 (要対策数:2,031箇所)		整備済数 (整備率)		
	460箇所(22.6%)	467箇所(23.0%)	473箇所(23.3%)	480箇所(23.6%)
がけ崩れ防止施設の整備 (要対策数:3,354箇所)		整備済数 (整備率)		
	1,139箇所(34.0%)	1,150箇所(34.3%)	1,162箇所(34.6%)	1,183箇所(35.3%)
地すべり防止施設の整備 (要対策数: 368箇所)		整備済数 (整備率)		
	177箇所(48.1%)	179箇所(48.6%)	182箇所(49.5%)	182箇所(49.5%)

○土砂崩壊による災害の予防対策の推進〈ソフト対策〉

- ・土砂災害のおそれがある未指定の土砂災害危険箇所において被害を軽減するよう、土砂災害防止法に基づく**土砂災害警戒区域等の指定**を推進するとともに、市町が行う警戒避難体制の整備を支援する。
- ・土砂災害のおそれがある範囲に暮らす住民や行政が自主避難や避難勧告の判断材料として役立てるよう土砂災害警戒情報を提供するとともに、土砂災害防止のための情報の共有化に努める。
- ・土砂災害に対する避難行動の必要性について理解を深めるため、土砂災害を想定した防災訓練、土砂災害防止講習会、出前講座（小中学生への防災意識への普及）等を実施し、

参加者の防災意識の向上を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
土砂災害警戒区域の指定 (危険箇所数:15,193箇所)		指定済数	(指定完了率)	
	11,500箇所(75.7%)	13,000箇所(85.6%)	14,200箇所(93.5%)	15,193箇所(100%)

○山地災害に強い森林づくり

- ・ 山地災害の早期復旧などを図るため、緊急性や山地災害危険地区情報等を踏まえ、優先度を明確にして**山地災害防止施設などの整備**を推進する。＜ハード対策＞
- ・ 山地災害の被災軽減を図るため、山地災害危険地区情報の提供等により、市町による避難体制の整備などを支援する。また、治山パトロールにより定期的に施設を点検し、適正な施設管理を推進するとともに、治山セミナー等を通じて、減災対策の重要性の普及啓発を図る。＜ソフト対策＞
- ・ 適正な森林整備と保全を図るため、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進するとともに、保安林の適正な配備と治山事業などによる保安林機能の向上に取り組む。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
山地災害防止施設の整備 (危険度が高い山地災害危険地区数1,160地区)		山地災害の安全対策を講じた地区数(整備率)		
	872地区(75.2%)	891地区(76.8%)	910地区(78.4%)	929地区(80.1%)

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、静岡県森林共生基本計画、
静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013

2-1 「有徳の人」づくり

1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり

子どもの社会性やコミュニケーション能力の低下が危惧される中、人格形成を幼児期から育む環境づくりが求められる。

男女が共に子どもを育み、地域ぐるみで家庭教育を支援することで、教育の原点である家庭の教育力を高める。

また、幼稚園や保育所等における教育・保育の充実、幼稚園・保育所等と小学校との連携を図り、心と体の調和した人間形成の基礎を築く環境づくりを進める。

(1) 家庭の教育力の向上

家庭における基本的な生活習慣や学習習慣、モラルやマナー、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性の育成を支援するとともに、子どもの食習慣の改善と栄養バランスの保持を進める。

【目標】

栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児児童生徒の割合（平成25年度 48.6%）

60%（県教育委員会教育総務課「朝食摂取状況調査」）

幼稚園・保育所等・小学校・中学校で家庭教育に関する交流会を実施した園・学校数

（平成25年度モデル園・校9箇所） 230箇所（県教育委員会社会教育課調査）

○家庭教育の支援体制の確立

- ・親が抱える家庭教育への不安や悩みの深刻化を防ぎ、軽減できるよう、幼稚園・保育所や学校、子育て支援機関、企業等が連携し、親同士の学び合いを支援する家庭教育のワークシートの活用を図りながら、家庭教育に関して交流・相談ができる学びあう場の設置を推進するなど、社会全体で**家庭教育支援を行う基盤づくり**に取り組む。
- ・親子で触れ合い、家族のコミュニケーションを深めることの大切さを啓発するため、各々の家庭の実情に応じて設定する「家庭の日」の推進など、市町と連携し、家庭教育に対する親の意識の向上を図る。
- ・小学校や幼稚園・保育所等で保護者・教職員等を対象に開催される人づくり地域懇談会等において、人づくり推進員によるしつけや子育ての助言等を実施し、家庭における人づくり実践活動を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
家庭教育支援の充実	家庭教育ワークシートの活用促進、幼稚園・保育所、学校との連携			
	子育て支援機関・企業等との連携の検討			
	支援部会 年3回	支援部会 年3回	支援部会 年3回	支援部会 年3回

○家庭における食育の支援

- ・食育の重要性や食の安全性について保護者への周知を図るため、ホームページ等を活用して情報発信する。
- ・児童生徒の朝食摂取率や栄養バランスのとれた朝食摂取率を高めるため、朝食摂取状況調査の実施・検証を行うとともに、「食育啓発リーフレット」の活用及び食に関するメニューコンクール等を開催し、**家庭における食育を推進**する。
- ・「第3次静岡県食育推進計画」に基づき、子どもの頃から、生涯にわたり望ましい食生活を実践する力を身に付ける取組を推進する。特に、家庭における共食を通じた子どもの食育を推進し、一人で食事をとる子どもの割合の減少を目指す。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
家庭における食育の推進	「食育啓発リーフレット」の配布・活用			
	朝食摂取状況調査結果の周知と研修会等での働きかけ			

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画、
静岡県食育推進計画

(2) 幼児教育の充実

公立、私立ともに幼稚園の教員の指導力の向上を図るとともに、保育所、小学校との連携を推進し、人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実を図る。

【目標】

「地域にある幼稚園・保育所における教育・保育が充実している」と感じている人の割合（平成25年度 52.8%） 60%

（県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」）

学校関係者評価を実施し、結果を公表している幼稚園の割合

公立（平成24年度 61.5%） 80%、私立（平成24年度 74.9%） 100%

（県教育委員会教育政策課「学校対象調査」、県私学振興課調査）

○現代的な課題に対応する教員の指導力の向上

- ・幼稚園教員の指導力向上を図るため、特別支援教育などの現代的な課題に対応する研修のほか、保育所・小学校等との教職員の合同研修を実施する。

○幼稚園・保育所・小学校との連携の推進

- ・小学校に入学したばかりの1年生が、集団生活になじめないなどの小1プロブレムを解消し、幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続ができるよう、幼稚園・保育所と小学校の交流活動など連携を推進する。

○幼児教育を支援する研修機能の充実

- ・保育士、幼稚園教諭の資質向上及び連携を図るため、幼児教育を支援する**研修拠点施設等の設置**を検討する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
幼児教育を支援する研修拠点機能の設置	研修拠点機能の設置に向けた部局間協議等の実施	協議を踏まえた拠点機能の整備、研修の実施		

○私立幼稚園における幼児教育の支援

- ・県民の多様な教育ニーズに幅広く応えるため、私立幼稚園が自主性、独自性を生かして行う魅力ある幼稚園づくりや、教員の資質向上など私立幼稚園の園児に対する教育条件の維持・向上を図る取組を支援する。

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画

2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり

心身の調和のとれた「徳のある人」を育てるためには、学問を尊び、スポーツに親しみ、芸術を愛するという、「文・武・芸」三道の鼎立が大切である。

きめ細かな指導の充実による「確かな学力」の育成、キャリア教育の推進、科学技術や情報通信技術の進歩への対応、スポーツや芸術に触れる機会の充実などを進めるとともに、教職員の児童生徒と向き合う時間の確保や資質の向上、特別支援教育の充実、私立学校への支援など、三道の鼎立を目指した学校づくりを展開する。

(1) 徳のある人間性の育成

学校・家庭・地域の連携のもと、自然や社会の中での体験活動や国際交流、芸術や文化、読書等に親しむ機会の充実を図り、心身の調和のとれた「徳のある人」を育てる。

【目標】

「困っている人がいるときは手助けをする」と答える児童生徒の割合

小学校（平成24年度 87.2%）90%、中学校（同 86.6%）90%、

高校（同 87.7%）90%

（県教育委員会教育政策課「学校対象調査」）

社会貢献（奉仕）活動を学校行事や総合的な学習の時間、学校設定科目、部活動などで実施した学校の割合

小学校（平成24年度 75.0%）80%、中学校（同 75.1%）80%、

高校（同 54.3%）65%

（県教育委員会教育政策課「学校対象調査」）

○多様な体験活動の推進

- ・児童生徒が身の回りの自然や社会への理解を深め、人として豊かに成長するよう、地域の自然環境等を生かし、学校における自然体験学習や社会貢献活動を推進する。
- ・生命の尊さや福祉への認識を深め、乳幼児や高齢者、障害者を思いやる心を育むため、高校生の**保育・介護体験実習**を実施する。
- ・異文化に触れることで自らの考え方や生き方などの視野を広げるため、**高校生のモンゴル国ドルノゴビ県・中国浙江省等との交流**をはじめ、児童生徒の国際交流を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
保育・介護体験実習の実施	全県立高等学校における実施	全県立高等学校における実施	全県立高等学校における実施	全県立高等学校における実施
モンゴル国ドルノゴビ県との高校生交流	高校生相互交流の実施		相互交流について協議	
	モンゴル高校生受け入れ	モンゴルへの高校生派遣	協議に基づいた交流の実施	

○本物の芸術・文化に触れる機会の充実

- ・児童生徒が生涯にわたって芸術や文化に親しむ態度を育むため、本物の芸術・文化に触れる芸術鑑賞教室等の開催を促進する。

- ・文化系部活動を支援する体制を充実するため、文化関係団体等との連携により、「文化の匠」の派遣の拡充を図る。

○「読書県しずおか」づくりの推進

- ・ **本に親しむ習慣を身に付けさせる**ため、静岡県読書ガイドブック「本とともにだち」あかちゃん版、小学生版、中学生版の有効活用を図る。
- ・ 成長過程に応じた「読書環境の整備」、「読書機会の提供」、「読書活動の啓発」等の施策を、家庭、地域、学校を通じた社会全体で推進するため、静岡県子ども読書活動推進計画第二次中期計画の進捗状況や課題を踏まえ、各市町で策定している計画の見直しを働きかける。
- ・ 読み聞かせボランティアと学校や公立図書館等との連携を図るため、コーディネーター役を果たす「子ども読書アドバイザー」を養成し、活用を促進する。
- ・ 図書館の資料の充実と地域における子どもの読書に対する意識を向上するため、地域の実情に応じた本の寄付制度の普及を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
本に親しむ習慣の定着	読書ガイドブックあかちゃん版、小学生版、中学生版の作成、配布			
	状況に応じて改訂			
	あかちゃん版37,000枚/年 小学生版37,000冊/年 中学生版38,000冊/年 読書ガイドブック活用の手引を配布			

○学校・家庭・地域の連携強化

- ・ 学校と地域社会の連携を図り、教育支援活動等への地域住民の参画を促進するため、外部人材の教育への活用を図る **学校支援地域本部事業の拡大**に取り組む。
- ・ 地域人材の有効活用により、学校及び社会教育活動の多様化と充実を図るため、退職教員、芸術家、スポーツ指導者などの地域の人材情報データベース「学びの『宝箱』」への人材登録の拡大に努めるとともに、市町や学校へ積極的に広報し、有効活用を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
学校支援地域本部設置促進	学校支援地域本部と同等の機能を有する組織、学校数、取組			
	の拡大推進、未設置市町への働きかけ			
	設置数 260校以上			

○学校における人権教育の推進

- ・ いじめ、体罰、インターネットによる人権侵害など、様々な人権問題の解決に向けて、自己や他者を大切にする人権教育への取組を組織的・計画的に推進するため、管理的・指導的立場にある教職員の資質向上と指導力強化を図るとともに、関係機関、団体等との連携により、人権教育の推進に取り組む各市町への支援を行う。
- ・ 各学校の具体的な **実践につながる人権教育の研修会**を実施するとともに、指導に役立つ人権教育指導資料の作成・活用や、研究指定校における研究の推進と成果の普及を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
各学校における人権教育の実践につながる研修会の実施	人権教育の推進体制及び各種研修会の充実			
		(校内研修実施率 90%)		(校内研修実施率 目標95%)

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画、
静岡県子ども読書活動推進計画－第二次中期計画－

(2) 健やかで、たくましい心身の育成

健康でたくましい心身の育成を図るとともに、学校における食育を推進し、「生きる力」の基礎を養う。

【目標】

「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合

小学校（平成24年度 88.7%）93%、中学校（同 83.1%）90%、

高校（同 82.4%）87%

（県教育委員会教育政策課「学校対象調査」）

新体力テストで全国平均を上回る種目の割合

小学校（平成24年度 86.5%）100%、中学校（同 81.5%）100%、

高校（同 94.4%）100%

（文部科学省「体力・運動能力調査」、県教育委員会スポーツ振興課「新体力テスト記録会」）

○学校における健康教育の推進

- ・学校保健の現代的な健康課題に適切に対処できるよう、保健指導等の実践力に優れた養護教諭を指導リーダーに任命し、**養護教諭の育成と支援体制の充実**を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
地域の中核となる養護教諭の育成及び若手養護教諭の資質向上	養護教諭指導リーダー連絡協議会の充実と保健室公開・保健室訪問指導			
	実施率100%	実施率100%	実施率100%	実施率100%

○子どもの心の健康問題やいじめ・不登校等へのきめ細かな指導の充実

- ・いじめの未然防止と早期発見・対応に向けて、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づく各学校の組織体制の整備等を推進する。
- ・生徒の心の健康問題やいじめ・不登校等に対するきめ細かな相談体制を整備し、指導の充実を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び学校支援心理アドバイザー等の配置を促進する。

○学校体育、スポーツ・文化活動の充実

- ・学校体育、部活動等における指導者の資質向上や安全対策を充実するため、指導協力者派遣及び学校体育指導者講習会等を実施する。
- ・児童生徒の体力の向上を図るため、全ての小・中学校、高等学校において新体力テストを実施し、調査結果等に基づいた体力向上の取組を促進するとともに、「体力アップコンテストしずおか」の普及及び運動部活動の活性化を図る。
- ・**しずおか型部活動を一層推進**するため、新たな地域のスポーツ指導者の活用の在り方や部活動の形態について検討するとともに、スポーツ・文化関係団体等との連携により、「スポーツエキスパート」や「文化の匠」の派遣等、外部指導者の活用を促進する。
- ・スポーツ・文化活動の充実のため、県中学校体育連盟・文化連盟、県高等学校体育連盟・文化連盟等の活動や全国大会等への児童生徒の派遣を支援するとともに、平成30年度に本県で開催される全国高校総体や平成32年度に開催される東京オリンピック・パラリン

ピックに向けて、子どものスポーツ活動及び運動部活動等の推進を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
しずおか型部活動の推進	推進委員会の開催（関係団体との連携）			
	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施
	活用 の在り方、新しい形態検討			
	検討会年1回実施	検討会年1回実施	検討会年1回実施	検討会年1回実施

○学校における食育の推進

- ・健やかな心身の土台づくりとなる食に関する指導を充実するため、「食に関する指導の手引き」や「学校における食育ガイドライン～食に関する指導のために～」の各学校における積極的な活用を働きかけるとともに、栄養教諭の計画的な増員を図る。
- ・地場産物の積極的な活用を推進するため、「ふるさと給食の日」、「ふるさと給食週間」、「全国学校給食週間」の開催、地域関係団体との連携、学校給食関係者への研修会等を実施する。
- ・学校給食を生きた教材として活用するため、栄養教諭・学校栄養職員に対する研修会を充実するとともに、学校・調理場訪問、**食に関するメニューコンクールを開催**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
食に関するメニューコンクールの開催	市町教育委員会、給食・食育担当者への研修会等を通じた広報・呼び掛け			
	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施 応募累計800件

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画

(3) 「確かな学力」の育成

主体的に学習に取り組む態度を育成し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図る。

【目標】

「授業の内容がよく分かる」と答える児童生徒の割合

小学校（平成24年度88.0%）90%、中学校（同71.3%）75%、

高校（同65.6%）70%

（県教育委員会教育政策課「学校対象調査」）

全国規模の学力調査で、全国平均を上回る科目の割合

小学校（平成25年度0%）100%、中学校（同100%）100%

（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

○教員の授業力の向上

- ・子どもの「確かな学力」育成のため、学力向上推進協議会等で**全国学力・学習状況調査結果の検証**を行い、**分析結果を生かした学校改善・授業改善の取組を推進**する。
- ・各学校における授業改善を推進するため、学校や地区において、若手教員の教科等の指導力を高める支援を行う教科等指導リーダーを育成する。
- ・「分かる授業」を実現するため、情報通信技術の進展や社会基盤の変化に即応したICT環境の整備・充実、教材・指導案の共有、教育総合ネットワークシステムの活用及びICTを活用した指導方法の開発や研修の充実により、ICT活用指導力の向上を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
全国学力・学習状況調査の分析結果を生かした学校改善・授業改善の取組の推進	市町教育委員会が学力向上に向けて行う教育施策の支援 (調査結果の分析、対応策の協議、リーフレットの作成・配布等)			
	全市町教育委員会にて実施			

○学校におけるきめ細かな指導の充実

- ・少人数学級による**きめ細かな学習・生活指導の充実**を図る。
- ・外国人児童生徒に対する学校生活や学習面での支援の充実を図るため、相談員等による適応指導や学習支援、指導担当者への指導、助言等を総合的に行う。さらに、市町におけるプレクラス制度等の初期支援体制の整備状況、日本語初期指導カリキュラムの活用状況、DLA（外国人児童生徒のための対話型アセスメント）の取組について情報交換等を行う。
- ・児童生徒の確かな学力を育成するため、外部人材の活用等により発展的な学習や補充学習など学力階層に応じたきめ細かな指導を推進する。
- ・児童生徒の良好な人間関係をつくるため、子どもたちが人と関わるためのスキル等高める「人間関係づくりプログラム」などを活用し、子どもや学級の実態に応じた指導の充実を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
静岡式35人学級編制の充実	静岡式35人学級編制の充実			
	意識調査による制度検証及び改善	意識調査による制度検証及び改善	意識調査による制度検証及び改善	意識調査による制度検証及び改善

○教育内容の充実

- ・小学校における外国語活動の充実を図るため、英語活動に関する教材の効果的な活用促進や、教員を対象とした研修を実施する。
- ・国際理解教育の深化及び外国語教育の充実を図るため、外国語指導助手を活用する。
- ・社会的・職業的意識を高めるため、地域や産業界との連携を強化し、「職業講話・職場見学・職場体験・就業体験」、「各学校におけるキャリア教育の体系化」など、学校教育の各段階において**キャリア教育の充実**を図るとともに、**職業教育等の実学を奨励**する。
- ・地域を理解し、地域に貢献する人材を育成するため、富士山をはじめとする**自然、文化、産業など地域の特色を生かした学習や、地域を対象とする環境教育・環境学習を推進**する。
- ・児童生徒の「確かな学力」を育成し、豊かな生活体験を充実するため、NPOや企業等、シニア世代を含む様々な外部人材を活用した学習活動や体験活動の推進を図る。
- ・本県発展の中核的存在となる人材の育成を図るため、日本や世界を代表する学者や経済人を講師に招き、ディスカッションを積み重ね、リーダーとして必要な多面的な思考力や分析力等を養う「日本の次世代リーダー養成塾」に高校生を派遣する。
- ・国際的に活躍できる科学技術者や研究者を養成するため、高校生が大学や研究所等において研究者と交流し、本格的な研究を体験する機会を設けるとともに、理数分野に関する各種コンクールへの高校生の出場を支援する。
- ・将来の地域の産業を担う専門的職業人を育成するため、専門高校等において、学科の特性を生かした教育を推進するとともに、産業教育施設・設備の充実を図る。
- ・生徒の確かな学力や健やかでたくましい心身を育成するとともに、教員の指導力の向上等を図るため、オーバードクター（博士号学位取得者）等を高等学校に派遣する。
- ・子どもたちの情報活用能力を育成する情報教育と教科指導におけるICT活用を図るため、情報通信技術の進展や社会基盤の変化に即応した**ICT機器を整備**するとともに、教員のICT活用指導力の向上を図る。
- ・特別支援学校における教育の情報化を推進するため、児童生徒の実態に合ったICT機器や学習用・支援用ソフトウェアの充実を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
地域や産業界との連携による職場見学・職場体験推進	小学校 職場見学の実施			
	実施率80%	実施率85%	実施率90%	実施率95%
地域や産業界との連携による職場見学・職場体験推進	中学校 職場体験の実施			
	実施率100%	実施率100%	実施率100%	実施率100%
地域の特色を生かした学習、地域を対象とする環境教育・環境学習の推進	地域の特色を生かした学習、地域の環境教育・環境学習の実施			
	実施率100%	実施率100%	実施率100%	実施率100%
ICT教育推進のための情報教育機器の整備	LAN設備整備			
	4校 普通教室PC整備			
	227台			733台
	パソコン教室PC整備			
	16校	16校	22校	16校

○授業外学習の支援の充実

- ・様々な生徒の状況に応じたきめ細かな学習指導の充実を図るため、放課後学習支援の実施等、**多様な人材の活用による学習支援を推進**する。
- ・児童のニーズに応じた学習を支援するため、基礎的・基本的内容から発展的な内容まで盛り込んだ学習教材を提供するインターネットラーニング「あすなる学習室」の活用を推進する。
- ・情報通信技術の進展によるICT機器の普及や社会基盤の変化に対応した、家庭と学校の連携による教育・学習システムの構築について検討する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
多様な人材の活用による学習支援の推進	県立高校における多様な人材（外部人材）の活用			
	全県立高等学校における支援員等の活用	全県立高等学校における支援員等の活用	全県立高等学校における支援員等の活用	全県立高等学校における支援員等の活用

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画、静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）

(4) 特別支援教育の充実

共生社会の形成に向け、特別支援学校の教育環境の整備等を推進するとともに、地域との連携を図りながら、全ての学校において特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導と支援の充実を図り、「共生・共育」を推進する。

【目標】

特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の指導計画を作成している学校の割合

幼稚園（平成24年度75.0%）85%、小・中学校（同91.5%）95%、

高校（同18.6%）60%

（文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」）

特別支援教育に関する校内研修を実施した割合

小学校（平成24年度90.4%）95%、中学校（同72.3%）85%、

高校（同56.5%）75%

（県教育委員会教育政策課「学校対象調査」）

○個々の教育的ニーズに応じた校内支援体制の推進

- ・生徒の実態に応じた指導を充実し、地域社会での自己実現を支援するため、全ての学校において、個別の教育支援計画・指導計画等の作成と活用を推進するとともに、特に中学校から高等学校及び特別支援学校への進学の際の有効活用に努める。
- ・LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥、多動性障害）、高機能自閉症などの発達障害を含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態に合った支援を行うため、本務教員に加え、小・中学校に非常勤講師を適切に配置する。
- ・特別な教育的支援を必要とする生徒に対し県立高等学校の教職員が適切に指導できるよう、学校支援心理アドバイザーによる教職員への支援の充実を図る。
- ・発達障害等のある高校生の学校生活への適応及び将来の自立と社会参加につなげるため、各校における支援体制及び専門的支援の充実を図る。
- ・特別支援教育における情報化を推進するため、児童生徒の実態や一人ひとりの教育的ニーズに合ったICT機器や学習用・支援用ソフトウェアの充実を図る。

○「地域の支援システム」構築の推進

- ・中学校区における特別支援教育の推進、充実を図るため、学校間ネットワークを構築するとともに、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の実施等により、指導的な役割を果たす教員を養成する。
- ・各市町における特別支援体制を充実するため、保健福祉行政担当、教育行政担当、特別支援教育コーディネーター等を対象とした協議会の実施等により、実際に業務に当たる担当者の資質向上及び連携強化を図る。さらに、特別支援教育コーディネーターを中心に地域の関係諸機関との連携を促進し、特別支援学校が担う中学校区におけるセンター的機能の一層の充実を図る。
- ・障害のある人や支援を必要とする人の相談支援の状況を一元的に把握するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の部門が連携して作成した、**相談支援ファイルの活用**を図る。
- ・個々の生徒の実態に応じた卒業後の進路実現を図るため、地域の自立支援協議会等との連携を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
相談支援ファイルの活用	「地域の支援システム」の構築状況について市町に調査を実施	相談支援ファイルの活用の推進		

○特別支援学校の整備

- ・大規模化、施設狭隘化の解消や通学負担の軽減を図るため、掛川特別支援学校及び吉田特別支援学校の施設整備や、老朽化した特別支援学校2校の改築等を進めるなど、**教育環境の整備**を推進する。
- ・特別支援学校施設整備の一層の充実のため、平成27年度に「静岡県立特別支援学校施設整備計画」の中間見直しを行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
特別支援学校の教育環境の整備	静岡県立特別支援学校施設整備計画に基づく学校整備			
		掛川特別支援学校開校 吉田特別支援学校開校 整備計画見直し		

○「共生・共育」の推進

- ・特別支援学校在籍する児童生徒が地域に生活する一員としての自覚を高めるとともに、地域における理解を深めるため、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習(学校間交流、地域交流、居住地校交流)を計画的、組織的に推進する。

○特別支援学校における職業教育と進路指導の充実

- ・小学部から中学部、高等部へと系統性のある**職業教育の充実**のため、地区別の就業促進協議会等において、地域との関係や関係機関との連携を強化する。
- ・生徒の実態に合った現場実習や職場体験の場の選択が可能になるよう、地域への啓発や受入場所の拡大に取り組む。
- ・特別支援学校高等部の生徒が、個に応じた進路が決定できるよう、障害全般に対する支援の中核を担う「障害者働く幸せ創出センター」との連携による支援の充実を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
将来を見通したキャリア教育の推進	各地区就業促進協議会等の開催2回以上	各地区就業促進協議会等の開催2回以上	各地区就業促進協議会等の開催2回以上	各地区就業促進協議会等の開催2回以上

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画、
静岡県教育情報化推進基本計画(第2期計画)

(5) 魅力ある学校づくりの推進

児童生徒をはじめ保護者や地域から信頼される魅力ある学校づくりを推進するとともに、教員の教科指導力・生徒指導力等の向上を図り、頼もしい教職員を養成する。

【目標】

「学校生活に満足している」と答える児童生徒の割合

公立小学校（平成24年度83.6%）90%、公立中学校（同73.4%）80%、
公立高校（同68.4%）80%、私立高校（同72.0%）80%

（県教育委員会教育政策課「学校対象調査」、県私学振興課「私立高校生学校満足度調査」）

「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合

公立小学校（平成24年度85.7%）90%、公立中学校（同68.1%）90%、
公立高校（同64.1%）90%、私立高校（同68.7%）90%

（県教育委員会教育政策課「学校対象調査」、県私学振興課「私立高校生学校満足度調査」）

学校関係者評価を公表している学校の割合

公立小中高校（平成24年度83.6%）100%、私立高校（平成24年度84.1%）100%

（県教育委員会教育政策課「学校対象調査」、県私学振興課調査）

特色化教育実施校比率 私立高校（平成24年度93.0%）100% （県私学振興課調査）

○学校評価システムの充実

- ・地域から信頼される学校の教育活動の一層の充実に向け、学校が行う自己評価を検証するための、保護者、地域住民等による学校関係者評価の実施及び結果の公表を促進する。

○特色ある学校づくりの推進

- ・地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、本県の実態に合った**コミュニティ・スクールの導入を促進**する。
- ・学校マネジメントの向上を図るため、**グランドデザイン（学校経営構想）**や学校経営計画書の活用を促進する。
- ・生徒や地域のニーズを踏まえた**県立高等学校の再編整備等を推進**するため、新構想高等学校の設置などを進める。
- ・地域の期待に応える、特色ある県立学校づくりを推進するため、生徒及び社会のニーズを踏まえ、新たな学科の設置や学科改善等に努める。
- ・中高6年間を見通した教育の一層の充実を図るため、公立中高一貫教育における成果や課題の検証と改善に取り組む。
- ・持続可能な社会づくりの担い手を育成するため、地球的規模の環境破壊やエネルギー問題等を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む「持続可能な開発のための教育」（ESD）を推進し、ユネスコスクールの活動を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
コミュニティ・スクール導入促進		研究協議会の開催		
	年1回	年1回	年1回	年1回
県立高等学校等の再編整備等	清流館高等学校開校 天竜高等学校開校	浜松湖北 高等学校開校		

○私立学校における魅力ある学校づくりの支援

- ・ 県民の多様な教育ニーズに幅広く応えられるよう私立学校が自主性、独自性を生かして行う魅力ある学校づくりを支援する。
- ・ 教員の資質向上など私立学校の児童生徒に対する教育条件の維持・向上のための取組を支援する。

○公立学校と私立学校の連携等の一層の推進

- ・ 子どもに対する教育を総合的に行う観点から、静岡県公私立高等学校協議会等において教科指導や生徒指導をはじめとする共通課題の情報共有や対策の検討を行うなど、公立学校と私立学校の連携の一層の推進を図る。

○教員の国際体験等の拡充

- ・ 国際理解教育の充実を図るため、**青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティアへの教員派遣を推進**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
教員の青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア等への参加推進		青年海外協力隊への教員派遣		
	8人派遣 (うち新規6人)	16人派遣 (うち新規10人)	20人派遣 (うち新規10人)	20人派遣 (うち新規10人)

○頼もしい教職員を養成する研修の充実

- ・ 教職員研修の一層の改善・充実を図るため、研修に必要なICT環境の整備・充実により、校外研修・校内研修・自己研修への活用を推進する。
- ・ 「確かな学力」育成に向けた魅力ある授業づくりを支援するため、教師用指導資料や「静岡県の授業づくり指針」の活用を推進する。
- ・ 学習指導要領を踏まえた学校改善や授業改善を推進するため、指導主事等の学校訪問指導との関連を図りながら、教科指導における実践的な指導力を高める研修等の充実を図る。
- ・ 若手教員の教科等の指導力を高めるため、学校や地区において若手教員に対する支援を行う**教科等指導リーダーを育成**する。

- ・教員の専門性が必要な業務に限定した教育委員会事務局への教員の配置を行うとともに、経験豊富で優れた教員の教育現場への配置を進める。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
教科等指導リーダーの育成	教科等指導リーダー一人当たりの若手教員への教科等年間指導回数			
	1.5回	1.6回	1.7回	1.8回
	教科等指導リーダー研修会の実施			
	年間2回実施	年間2回実施	年間2回実施	年間2回実施

○子どもの心の健康問題への教職員の対応能力の向上

- ・子どもの心の健康問題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び学校支援心理アドバイザー等を活用し、**相談体制を充実**する。
- ・いじめへの対応の充実や体罰の根絶のため、学校訪問や校内研修の支援などを通して、人権教育の視点に立った教職員の研修を充実する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
スクールカウンセラー等を活用した支援体制の充実	スクールカウンセラー等を活用した校内研修の実施			
	実施率 85%	実施率 90%	実施率 95%	実施率100%

○教職員の子どもと向き合う時間の拡充と指導準備時間等の確保

- ・教職員の多忙化解消のため、「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」における議論を踏まえ、実効性のある取組を進める。
- ・教職員のメンタルヘルスの増進を図り、退職者等を減少することができるよう、**メンタルヘルス研修会の参加促進**に加え、教職員への健康情報の提供や相談体制の整備等を行い、精神疾患の予防と早期発見に努める。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
教職員のメンタルヘルスの研修の実施	教職員のメンタルヘルス研修の受講者数			
	(3,000人以上)	(3,000人以上)	(3,000人以上)	12,000人以上 (3,000人以上)
	教職員の特別休暇(30日以上)・退職者数の減少			
				25年度比20人減少

○教職員の評価制度の運用と改善

- ・教職員の育成及び能力開発並びに学校組織の活性化を図るため、教職員人事評価を継続実施するとともに、制度運用上の改善を行う。
- ・教職員の公正な人事行政(管理)を図るため、評価結果活用についての検討を進める。

○教員の人材の確保

- ・ 様々な経験を有する多様な教員を確保するため、博士号を取得した者、国際貢献活動経験者などを対象とした**選考区分の改善**を図るとともに、教員採用試験の**適性検査の実施結果等の検証及び更なる改善**を行う。
- ・ 教員としての資質・能力と実践力を兼ね備えた人材を確保するため、国の教員養成システムの在り方やその変更等の動向を注視しながら、養成段階における大学との組織的な連携・協力をより一層推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
博士号を取得した者、国際貢献活動経験者等を対象とした教員採用選考の見直し、改善	現行選考区分の評価・検証			
		博士号を取得した者、国際貢献活動経験者等を対象とした選考の選考区分の改善		
教員採用試験における適性検査の結果等の検証とそれに基づく改善	現行適性検査の評価・検証			
			適性検査の改善	

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画

(6) 「命を守る教育」の推進

児童生徒が、自ら危険を予測し回避できる力を育成する「命を守る教育」を推進するとともに、学校における教育活動が安全な環境で実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、家庭、地域、関係機関と連携した学校安全の充実を目指す。

【目標】	
「地域や学校における防災・防犯のための取組が十分に行われている」と感じている人の割合（平成25年度 75.0%）	80%
（県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」）	
学校施設の耐震化率（平成24年度市町立小中学校 99.2%、私立高校 88.0%）	100%（平成27年度）
（文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」、県私学振興課調査）	
児童生徒の年間交通事故死傷者数（平成24年 3,966人）	3,400人以下
（県警察本部「交通事故統計」）	
地域で行われる防災訓練への幼児児童生徒の参加率 公立（平成25年度 41%※）	70%
（県教育委員会教育総務課「学校防災に関する実態調査」）	
（※平成25年度基準値は12月の地域防災訓練参加率）	
交通安全教育受講率 私立高校（平成24年度 60.7%）	80%
（県私学振興課調査）	

○学校における危機管理体制の推進

- 各学校が危機事案に迅速に対応できるよう、子どもたちを取り巻く様々な危機事案に対し、学校が組織的に適切な対応を行うための「学校の危機管理マニュアル」に加え、初動対応に関わる教職員が、最低限身に付ける必要がある行動・知識を集約した小冊子「危機対応BOOK」の活用方法を盛り込んだ「**学校安全プログラム**」の普及に努め、各学校の安全対策を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
「学校安全プログラム」の普及	小冊子「危機対応BOOK」の普及 研修会1回			
		「学校の危機管理マニュアル」の普及 研修会1回		
			学校での訓練実施	

○学校における防災対策の推進

- 地域や学校の実態に応じた防災教育を推進するため、**学校防災推進協力校を指定し、実践研究の成果を各学校に普及**するとともに、各学校における「防災教育推進のための連絡会議」の開催等を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
学校防災推進協力校による実践研究成果の普及	指定校(4校)による研究(2年)		指定校(4校)による研究(2年)	
	学校防災通信(毎月発行)による普及・啓発	● 報告会の開催	学校防災通信(毎月発行)による普及・啓発	● 報告会の開催

○学校の耐震化の推進

- ・児童生徒や災害時における避難住民等の安全を確保するため、県立学校のつり天井や照明器具など、非構造部材の耐震対策を推進する。
さらに、市町立学校については、設置者である市や町に校舎等の耐震化や非構造部材の耐震対策について早期の実施を働きかけていく。
- ・私立学校が行う学校施設の耐震化の早期完了を支援する。

○学校における系統的・横断的な安全教育の推進

- ・安全管理及び安全教育を推進するため、関係機関との連携を図り、教職員研修や安全教室を実施するなど、危機管理意識の高揚を図る。さらに、学校安全教育指導資料『命を守る力を育てる』を活用し、**児童生徒が自ら危険を予測し回避できる力を学校教育活動全体で育成**する。
- ・交通事故防止対策を充実するため、家庭や地域、警察等の関係機関と連携し、児童生徒が自らの命を守る交通安全教育を推進する。
- ・私立学校が行う交通安全教育の取組を支援する。
- ・スマートフォンや携帯電話等の利用によるトラブルやネット依存等から児童生徒を守るため、情報モラルに関する指導を含む情報教育を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
学校安全教育の推進	学校安全教育指導資料「命を守る力を育てる」の活用の促進			
	「命を守る教育」の実践事例集の作成・配布			

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画

3 魅力ある高等教育・学術の振興

高等教育機関が担うべき役割が一層増し、教育・研究活動を通じ、地域社会の発展に寄与することが期待されている。

このため、公立大学法人への支援の充実のほか、大学間及び大学・地域連携の促進などにより、高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元を進めるとともに、留学生支援の推進により世界に貢献するグローバル人材の育成を促進するなど、魅力ある高等教育・学術の振興を目指す。

(1) 公立大学法人への支援の充実

県が設立した公立大学法人が運営する静岡県立大学、静岡文化芸術大学における教育・研究機能の充実を図るため、中期目標の策定や業務実績の評価などを通じて、公立大学法人の適正な業務運営を促進するとともに、公立大学法人への財政的支援等を行う。

<p>【目標】 「大学の教育内容に満足している」と答える大学生の割合 (静岡県立大学・静岡文化芸術大学) (平成25年度81.1%) 85% (県大学課調査) 学生が希望する進路への就職・進学率(静岡県立大学・静岡文化芸術大学) (平成24年度97.4%) 100% (静岡県立大学・静岡文化芸術大学調査)</p>
--

○公立大学法人の業務運営に係る中期目標の策定及び業務実績の評価

- ・ **公立大学法人の教育・研究の向上及び業務の改善**を図るため、6年間で達成すべき業務運営に関する公立大学法人の中期目標を定め、静岡県公立大学法人評価委員会において、各事業年度及び中期目標期間の業務実績に係る評価等を行うことにより、公立大学法人が作成する中期計画に基づく業務の計画的かつ適正な運営を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
公立大学法人の教育・研究目標達成のための支援				
静岡県公立大学法人		第2期中期目標の達成への支援		
公立大学法人静岡文化芸術大学		第1期中期目標の達成への支援	第2期中期目標の達成への支援	

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画

(2) 高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元

高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元を進めるため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムの運営への支援等を通じた大学間及び大学・地域連携や、高校と大学との連携・接続の強化に向けた取組を促進する。

【目標】

「大学の教育内容に満足している」と答える大学生の割合（平成25年度 79.2%） 85%

（県大学課調査）

県内の高等教育機関が行った受託研究・共同研究の件数（平成24年度 693件） 750件

（県大学課「学生数等調査」）

○大学間及び大学・地域連携の促進

- ・ 県内大学の教育・研究力の向上や地域社会の発展への貢献、高度な学術研究の促進を図るため、**大学間及び大学・地域間との連携組織であるふじのくに地域・大学コンソーシアムの運営を支援**し、共同公開講座や中・高校生を対象とした講座の開催や学術研究助成など、教育・研究成果を地域に還元する。さらに、本県ならではの新たな地域学の創設など他の地域にない「魅力あふれる学び」を展開する。
- ・ 優れた研究成果を発表する機会を創出するため、県内の大学等との協働による国際的な学術フォーラムを開催する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
ふじのくに地域・大学コンソーシアムによる大学間及び大学・地域連携の推進	ふじのくに地域・大学コンソーシアムの運営、 大学間等連携による教育研究の充実等への支援			
		・コンソーシアムの 公益法人化 ・留学生支援ネット ワークとの統合		

○高校と大学との連携・接続の強化に向けた取組の促進

- ・ 早期に高等教育へ進む能力と意欲を持つ若者の優れた資質を伸ばすため、県内大学、高校、企業等に対し、「**飛び入学**」の導入に向けた働きかけを行うとともに、大学等が実施しやすい環境づくりに取り組む。
- ・ 高度な職業人や、多様な分野で社会や地域をリードする人材を育成するため、高校と大学との連携・接続の強化を推進しながら、農業、工業、商業、芸術、スポーツなど「**新しい実学**」の奨励に向けた取組を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
高校と大学との連携・接続の強化				
飛び入学の導入支援	「飛び入学」の実施に向けた調整・環境づくり 「新しい実学」の奨励に係る支援策の検討	「飛び入学」の実施促進・大学等が実施しやすい環境づくり 「新しい実学」の奨励・支援策の検討		
「新しい実学」の奨励				

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画

(3) 留学生支援の推進

高等教育機関や産業の競争力向上、多文化共生社会の実現を図るとともに、将来の静岡県を支え、世界に貢献するグローバル人材を育成するため、海外の高等教育機関との双方向の留学生交流・国際交流、高等教育機関の国際化などの取組の強化を図る。

【目標】

県内高等教育機関から海外への留学生数(平成24年度620人) 700人 (県大学課調査)

外国人留学生数(平成25年5月1,217人) 2,500人 (県留学生等交流推進協議会調査)

外国人留学生の増加率・人数

中国・韓国(平成25年5月903人) +100%・1,806人

東南アジア・南アジア(平成25年5月250人) +30%・325人

(県留学生等交流推進協議会調査)

○グローバルに活躍できる人材の育成

- ・県内の大学と海外の大学等との交流を促進するため、大学間協定や学生・教職員の交流などに取り組む。
- ・豊かなコミュニケーション能力を身に付け、グローバルに活躍できる人材を育成するため、**県内大学生の海外への留学を促進**する。
- ・異文化に触れることで、将来グローバルな人材になる基盤を形成するために、モンゴル国ドルノゴビ県・中国浙江省等の高校生との国際交流を推進する。
- ・高校生の留学に対する関心を高めるため、高校生留学フェアの開催など、留学に関する情報発信の機会を設ける。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
県内大学生の海外への留学促進	海外の大学との大学間協定などによる海外留学促進			

○県内高等教育機関への留学生の受入れ促進

- ・総合的な留学生支援を促進するため、**産・学・官の連携組織である留学生支援ネットワークの運営を支援**し、留学生の地域社会との交流や就職支援等を行うとともに、留学生のリクルートから滞在中のサポート、就職時・帰国後のフォローまでのいわゆる「入り口から出口まで」の一貫した支援を実施する。
- ・留学生支援ネットワークの基盤を強化し、留学生支援の取組を一層充実させるため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムとの統合を目指す。
- ・海外からの優れた人材を確保するため、留学フェアの開催やホームページ等により広く県内高等教育機関の情報発信に努める。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
留学生支援ネットワークによる 留学生支援の推進	大学・企業等へのネットワーク参画呼びかけ、東南アジアなどアジア 地区で開催される留学フェアへの出展等による留学生支援の推進			
		ふじのくに地域 ・大学コンソー シアムとの統合		

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画

4 生涯学習を支える社会づくり

より良い生き方を求める充実した人生を歩むためには、生涯にわたって学び、人格の完成を目指すための「学びの場」の形成が重要である。

県民一人ひとりが、生涯にわたり、あらゆる機会・場所で、主体的に学び続けるとともに、その学習成果を生かしてよりよい社会づくりに参画できる環境づくりを進め、家庭・学校・地域が一体となって生涯学習を支える社会の実現を目指す。

(1) 生涯にわたり学び続ける環境づくり

「生涯学習社会」の実現に向け、生涯学習を支える教育施設や拠点機能の整備・充実を推進するとともに、教育行政や教育活動に関する情報を発信し、生涯にわたる学習機会の充実を図る。

【目標】

「身近なところに、社会教育施設が整備されている」と感じている人の割合

(平成 25 年度 66.4%) 72%

(県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」)

市町の公民館等で行われている事業、活動に参加した人の割合 (平成 25 年度 24.3%)

35% (県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」)

県立中央図書館の年間利用者数 (平成 24 年度 229,731 人) 25 万人/年

(県教育委員会県立中央図書館「来館者統計」)

○多様な学習機会の充実

- 多様な生涯学習の機会を提供するため、[静岡県生涯学習情報検索ホームページ](#)により、静岡県総合教育センター主催の生涯学習関連講座や静岡県民カレッジ連携講座の情報発信の拡充を図る。
- 親子で参加できる講座を充実するため、子ども向けの授業外の学習機会の情報提供を行う「ふじのくにゆうゆう net」の個人会員への登録呼び掛けや体験活動、講座情報の拡充及びポイント制度への参加を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
生涯学習情報提供サイトの充実	「しずおか県民カレッジ」の連携講座、総合教育センター主催の生涯学習関連講座の情報等の発信			
	県民カレッジ 連携講座数 5,500	県民カレッジ 連携講座数 5,750	県民カレッジ 連携講座数 6,000	県民カレッジ 連携講座数 6,250

○社会教育施設の充実・学校施設の開放

- 指定管理者制度を導入している社会教育施設、青少年教育施設、スポーツ施設については、制度の成果と課題を検証するなど、より一層の施設の利用促進や、安全・安心で効率的な管理・運営とサービスの向上を図る。
- 地域社会における生涯学習の拠点づくりのため、学校の教室、体育施設等、[公立学校施設の開放](#)を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
学校の施設開放		教室、体育施設等の開放		
	100%	施設開放を行った学校の割合 100%	100%	100%

○図書館の整備・充実

- ・ 県民に親しまれ、活用される県立中央図書館を目指し、オンラインデータベース及びデジタルライブラリの充実、レファレンス機能の強化、静岡県図書館ネットワークシステム（おうだんくんシステム）の活用、相互貸借サービスの提供等により、県内図書館の機能等の充実を図る。
- ・ 図書館職員の資質向上と県民の読書活動を推進するため、図書館職員研修を実施するとともに、一般向け講演会などを開催する。
- ・ 施設・設備の老朽化や資料の増加による狭隘化に対応するため、県立図書館の再整備について検討する。

○「ふじのくに地球環境史ミュージアム」の整備・充実

- ・ 本県の貴重な自然史資料等を収集保管し、次世代に継承するとともに、人と自然、環境に関する調査研究や県民の生涯学習を支える拠点として、「ふじのくに地球環境史ミュージアム」を旧静岡南高校跡地に整備し、多様な研究者や学術、研究機関等との交流や連携を図り、“ふじのくに”の地域学の創造と知の拠点づくりを推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
「ふじのくに地球環境史ミュージアム」の整備・充実	改修工事 → 開設準備	ミュージアムの開設	博物館活動の充実	
	自然学習資料センターの移転			29年度以降の登録博物館への移行を目指す
	多様な研究者や学術、研究機関等との交流・連携の推進			

○生涯学習を支える新たな機能の充実

- ・ 県民の生涯学習に役立てるため、歴史的文書、文化財など、県内の貴重な文化資料の散逸を防ぎ、良好に保管し、普及公開に努めるとともに、**新たな機能の充実**を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
生涯学習を支える新たな機能の充実				
出土文化財保管庫の集約	保管場所の集約		良好な保管状況の維持・公開	
公文書館機能の整備の検討	歴史的文書等の収集・保存、公開の充実			

○教育委員会の広報・広聴活動の充実

- ・教育行政に対する県民のニーズや課題等を把握し、市町教育委員会との連携を更に進めるため、教育委員との意見交換の場や**教育委員による広聴事業の充実**を図る。
- ・教育行政や教育活動に対する県民理解を促進するため、様々な媒体を通して教育現場における教育活動や研究成果、教育委員会の取組などについて情報を発信する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
移動教育委員会等の開催	教育委員が学校等を訪問し、保護者等と直接意見交換を行う			
	年10回以上実施	年10回以上実施	年10回以上実施	年10回以上実施

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画

(2) 地域の教育力の向上

「地域の子どもは地域で育てる」という県民の意識を醸成し、家庭、学校、地域など、関係者が一体となって地域における授業外学習や読書活動等の教育活動を推進し、地域の教育力の向上を図る。

【目標】

地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合（平成25年度 9.1%） **20%**
（県政世論調査）

地域のNPOや企業等の外部人材を教育活動で活用した学校の割合

小学校（平成24年度 56.8%）80%、中学校（同 46.8%）70%、
 高校（同 46.1%）70%、特別支援学校（同 81.8%）90%

（県教育委員会教育政策課「学校対象調査」）

○地域の教育力向上のための支援の充実

- ・学校、家庭、公民館、自治会、NPO等が協力して子どもを育てるシステムづくりを支援するため、学校と地域の連携を支援する**地域コーディネーター養成講座**を実施する。
- ・地域において、人づくり推進員が人づくりへの助言等を行い、県民が取り組む人づくり実践活動を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
地域コーディネーターの養成	受講生の拡大、未受講の市町への働きかけ			
	講座受講者数 40人	講座受講者数 40人	講座受講者数 40人	講座受講者数 40人

○授業外学習の支援の充実

- ・子どもの生活体験の拡大による責任感、協調性、規範意識、忍耐力などを育成するため、自治体、子ども会、老人会、PTAなどの地域の教育力を結集して、異年齢集団が宿泊を伴う共同生活を送る**「通学合宿」の実施箇所数の拡大**を図るとともに、実施団体への支援を継続する。
- ・地域における青少年活動の活性化を図るため、シニア世代を含む様々な地域人材を活用した自然体験、世代間交流、少年スポーツなどの多様な青少年活動を実施する団体を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
「通学合宿」の拡大	実施団体への支援継続、未実施市町・団体への働きかけ			
	実施箇所数 190	実施箇所数 190	実施箇所数 190	実施箇所数 190

○地域における子どもの読書活動の推進

- ・読み聞かせボランティアと学校や公立図書館等との連携を図るため、コーディネーター役を果たす**「子ども読書アドバイザー」**を養成し、活用を促進する。

- ・図書館の資料の充実と県民の生涯学習への意識を向上するため、地域の実情に応じた本の寄付制度の普及を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
子ども読書アドバイザーの養成	2年間で40人を養成		子ども読書アドバイザーの活用	子ども読書アドバイザーの活用
	累計200人			

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画

(3) 青少年の健全育成

豊かな人間性と主体的に物事を考える子ども・若者の育成を図り、その活動を支援するとともに、子ども・若者の健全育成に向けた環境づくりに努める。

【目標】

「青少年の健やかな育成のための環境が整備されている」と感じる人の割合

(平成 25 年度 27.6%) 36%

(県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」)

地域の青少年声掛け運動参加者数 (平成 24 年度までの累計 333,966 人)

累計 385,000 人 (県教育委員会社会教育課調査)

○青少年を取り巻く諸問題への対応

- ・青少年が社会生活を円滑に営むことができるよう、市町、NPO、青少年支援団体等と連携を図りながら、「“ふじのくに”子ども・若者プラン」を推進する。
- ・**青少年を有害情報環境から保護**するため、青少年を保護する立場にある成人を対象とした研修を開催する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
青少年を有害情報環境から保護するための啓発活動	大人のためのウェブチェック講座の市町における開催数			
	累計99回	累計132回	累計165回	累計198回

○地域の青少年への積極的な大人の関わり

- ・地域の青少年の健やかな成長を支援するため、「地域の青少年声掛け運動」の拡大と定着を推進する。

○青少年のひきこもりへの対応と相談体制づくり

- ・高校生相当年齢から 30 歳代までの「社会的ひきこもり」傾向にある子ども・若者の円滑な社会復帰を支援するため、相談機能と交流機能を備えた場を運営する。

○青年リーダーの養成

- ・経済・産業・教育・行政等の分野において、海外との友好交流の促進や相互発展への取組に積極的に参画できる青年を育成するため、県と友好提携関係にある中国浙江省等の青年リーダーとの相互交流を推進する。
- ・地域で活躍する中核的な青少年リーダーを育成するため、一定の基準を設けた級位認定による活動の活性化を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
青少年リーダーの育成		級別認定指導者数(上級・中級・初級)		
	年間2800人	年間2800人	年間2800人	年間2800人

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画、
第2期“ふじのくに”子ども・若者プラン

2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり

1 多彩な文化の創出と継承

文化は、人々に生きる喜びをもたらし、人生や地域の豊かさを表す。高度な経済成長を遂げ、ポスト東京時代へと歩み始めるにあたって、本県の培ってきた文化力をより高めていくことは、地域社会の創造的な発展へとつながる。

「ふじのくに芸術回廊」を形成し、国内外から憧れを抱かれる地域の実現を図るため、伝統と歴史に培われた文化力を再認識し、個性豊かで多様な文化資源の新たな価値の発見と継承に努めるとともに、文化を「みる」、「つくる」、「ささえる」人の育成を図り、魅力ある創造活動が継続して展開できる仕組みづくりを進める。

さらに、世界遺産富士山を人類共通の財産として後世に引き継ぐための国民運動を展開するとともに、適切な保存管理と活用を進める。

(1) 地域の多彩で魅力的な文化の創造と発信

県内の先進的、創造的な文化活動を推進するとともに、子どもたちを中心に、良質な文化・芸術に触れることのできる環境づくりを進める。また、地域の文化資源を掘り起こして価値を再認識し、その魅力を積極的に発信する。こうした活動の継続により、いつでもどこでも多彩で魅力的な文化の花が咲き、県内外から憧れられる“ふじのくに芸術回廊”の実現に取り組む。

【目標】

1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合（平成24年 63.3%）	90%
（県文化政策課「文化に関する意識調査」）	
1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合（平成24年 20.2%）	50%
（県文化政策課「文化に関する意識調査」）	
県内で活動するアートNPOの団体数（平成24年度 263団体）	350団体
（県文化政策課調査）	

○ “ふじのくに”の文化を創造・発信する活動の推進

- ・憧れを生む世界的な文化を創造し、国内外に発信するため、**SPACによる新たな舞台芸術の創造**や、**国際オペラコンクールの開催**による若い才能の発掘等を推進する。
- ・世界遺産富士山を生かした芸術振興をはじめ、自然、歴史的建造物、食などの生活文化、地域に根付いた伝統芸能など、個性豊かで多彩な文化資源の価値を再認識し、適切に保存するとともに、誇りを感じることのできる魅力的な文化を形成、継承していくため、**文化資源の発掘や、その効果的な発信**を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
世界的な文化創造活動の推進	SPACによる新たな舞台芸術の創造や国際オペラコンクールの開催			
	第7回国際オペラコンクール	県民オペラ	オペラおもしろ講座	第8回国際オペラコンクール
文化資源の発掘と発信による魅力向上	衣・食・住などをテーマとした文化資源発信事業の開催			

○県民が文化に触れる機会の拡充

- ・本県の次世代の文化を担う子どもたちが本物の文化に触れる機会を充実するため、文化・芸術の楽しさや、奥深さを体験できるよう、**ふじのくに子ども芸術大学の講座の充実**を図るとともに、**県立美術館、グランシップ、SPAC**等における子どもを対象とする**鑑賞・体験事業**を推進する。
- ・県民の文化活動を活発化し、文化交流を拡大するため、**ふじのくに芸術祭をはじめ、体験講座やワークショップの開催、文化情報の提供**などにより創作や発表の場を提供する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
子どもを対象とした鑑賞・体験事業の充実	ふじのくに子ども芸術大学の講座の充実			
	県立美術館、グランシップ、SPACによる中学校鑑賞事業、各種講座等の継続実施			
県民の文化活動の活発化と文化交流の拡大	ふじのくに芸術祭の開催			
	目標応募人数 5,800人			目標応募人数 7,000人

○文化をささえる仕組みの整備とネットワークの創出

- ・県内のNPO等文化をささえる活動の担い手が事業を継続することのできる環境づくりを進めるため、活動団体が主体となって資金調達や事業の相互協力等について**情報収集や意見交換、相談等ができる場（プラットフォーム）**が形成されるよう支援を行う。さらに、文化政策審議会委員をはじめとする専門家の意見を基に、県内の**文化活動を効果的に支援する新たな組織（静岡県版アーツカウンシル）**体制づくりについて調査、研究を進める。
- ・県が実施する文化資源活用等の事業への文化団体の参画を促すとともに、県内の美術館や文化施設等が連携して鑑賞機会の充実等を図ることにより、文化に関わる様々な主体の**協働を推進**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
プラットフォーム及びアーツカウンシル機能の検討	調査、研究			
	→			
協働事業の推進	文化力活用事業の展開			
	協働運営関係団体数 3団体	協働運営関係団体数 4団体	協働運営関係団体数 4団体	協働運営関係団体数 5団体

[分野別計画] 静岡県文化振興基本計画

(2) 富士山の後世への継承

世界遺産登録後の富士山の適切な保存管理や活用を進め、世界に誇るべき国民の財産である世界遺産富士山を後世に継承する。

【目標】

富士山に関心のある人の割合（平成 25 年度 79.6%）	100%	（県政世論調査）
富士山の日協賛事業の数（平成 24 年度 361 件）	500 件	（県富士山世界遺産課調査）

○富士山の適切な保存管理

- ・富士山の顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承していくため、国・山梨県・関係市町村との連携を一層強化し、富士山の一体的な保全方法を定める**富士山包括的保存管理計画に基づく適切な保存管理**を進める。さらに、第 37 回世界遺産委員会の審議の結果を踏まえ、平成 26 年までに、「来訪者管理戦略」、「情報提供戦略」等を策定するとともに、平成 28 年 2 月 1 日までに、包括的保存管理計画の改定も含めた保全状況報告書をユネスコ世界遺産センターに提出する。
- ・富士山に係る包括的な保存管理、保護・管理に携わる人材の育成等を行う拠点として「**富士山世界遺産センター（仮称）**」を整備する。
- ・富士山の顕著な普遍的価値や適切な保存管理について理解を深め、構成資産を適切に案内できる「静岡県登録富士山世界遺産ガイド」を養成する。
- ・来訪者の増加が見込まれる中、富士山を将来にわたって適切に保存・管理していくため、山梨県との連携のもと、**富士登山者の安全確保対策や利用者負担制度**などの新たな諸課題について対応を図る。
- ・構成資産である指定文化財の保存管理を確実にを行うため、資産や周辺の**文化財調査**を行い、景観や地下の遺跡に配慮した適正な**公開・活用施設等の整備**を、各市町と連携しながら実施する。
- ・富士山の自然環境を保全するため、世界遺産登録後における自然環境への影響を調査・把握するとともに、必要な対策について、国、山梨県や関係市町と連携して取り組む。さらに、県民をはじめ、国内外からの多くの来訪者に対して登山等のマナーや環境保全活動について周知・啓発を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
包括的保存管理計画に基づく適切な保存管理	来訪者管理戦略、情報提供戦略等の策定	包括的保存管理計画改定、保全状況報告書提出		
富士山世界遺産センター(仮称)の整備	来訪者のニーズ等を踏まえた整備			情報発信
富士登山者の安全確保対策	遭難事故及び道迷い下山者(特に外国人)の防止対策			
	富士山に係る関係機関と連携した安全対策の推進			
	適正な利用者数の検討			
利用者負担制度の導入、管理運営	制度導入	管理運営、制度周知、効果検証、制度改善		
文化財調査	富士山周辺の伝統的建造物等の調査			
	富士山周辺の湯立神楽の調査			
文化財の整備	保存管理計画に基づく整備事業の実施			

○富士山を活用した様々な交流

- ・富士山に対する関心を高め、富士山の価値への理解や保全意識の醸成を図るため、富士山の日条例に基づき、年間を通じて「想い」、「考え」、「学び」そして「行動」する**富士山の日運動を推進**するとともに、民間団体による友好山交流などの富士山交流の取組を支援する。
- ・富士山に係る包括的な保存管理や自然、歴史・文化、周辺観光等の情報提供を行うなど、訪れる多くの人々のニーズに対応する拠点として「富士山世界遺産センター(仮称)」を整備するとともに、富士山周辺施設と連携し、登録を契機として増加が見込まれる来訪者に対する情報発信を行う。
- ・富士山周辺地域への来訪者に深い体験や新鮮な感動を提供するため、地元の人だけが知っている隠れたスポットの発掘や、ありのままの人々の暮らしや文化を体感する「地域魅力ふれあい型観光」を積極的に展開する。
- ・新東名高速道路利用者等に富士山の魅力をPRし、誘客等につなげるため、観光拠点となる富士山が見える休憩施設整備の支援を行う。
- ・世界遺産登録を契機に、富士山の持つ価値を再認識し、富士山の価値の後世への継承に向けた活動や世界遺産富士山に恥じない地域づくり、人づくりを国民的な運動として展開する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
富士山の日運動の推進	富士山憲章、富士山の日意義、活動の場の周知(広報・啓発)			
	富士山県民講座の開催による学ぶ機会の提供			
	県・市町・民間協賛事業等による参加型活動の促進			

(3) 伝統・歴史に培われた文化の継承

県民の歴史的、文化的資産である文化財を守り、積極的に公開・活用に努めることで、文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を育て、文化創造の源泉である文化財の価値を未来へ確実につなげていく。

<p>【目標】 文化財に関心のある人の割合（平成25年度71.7%） 75% （県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」） 国・県指定文化財の新指定件数（平成20～24年度平均4.6件） 5件以上/年 （県教育委員会文化財保護課調査）</p>
--

○文化財の適切な保存・管理

- ・文化財の保護を、より確実なものとするため、文化財の調査体制を充実し、**指定、登録等により適切な保護**を図る。
- ・予想される大規模災害の発生に備えるため、静岡県文化財等救済ネットワークの拡充など、**文化財の防災体制の整備**を促進する。
- ・平時及び有事の文化財保護体制を充実するため、文化財建造物監理士の活用に努めるとともに文化財等救済支援員の養成を進め、本県の貴重な**文化財の価値を将来へつなげる人材の育成**に努める。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
文化財の適切な保存・管理	調査事業の実施と県指定文化財の指定(3件/年)			
文化財調査の推進	→			
防災体制の整備	静岡県文化財等救済ネットワーク会議の開催(1回/年)等			
人材の育成	文化財建造物監理士の活用			
	文化財等救済支援員の養成(～H27・320人)			
	→			
	文化財等救済支援員ステップアップ講座の開催(1回/年)			
	→			

○文化財の公開・活用の推進

- ・地域の歴史・文化に関する県民の学びの場を提供するため、**文化財の展示、公開**を通じて情報発信に努めるとともに、講演会や体験学習の開催等を行う。
 - ・県民の文化財への関心を高めるため、「しずおか文化財ウィーク」を通じ、市町や文化財所有者の協力を得ながら、県民が身近に文化財に触れられる機会を提供するとともに、文化財を活用し、地域の歴史、文化に関する教育活動の充実を図る。
- さらに、県内各地に連綿と引き継がれる民俗芸能を公開し、その担い手の育成を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
文化財公開・活用事業の実施	しずおか文化財ウィーク(年1回)、民俗芸能フェスティバル(年1回)、埋蔵文化財展示会(常設展(通年)、巡回展(年2回))等の開催			

○韮山反射炉の世界文化遺産登録の実現

- ・「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産である韮山反射炉を後世に継承していくため、関係省庁や伊豆の国市を始めとした関係自治体と連携し、平成27年の世界文化遺産登録の実現に向けた取組を推進する。

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画、
静岡県文化振興基本計画

2 スポーツに親しみ技量を高める環境づくり

スポーツは人々に心身の健康をもたらし、生活に潤いや活力を与えるとともに、自分を知り、国や地域、世代、言葉の壁を乗り越えて互いを理解する人づくりの場を提供する。

ライフステージに応じたスポーツの推進や、優れた競技力を持つアスリートの育成、スポーツイベントの活用や観戦機会の提供など、地域スポーツ団体や関連企業等と連携し、スポーツを通じた交流を促進しながら、生涯を通じて誰もがスポーツに親しみ技量が高められる環境づくりを行う。

(1) スポーツに親しむ環境づくり

県民の多様化するスポーツニーズに応え、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参加できるよう、スポーツが身近にある環境を実現する。

【目標】

成人の週1回以上のスポーツ実施率（平成25年度41.4%） 50%

（県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」）

スポーツ施設利用者数（水泳場、武道館それぞれの利用者数）

（平成24年度水泳場214,493人、武道館284,822人） 年間27万人

（県教育委員会スポーツ振興課調査）

○ライフステージに応じたスポーツの推進

- ・乳幼児の体力向上を図るため、「親子運動遊びプログラム」の普及啓発を推進する。
- ・学校体育の充実や成人期のスポーツ活動を促進するため、スポーツ・レクリエーション活動の普及を図る。
- ・障害のある人のスポーツ活動を促進するため、関係機関と連携を図り、障害者スポーツ指導者の養成、障害者スポーツ教室の開催等に取り組む。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
「親子運動遊びプログラム」の普及	県内全幼稚園・全保育所への普及啓発			

○生涯スポーツを支える環境づくり

- ・スポーツに多様な形で親しむことができる環境づくりを進めるため、地域住民が主体的に運営する地域スポーツ団体のサービスの充実を図り、スポーツに関する情報の発信、障害者スポーツを含めた指導者の資質向上、スポーツボランティアの育成等の取組を推進する。
- ・地域スポーツクラブの活動の充実を図るため、クラブ間の情報交換等を行う交流事業を推進する。
- ・スポーツに親しむ機会を提供するため、誰もが参加できるスポーツイベントの充実を図

る。さらに、「ふじのくにスポーツ推進月間（10月）」を通じて、スポーツを始める機会の充実を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
県民スポーツ・レクリエーション祭の開催	スポーツに気軽に参加できる環境の提供			
				参加者数 延べ5万人

○生涯スポーツ拠点の形成

- ・ライフステージに応じ、生涯にわたってスポーツを楽しめる環境を創出するため、県営スポーツ施設の適切な管理運営を行い利用拡大に努める。
- ・県民スポーツの中心地であり、スポーツを愛好する県民誰もが親しめる県内随一の生涯スポーツの拠点である草薙総合運動場の機能向上を図るため、体育館の建替えを推進する。

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画、静岡県スポーツ振興基本計画、県営都市公園経営基本計画

(2) 競技力の向上

県内出身のアスリートが、東京オリンピックに数多く出場し活躍することは、県民に夢と希望と感動を与え、スポーツへの関心を高め、明るく豊かで活力に満ちた社会生活の形成にも寄与することとなるため、競技力の向上を図る。

【目標】	
国民体育大会における総合順位（平成 25 年度 20 位）	8 位以内 (公益財団法人日本体育協会発表)
全国高校総体、全国中学校体育大会における入賞数（平成 25 年度 103）	110 (公益財団法人日本体育協会発表)

○選手の育成・強化

- ・国内外で活躍するトップアスリートを育成するため、公益財団法人静岡県体育協会や競技団体との連携を強化し、ジュニア選手の強化、全国トップを目指す**運動部活動への支援**、県内トップレベルにある選手の強化など、選手の成長を見据え、一貫した指導が行われる体制づくりに取り組む。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
中学校・高等学校の運動部活動の強化	運動部活動強化・支援、トップアスリート派遣			高校総体、全国中学校体育大会への出場者数 延べ4,200人

○競技力を支える人材の養成

- ・**優れたスポーツ指導者を養成**するため、一流のコーチの招聘や研修会への派遣など、トップレベルの指導法を学ぶ機会を提供する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
スポーツ指導者養成研修の参加促進	上中級レベル指導者の育成及び資質向上			参加者数 延べ160人

○競技力向上のための環境整備

- ・トップアスリートの競技力向上を図るため、科学的理論に基づく医科学データを活用したトレーニング方法やスポーツ施設・設備の充実など、競技力向上に必要な環境を整備する。

○東京オリンピックに向けたジュニア世代の育成

- ・県内出身のアスリートを数多く東京オリンピックに出場させるため、競技団体との連携を強化し、候補者となるジュニア世代の選手の育成を充実する。

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画、
静岡県スポーツ振興基本計画

(3) スポーツを活用した交流促進

スポーツ活動やスポーツイベントを活用し、様々な人や文化、国や地域、企業や大学等との出会いや交流・連携の機会をつくり、心身の健康の増進、地域の一体感や活力の向上などを図る。

【目標】

「スポーツを通じた交流が行われている」と答える県民の割合

(平成25年度 49.3%) 54%

(県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」)

しずおかスポーツフェスティバル参加者数

(平成24年度 73,617人) 平成26~29年度累計 30万人

(県教育委員会スポーツ振興課調査)

○スポーツを通じた交流機会の充実

- ・青少年の国内外におけるスポーツ交流を進めるため、小・中学生や高校生による国際交流親善試合の開催を促進する。
- ・県内の様々な世代やグループのスポーツを通じた交流を進めるため、しずおかスポーツフェスティバルなど、誰もが参加できるスポーツイベントを開催するとともに、「ふじのくにスポーツ推進月間(10月)」を通じて、スポーツを始める機会の充実を図る。さらに、体力や競技レベルに応じて気軽に参加できる**各種のスポーツ大会の開催**を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
地域スポーツ大会の開催促進	市町民が参加できるスポーツイベントの開催			
	参加者数の合計 50万人	参加者数の合計 50万人	参加者数の合計 50万人	参加者数の合計 50万人

○スポーツ観戦機会の充実

- ・県内での各種トップスポーツを身近で楽しむ機会を提供するため、国際的、全国的なスポーツイベントの開催を誘致するとともに、イベントを契機とした交流を促進する。
- ・スポーツ観戦機会の充実を図るため、草薙総合運動場、小笠山総合運動公園を中心に、県営都市公園においてスポーツイベントを誘致する。

○ラグビーワールドカップ2019の静岡県開催の実現

- ・スポーツを通じた交流やスポーツ観戦機会の充実を図るため、ラグビーワールドカップ2019の静岡県開催に向けた取組を推進する。

○東京オリンピック・パラリンピックを活用した交流の促進

- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を受け、スポーツを通じた交流を促進し、地域の振興に結びつけるため、競技団体や市町と協力し、**合宿の誘致等**の取組を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
合宿等の誘致	候補地・競技調査、PR		IOC、競技団体への働きかけ	

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画、
 静岡県スポーツ振興基本計画、県営都市公園経営基本計画、
 ふじのくに観光躍進基本計画

3 多文化共生と地域外交の推進

経済や情報のグローバル化が進み、日々の暮らしにも影響が見られる中で、自らの地域や文化に対する誇りと生活の豊かさを保つためには、国や地域による文化の違いを相互に理解し、国内外の人々と積極的に関わり、認められる自立した地域となる必要がある。

様々な文化に触れ合う機会や環境を整え、国際理解の促進に取り組み、誰もが安心して活躍できるような多文化共生社会の形成を進める。また、海外駐在員事務所を核に、ふじのくにの魅力発信、民間を主体とする交流の促進、地域レベルの通商拡大への支援などを通じ、交流人口の拡大や経済交流の促進を図る。さらに、将来の交流を担う人材の育成の観点から国際協力や国際貢献を推進し、友好的互惠・互助を基本とする地域外交を展開する。

(1) 多文化共生社会の形成

県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解と協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすことができ、本県を訪れる外国人が滞在しやすい環境にも配慮した地域づくりを進める。

【目標】	
「多文化共生」という言葉の認知度（平成 25 年度 30%）	51% （県政世論調査）
外国語ボランティアバンク登録者数（平成 24 年度 973 人）	1,250 人 (県多文化共生課調査)

○誰もが理解しあえる地域づくりの推進

- ・外国人県民と日本人県民双方が相互の文化や生活習慣を理解し合う**多文化共生意識の定着**を図るため、各国の文化・生活習慣等をまとめた多文化共生手引書の作成・活用等により、人権が尊重される多文化共生の地域づくりを進める。
- ・**外国人県民のコミュニケーションを支援**するため、多言語での情報提供や、外国語ボランティアの育成と資質向上等の取組を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
多文化共生意識の定着	多文化共生手引書の作成・活用促進 意見交換会の開催(タウンミーティングや フォーラム、関係機関連携会議等) 国際交流員出前講座の開催 ふじのくに留学生親善大使活動		進捗評価等を踏まえた取組の充実	
外国人県民のコミュニケーション支援	インターネットラジオ、FM、フェイスブック等の 多言語情報提供 外国語ボランティアバンク登録推進と ボランティアの資質向上		進捗評価等を踏まえた多言語情報提供 体制の充実	

○誰もが快適に暮らせる地域づくりの推進

- ・外国人県民である子どもの社会的自立に向け、進路相談や適応指導・学習支援など、全ての**子どもが適切な教育を受けられる環境の整備**を図る。
- ・**外国人県民の雇用安定**に向け、外国人労働者の雇用の適正化についての意識啓発など、雇用・就労環境の整備を図る。
- ・外国人県民の生活環境全般の充実に向け、居住・医療・保健・福祉などの分野の情報提供や相談体制等の充実を図る。
- ・外国人県民が広く活躍できるよう、各種審議会への参加促進等、地域や行政など多方面の分野に参画できる場づくりを促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
子どもの教育環境整備	進路指導手引書を活用した進路相談促進等		進捗評価等を踏まえた進路相談促進等の教育環境の充実	
外国人県民の雇用安定	外国人労働者の雇用適正化憲章の普及啓発、賛同企業の拡大、企業の取組事例紹介等		進捗評価等を踏まえた普及啓発等の充実	

○誰もが安全・安心を実感できる地域づくりの推進

- ・**外国人県民の危機管理対策を推進**するため、防災分野における「やさしい日本語」の普及促進、外国人県民向けの防災知識・情報の普及啓発、災害時対応を想定した外国語ボランティアの資質向上などを行う。
- ・外国人県民の防犯・交通安全対策を推進するため、多言語による広報啓発などを行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
外国人県民の危機管理	地震防災ガイドブック「やさしい日本語」版を活用した研修促進			
	多様な外国人県民が集う日本語教室で実施			全ての日本語教室で毎年実施

○国際化に対応した旅券発給サービスの提供

- ・地域の国際化に対応するため、市町との連携により住民に身近なところで、適正かつ円滑な旅券発給を行う。
- ・県民の国際感覚の涵養及び富士山静岡空港の利用促進につなげるため、市町等との連携により、旅券の取得を促進する環境整備を図る。

[分野別計画] ふじのくに多文化共生推進基本計画

(2) 地域外交の推進

世界、特に東アジアを中心に、本県の交流人口や通商の拡大を図るため、富士山静岡空港の就航先等の国や地域（中国、韓国、モンゴル、台湾、東南アジア、米国）を交流の重点国・地域と位置付け、姉妹都市交流を進める県内の市町とのネットワークを強化するほか、海外との交流を進める企業、民間団体等と連携し、海外駐在員事務所を核として、世界文化遺産である富士山をはじめとしたふじのくにの魅力発信、民間を主体とする交流促進や将来の交流を担う人材育成などを通じて、友好的互惠・互助関係を基本とする地域間交流を進める。

また、2020年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」を機会に、各国の事前合宿を含めたスポーツ交流や観光誘客などの分野で、重点国・地域との更なる交流の強化を目指す。

【目標】

県及び県内市町の国際交流協定提携数（平成24年度79件） 100件（県地域外交課調査）

○中国との交流

- 中国との新たな結びつきを創出するため、中国駐在員事務所を活用し、友好提携から30年以上となる浙江省とこれまで築いてきた関係を「静岡県－浙江省フォーラム」の開催等を通じて、観光、経済、教育・文化などの分野において交流を更に強化する。さらに、民間交流を支援することで、武漢や上海など富士山静岡空港からの路線就航のある都市等との関係強化を図るとともに、上海経由のトランジット便を活用した東南アジア等からの観光誘客を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
中国との交流(浙江省と武漢・上海・泰安などとの交流)	浙江省等との交流、武漢等での民間団体間のマッチング支援など			
	静岡県-浙江省フォーラム浙江省開催 静岡県-浙江省卓球大会本県開催	静岡県-浙江省フォーラム本県開催	静岡県-浙江省フォーラム浙江省開催	浙江省友好提携35周年 静岡県-浙江省フォーラム本県開催

○韓国との交流

- 韓国との交流促進と定期便就航を拡大するため、韓国駐在員事務所を活用し、友好協定を締結した忠清南道と民間交流支援や観光、経済、教育・文化、防災など多様な分野で関係の強化を図るとともに、教育・文化分野の交流を通じて、釜山、済州や慶州などとの関係強化を進める。さらに、富士山静岡空港からの定期便就航先である仁川経由のトランジット便を活用した東南アジア等からの観光誘客を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
韓国との交流(忠清南道と釜山・済州などとの交流)	忠清南道との交流(観光、危機管理、留学生等)、民間団体間のマッチング支援 高校生の教育旅行の充実など			
	忠清南道との民間交流		忠清南道友好協定締結3周年	

○モンゴルとの交流

- ・モンゴルとの将来的な友好関係の基盤を強化するため、友好協定を締結したドルノゴビ県を交流の核として、現地との連絡機能の拡充を図る。
- ・高校生等の相互交流、医療・インフラ分野等の技術研修員の本県受入れ等により、両県民の相互交流を拡大するなど、モンゴルとの関係強化に繋がる人材交流を推進するほか、エネルギー分野などの経済交流を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
モンゴルとの交流(ドルノゴビ県との交流)	県民交流団の派遣によるドルノゴビ県との交流 高校生の相互交流、技術研修員の受入など			→
	ドルノゴビ県友好協定締結3周年		ドルノゴビ県友好協定締結5周年	

○台湾との交流

- ・台湾との新たな結びつきを創出し、本県と台湾の双方における認知度を高めるため、台湾駐在員事務所の機能拡充を図るとともに、交流の核として活用し、防災分野の連携や県内企業の展開や県産品の販路拡大等の経済的活動に対する支援を図る。さらに、台湾及び台北経由のトランジット便を活用した東南アジア等からの観光誘客を促進するなど、静岡ー台北間定期航空便のデイリー化を目指し、更なる台湾との交流拡大を進める。
- ・マラソン大会等を通じた市民スポーツ交流や青少年交流、富士山と玉山の友好山交流などの民間交流の拡大を図るため、民間団体間のマッチング支援などを行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
台湾との交流	台湾全域との交流、民間団体間のマッチング支援、防災連携、青少年交流、市民スポーツ交流、富士山-玉山友好提携による交流、高校生の教育旅行充実等			→
	台北マラソン等のスポーツ交流			

○東南アジアとの交流

- ・東南アジアの経済活力の取込と航空路線の就航促進を図るため、東南アジア駐在員事務所を活用し、県内企業の展開や県産品の販路拡大等の経済的活動に対する支援を行う。さらに、観光交流協定を結ぶタイなどからの観光誘客や富士山静岡空港からのチャーター便、トランジット便の活用による路線就航の促進、教育・文化分野の交流促進により、東南アジアとの交流拡大を進める。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
東南アジアとの交流	ビジネスサポートデスクによる県内企業支援、静岡フレンズとの連携タイ等へのチャーター便等による路線就航促進 など			→
	タイ等のネットワーク強化			

○米国との交流

- ・米国との地域レベルでの連携強化を図るため、日米防災会議の開催など防災分野における連携やハワイ州とのクリーンエネルギー分野の協力推進など本県の特徴を生かした新たな交流実績を踏まえ、ハワイ州、カリフォルニア州、ロードアイランド州などの各州とそれぞれの特性に応じた交流を進める。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
米国との交流	日米カウンシル知事会議参加、ハワイ州クリーンエネルギーEXPO参加、ロードアイランド州との大学間交流など			
	カリフォルニア州との ビジネス交流			

○その他の国・地域との交流

- ・潜在的な市場として魅力を持つインドやロシア、景観整備等の参考となるオセアニアや欧州などの国や地域と本県との相互にメリットのある交流の可能性について検討していく。

[分野別計画] 静岡県地域外交基本方針

(3) 国際協力の推進

国際協力ボランティアへの参加促進や将来の交流を担う人材の育成などの国際協力、国際貢献を地域レベルで実施することにより、世界における本県の存在感を高める。

<p>【目標】 青年海外協力隊累積派遣者数（平成 24 年度 1,303 人） 1,550 人 （JICA 中部「JICA ボランティア実績資料」）</p>

○国際協力ボランティアへの参加促進と経験者の能力発揮支援

- ・ 広く県民や県内企業等に対して、国際協力ボランティア制度の周知と参加を促進して、ものづくりをはじめとする本県の持つ特色を国際貢献の中で活かすとともに、帰国者報告会の開催や出前講座の実施、企業等への働きかけによる帰国後の再就職支援などにより、諸外国で多様な能力を発揮し帰国した国際ボランティア活動の経験者などが、その**経験や能力を“ふじのくに”づくりに生かす環境整備**を行う。
- ・ 国際貢献を担うリーダーを養成する **JICA グローバル大学院設立**に向け、国等に対し、設立及び本県への誘致に関する働きかけを行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等国際協力ボランティアへの参加促進と経験者の支援	現職派遣参加制度導入への働きかけ 募集説明会の開催、帰国者報告会の開催、再就職支援			
JICA グローバル大学院設置・誘致に向けた取組	関係情報の収集 国等関係機関への働きかけ			

○将来の交流を担う人材の育成

- ・ JICA 等と連携しながら、モンゴル、東南アジア、中国、南米から、インフラ分野などの技術を本県で学ぶ**海外技術研修員を積極的に受け入れる**。
- ・ 教育旅行やスポーツ交流の充実等を図り、本県とモンゴル、台湾、韓国などとの**青少年の相互交流**を進める。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
将来の交流を担う人材の育成	モンゴル・東南アジアなどからの技術研修員の受入			
	高校生の相互交流(モンゴル、台湾、韓国など)			

[分野別計画] 静岡県地域外交基本方針

4 交流を支えるネットワークの充実

多様な交流の実現のためには、ヒトやモノ、情報が域内はもちろんのこと、遠隔地とも短時間で円滑に行き交え、本県の中心性を実感でき、地域の魅力の新結合により広域的な価値を高められるネットワーク環境が必要である。

富士山静岡空港の新規路線の開設をはじめとする広域交通ネットワークの充実、鉄道・バス等の公共交通機関の維持、活性化など、国内外につながる広域交通網と地域交通網が連携した交通体系の整備を進めるとともに、情報通信基盤の整備とICTの積極的な活用を促進し、日本海に至る南北軸の交流をはじめ、多様な交流を支えるネットワークの充実を図る。

(1) 広域交通ネットワークの充実

ヒトやモノの交流や活発な経済活動を支えるため、本県と海外や国内遠隔地を結ぶ航空ネットワークや鉄道、道路、海上交通ネットワークなど、広域交通ネットワークの充実を図る。

【目標】

国内旅客輸送人員（静岡県分）（平成 23 年度 3 億 200 万人）	3 億 200 万人	（国土交通省「旅客地域流動調査」）
富士山静岡空港の利用者数（平成 24 年度 44.7 万人）	70 万人	（県空港利用促進課調査）
富士山静岡空港の 1 日平均定期便発着便数（平成 24 年度 16 便）	24 便	（県空港利用促進課調査）
富士山静岡空港の貨物取扱量（平成 24 年度 585 t）	1,200 t	（県空港利用促進課調査）

○ヒトの交流を促す交通ネットワークの充実

- ・リニア中央新幹線の開業に伴う「のぞみ」型輸送ニーズの移転を契機として、東海道新幹線の県内駅への停車本数増加について、地元市町、経済団体等と協力して働きかけを行う。
- ・大規模な広域防災拠点としての位置付けや首都圏空港の機能を補完する空港としての利活用促進を図り、**富士山静岡空港と直結した新幹線新駅の実現**に向けた取組を推進する。
- ・富士山静岡空港の利便性を向上するため、空港との接続駅、多頻度運行やバスダイヤなどの改善を行い、バス、タクシー等により**空港と鉄道駅等とを結ぶアクセスの充実**を図る。
- ・県域を越える活発な交流や経済活動を支えるため、東西軸となる新東名高速道路や、南北軸となる中部横断自動車道等の高規格幹線道路の整備を促進する。
- ・広域交通ネットワークの充実を図るため、陸・海・空の連携強化に重要な役割を果たす金谷御前崎連絡道路をはじめ、地域高規格道路等の整備を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
富士山静岡空港と直結した新幹線新駅の実現		新駅設置の働きかけ		
空港と鉄道駅等とのアクセスの充実	現行路線の維持	接続駅や運行便数の検討を行いながらアクセスバスの維持		

○産業を興す物流ネットワークの充実

- ・富士山静岡空港における**航空貨物利用を促進**するため、富士山静岡空港航空貨物利用促進協議会と連携した需要開拓を進め、将来のコンテナ積載可能な機材による輸送を視野に入れ、就航中の小型機ベリー一部を活用した航空貨物輸送実績の積み上げを図る。
- ・富士山静岡空港から就航先への貨物輸送に加え、仁川空港や沖縄貨物ハブ等の航空ネットワークを活用し、世界各地への輸送促進を図る。
- ・産業活動を支える物流ネットワークの充実を図るため、国や中日本高速道路株式会社などに事業の推進を働きかけ、新東名高速道路や中部横断自動車道などの高規格幹線道路の整備を促進する。さらに、清水港、田子の浦港、御前崎港について、「駿河湾港」として相互補完、機能分担を図り、一体的な整備・運営を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
航空貨物の利用促進	就航機材のベリー一部を活用した、航空貨物輸送実績の着実な積み上げ 説明会開催、企業訪問等を通じた航空貨物利用促進 物流事業者との協働による需要開拓			

○富士山静岡空港の路線の充実

- ・活力ある産業活動や豊かな観光資源等の高いポテンシャルを持つ富士山静岡空港について、**提供座席数を増加**させることで利用拡大の基盤をつくり、それに対する利用促進策によって利用者数を増加させ、そのことが更なる提供座席数増加につながるという好循環を実現する。
- ・富士山静岡空港利用促進協議会と連携し、航空会社の方針や路線特性を勘案した増便、新規路線開設、ダイヤ改正、チャーター便誘致等について、トップセールスの機会を効果的に活用するなど、航空会社等への働きかけを行う。
- ・就航先での情報発信や誘客活動、航空会社や旅行会社の販売力強化、西部・東部地域の需要開拓等を重点的に実施し、**インバウンド、アウトバウンド双方の利用拡大**を図る。
- ・変動要因の少ない利用者数の底上げを図るため、ビジネス利用、教育旅行、地域間交流等による底堅い需要を確保する。
- ・東京オリンピック・パラリンピック前後の航空需要を見据え、首都圏空港の機能を補完する空港としての利活用を促進する。
- ・減便もしくは運休している路線の復便、既存定期路線の増便などにより、年間利用者数

70万人を達成し、さらにその上の目標を目指す。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
需要の拡大	航空会社の方針や路線特性に応じた、イン・アウト双方の需要拡大 ビジネス利用、教育旅行、地域間交流等による底堅い需要の確保 促進協による支援策を活用した、航空会社、旅行代理店等との連携による需要開拓			
座席数の増加	航空会社の方針や路線特性を勘案した、増便、新規路線開設の働きかけ 航空会社への支援策を活用した、増便、新規路線開設、ダイヤ改善の働きかけ チャーター便運航の積み重ねや、トップセールスによる路線開設			

[分野別計画] ふじのくに総合交通計画、ふじのくにの“みちづくり”

(2) 地域交通ネットワークの充実

地域住民の生活を支える鉄道・バス・海上の公共交通機関の維持・活性化や幹線道路整備など、地域の交流のための交通ネットワークの充実を図る。

<p>【目標】 国内鉄道旅客輸送人員（静岡県分）（平成23年度1億8,400万人） 1億8,400万人 <small>（国土交通省「旅客地域流動調査」）</small> 国内バス旅客輸送人員（静岡県分）（平成23年度7,900万人） 7,900万人 <small>（国土交通省「旅客地域流動調査」）</small></p>
--

○鉄道交通の利便性向上

- ・ 鉄道施設の安全を確保するため、トンネル改修、レールや枕木の交換などの**鉄道施設の安全対策を支援**する。
- ・ 鉄道利用者の利便性の向上を図るため、鉄道駅への障害者対応型エレベーター、多機能トイレ等の設置を支援し、**ユニバーサルデザイン化を促進**する。
- ・ 地域住民の生活を支える鉄道交通を維持・活性化するため、沿線地域との連携による地域資源の活用など、利用者増への取組を促進することで**県内中小鉄道の経営強化**を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
鉄道施設の安全対策への支援	トンネル改修、レール・枕木交換等施設設備整備支援			
鉄道駅のユニバーサルデザイン化の促進	障害者対応型エレベーター、多機能トイレ等の整備支援			
県内中小鉄道の経営強化や利用促進への取組	地域資源を活用した鉄道利用拡大の推進			

○バス交通等の生活交通の維持と活性化

- ・ 地域のニーズに応じた利用しやすく持続可能な生活交通を維持できるよう、民間事業者や市町への支援を実施するとともに、その支援の効果や運行手法等を検証し、改善しながら**バス路線の維持・確保**を図る。さらに、デマンド運行や乗合タクシーなど、**新たな生活交通の導入を支援**する。
- ・ バス利用者の利便性の向上を図るため、ノンステップバスやワンステップバスの導入支援など、バスのユニバーサルデザイン化を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
バス路線の維持・確保	運行支援と取組手法、効果等の検証・改善			
地域に適した新たな生活交通の導入支援	デマンド運行、乗合タクシー等の導入支援			

○海上交通ネットワークの維持と活性化

- ・ 駿河湾内を結ぶ海上交通ネットワークを維持・活性化するため、関係市町等と協働し、海上からの富士山の眺望などのPRによる利用促進に取り組み、交流人口の拡大を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
駿河湾内を結ぶ海上交通ネットワークの維持・活性化に向けた取組の推進	海上からの富士山の眺望等を県内外にPR 航路を活用した旅行の推進			

○県内を結ぶ道路ネットワークの構築

- ・ 道路ネットワークの充実を図るため、高規格幹線道路のアクセス道路等の幹線道路整備を推進する。
- ・ 高速道路の利便性向上のため、スマートインターチェンジの整備を促進する。
- ・ 中山間地と市街地との連携を強化するため、狭隘箇所の拡幅やすれ違い困難箇所の解消を図る。

[分野別計画] ふじのくに総合交通計画、静岡県社会資本整備重点計画、ふじのくにの“みちづくり”

(3) 情報通信ネットワークの充実

時間や距離の制約を越えた多様な交流や迅速な対応が行えるよう、超高速ブロードバンドなどの情報通信基盤の整備を促進し、県内の情報格差を是正するとともに、防災・医療・教育などの暮らしや産業、行政におけるICTの利活用を推進し、豊かな県民生活の実現を図る。

【目標】

超高速ブロードバンド世帯カバー率（平成24年度 85.8%）	95%	（県情報政策課調査）
公共データの民間開放（オープンデータ）項目数	500項目	（県情報政策課調査）

○ ICT利活用による安全・安心・快適社会の実現

- 安全・安心・快適社会を実現するため、新たなICTの利活用により、災害対策や医療連携等における情報提供体制及び教育環境の充実を図るとともに、農林水産物や伝統工芸品、観光情報など、ICTを活用した情報発信を行い、産業や地域の活性化を図る。さらに、地域課題へのアドバイスを行う地域情報化コーディネータを市町、団体等に派遣するなど、地域の特性に応じた情報化を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
ICT利活用による地域情報化の促進	各分野における積極的なICT利活用の促進			
	オープンデータ利活用数(平成25年度:7件)			50件
	情報モラルに関する教育活動を実施した学校(高等学校)の割合(平成24年度:98.2%)			100%

○ ICT利活用による電子自治体化の推進

- 行政手続に伴う負担の軽減や利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、インターネットによる各種申請や届出、税の申告など、高い安全性を確保しながら行政手続のオンライン化を推進する。さらに、行政手続の簡素化等を目的とするマイナンバー制度の円滑な導入を図るため、市町への支援を行う。
- 行政コストの削減や業務の効率化を図るため、サーバの統合・集約化など、クラウドコンピューティング等の利活用を推進する。
- 県が保有する公共データを二次利用可能な形式で公開し、営利目的も含めた利活用を促す、公共データの民間開放（オープンデータ）への取組を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
申請・申告等の行政手続に伴う負担の軽減や利便性の向上と行政事務の効率化 行政手続のオンライン利用促進 マイナンバー制度への対応		オンライン	利用促進	→
			簡易申請手続の利用拡大	→
			庁内対応・市町への導入支援	→
クラウド・コンピューティング等の利活用の推進 県庁クラウドの整備・推進		順次システム更新時期に合わせ基盤へ移行		
公共データの民間開放(オープンデータ)の推進	公共データを二次利用可能な形式で順次公開			

○超高速ブロードバンド等の整備促進による情報格差の是正

- ・ 県内の情報過疎地域を解消するため、市町等と連携し、**超高速ブロードバンド**の整備を促進する。
- ・ 県民に身近な携帯電話の不通話地域を解消するため、市町等と連携し、基地局施設等の情報通信基盤の整備を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
超高速ブロードバンドの整備促進		市町、事業者等への支援		

[分野別計画] 静岡県情報化基本計画「新ふじのくにICT戦略」

5 誰をも惹きつけ、もてなす魅力づくり

“ふじのくに”は誰をも惹きつける魅力を有しており、これをさらに磨き輝かせ、訪れる人をもてなしの心で迎えることで、何度でも訪れたい地域となる。

本県の真の魅力を活用した観光地づくりを行うとともに、誘客対象を明確化した的確なプロモーションを展開しつつ、“静岡流おもてなし”の体制整備を図ることにより、富士山などの世界に冠たる観光資源をあずかる“ふじのくに”の名にふさわしい世界水準の持続的な魅力づくりを進める。

(1) “ふじのくに”の真の魅力を活用した観光地づくり

「地域の本当にいいものを地域の人が誇りに思い、それを来訪客と分かち合う」という観光の本来の姿に回帰し、これまで埋もれていた本物の魅力や本来観光用でなかった魅力を活用して、“ふじのくに”の真の魅力を活用した観光地づくりを行う。

【目標】	
観光地の魅力や特徴に満足した人の割合（平成24年度 95.1%）	100%
（県観光政策課「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」）	
地域の多様な主体が参画した観光地づくりに取り組む事業主体数	
（平成25年度 15事業主体）	30事業主体（県観光政策課調査）

○多彩で魅力あふれる地域資源を活用した観光地づくり

- ・ 来訪者に深い体験や新鮮な感動を提供するため、地元の人だけが知っている隠れたスポットの発掘や、ありのままの人々の暮らしや文化を体感する「**地域魅力ふれあい型観光**」を積極的に展開し、富士山、浜名湖、南アルプス、世界農業遺産や韮山反射炉等、地域における個々の魅力ある資源を磨き上げ、着地型・体験型の商品を造成する取組を支援する。さらに、それらの取組を、観光業だけでなく農林水産業や商工業などの多様な業種が連携し、地域全体の取組に発展させるために必要な支援を行う。
- ・ 多様な業種が関係する取組に発展した各地域の取組を結合して収益性を高め、来訪者に「地域魅力ふれあい型観光」を一元的に提供する仕組みを構築することにより、当該エリアにおける新たなビジネスモデルを創出し、これら観光分野の革新的な取組を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
地域魅力ふれあい型観光の推進	個々の商品企画 造成等支援	地域全体の取組 への発展支援		→
				→
		各地域の取組の 結合によるビジネス モデル化支援		→

○伊豆半島ジオパークの推進

- ・伊豆半島ジオパークを活用した地域活性化を促進するため、伊豆半島全域の市町との連携により、活動の核となる伊豆半島ジオパーク推進協議会事務局の運営を支援するとともに、観光事業者をはじめ、商工事業者や交通事業者、地域住民などと連携し、ジオパークの普及啓発に向けた取組を促進する。
- ・ジオツーリズムを促進し、観光誘客の増大につなげるため、伊豆半島ジオパークを訪れる観光客に分かりやすく説明できるジオガイドの養成やビジターセンター及びジオサイトの案内看板の整備を支援する。
- ・世界ジオパーク認定に向けた取組を推進するため、アジア、ヨーロッパの世界ジオパーク地域との交流や学会発表に取り組むとともに、ガイド、パンフレット、ウェブサイト等の外国語対応の充実を図ることで、伊豆半島の魅力を海外に向け発信する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
伊豆半島ジオパークの推進	世界ジオパークへ加盟準備	世界ジオパークへ加盟	日本ジオパーク再審査	
	施設整備の促進	ビジターセンター市町整備		案内板等の充実
	ジオツーリズムの推進	ジオガイドの養成		民間企業との連携促進
	海外との交流、外国語対応	世界大会参加、学会発表等国際貢献		

○映画・ドラマ等のロケ地誘致及び観光資源化の促進

- ・地域イメージのアピールや観光の振興、地域の活性化を図るため、市町やロケ支援団体と連携し、地域の観光資源を活用した映画・ドラマ等撮影の誘致を促進する。
- ・県内へのロケを積極的に誘致するため、県内各地のロケ支援団体の相互連携を図る静岡県フィルムコミッション連絡協議会によるロケ支援体制を強化する。
- ・国内旅行や訪日旅行において、観光の一つの形として定着しつつあるフィルムツーリズムの取組を促進するため、ロケ地を活用した地域づくりを支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
フィルムコミッション等の推進	ロケ誘致の促進			
	ロケ支援体制の強化		フィルムツーリズム化支援	

[分野別計画] ふじのくに観光躍進基本計画

(2) ターゲットを明確にした国内誘客促進

富士山の世界文化遺産登録及び東京オリンピック・パラリンピックの開催等を受け、本県観光の主要マーケットである首都圏、中京圏、関西圏や富士山静岡空港の国内就航先に対して、ターゲットを明確にした情報発信やプロモーションを実施するなど、効果的な観光誘客を実施する。

【目標】	
観光交流客数（平成 24 年度 1 億 3,808 万人）	1 億 6,000 万人 (県観光政策課「静岡県観光交流の動向」)
宿泊客数（平成 24 年度 1,790 万人）	1,900 万人 (県観光政策課「静岡県観光交流の動向」)

○多彩で魅力あふれる地域資源を活用した国内誘客促進

- ・世界遺産富士山、伊豆、浜名湖、南アルプスをはじめとする自然、温泉、歴史・文化や食、世界農業遺産など多彩で豊富な観光資源の魅力を活かすため、**メディアを活用した効果的なPR**や全県統一テーマによる**大型観光キャンペーン**を展開する。
- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、県内各地の豊富で多彩な観光資源を活用した情報発信やプロモーションを実施するほか、県内観光地を観戦ツアー商品へ組み込むよう働きかけるなど、一層の観光誘客を図る。
- ・県民による県内観光を促進するため、メディアや大型イベント等を活用して県民に向けて効果的なPRを展開し、県内各地域の豊富で多彩な観光魅力について県民に再認識を促す。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
観光魅力を活かした誘客促進	テレビ、ラジオ、雑誌等のメディアを活用したPR			
	大型観光キャンペーンの実施			
	浜名湖花博10周年	徳川家康公没後400年	世界お茶まつり	中部横断自動車道の開通

○市場の特性に応じた観光魅力の発信

- ・効果的な観光誘客を図るため、主要マーケットである首都圏、中京圏、関西圏や富士山静岡空港の国内就航先などの**地域特性や年齢層別の旅行ニーズを把握し、ニーズに応じた観光情報を発信**していく。
- ・スマートフォンの普及等による新たなコミュニケーション手段へ対応するため、観光情報ホームページ「ハローナビしずおか」等を運営する公益社団法人静岡県観光協会などと連携し、**SNS等により観光情報を発信**していく。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
地域特性に応じた観光情報発信	就航先等ラジオ広報等			
	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
新たなコミュニケーション手段への対応	SNS等による観光情報の発信			
		いいね!1000件	いいね!1500件	いいね!2000件

○商品造成の促進と販路拡大への支援

- ・地域の魅力を活かした旅行商品の造成促進や旅行会社への営業強化を図るため、旅行商品造成の経験やノウハウ、人的ネットワークを有する**しずおかツーリズムコーディネーター及び観光振興アドバイザー**を活用する。
- ・主要マーケットにおける旅行商品の販売促進支援を図るため、首都圏、中京圏、関西圏の旅行エージェント等を対象に、本県の観光関係事業者が直接PRする機会となる**観光説明会、商談会等を実施**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
旅行商品の造成支援	しずおかツーリズムコーディネーターの活用			
	90件	95件	100件	105件
主要マーケットにおける販売促進支援	観光説明会、商談会等を実施			
	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

○企業等のミーティング、インセンティブ旅行等の誘致支援、コンベンション等の誘致促進

- ・近年、増加傾向にある企業等の**ミーティングやインセンティブ旅行（報奨・研修旅行）等の誘致を促進**するため、特に国内の誘致を推進する地域のコンベンション・ビューローや施設等の取組を支援する。
- ・本県全体のコンベンション等の誘致を促進するため、ふじのくに千本松フォーラム「プラサ ヴェルデ」や静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」を**拠点施設として活用**し、周辺地域の振興を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
企業等のミーティング、インセンティブ旅行等の誘致支援	誘致に関する情報提供			
コンベンションの拠点施設の活用	広報営業活動			

[分野別計画] ふじのくに観光躍進基本計画

(3) ターゲットを明確にした海外誘客促進

世界遺産富士山をはじめとする本県の多彩で魅力あふれる地域資源を活用して、富士山静岡空港の定期路線が就航している韓国、中国、台湾に加え、経済成長が著しく訪日旅行需要が高い東南アジア市場の開拓を推進するほか、東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ2019等の国際イベントを活用した戦略的な観光誘客を実施する。

【目標】

外国人延べ宿泊者数（平成24年47万4千人）	87万人	（観光庁「宿泊旅行統計調査」）
富士山静岡空港外国人出入国者数（平成24年度81千人）	150千人	（法務省「出入国管理統計」）

○多彩で魅力あふれる地域資源を活用した海外誘客促進

- ・対象市場の成熟度や特性により、官民が連携して、海外で開催される観光展へ出展等のPRを行うとともに、現地エージェント等への訪問セールスや観光説明会、商談会の開催等の**情報発信やプロモーションを実施**する。さらに、現地でのセールス活動や情報発信体制を強化するとともに、エージェントやメディアとのネットワークを形成する。
- ・世界遺産に登録された富士山をはじめ、世界農業遺産「静岡の茶草場」や無形文化遺産「和食」など、世界水準の観光資源の魅力を発信するとともに、旅行エージェントの招聘等により、魅力ある地域資源を活用した**観光商品造成や販売促進の支援**を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
情報発信、プロモーション、商品造成・販売支援 対象市場: 中国、韓国、台湾	台中・台南	武漢	浙江省	釜山
				→

○富士山静岡空港を活用した国際競争力の高い誘客戦略の展開

- ・**外国人個人観光客の誘致**を促進するため、目的地までの利用交通手段や移動時間、費用等を総合的に情報発信するとともに、旅行会社や交通事業者にレンタカー利用促進や周遊パスの造成を働きかけるなど、空港から目的地までのアクセスの利便性向上を図る。
- ・**訪日教育旅行の誘致**を図るため、教育関係者を招聘した視察旅行や、学校交流受入校への支援を行う。
- ・**リピーター客の確保**を図るため、他県との差別可能な特色ある着地型プログラムを旅行会社に情報提供することにより、本県の魅力を堪能できる県内周遊型・滞在型商品や高級商品の造成支援を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
外国人個人観光客の誘致	周遊パス等の活用 方法検討 レンタカー活用の 利便性向上対策	→	広報活動、個人客 用プログラム開 発、エージェント ファムトリップの実 施	→ → 商談会の開催
訪日教育旅行の誘致(台湾)		誘致・受入		→
	台北	台北	台中	台南
リピーター客の確保	目的志向型商品 造成支援	→	高級商品造成支 援	県内周遊・滞在型 商品造成支援

○東南アジア等有望市場からの誘客促進

- ・本県の認知度向上を図るため、新聞、雑誌等、様々な媒体を対象としたメディアの取材誘致や広告出稿等を行う等、総合的な**情報発信**を図る。
- ・旅行商品造成のための素材の提供を行うため、観光展への出展、観光説明会・商談会の開催や現地エージェントへのセールス等の**プロモーション活動**を実施する。
- ・**旅行商品の造成と販売促進の支援**を行うため、現地エージェントを招聘したモデルコースの視察を行う。
- ・近隣県等との広域連携により本県への誘客を促進するため、富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会と東海地区外国人観光客誘致促進協議会の2つのテーマ地区と中部広域観光推進協議会等の広域協議会を通じて、海外観光展への出展や招聘事業、広告出稿等の情報発信事業を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
情報発信、プロモーション、商品造成・販売支援 対象市場:タイ、マレーシア、 インドネシア、ベトナム	タイ	マレーシア	インドネシア	ベトナム

○東京オリンピック・パラリンピック等の開催を契機とした誘客促進

- ・東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ2019等の開催を契機として、増加が見込まれる外国人観光客を本県へ誘致するため、世界遺産富士山をはじめとする本県の多彩で魅力ある観光資源を盛り込んだ観戦ツアーや、個人旅行者向けのオプション**ツアーの造成、販売網の開拓**などに取り組む。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
ツアーの造成や販売網の開拓	ツアー素材の選定・造成	→	ツアーの販売	→
	販売網の開拓	→	販売網の充実	→

○コンベンション、企業等のミーティング、インセンティブ旅行等の誘致促進

- ・企業等の行うミーティングやインセンティブ旅行（報奨・研修旅行）が増加傾向にあることを踏まえ、ニーズの高い分野の誘致を、県として主体的に促進するため、国内外の見本市への出展や海外からの視察受入事業等の実施により、企業等の行う**ミーティングやインセンティブ旅行等の誘致**に向けた効果的なプロモーションを実施する。
- ・企業等の行う会議等の開催決定に影響力のある国際ネットワークにおける日本側のキーパーソンを活用し、県内で開催可能な会議等の情報を他に先駆けて入手し、誘致活動を有利に展開する。
- ・インセンティブ旅行誘致を効果的に推進するため、インセンティブ旅行を催行する旅行会社に対する誘致支援等を積極的に行う。
- ・本県全体のコンベンション等の誘致を促進するため、ふじのくに千本松フォーラム「プラサ ヴェルデ」や静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」を**拠点施設として活用**し、周辺地域の振興を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
企業等のミーティング、インセンティブ旅行等の誘致、開催促進	誘致に向けたプロモーションの実施			→
	企業等のミーティング等の新規開拓			→
	インセンティブ旅行等の誘致促進			→

[分野別計画] ふじのくに観光躍進基本計画

(4) おもてなし日本一の基盤づくり

富士山の世界文化遺産登録及び東京オリンピック・パラリンピックの開催決定等の機会を捉え、観光案内所機能や観光ひとづくり、観光施設の整備、観光の危機管理を充実することにより、観光に携わる人々が、世界遺産富士山など、本県ならではの観光資源を活用して、旅行者に感動を与え、誰もが安心、快適に旅行を楽しみ、再び訪れたくなるような“静岡流おもてなし”の体制の整備を図る。

<p>【目標】 静岡県の旅行に満足した旅行者の割合（平成24年度 97.6%） 100% （県観光政策課「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」） 宿泊施設関係者のおもてなし研修等の延べ受講者数 （平成24年度延べ2,099人） 延べ4,600人（県観光振興課調査）</p>
--

○観光案内所機能の充実

- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、各地域で外国人観光客が利用しやすい**観光案内所の整備、充実を促進**するとともに、市町の観光案内所が連携し**広域観光情報を提供できる体制整備**を促進する。
- ・旅行者のニーズに応じて地域の魅力ある観光商品の提供を行う観光案内所の機能の拡充を検討する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
外国人観光客案内所の整備、充実の促進	27箇所	28箇所	29箇所	30箇所
広域観光情報を提供できる体制整備の促進	4回開催	4回開催	4回開催	4回開催

○観光ひとづくり

- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、旅行者に感動を与えるような“**静岡流おもてなし**”を身につけた人材を育成するため、観光産業の担い手を対象とした各種研修会等を実施する。
- ・観光旅行者の満足度を高め、利便性の向上を図るため、観光ボランティアガイド、通訳案内士養成などの地域の取組のほか、子どもたちが地域の誇りや観光の意義を学ぶ「子ども観光大使」の取組などを支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
おもてなしを支える観光人材の育成	各種団体等と連携した研修会等の開催			
	タクシー協会 観光旅行者の利便向上を支える地域の取組等への支援	バス協会	飲食業組合	商工会

○観光施設の整備

- ・誰もが安心、快適に旅行を楽しめる環境を創出するため、**観光施設のユニバーサルデザイン化を推進**する。
- ・円滑な移動による来訪者の満足度や外国人観光客の利便性の向上を図るため、主要道路にある休憩施設や主要観光地等に**多言語表記観光案内看板を設置**する。
- ・富士山や韮山反射炉、伊豆半島ジオパークなどの観光資源を活用した観光地づくりの視点にも立ち、市町等が行う**観光施設整備への支援**、技術的助言を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
観光施設のユニバーサルデザイン化	・観光地における公衆トイレのユニバーサルデザイン化(多機能トイレの整備) ・多言語観光案内看板の整備 ・観光施設整備を行う市町等への支援	4基延べ46基	4基延べ50基	4基延べ54基
		85%	93%	100%
		5基延べ120基	2基延べ122基	
		98%	100%	

○観光における危機管理の充実

- ・大規模地震災害、風水害などの自然災害、新型インフルエンザなどの様々な危機発生時に、**観光旅行者の安全を速やかに確保**するため、各地域における災害危険箇所や避難場所・避難経路等の情報の収集・共有化を図ることにより、市町、宿泊事業者による観光旅行者の安全確保の視点を盛り込んだ避難誘導計画の策定を支援する。
- ・宿泊施設の危機管理に関する意識を高めるため、初動体制の確保やマニュアルの見直しなど、安全対策に関する研修会を実施する。
- ・観光旅行者に安全、安心な旅行環境を提供するため、耐震性の高い観光施設の整備を目指すとともに、耐震診断や耐震補強への助成等により、ホテル、旅館などの大規模な宿泊施設の耐震化を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
観光旅行者の安全の確保	地域における観光旅行者の避難対策の情報収集			
		地域の特性に合わせた避難誘導計画等の策定支援		

[分野別計画] ふじのくに観光躍進基本計画

(5) 空港を活かした地域の魅力づくりの推進

富士山静岡空港及び空港周辺地域の素晴らしい景観、観光資源を活かした地域の魅力づくりを進め、広大な魅力溢れる自然空間と空港等の都市機能や都市空間が調和する「ガーデンシティ」として、一体感のある地域づくりを促進する。

<p>【目標】 空港周辺2市1町（島田市、牧之原市、吉田町）の観光交流客数 （平成24年度375万人） 490万人（県観光政策課「静岡県観光交流の動向」）</p>

○富士山静岡空港を活かした地域の魅力づくりの推進

- ・ 空港を活かした魅力的な地域を創造するため、石雲院展望デッキを拠点とした**空港周辺の「空・茶・風・海の4つの道」の賑わい創出**を推進する。
- ・ 空港周辺地域において、自然空間と都市機能が調和した秩序ある発展を図るため、新幹線新駅の設置を踏まえた将来的な地域のあり方を検討する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
空港及び空港周辺の賑わい創出の推進				→
	石雲院展望デッキを活用した賑わい創出イベントの実施 空港周辺の観光資源等を活かした「空・茶・風・海の4つの道」の賑わい創出イベントの推進			

○ターミナルビルと連結したエアポート楽座等の推進

- ・ 富士山静岡空港の利活用を促進するため、地場産品の販売を行う「**空港朝市**」等を開催し、空港の賑わい創出を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
エアポート楽座等の推進				→
	地元農産物及び特産品の販売を行う「空港朝市」等による賑わい創出の推進 （エアポート楽座等の整備は空港利用者の状況や社会経済情勢等を踏まえ取組を進める）			

6 多様な交流の拡大と深化

遠隔地との交流が容易となり、大量の情報が瞬時に行き来する大交流の時代にあつては世界的な視野で差別化を図り、他の地域にはない個性ある魅力を発信し、内外との交流を拡大していくことが求められる。

県境を越えた「広域交流と連携の促進」による交流の拡大や学術を中心とする文化、芸術等との連携による「学住一体のまちづくり」、農林水産業などとの連携による「農山漁村地域の魅力を活用した交流促進」をすすめ、「多様なライフスタイルに対応する移住・定住の促進」による、“ふじのくに”の魅力を最大限に活用した多様な交流の拡大と深化を促していく。

(1) 広域交流と連携の促進

県境を越えた自治体間の連携・協力等により、南北軸の結びつきを強めるなど、地域間の交流、連携を促進することにより、観光戦略の展開や防災協力など、広域的課題の解決に向けた取組を進め、地域の魅力を高める。

【目標】

他県との連携による旅行会社等の招へいツアー、
観光展等への出展及びセールス実施回数（平成 24 年度 11 回） 13 回（県観光振興課調査）

○県境を越えた連携の促進

- ・ 近隣県や遠隔地域との**広域連携により本県への誘客**を図るため、富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会と東海地区外国人観光客誘致促進協議会の2つのテーマ地区と中部広域観光推進協議会等の広域協議会を通じて、海外観光展への出展や招聘事業、広告出稿等の情報発信事業を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
広域連携による東南アジア等有望市場からの誘客促進	タイ	マレーシア	→	→
			インドネシア	→
		ベトナム	→	→
			→	→

○県際交流と連携の促進

- ・ 山梨県、神奈川県との連携を強化するため、富士山の世界遺産登録も踏まえ、三県知事サミットの開催による富士箱根伊豆地域の広域課題の解決への取組、三県の交流圏の目指すべき将来像とその実現に向けた連携施策を示した「富士箱根伊豆交流圏構想」の推進、「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議」への支援などを行う。
- ・ 三遠南信地域の交流を促進するため、域内の市町村や経済団体等で構成する「三遠南信地域連携ビジョン推進会議」への支援などを行う。

○山梨県等との交流・連携の促進

- ・富士山の顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承していくため、富士山包括的保存管理計画に基づく適切な保存管理を進める。
- ・富士山に係る包括的な保存管理や自然、歴史・文化、周辺観光等の情報提供を行うなど、訪れる多くの人のニーズに対応する拠点として「富士山世界遺産センター（仮称）」を整備する。さらに、センターにおける活動の展開に当たっては、山梨県との積極的な連携を図っていく。
- ・世界遺産登録を契機に、富士山の持つ価値を再認識し、富士山の価値の後世継承に向けた活動や世界遺産富士山に恥じない地域づくり、人づくりを国民的な運動として展開する。
- ・山梨県・長野県の貨物や旅客を清水港をはじめとする駿河湾港や富士山静岡空港に誘致するため、中部横断自動車道の山梨県との接続を見据えたセールス活動を強化する。

(2) 学住一体のまちづくり

活気あふれる“ふじのくに”を実現するために、未来を拓く人材を育成し絆を深める交流を促進し、魅力ある学びの展開や文化力を高め、国内外から憧れられる地域となる必要がある。このためには、学術を中心として文化・芸術等との連携を図り、学生をはじめとする若者が集い賑わうまちづくりを進める。

<p>【目標】 学生をはじめとした若者の学びや交流・社会活動などによる賑わいが増えていると思う 県民の割合（平成 25 年度 15.8%） 30% (県政世論調査) 県内の高等教育機関が開催した公開講座・シンポジウムの回数 （平成 24 年度 412 回） 500 回 (県大学課「学生数等調査」)</p>
--

○「学生をはじめとして若者が集い賑わうまち」づくり

- ・“ふじのくに”ならではの魅力ある学びを展開するため、本県が誇る富士山やお茶をはじめとする地域資源等の“学”としての体系化や文化の創造、産学官連携による新技術・新商品開発のための研究開発の促進、教育機関の国際化等に取り組む。
- ・若者が集い賑わうまちづくりを進めるため、大学や学生と地域社会・地域住民との「出会い」の創出や、公共交通の充実等による交通ネットワークの強化、魅力ある都市空間の整備など、まち全体を学びの舞台とする環境整備に取り組む。
- ・「場の力」を活用した賑わいのまちづくりを進めるため、高等教育機関、文化芸術スポーツ施設が集積する、有度山から東静岡駅周辺地区において、文化学術施設の連携組織である「ムセイオン静岡」の取組などを促進する。
- ・政令指定都市・静岡市との連携を図りながら、東静岡地区における、**交流の核となる拠点機能の検討**を進める。
- ・県内大学の教育・研究力の向上や地域社会の発展への貢献、高度な学術研究の促進を図るため、**大学間及び大学・地域間との連携組織であるふじのくに地域・大学コンソーシアムの運営を支援**することにより、共同公開講座や中・高校生を対象とした講座の開催や学術研究助成のほか、教育・研究成果の地域への還元を進め、本県ならではの新たな地域学の創設など他の地域にない「魅力あふれる学び」を展開する。
- ・県内の大学と海外の大学等との交流を促進するため、大学間協定や学生・教職員の交流などに取り組む。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
交流の核となる拠点機能を検討	拠点機能の検討・準備			
大学間及び大学と地域社会との連携促進	大学コンソーシアムによる連携の促進			
		大学コンソーシアムの公益法人化		

(3) 農山漁村地域の魅力を活用した交流促進

農林水産物、景観、伝統文化等、農山漁村地域の資源を最大限に活用し、都市との交流を促進する。

【目標】	
都市農村交流人口（平成24年度 15,899千人）	22,000千人（県交流推進課調査）
グリーン・ツーリズム等の指導者研修受講者数（平成24年度 327人）	350人/年（県交流推進課調査）

○滞在型グリーン・ツーリズムの促進等

- ・ **滞在型グリーン・ツーリズムを促進**するため、農山漁村地域の滞在拠点となる農林漁家民宿の開業支援や、グリーン・ツーリズム関連施設等の地域連携を促進するための指導者研修会を実施するとともに、広域的情報発信を支援する。
- ・ 体験型教育旅行受入地域協議会の誘致活動を支援するため、首都圏セミナー等を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
グリーン・ツーリズムの地域連携体制の推進				
農林漁家民宿の開業支援		開業5軒/年		→
指導者研修会の実施		受講者350人/年		→
広域的情報発信の支援	グリーン・ツーリズム関連施設の広域的情報発信支援			→
農山漁村における体験型教育旅行の誘致促進				
首都圏等を重点とした誘致活動の支援	首都圏セミナー開催、受入地域協議会の誘致活動支援			→

(4) 多様なライフスタイルに対応する移住・定住の促進

居住者が希望する地域、住まいの形態など多様なライフスタイルに対応できる、“ふじのくに”ならではの魅力を活かし、県内外からの移住・定住を促進する。

<p>【目標】</p> <p>移住・定住者数（平成 21～24 年度累計 280 人） 平成 26～29 年度累計 320 人 <small>（県交流推進課調査）</small></p> <p>ふじのくに移住・定住相談センター等への移住・定住相談の件数 <small>（平成 24 年度 583 件） 700 件（県交流推進課調査）</small></p>

○移住・定住に係る体制整備及び戦略的な情報発信

- ・ **移住・定住を促進する体制の整備**を図るため、移住・定住相談センターによる一元的な相談対応や県空き家バンクの充実、パートナーシップ推進会議の開催等を行う。
- ・ 地域における移住・定住の取組を促進するため、市町の受入体制整備、雇用の場の創出、外部人材の活用等による地域づくりへの支援を行う。
- ・ 県外からの移住・定住を促進するため、移住先として静岡県への関心が高い首都圏等の住民を対象とした重点的なプロモーション活動や、ホームページ、専門誌への記事掲載等**戦略的な情報発信**を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
移住・定住促進戦略に基づく取組	移住・定住促進のための一体的な施策展開			
				次期戦略策定
移住・定住に係る相談体制の充実	移住・定住相談センター運営、推進会議の開催			
移住・定住相談センター、パートナーシップ推進会議の充実				
市町の移住・定住受入体制整備等への支援	交流・定住促進セミナー開催、外部人材の活用による地域支援			
受入体制整備、外部人材の活用等による市町支援				
移住・定住促進のための戦略的な情報発信	移住・定住HP運営、首都圏移住相談会の開催			
Web等を活用した情報発信、首都圏等でのプロモーション活動				

3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造

1 「場の力」を活用した地域経済の活性化

豊かな地域資源に恵まれた静岡県の潜在力である「場の力」を活かし、人・技・物等の資源を新しい視点で組み合わせて活用する「一流のものづかい」と、人々のニーズを的確に捉えた、新しい価値を持つ商品やサービスを生む「一流のものづくり」を実践する。

このため、地域資源の魅力を最大限に発揮する「食」、「茶」、「花」の都づくりを進めるとともに、国内外への販路拡大や6次産業化を推進し、新しい「食と農」ビジネスの創出に取り組み、経済の持続的な発展を導いていく。

(1) 人々を惹きつける都づくり

本県に国内外の人々を惹きつけるため、本県の「場の力」を活かした「食の都」、「茶の都」、「花の都」の都づくりに取り組むとともに、多彩で高品質な農芸品や加工品の販路拡大を図る。

【目標】

地産地消率(量販店等での県産青果物のシェア)(平成24年度32%)	35%	(県マーケティング推進課調査)
緑茶出荷額全国シェア(平成23年52%(全国1位))	60%(全国1位)	(経済産業省「工業統計表」)
花き産出額全国シェア(平成24年5.0%(全国4位))	5.4%(全国3位以内)	(農林水産省「生産農業所得統計」)

○「食の都」づくり

- ・本県は「食材の王国」である。その多彩で魅力ある食材を地域で、おいしく、楽しく、美しくいただく「食の都」づくりを進める。また、「食の都」への誘客促進を図るとともに、県産品のブランド力の向上に取り組む。さらに、県民の健康的な生活を支える静岡らしい和の食文化を普及するとともに国内外へ情報発信する。

<「食の都」の定着>

- ・「食の都」づくりを推進するため、「ふじのくに食の都づくり仕事人」の中でも特に優れた活動を行うものを「The 仕事人 of the year」として表彰する。さらに、県産食材を使用した料理や菓子を提供する「仕事人ウィーク」や仕事人と生産者が連携したワークショップ等を開催する。
- ・県民とともに「食」を核とした地域づくりを進めるため、仕事人、生産者、地域住民や企業・団体などによるネットワーク活動を促進する。
- ・県産食材の消費を拡大するため、しずおか地産地消推進協議会を中心に、「ふじのくに地産地消の日(毎月23日)」等における量販店等の地産地消フェアの支援をはじめ、学校や企業、団体、病院、施設等における地産地消の様々な取組を促進する。また、県産食材の活用方法に関する講座や産地情報を発信するイベントなどを開催する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
ふじのくに食の都づくり仕事人の活動	仕事人、The仕事人of the yearの表彰 仕事人ウィーク、ワークショップ等の開催			
「食」を核とした地域づくり	地域におけるネットワーク活動の促進			
県産食材の消費拡大	地産地消フェア取組支援、ホームページを通じた情報発信			
	農芸品フェアの開催	野菜と果実に関する講座等の開催		

<和の食文化の普及>

- ・ **和の食文化を活かした「食の都」づくり**を推進するため、有識者会議において構想を策定し、取組を進める。
- ・ **和の食文化を国内外に発信**するため、「(仮称)ふじのくに和の食文化の祭典」や「(仮称) インターナショナル無形文化遺産“和食”料理アカデミー」等を開催する。
- ・ 米や茶、わさび、魚などの消費を拡大するため、和食の基本となるこれらの農林水産物の生産量が多く、かつ消費量が多いという本県の特長を活かし、和の食材を利用した静岡らしい料理の創作や加工品の開発等を進める。
- ・ 健康的な和の食文化を若い世代に伝えていくため、農林漁業者、学校給食関係者、行政、関係団体等と連携し、食育を県民運動として展開するとともに、**学校給食における県産農林水産物の利用拡大**を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
和の食文化を活かした「食の都」づくり	有識者会議の開催 構想策定	構想に基づく取組推進		
和の食文化の情報発信	和の食文化の祭典、“和食”料理アカデミー開催等			
食育の展開と学校給食における県産農林水産物の利用拡大	食育指導者の育成・学校給食への地場産品導入推進			

<ふじのくにブランドの推進>

- ・ 県産品の販売力を強化するため、本県の優れた農林水産物を「しずおか食セレクション」として認定するとともに、本県の農林水産物の魅力を活かした新しい加工食品を「ふじのくに新商品セレクション」として選定し、**県産品のブランド化**を推進する。
- ・ **県外における県産品の販路拡大**を図るため、トップセールスを実施するとともに、アンテナショップ「おいしず」や百貨店等において県産品フェアを開催するなど情報発信を強化する。さらに、「食の都大路」や大規模イベント等を活用し、「食の都」への誘客促進とふじのくにブランドの定着を図る。

- ・茶の消費拡大のため、世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」の活用を含む、新たなブランド力向上に向けた取組を推進する。
- ・静岡茶の新たな需要を創出するため、茶の栽培環境や品種、製造方法など県内各産地の特徴や機能性などを活かし、ふじのくに山のお茶 100 選など新たな静岡茶のブランドの構築や、静岡型発酵茶などの新商品開発を進める。
- ・いちごのブランド力を強化するため、品質の高い新品種を育成、普及するとともに、販売力の強化を図る。
- ・しいたけをはじめとする特産林産物の安定的な供給と消費拡大のため、生産者や関係団体と連携し経営基盤の強化やブランド力向上の取組を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
県産品のブランド化	ブランド商品の認定、表彰(しずおか食セレクション、ふじのくに新商品セレクション)			
県外における県産品の販路拡大	トップセールス、アンテナショップ、県産品フェアの開催、食の都大路や大規模イベントの活用			

○「茶の都」づくり

- ・「茶の都」づくりを推進するため、本県が有している茶に関する産業、文化、学術等の多岐にわたる優れた資源や、伝統的な「静岡の茶草場農法」等を活かした**静岡茶のブランド力の再生・強化**を図る。
- ・「茶の都」から**世界に向けて茶の魅力・最新情報を発信**するため、「世界お茶まつり」を開催する。
- ・静岡茶の新たな需要を創出するため、茶の栽培環境や品種、製造方法など県内各産地の特徴や機能性などを活かし、ふじのくに山のお茶 100 選など新たな静岡茶のブランドの構築や、静岡型発酵茶などの新商品開発を進める。
- ・静岡茶の国内外への販路拡大のため、日本の茶文化、お茶の機能性・効用に関する情報等を提案、発信する。
- ・茶業の経営体質を強化するため、茶園管理の共同化・法人化や茶園の集積に取り組む茶工場を支援する。
- ・茶関連産業をより一層強化するため、全国の茶流通の中心地としての集積機能を更に高めるとともに、茶関連情報の集積と発信力の強化を図る。
- ・県民参加による「都」づくりを推進するため、「茶の都」の中核を担う拠点の機能等の検討を進める。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
静岡茶ブランドの再生・強化	「茶の都」づくりの戦略的検討・情報の発信・基盤強化の推進			
	茶文化施設管理者・観光との連携促進			茶文化施設等の体験者数 100,000人
世界に向けた茶の魅力・最新情報の発信	「世界お茶まつり」の開催推進			
	開催推進	開催推進	世界お茶まつり 2016開催	開催推進

○「花の都」づくり

- ・一年を通じて、花と緑があふれる「花の都」を実現するため、多種多様な花の品目や多彩な人材など、本県の豊富な花に関する資源を最大限に活用し、新たな花の需要の創出や花き生産の振興を図る。
- ・**花の文化を継承し、創造**するため、浜名湖花博2014等の花緑イベント、花の都づくり県民大会等を開催し、伝統や歴史・文化を踏まえた花のある暮らしを提案する。
- ・オープンガーデン開設者や、県内の花壇づくりを担う花の会、生産者、小売店、行政が連携し、花と緑にあふれた美しい地域づくりを推進する。
- ・**花き生産を振興**するため、新品種の開発・普及や先端的技術の活用による低コスト・省力化を進めるとともに、商談会や展示会の開催により県産花きのブランド化や販路拡大を支援する。
- ・アドバイザーによる事業所、学校等に対する花壇づくりや花・緑の装飾方法の指導や、花育活動の実践等を通じて、**人材の育成**を図る。
- ・花に関わる人、物、情報が集まる「花の都」を実現し、静岡から全国に新たな花の文化を発信するため、**情報の集積・発信**の仕組みをつくり、情報発信を強化する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
花の文化の継承と創造		花のある暮らしを提案する花緑イベントの開催		
	浜名湖花博2014の開催	花緑イベント、県民大会等の開催		
花き生産の振興				
	新品種の開発・普及、オリジナル性や商品性の高い県産花きPR 紹介冊子、HPでのPR、展示会、商談会等への出展			
人材育成と活動支援				
		アドバイザーによる地域の担い手づくり アドバイザーの派遣		
情報の集積・発信				
	仕組みづくり	花に関する情報の集積・発信		

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン 2014～2017

(2) ふじのくにブランドを活かした戦略的な海外展開

本県の農林水産物の輸出を促進するため、セレクト商品をはじめとした本県農林水産物の海外への情報発信を行うとともに、国や品目に応じた戦略的な販路拡大を展開する。

<p>【目標】 県の海外市場開拓支援の取組における新規輸出成約件数（平成 24 年度 47 件） 平成 26～29 年度累計 200 件（県マーケティング推進課調査）</p>
--

○3つの都の情報発信

- ・海外に向け本県農林水産物の魅力を発信するため、展示商談会などにおいて、セレクト商品をはじめとした本県農林水産物の展示販売を行う。
- ・海外からの来訪者に本県の「食」、「茶」、「花」のすばらしさを伝えるため、世界文化遺産、世界農業遺産、「世界お茶まつり」など海外からの注目度の高い資源やイベント等を活用する。
- ・「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を契機に本県の多彩な魅力を世界にPRするため、海外における情報発信に取り組む。

○農林水産物や加工品の販路拡大

- ・本県**農林水産物の輸出拡大**を図るため、成長が著しいアジア市場を重点に、県内産地へのバイヤー招聘や商談会、フェアの開催などにより、国や地域の需要に応じた品目の輸出促進に取り組む。
 アジアの大市場である香港、中国、シンガポールは、これまで築いた現地パートナーシップを活用し取引量の一層の拡大を図るとともに、現地レストラン向けの業務用食材など新たな需要を開拓する。また、県海外駐在員や富士山静岡空港を活用した台湾への輸出を図るほか、購買力の高い国や地域での新たな市場開拓を進める。
- ・静岡茶の輸出拡大を図るため、緑茶の最大輸出先である米国をはじめ、今後、消費拡大が期待できる地域に向けた情報発信、World Tea Expo などの海外展示会への出展に取り組むとともに、JETROと連携して海外バイヤーを招聘した茶輸出商談会等を開催する。
- ・野菜等の輸出を促進するため、海外における商談に向けた産地の活動を支援するとともに、輸出に適した流通技術を開発し導入を図る。
- ・畜産物の輸出への取組を促進するため、品質に定評のある本県畜産物の知名度を高めブランド力の強化を図る。
- ・水産物の輸出を促進するため、ロシアなど地域別に海外の市場動向や輸出手続に関する情報を提供するセミナー等を開催する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
国や品目に応じた農林水産物の輸出拡大	香港、中国、シンガポールにおける現地パートナーシップの活用			
	県内への現地バイヤー等の招聘による販路開拓支援			

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン 2014～2017

(3) 6次産業化による高付加価値化の推進

産業の枠を越えて、農林漁業者自らが加工、流通、販売の分野にまで挑戦する取組や、農林漁業者と地域企業が互いの経営資源を有機的に連携させて新しい商品を開発、販売する取組など、1次、2次、3次産業を総合的に組み合わせた6次産業化を推進する。

【目標】

6次産業化等の新規取組件数（平成22～24年度累計347件）

平成26～29年度累計450件（県マーケティング推進課調査）

○全県的支援体制の整備

- ・県内における**6次産業化の取組を促進**するため、関係機関による全県的な支援体制を整えるとともに、サポートセンターや農林事務所等に設置した相談窓口により、**農林漁業者等の事業化や商品化を支援**する。
- ・**大規模な6次産業化を推進**するため、農林漁業者と多様な業種との異業種マッチングやネットワーク化を促進するとともに、しずおか農商工連携基金による助成、国や民間が行う支援策を活用し、農林漁業者と地域企業が連携した魅力ある新商品・サービスの開発を支援する。
- ・開発された**新商品等の販路開拓**を支援するため、農林漁業者等に県内外における展示商談会への出展機会を提供する。
- ・地域資源を活用した新商品の創出や販路開拓を図るため、中部地域を中心に食品関連産業の集積を図るフーズ・サイエンスヒルズプロジェクトを推進する。
- ・県産農林水産物を活かした新製品、新商品の開発・販売を促進するため、中小企業者の経営革新への取組を支援する。
- ・新たな農ビジネスの取組を拡大するため、県産酒造好適米や加工用野菜、薬用作物等の生産拡大、米ペーストの活用等新たな加工品の開発や加工施設の整備、農家による直売の取組などを促進する。
- ・漁協等が取り組む6次産業化等を促進するため、流通業者と一体となって県内水産物の価値を磨く取組や、有効に活用されていない水産物を活用した新商品の製造販売、海外販路開拓などを支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
農林漁業者等の事業化や商品化の支援	農林事務所等の相談窓口やサポートセンターによる支援			
大規模6次産業化の推進	異業種マッチングの促進、しずおか農商工連携基金等による支援			
新商品等の販路開拓	展示商談会開催、出展支援			

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン 2014～2017

2 次世代産業の創出

グローバルに企業間、地域間の競争が展開される中で、本県経済が持続的に発展していくためには、経営者が次代の動きを先取りし、未来につながる産業構造を形成していくことが必要となっている。

このため、地域の人・技・物や産業の集積を活かし、次世代のリーディング産業の創出と育成を図る「静岡新産業集積クラスター」を推進する。

また、経済情勢の変化の影響を受けにくい産業構造の形成を目指して、地域企業の成長分野への参入から事業化、販路開拓までを一貫して支援する。

さらに、内陸フロンティア構想を踏まえ、環境産業や食料品、医薬品・医療機器関連産業などの成長が見込まれる分野を中心に、企業の誘致及び県内既存企業の投資促進に努めるとともに、県内産業の国際化を図るため、地域企業の海外展開や販路開拓などを支援する。

(1) 静岡新産業集積クラスターの推進

ファルマバレー（医療・健康）、フーズ・サイエンスヒルズ（食品）、フォトンバレー（光・電子技術）の3つの産業集積プロジェクトを「静岡新産業集積クラスター」として推進し、県内企業による新たな事業や製品の創出を促進するとともに、地域企業の人材育成を支援する。

【目標】

静岡新産業集積クラスターにおける事業化件数（平成22～24年度累計72件）

平成26～29年度累計92件（県新産業集積課調査）

静岡新産業集積クラスターにおける高度産業人材の育成数

（平成22～24年度累計244人） 平成26～29年度累計335人（県新産業集積課調査）

○静岡新産業集積クラスターの推進

- ・東部・中部・西部地域のそれぞれの地域資源と特徴ある産業基盤を活かし、東部地域を中心としたファルマバレー、中部地域を中心としたフーズ・サイエンスヒルズ、西部地域を中心としたフォトンバレーの3つの産業集積プロジェクトを「静岡新産業集積クラスター」として推進し、県内企業による新たな事業や製品を創出する取組を支援していく。
- ・「医・工・薬・食連携」による世界レベルの研究開発とその成果を活かした産業化をより一層進めるため、3つのプロジェクトの連携を強化する。さらに、それぞれのプロジェクトの全県展開を図るため、各プロジェクトに参画する企業や大学などの研究機関、各プロジェクトを中心となって推進する中核支援機関や行政、資金調達などを支援する金融機関による産学官金の連携を推進する。

<ファルマバレープロジェクトの推進>

- ・平成23年度から32年度を計画期間とする「ファルマバレープロジェクト第3次戦略計画」を着実に推進する。患者・県民の視点に立って、県立静岡がんセンターを中心として、関係機関との連携により、「ベッドサイドのニーズに応える“ものづくり”」、「医療と産業を担う“ひとづくり”」、「健康サービスが充実し高次都市機能が集積した“まち

づくり”、「世界展開の推進」などについて、公益財団法人静岡県産業振興財団ファルマバレーセンターを中核支援機関として引き続き積極的に取り組んでいく。

具体的には、地域企業の医療健康分野への参入や研究成果の事業化、地域振興などを更に進めるため、地域企業が医療機器開発分野に参入しやすい環境の整備や、地域企業において医療機器開発を担う中核的な人材の育成、温泉などの地域資源を活用して癒しを提供する、かかりつけ湯の取組などのまちづくり、製品の国内外医療機関等への積極的な売り込みによる販路開拓など各種支援を充実させる。

- ・東部 12 市町や金融機関などの関係機関との密接な連携により「ふじのくに先端医療総合特区」を推進する。さらに、ファルマバレープロジェクトの中核支援機関であるファルマバレーセンターの機能強化や、がん診療に係る創薬や機器の開発の促進、地域企業の医療機器分野への参入支援の強化などを図るため、旧長泉高等学校跡地をプロジェクトの新たな拠点として整備する。

<フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの推進>

- ・平成 22 年度から 26 年度までを計画期間とする「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト戦略計画」を着実に推進するとともに、「戦略計画」の実績と評価を踏まえ、次期戦略計画を策定し、これに基づきプロジェクトを引き続き着実に推進する。
- ・食品産業の高付加価値化を推進するとともに、新商品開発に取り組む企業の裾野を拡大するため、公益財団法人静岡県産業振興財団フーズ・サイエンスセンターを中核支援機関として、産学官連携による食品の機能性に関する研究開発や、地域企業による研究開発成果の事業化、企業において機能性食品など新製品の開発を担う高度産業人材の育成、マーケティングの専門家を積極的に活用した国内外への販路開拓支援、コーディネート機能の充実といった一貫した支援策を着実に実施する。
- ・「地域結集型研究開発プログラム」の終了を受け、関係市町、機関と連携して後継となる国などの競争的資金の獲得に努める。
- ・食の安心・安全のための食品の分析や試験、茶などの多彩な農林水産物を加工する機器の製造、健康やアンチエイジングなど「美」への関心の高まりを満足させるサプリメントなどの健康食品や化粧品などの産業分野の育成や振興、集積を図るとともに、県内外への販路開拓を支援する。さらに、地域企業による機能性食品の開発を促進するため、「ヒト介入試験」の支援体制の整備を検討する。
- ・製品化などで連携してきた北海道との産業交流をより一層活発に行い、展示会への相互出展や支援機関同士の連携・協働を通じ、企業と企業の結びつきを拡大していくことにより、新たな製品開発を促進するとともに、富士山静岡空港の他の就航地に対しても同様に、産業交流を拡大していく。

<フォトンバレープロジェクトの推進>

- ・浜松・東三河地域の産学官金が連携し、平成 24 年度から 28 年度を事業期間とする「地域イノベーション戦略支援プログラム」を着実に推進する。そのため、プログラムの総合調整機関である公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構にプロジェクトディレクターやコーディネータ、国際技術動向調査ユニットを配置し、地域企業の新製品・新技術の開発や国内外の新たな市場への進出を支援する。

- ・「はままつ次世代光・健康医療産業創出拠点」が行う産学官による研究開発や人材育成、新たな製品開発などの取組を引き続き支援していく。
- ・光産業創成大学院大学が実施するレーザーを活用した製品開発に取り組む地域企業の中核人材を育成する「レーザーによるものづくり中核人材育成講座」を引き続き支援していく。

＜3クラスターの相互連携と全県展開＞

- ・各プロジェクト間の連携による相乗効果の拡大を図るため、クラスター間で協力した地域企業の製品化事例の広報や首都圏等で開催される展示会への共同出展などの販路開拓の取組を拡大するとともに、県内地域企業の更なる参画や事業化・製品化のための共同事業の増加の促進を図る。
- ・平成 23 年度から実施している「3クラスター成果発表会」などにより、各プロジェクトの全県展開を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
静岡新産業集積クラスターにおける事業化の促進	各プロジェクトの戦略計画等に基づくプロジェクト推進、事業化促進			
		ファルマ第3次戦略計画(H23～H32)		事業化件数 92件 (H26～29累計) ファルマ 6件/年 フーズ 10件/年 フォトン 7件/年
	フーズ戦略計画 (H22～H26) 次期計画の策定	次期計画の推進		
	地域イノベーション	浜松/東三河 イノベーション戦略支援プログラム(H24～H28)		外部資金の獲得と 事業の推進

○高度産業人材の育成

- ・産学官連携による地域企業の人材育成を促進するため、静岡新産業集積クラスターの参画企業等の中核を担う研究者や技術者等の高度人材を育成する講座や研修会を開催する中核支援機関や大学等を支援する。

ファルマバレーにおける医療機器開発を担う中核人材、フーズ・サイエンスヒルズにおける機能性食品などの製品開発を担う中核人材、フォトンバレーにおけるレーザーを活用した製品開発を担う中核人材を育成する講座等の開催を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
産学官連携による人材育成	各プロジェクトによる人材育成支援			
	中核支援機関等が 実施する人材育成 講座等を支援			H26～29累計 ファルマ 151人 フーズ 104人 フォトン 80人 合計 335人

(2) 次世代を拓く産業育成の推進

新エネルギー、次世代自動車、医療・健康・福祉、環境、ロボット、航空宇宙などの新たな成長分野へ進出する、もしくは進出した地域企業の支援を実施するとともに、産業を牽引する課題解決型の研究開発を推進する。

また、創業者やベンチャー企業の育成、スポーツ産業やICT産業、クリエイティブ産業など新しいサービス産業の振興に取り組むとともに、地域企業の知的財産に関する取組を促進する。

【目標】

新成長分野の取組件数（新成長分野の経営革新計画の新規承認件数）

（平成22～24年度累計284件） 平成26～29年度累計400件（県新産業集積課調査）

試作・実証試験助成制度等を活用した成長分野における製品化件数

（平成23～24年度累計17件） 平成26～29年度累計40件（県新産業集積課調査）

○成長産業分野への地域企業の参入促進

- ・ 地域企業が成長分野に参入する上で必要な業界ニーズや最新の技術動向に関する情報提供、技術力の向上、製品化に向けた試作・実証試験や事業化のための研究開発費の支援、製品等の販路開拓の支援を総合的、一体的に実施していく。
- ・ 地域企業の成長分野への参入をより一層加速し、より多くの案件を製品化や事業化につなげていくため、成長産業分野の周知や相談事業に引き続き取り組むとともに、事業化や販路開拓支援に重点的に取り組む。具体的には、地域企業の事業化や販路開拓支援のための助成金などを活用するとともに、金融機関の積極的な関与を促し、産学官金の強力な連携による一体的な支援により、効果的な事業実施を図るため、金融機関との定期的な情報交換会の開催に加え、公益財団法人静岡県産業振興財団が主体となり、助成案件ごとに企業のメインバンクなどをメンバーとする事業推進チームを設置するなどの取組を行う。
- ・ 地域企業のニーズを踏まえ、県と公益財団法人静岡県産業振興財団が持つそれぞれの助成制度を再編し、より効果的な制度体系を構築する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
成長産業分野への地域企業の参入促進	技術相談、研究・試作	製品開発助成、事業化	助成、アドバイザー派遣、展示会・商談会	

○産業を牽引する研究開発の推進

- ・ 研究所間の連携や、産学官の連携を図り、県政の課題を解決するための**分野横断研究**を推進するとともに、社会や産業界からの要望に応えるための研究を併せて推進する。
- ・ 地域の生産者や中小企業を積極的に支援するため、研究所のコーディネート機能を充実するとともに、技術相談、依頼試験などを行う。
- ・ 豊かな地域資源を総合的に活かした研究を行うため、**大学等との連携拡大とネットワーク化**を図り、共同研究を積極的に推進する。
- ・ 6次産業化や地域企業の成長分野への参入を促進する拠点となることを目指し、**研究所のオープンラボラトリー（地域や企業等にかかれた研究所）化**を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
産業を牽引する研究と社会や産業界を支援する研究の推進	試験研究の戦略 基本指針の見直し 分野を超えた研究と産業界を支援する研究の推進			
産業支援機能の強化	コーディネーター人材の育成などによる産業支援機能の強化			
大学等との連携拡大とネットワーク化	静大、県大、東海大、沼津高専との連携事業の推進と県内大学等との連携ネットワークの拡大			
地域や企業等が開かれた研究所づくり	研究所のオープンラボラトリー化の推進			

○創業者やベンチャー企業等の育成

- ・女性、シニア及び若者を含む創業者やベンチャー企業等の円滑な事業化を促進するため、産業支援機関や金融機関との連携により、随時、相談に応じるとともに、事業スペースの提供や研究開発に対する助成を行う。
- ・創業者やベンチャー企業等の販路開拓を促進するため、首都圏等における展示商談会への出展や販路開拓コーディネーターによる指導など、成長段階に応じた支援を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
創業・新事業の展開支援	産業支援機関・金融機関と連携した企業のニーズにマッチした支援			

○スポーツ産業やICT産業、クリエイティブ産業など新たなサービス産業の振興

- ・スポーツ産業を振興するため、西部、東部、中部の各地域において、産学民官によるスポーツ産業振興の推進母体となるプラットフォームの設置を支援し、民間企業、市町、商工団体などが連携した、新たなスポーツ関連事業の創出を促進する。
- ・事前合宿やプレ大会の誘致に関するノウハウや情報の提供などにより、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした観光業など地域の関連産業の振興を図る。
- ・新たなイノベーションを生む基盤となるICT産業を振興するため、人材育成をはじめ、創業を目指す企業への相談・アドバイスや販路の開拓などの支援を行い、事業化の促進を図る。
- ・クリエイティブ産業の振興を図るため、クリエイターがその技術、ノウハウを活かして活躍できる環境づくりを支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
スポーツ産業の振興	全県地域におけるスポーツ関連事業の創出・拡大			
	中部地域プラットフォーム設置			全県地域で累計27件の新事業を創出

○成長産業分野へ参入する地域企業の資金調達支援

- ・成長産業分野支援資金により、静岡新産業集積クラスターで集積を進める産業分野のほか、環境、ロボット、航空産業、スポーツ産業などの成長産業分野への地域企業の参入を支援する。

○特許や商標など知的財産の積極的な活用

- ・我が国のイノベーションをリードする地域を目指すとともに、地域企業の技術力向上や新分野進出、さらには新産業の創出などを図るため、平成 23 年 3 月に策定した「静岡県知的財産創造・保護・活用指針」に基づき、質の高い知的財産を生み出し、それを迅速に権利として保護し、知的財産を活かした新技術・新製品の開発へと導く、いわゆる知的創造サイクルを確立する。

さらに、県内3か所の知財総合支援窓口等を中心に、国や弁理士会などと連携して、地域企業の知的財産の創造、保護及び活用に関する取組を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
特許や商標など知的財産の積極的な活用	技術相談、研究・試作品開発助成、事業化助成、アドバイザー派遣、展示会・商談会			
				特許流通アドバイザー特許技術移転件数100件(H26～29累計)

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン 2014～2017、
 ファルマバレープロジェクト第3次戦略計画、
 フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト戦略計画、
 地域イノベーション戦略支援プログラム

(3) 企業誘致や海外成長力の取り込み等による県内産業の活性化

環境関連産業や食料品、医薬品・医療機器関連産業などの成長が見込まれる分野や物流産業を中心に、国内外からの優良企業の立地や既存企業の県内での投資を促進し、次世代産業の育成・集積につなげるとともに、雇用の確保、地域経済の基盤の強化を図る。

また、県内産業の国際化を図るため、地域企業の海外展開や販路開拓の支援に加え、海外との経済交流を促進する。

<p>【目標】 企業立地件数（平成 22～24 年累計 151 件） 平成 26～29 年累計 400 件 <small>（経済産業省「工場立地動向調査」及び県企業立地推進課調査）</small> 県内本社企業の海外展開事業所数（純増分）（平成 22～24 年度 68 事業所増） 平成 26～29 年度 120 事業所増（県企業立地推進課「静岡県内企業海外展開状況調査」）</p>

○新東名など高度なインフラを活かした国内外からの企業誘致の推進と県内企業の投資促進

- ・新たな成長分野等の企業の工場、研究所や物流施設を中心に、トップセールスや企業訪問、企業立地説明会の開催等により本県の立地優位性をPRし、新東名高速道路や富士山静岡空港などの高度なインフラを活かした企業誘致を積極的に推進する。
- ・企業からの立地相談に対してワンストップ窓口対応により迅速な対応を図る。さらに、立地企業に対する補助金等支援策の措置により、国内外からの企業立地や県内企業の投資促進につなげる。
- ・企業のニーズに合った用地を迅速に供給するため、市町が事前に行う工業用地等開発可能性基本調査を支援するとともに、市町等と連携・協力して、価格競争力のある**用地の造成**に積極的に取り組み、「内陸のフロンティア」を拓く取組の推進を図る。
- ・産業活動に必要な**工業用水を安定的に供給**するため、施設の耐震化や長寿命化を図るとともに、将来の全面更新に備え、十分なユーザーへの説明とユーザーの要求する受水量を勘案し「水道施設更新マスタープラン」を策定する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
国内外からの企業誘致の推進	新たな成長産業等をターゲットにした企業誘致活動			企業立地促進法に基づく基本計画の再策定の検討 (静岡市地域、浜松市地域)
企業局による工業用地等の造成		工業用地等の造成 15区画50ha (H26～29累計)		
工業用水の安定供給	「水道施設更新マスタープラン」の策定			マスタープランを踏まえた長期的な経営ビジョンの確立
	(富士川工水、東駿河湾工水)		(柿田川工水)	

○県内企業の海外展開支援

- ・アジアの新興国を中心とした新たな需要の獲得に向けた地域企業の海外展開や、販路開拓を支援するため、海外展開に関する相談会・専門講座の開催やコンサルタント派遣、東南アジアビジネスサポートデスクの設置による現地での支援体制の整備などを行う。
- ・海外企業と地域企業のビジネス交流を促進するため、海外経済ミッションの派遣・受入れやトップセールスなどを行い、本県産業の魅力を発信する。
- ・外国人の学生を県内企業の海外展開等に寄与できる人材として育成するため、県内企業への研修生受入れや総合的な留学生の支援を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
海外展開を図る地域企業の支援		地域企業の海外展開に関する相談等		
		海外派遣人材育成、県内企業国際化支援、海外展開コンサルティングの実施、現地での支援(東南アジアビジネスサポートデスク)		
地域企業と海外企業の経済交流の促進		海外経済ミッションの派遣		
	(東南アジア・中国等)			

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン 2014～2017、
 企業立地促進法に基づく基本計画（地域別）、
 ふじのくに戦略物流ビジョン、
 「内陸のフロンティア」を拓く取組 全体構想、
 静岡県企業局第3期中期経営計画

3 次代の産業を拓く人材育成と就業環境の整備

生涯にわたって自らの職業能力を高め、開かれた機会の下にそれを存分に発揮し、働きがいを実感できる環境が求められている。

このため、雇用情勢や産業の動向、技術の進歩などに対応した職業能力の開発と人材ネットワークの形成により、本県産業の発展を支える人材を育成する。

また、学生、若者から中高年齢者、子育て女性までのあらゆる世代や障害者、外国人等、仕事をしたい誰もが就業の機会を得られ、誰もが能力を発揮して活躍できる就業環境を実現する。

(1) 産業の成長を担う人づくり

本県産業の基盤を支える人材の育成を図るため、職業能力を高めるための教育や訓練を実施する。また、本県のものづくりを支える技術・技能の次世代への継承に取り組む。

さらに、業界を越えた人材ネットワークの構築により、本県経済の発展を牽引する次世代リーダーの育成を図る。

【目標】

技能検定合格率（平成 24 年度 47.9%）	55%	（県職業能力開発課調査）
県立担い手養成施設の卒業者等の就業率（平成 24 年度 97.4%）	100%	（県職業能力開発課調査）

○次世代人材の育成とスキルアップへの支援

- ・技術の進歩や産業構造の変化などに対応した技術者を育成するため、技術専門学校等において、高卒者等を対象に、新しい実学を重視した職業訓練を実施する。
- ・**在職中の技術者のスキルアップ**を図るため、レーザー加工技術等成長産業分野の職業訓練や、企業ニーズに対応した職業訓練を実施する。
- ・優れた技能を持つ多くの労働者が県内産業を担い、活躍できるよう、国家検定制度である「技能検定」の普及を図り、受検を奨励する。
- ・新規就農者の確保・育成を図るため、農林大学校での先進的な農林業技術や農ビジネスなど時代に合った実践教育を実施する。
- ・質の高い漁業就業者の確保・育成を図るため、漁業高等学園において、漁労作業実習や海技士免許の取得支援、青年就業準備給付金の活用などを推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
在職中の技術者のスキルアップ支援	成長産業分野の職業訓練の実施			→
	訓練の実施件数 35コース	訓練の実施件数 40コース	訓練の実施件数 45コース	

○ものづくり技能の継承

- ・ものづくりの技術・技能と継承の大切さに対する理解を促進するため、若者や子どもに対し、ものづくりや技能の楽しさ、すばらしさを体験する機会を提供する。
- ・技能者の社会的評価の向上を図るため、技能マイスターを認定し、その活用を推進する

とともに、優れた技能者の表彰を行う。

- ・ものづくり技能の後継者づくりを進めるため、「県ものづくり競技大会」の開催などを通じて、技能競技大会出場選手の育成を支援する。

○農林水産業を支える人材の育成

- ・本県農業の核となるビジネス経営体を育成するため、新たな事業展開や経営者としての資質向上を図る農業版ビジネススクールを開催する。
- ・新規就農者の確保・育成を図るため、先進的な農業経営者の下での実践研修、農業法人での体験等により、非農家出身者等の就農や農業法人への就業を支援する。
- ・木材生産の計画・実施などの段階に応じた人材の育成及び確保を図るため、林業への新規就業を促進するとともに、就業者の知識と技術の向上を支援する。
- ・質の高い漁業就業者の確保・育成を図るため、漁業就業者確保育成センターによる就業相談などを行う。
- ・魅力ある漁業を営む経営体の育成を図るため、漁村地域でリーダー的な役割を担い先進的な取組を行う漁業士の育成や、マネジメント能力向上のための研修を実施する。

○時代に即応した中小企業支援を担う人材の育成

- ・新しい時代に合った中小企業支援を担う人材を育成するため、商工団体や産業支援機関等職員の資質向上や人的ネットワークの構築を支援する。

○業間を越えた人材ネットワークの推進

- ・本県経済の持続的な発展のため、地域経済のリーダーや女性起業家を育成するとともに、業間を越えたネットワークの構築を図る。

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン 2014～2017、第9次静岡県職業能力開発計画

(2) 就労支援体制の強化による一層の雇用促進

県内の雇用情勢を踏まえ、地域や求職者の実情に応じたきめ細かな雇用対策を推進する。成長産業分野における雇用の確保を図るとともに、人材を必要とする分野へ求職者を誘導するなど、雇用のマッチングを促進する。

また、学生、若者から中高年齢者、子育て女性までのあらゆる世代や障害者、外国人等に対する就業支援に取り組む。

【目標】

完全失業率（平成 24 年 3.4%） 3.0%以下

（総務省労働力調査都道府県別結果（モデル推計値））

県内高校・大学新規卒業者の就職内定率（平成 24 年度高校 99.6%、大学 90.8%）

高校 100%、大学 100%（静岡労働局「就職内定状況調査結果」）

障害者雇用率（平成 25 年度 1.72%） 2.0%（静岡労働局「障害者雇用状況報告集計結果」）

○成長産業分野における雇用の確保とマッチングの促進

- ・ **地域に根ざした企業等の支援と雇用機会の創出**を図るため、起業後 10 年以内の企業や NPO 等を活用し、地域の産業・雇用振興策に沿った事業を実施する。
- ・ 雇用のミスマッチを解消するため、就職面接会や、就職相談、セミナー、企業情報の提供等により、福祉・介護等人材が不足する分野や成長分野へ求職者を誘導する。
- ・ 特に、新規学校卒業者に対しては、就職希望者全員が内定を得られるよう、就職面接会や大学訪問、就職支援情報誌の配布、企業見学会、U・I ターン就職フェアのほか、ホームページ「しずおか就職情報」による県内地域企業の情報提供などにより **地域企業とのマッチングを促進**する。
- ・ 次代の本県の産業・経済を担う **若者の就職を支援**するため、新規学卒未就職者等のスキルアップを図り、企業で即戦力となる人材を養成する。
- ・ 離転職者の再就職を促進するため、製造業のほか、介護、医療、農業等今後の雇用が期待できる分野の職業訓練を実施する。
- ・ 若者の県内社会福祉施設等への就業を促進するため、介護に関する専門的な知識や技術を有する介護福祉士の養成施設の在学学生に修学資金を貸与し、介護福祉士の資格取得を支援する。
- ・ 福祉人材の確保を図るため、無料職業紹介・相談を充実するなど、県社会福祉人材センターの機能を強化する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
地域に根ざした企業等の支援 及び雇用機会の創出	起業支援型地域雇用創造事業			
	雇用創出180人			
成長産業分野における雇用の 確保	成長産業分野における雇用・就業機会の創出			
企業と新規学校卒業者・求職者 のマッチング機会の提供	就職面接会、大学訪問、県内地域企業の情報提供			
	就職面接会における就職決定率9.5%			
新規学卒未就職者等の若者の 就職支援	新規学卒未就職者等の就職の応援(スキルアップ研修等)			

○仕事をしたい誰もが就業できる環境づくり

- ・あらゆる世代の就労に関するニーズにきめ細かく対応するため、「しずおかジョブステーション」の機能拡充を図り、ハローワーク等の関係機関と連携し、就職相談からセミナー、職業紹介までの一貫したワンストップの就職支援を行う。
- ・求職者を早期の就職に導くため、レベルに応じた就職相談やセミナーなど、実効性の高い就職支援を行う。
- ・働きたい子育て女性の就労を支援するため、就職相談やセミナーに加え、多様な働き方の提案などを行う。
- ・女性の就業を促進するため、個人の希望、能力、適性や社会の人材ニーズに応じた職業訓練の場を提供する。
- ・高齢者の多様な就労や社会参加を促進するため、就職相談やセミナーに加え、シルバー人材センターの健全な運営の支援を行う。
- ・障害のある人の就労を促進するため、障害者就業・生活支援センターにおける生活面及び就業面での支援、ジョブコーチ派遣、職場実習及び職場適応訓練、「障害者働く幸せ創出センター」の活用など、障害者自立支援施策と連携した支援を行う。
- ・障害のある人の職業的自立を支援するため、一人ひとりの適性や就業志望に応じた多様な職業訓練を実施する。
- ・企業における障害者雇用を促進するため、アドバイザーの派遣や障害者就労応援団登録企業を活用した企業見学会及びセミナーの開催、障害者雇用ガイドブックによる支援策等の情報提供などを行う。さらに、精神障害者の雇用が義務化されることに備え、障害者雇用の拡大について、より一層の気運の醸成に努める。
- ・外国人の就労を支援するため、「しずおかジョブステーション」に外国語通訳者を配置し、就職相談やセミナー等を行う。
- ・ニートなど就労に困難を抱える若者の自立を促進するため、「しずおかジョブステーション」に臨床心理士を配置し、相談等を行う。さらに、適切な支援が受けられるよう、地域若者サポートステーションやハローワーク、NPO等と連携を図り、情報提供等を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
しずおかジョブステーションにおける実効性の高い就職支援	世代やニーズに応じた就職相談、セミナーの開催			
	就職相談・セミナー等利用者数 25,000人/年			
障害のある人の就労促進	ジョブコーチによる支援、アドバイザーの派遣、雇用促進セミナーの開催			
	ジョブコーチ支援 の利用者数260人			ジョブコーチ支援 の利用者数300人

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン 2014～2017

(3) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

県民一人ひとりがやりがいを感じながら働き、仕事上の責任を果たすことにより充実感を得られるよう、安全・安心に働くことができる労働条件を確保し、ライフステージに応じたいきいきと働くことができる職場づくりの実現に取り組む。

【目標】	
仕事と生活が調和していると感じている人の割合（平成24年度37.1%）	50% (県政世論調査)
一人平均月間所定内労働時間（平成24年156.7時間）	151時間以下 (厚生労働省「毎月勤労統計調査」)

○いきいきと働くことができる職場づくりの実現に向けた気運の醸成

- ・国や市町、関係団体等と連携した様々な広報を通じて、働く人の意欲と企業の生産性の向上につながるワーク・ライフ・バランスの意義や重要性を周知啓発する。
- ・働く人のやりがいを創出するため、専門家派遣などにより、企業の組織風土改善や働き方の見直しなどの取組を支援する。
- ・働く人の価値観や生き方に応じ、多様な働き方が可能となるよう、時間や場所などにとらわれない新たな働き方の周知啓発に努める。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
いきいきと働くことができる職場づくり		働き方改革に向けた周知啓発		
		専門家派遣		
				労働時間の縮減・年次有給休暇の取得促進に取り組んでいる企業の割合 80%

○あらゆるライフステージで働くことができる職場づくりの促進

- ・ **仕事と子育ての両立**が可能となる職場づくりを促進するため、一般事業主行動計画の策定をはじめとする企業の次世代育成に対する取組を支援する。
- ・ **仕事と介護の両立**が可能となる職場づくりを促進するため、介護問題の重要性等の周知啓発や両立支援研修会の開催などにより、介護に対する企業の取組を支援する。
- ・女性が仕事で能力を発揮できる基盤を確保するため、女性役職者セミナーの開催など、企業の男女雇用機会均等の取組を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
仕事と子育て・介護の両立支援		一般事業主行動計画策定・取組支援		
		好事例の普及などによる周知啓発、企業の取組支援		

○安全・安心に働くことができる労働条件の確保

- ・適正な労働条件を確保するため、労働法セミナーの開催などにより、労働法制、労働災害等の教育、情報提供を行うとともに、就職活動を始める前の**若年者等を支援するための労働教育**に取り組む。
- ・賃金の上昇や職場定着などを図るため、民間からの提案を活用し、企業における処遇改善の取組を支援する。
- ・労働条件や職場の人間関係等の問題を解決するため、中小企業労働相談所等における労使双方からの相談への対応や、自主的な解決支援など、労使関係の安定に努める。
- ・勤労者福祉の向上を図るため、勤労者福祉団体が実施する福利厚生サービスなどの取組を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
若年者等への労働教育		学校のセミナー等の開催支援		
				→

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン 2014～2017

4 豊かさを支える農林水産業の強化

食は生きることの一番の基礎であり、水・緑・大地に根ざした食を提供する農林水産業を大事にすることは、国や地域の発展の基盤となる。

県民が、健康で豊かな暮らしを将来にわたって享受し、また、農林漁業者が誇りを持って、国際化の進展に対応した安定的で効率的な生産活動を行っていくために、農林水産業就業者の確保、育成や経営体の強化などにより、活力ある生産構造への転換を進める。また、耕作放棄地の再生利用、県産材の需要拡大と供給能力の向上、魅力ある水産物づくりなどにより、本県の豊かさを支える農林水産業を強化する。

(1) 世界に誇る多彩で高品質な農芸品の生産力強化

安全で良質・多彩な農芸品といえる農産物の安定供給のため、農業生産を構成する「人材」、「基盤」、「技術」の3つの視点から対策を講じることにより、農産物の生産力とブランド力を高めるとともに、豊かで美しい景観と多様な食を育む農山村の魅力向上を図る。

【目標】

農ビジネス販売額（平成23年度 2,745億円）	3,600億円	（県農業振興課調査）
農ビジネス販売額に占めるビジネス経営体販売額シェア（平成23年度 24.8%）	42%	（県農業振興課調査）
しずおか食セレクション認定数（平成24年度 75品）	130品	（県マーケティング推進課調査）

○攻めの農業を担うチャレンジ精神あふれる経営体の育成

- ・本県農業の核となる**ビジネス経営体を育成**するため、新たな事業展開や経営者としての資質向上を図る農業版ビジネススクールを開催する。
- ・**新規就農者の確保・育成**を図るため、農林大学校での先端的な農林業技術や農ビジネスなど時代に合った実践教育の充実や、先進的な農業経営者の下での実践研修、農業法人での体験等により、**非農家出身者等の就農や農業法人への就業**を支援する。
- ・新たな農業の担い手として、地域から期待される**企業の農業参入**を支援するため、参入セミナー等を開催する。
- ・農山村の地域資源を活かした**女性による起業**を支援し、食や農業分野のビジネス展開を推進する。
- ・規模拡大、経営改善に意欲的に取り組む農業者への支援や新たに就農しようとする人材を育成・確保するため、制度資金の活用を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
ビジネス経営体の育成		農業版ビジネススクールの開催		受講生55人/年
法人就職を含めた新規就農や企業参入の促進による新たな担い手の確保		農業体験、研修、農業教育の実施		▶
		農業法人等への新規就職者数150人/年		
		研修、個別相談、農業教育の実施		
女性による食と農ビジネス展開の推進		新たに農業経営を開始する人(参入企業含む)150人/年		▶
		起業を支援する研修会の開催		
				受講生30人/年

○優良農地の確保と集積等による農地の徹底活用

- 生産コストの低減など農業構造改革を図るため、農地中間管理機構や市町、農協など関係団体と連携し、地域で策定された人・農地プランに基づき、**担い手への農地集積**を加速的に進める。
- 耕作放棄地の再生利用**を図るため、市町等と連携して意欲的な農業者等が行う再生活動を支援するとともに、市民農園の開設など多様な担い手による活用を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
担い手への農地集積		人・農地プランを活用した地域ごとの取組支援		
	農地集積面積 29,000ha	農地集積面積 30,500ha	農地集積面積 32,000ha	農地集積面積 33,500ha
耕作放棄地の再生利用の促進		意欲的な農業者等による再生利用の促進		▶

○技術革新による生産力の飛躍的拡大

- 産地の目標とその実現のための実行策を産地自らが定める**産地構造改革計画**の策定・実現を支援する。
- 高収益経営を実現するため、省力機械化技術、低コスト・省エネ生産技術、高品質ブランド化を目指した研究開発、農地の高度利用手法の開発を行う。さらに、農業資源を次世代に継承するための環境管理の研究を進める。
- 規模拡大や生産性の向上**を促進するため、レタスの定植・収穫作業の機械化など、省力化、低コスト化、高品質化技術の普及を進める。
- 茶業の経営体質を強化**するため、茶工場を核とした茶園管理の共同化や茶園集積を推進する。さらに、改植により茶樹の若返りや優良品種への転換を図る。
- 水稻経営の大幅なコスト低減**と水田の有効利用を図るため、担い手等への農地集積を進めるとともに、地下水位制御システム導入による**水田の高機能化**を進め、水稻直播栽培や冬季露地野菜等の栽培を促進する。
- 果樹産地の構造改革を進めるため、**生産性の高い品種への改植**や出荷施設の整備を促進する。

- 野菜生産の省力化と品質管理の徹底を推進するため、**野菜産地でのパッキングセンターの整備**を支援する。
- 施設園芸の低コスト化、高品質化などを推進するため、**太陽光発電施設を組み合わせたヒートポンプや木質バイオマス暖房機等の導入**を進めるとともに、**高度環境制御技術やICTの導入**を促進する。
- 輸入花きや他産地との差別化を図るため、優良な**花き新品種やオリジナル品種の導入**により産地ブランド化を推進する。
- 低コストで効率的な畜産経営を実現するため、自給飼料の生産拡大や、TMRセンター（飼料混合施設）等の運営支援、家畜共同育成場の利用拡大などを推進する。
- 消費者ニーズに対応した県産銘柄畜産物を供給するため、銘柄畜産物の生産体制の強化や高度衛生管理に対応した新たな流通拠点の整備を促進する。
- 効率的な家畜改良増殖を推進するため、遺伝子解析技術を用いて、高品質で生産能力の高い家畜を作出、普及する。
- 家畜排せつ物の利用を図るため、良質堆肥の生産や広域的な利用を支援する。
- 台風等の災害による施設の被害を防ぐため、ビニールハウスの補強技術の普及など、災害に強い施設園芸への取組を促進する。
- 中国浙江省との技術交流を促進するため、農業友好交流団や農業調査員の派遣、受入れを行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
産地構造改革の推進	産地の取組支援			支援対象計画数 160産地
生産性向上に資する技術開発 や現地実証	産地への技術普及			実証ほ設置20か所
	実証ほ設置20か所	実証ほ設置20か所	実証ほ設置20か所	
茶の生産体制の強化	茶工場を核とした茶園管理の共同化や茶園集積の推進			茶園の共同管理を 導入して生産効率を 向上させた経営体 50経営体
水田の高機能化による有効活用	地下水位制御システムの導入による水田の高機能化			導入10か所
水稻経営の大幅なコスト低減	水稻直播栽培技術の普及			直播栽培面積 200ha
柑橘の生産性の高い品種への 改植	柑橘改植の推進			柑橘の改植 110ha
	柑橘の改植 110ha	柑橘の改植 110ha	柑橘の改植 110ha	
野菜産地のパッキングセンター 整備	整備推進			1か所
	1か所	1か所	1か所	
施設園芸の太陽光発電施設や 木質バイオマス暖房機等の導入	導入推進			5か所
	3か所	5か所	5か所	
施設園芸の高度環境制御技術 やICTの導入	導入推進			5か所
	研究会開催	3か所	5か所	
花きオリジナル品種の導入	新品種導入			新品種2品種
	新品種1品種	新品種1品種	新品種1品種	

○高品質な農芸品のブランド化

- ・ 静岡茶の新たな需要を創出するため、茶の栽培環境や品種、製造方法など県内各産地の特徴や機能性などを活かし、ふじのくに山のお茶 100 選など新たな**静岡茶のブランドの構築**や、静岡型発酵茶などの新商品開発を進める。
- ・ **いちごのブランド力を強化**するため、品質の高い新品種を育成、普及するとともに、販売力の強化を図る。
- ・ 畜産物のブランド化を図るため、消費者ニーズに対応した畜産物の生産を推進するとともに、流通体制の整備を促進する。
- ・ 安全な畜産物を安定的に供給するため、畜産農場における動物用医薬品の適正な使用や家畜伝染病の発生予防とまん延防止対策等、衛生的な飼育管理を推進する。
- ・ 環境に配慮した農業を進めるため、エコファーマーの認定を推進するとともに、有機農業の取組を支援する。さらに、I P M(総合的病害虫・雑草管理)の普及や天敵の利用、肥効調節型被覆肥料の利用、局所施肥技術の開発などを推進する。

- ・県産農林水産物に対する県民の安心と信頼を確保するため、生産段階の安全性確保と情報提供のシステムを認証する「しずおか農林水産物認証制度」の普及と認知度の向上を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
静岡茶のブランド構築	新たな「静岡茶ブランド」化推進(発酵茶・中山間地域の100銘茶)			
				ふじのくに山のお茶100選
いちご新品種の開発と普及	新品種現地試験	生産者への普及		
	1ha	10ha	30ha	100ha

○農芸品の海外市場開拓

- ・静岡茶の輸出拡大を図るため、緑茶の最大輸出先である米国をはじめ、今後、消費拡大が期待できる地域に向けた情報発信、World Tea Expo などの海外展示会への出展に取り組むとともに、JETROと連携して海外バイヤーを招聘した茶輸出商談会等を開催する。
- ・野菜等の輸出を促進するため、海外における商談に向けた産地の活動を支援するとともに、輸出に適した流通技術を開発し導入を図る。
- ・畜産物の輸出への取組を促進するため、品質に定評のある本県畜産物の知名度を高めブランド力の強化を図る。

○6次産業化による新ビジネスの拡大

- ・新たな農ビジネスの取組を拡大するため、県産酒造好適米や加工用野菜、薬用作物等の生産拡大、米ペーストの活用等新たな加工品の開発や加工施設の整備、農家による直売の取組などを促進する。

○住んでよし訪れてよし豊かな農山村づくり

- ・耕作放棄地の発生を防止し中山間地域の多面的機能を確保するため、**中山間地域等直接支払事業**等を活用して生産基盤や生活環境基盤の整備を進め、条件が不利な中山間地域等の農業生産活動の維持を図る。
- ・**野生鳥獣による農林産物への被害を軽減**するため、鳥獣被害防止特措法に基づく市町の計画策定や、防護柵の設置等を支援する。また、試験研究の成果などを現場に導入するとともに、被害防止技術の普及を図る。
- ・集落ごとの被害状況に即した対策に取り組める指導者を養成するため、県鳥獣被害対策総合アドバイザーの養成講座の開催及びスキルアップに取り組む。
- ・**市民農園や体験農園**に対する多様なニーズに対応するため、市民農園等研修会の開催などにより開設を促進する。
- ・都市住民との交流増大による農山村地域の振興を図るため、そばや地域に固有な作物等の栽培を推進し、地域特産物としての定着を図る。
- ・農村女性による地域資源を活用した6次産業化等の活動を支援する。

- ・命をはぐくむ「食」と、それを生み出す農業・農山漁村への理解を広めるため、農産物の栽培から収穫物の加工・調理までの一連の体験や、牧場での酪農体験などの機会を提供する体験学習(教育ファーム・酪農教育ファーム)を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
中山間地域等直接支払事業の推進		締結面積の拡大		
				締結面積3,500ha以上
野生鳥獣による農林産物への被害防止対策の推進	アドバイザーの養成および市町の活動支援			
				農林産物被害金額 350百万円以下
市民農園・体験農園の開設促進		市民・体験農園開設促進		
				市民・体験農園設置数 10,400区画

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン 2014～2017、
「内陸のフロンティア」を拓く取組 全体構想

(2) 県産材の需要と供給の一体的な創造

県産材の需要拡大や安定供給能力の向上、ビジネス林業の促進により、県産材の需要と供給を一体的に創造する仕組みを構築し、本県の豊富な木材資源を将来にわたって適切に活用することで、本県の豊かな森林を守り、育て、活かす「森林（もり）の都」づくりを推進する。

【目標】	
木材生産量（平成 24 年 276,000 m ³ ）	500,000 m ³ （農林水産省「木材需給報告書」）
森林経営計画認定面積（平成 24 年度 13,054ha）	100,000ha（県森林整備課調査）
品質の確かな県産材製品等出荷量（平成 24 年度 30,000 m ³ ）	110,000 m ³ （県林業振興課調査）

○県産材の需要拡大

- ・ **県産材の製材・加工体制の拡充**を図るため、地場密着型工場の製材加工施設や木材乾燥施設などの整備や、量産・低コスト型工場の整備を促進する。
- ・ ニーズを捉えた製品の供給を図るため、建築や土木用の部材などの新たな製品や技術の開発を促進する。
- ・ 品質が確かな県産材の利用拡大を図るため、**民間部門**ではしずおか優良木材などの**利用を促進**するとともに、**公共部門**では**率先して利用を推進**する。
- ・ **県産材の販路拡大**を図るため、県外への販売や中国、韓国などへの輸出の取組や木質バイオマスのエネルギーなどへの利用を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
県産材の製材・加工体制の拡充	施設整備の促進			
				原木の製材・加工能力 50万m ³
民間部門での利用促進	しずおか優良木材などの一層の利用			
	しずおか優良木材認定工場の拡大や木造住宅の取得等の推進			
公共部門での利用推進	木使い推進プランの着実な実施			
	公共部門での率先利用	17,000m ³ /年	公共部門での継続的な利用	17,000m ³ /年
県産材の販路拡大	輸出などの取組の促進			
	市場調査 展示会への出展 バイヤー招聘			

○県産材の安定供給体制の確立

- ・ 低コスト生産システムの構築を図るため、森林所有者などに対し、森林経営計画の作成による森林施業の集約化を促進するとともに、路網の整備や高性能林業機械の導入を支援する。さらに、利用間伐のモデルとして県営林の利活用を推進する。

- ・原木の流通改革を図るため、**製材・加工施設への直送**に向け、原木生産者と製材・加工業者間の需給コーディネートを担う組織体制の強化、効率的な流通に資する中間土場の整備、需要先のニーズに応じて原木の仕分けができる人材の育成などを支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
製材・加工施設への直送	協定などに基づいて直送する原木の取扱量			
	30,000m ³ /年			150,000m ³ /年

○ビジネス林業の展開

- ・ビジネス林業に取り組む**林業事業体などの経営改革**を図るため、低コスト生産に必要な経営分析能力の向上や計画的な生産の実践を促進する。
- ・木材生産の計画・実施などの段階に応じた人材の育成及び確保を図るため、**林業への新規就業を促進**するとともに、就業者の知識と技術の向上を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
林業事業体などの経営改革	経営分析能力の向上や計画的生産の実践			
				60事業体
林業への新規就業の促進	新規就業の促進 100人/年			
	就業ガイダンス 林業体験会開催			

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン 2014～2017、静岡県森林共生基本計画

(3) 新たな水産王国静岡の構築

魅力ある水産物づくりと水産資源の持続的利用の確保、次世代を担う人・組織づくりにより、新たな水産王国静岡を構築する。

【目標】	
漁業生産量全国シェア（平成22年※4.0%（全国6位））	4.2%以上（全国5位以内） （農林水産省「農林水産統計年報」）
（※平成23年は震災の影響による数値の変動が大きいため平成22年を基準値とする。）	
新規漁業就業者数（平成23年度97人）	毎年度100人以上（水産庁調査）

○魅力ある水産物づくり

- ・漁協等が取り組む**6次産業化等を促進**するため、流通業者と一体となって県内水産物の価値を磨く取組や、有効に活用されていない水産物を活用した新商品の製造販売、海外販路開拓などを支援する。
- ・漁協の中堅職員や漁業者を対象としたマネジメント能力向上のための研修事業により、6次産業化を推進する人材の育成を図る。
- ・**県産水産物のブランド化を推進**するため、「しずおか食セレクション」の認定に向けた支援などを行う。
- ・安全・安心な水産物の供給を促進するため、衛生管理の徹底や食品表示の適正化等の指導を行う。
- ・消費者の視点に立った養殖・加工技術の開発や、未利用・低利用の水産物の高度利用化などの新技術を開発する。
- ・魚食の普及を進めるため、県おさかな普及協議会等と連携して、魚料理講習会や市場まつりでの試食会を行うほか、「(仮称)ふじのくに和の食文化の祭典」等のイベントを活用して、魚食の魅力をより一層発信する。
- ・「場の力」を活かした漁業地域の活性化を図るため、海、川、湖が有する観光・文化資源としての価値を磨くなど、水産業・漁村地域の有する多面的機能を発揮する取組を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
水産業の6次産業化の促進		県産水産物の価値を磨く取組支援		
		取組件数3件	取組件数3件	
県産水産物のブランド化の推進		「しずおか食セレクション」認定支援		
	認定3件	認定3件	認定3件	認定3件

○海・川の恵みの持続的利用の確保

- ・**持続的利用を目指した資源管理**を図るため、漁業権・漁業許可等の法的規制や漁業取締りによる漁業秩序の維持、漁獲可能量（TAC）制度の適正・円滑な運用、「資源管理・収入安定対策」を活用した漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- ・浜名湖ブランドのウナギ、アサリの持続的活用を図るため、増殖研究や採捕ルール of 徹底を進めるほか、漁業者等と一体となって資源の保護、回復を図る。

- ・ **生産力の確保・向上に向けた漁場環境保全**を図るため、沿岸域の漁場・増殖場の整備や、藻場等の漁場環境保全活動の推進、カワウ等の有害生物対策などを推進する。
- ・ つくり育てる漁業を進めるため、第7次栽培漁業基本計画を策定し、マダイ、ヒラメ、アワビなどの重要な魚種の種苗生産・放流を実施するほか、内水面における水産資源の維持・増大や、地域特性を活かした養殖業振興の取組を促進する。
- ・ 海洋環境研究、資源管理研究、増養殖研究などを推進し、水産物の安定供給に関する技術開発を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
持続的利用を目指した資源管理の推進		漁業者による自主的な資源管理		
	資源管理計画カバー率 70%			資源管理計画カバー率 75%
生産力の確保・向上に向けた漁場環境保全		漁場・増殖場の整備や漁場環境保全活動		
				累計3箇所

○次世代を担う人・組織づくり

- ・ **質の高い漁業就業者の確保・育成**を図るため、漁業高等学園において、入学者数の増加を図るとともに、漁労作業実習や海技士免許の取得支援、青年就業準備給付金の活用などを推進する。また、漁業就業者確保育成センターによる就業相談や、就業セミナーなどを通じて新規漁業者の確保に向けた啓発活動に取り組む。
- ・ **魅力ある漁業を営む経営体の育成**を図るため、漁村地域でリーダー的な役割を担い先進的な取組を行う漁業士の育成や、マネジメント能力向上のための研修を実施する。また、漁業経営の安定化のため、漁業近代化資金などの制度資金の活用促進、漁業共済制度の普及に取り組む。
- ・ 地域の中核的な組織である漁協の組織強化を図るため、経営改善計画の着実な推進等を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
質の高い漁業就業者の確保・育成		漁業高等学園における後継者の育成		
		卒業後の漁業就業者 10人/年		
魅力ある漁業を営む経営体の育成		漁業士の育成		
		漁業士認定者数 2人/年		

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン 2014～2017

5 豊かさを支える地域産業の振興

地域産業を担う中小企業が個性や能力を活かし、国内外の社会情勢の変化に柔軟に対応し活躍することは、地域経済が成長する原動力となる。

本県経済を支え、豊かな生活をもたらしてきた「ものづくり」の技術や技能を活用し、モノやサービスの価値を磨く「感動を呼ぶものづくり」を拓げるため、経営革新による中小企業の経営力強化や、中小企業支援を担う人材の育成、地域を支える商業やスポーツ産業などの新たなサービス産業の振興、社会資本整備を支える産業の育成を図る。

(1) 中小企業者の経営力向上と経営基盤強化

中小企業者の経営力強化を図るため、商工団体や産業支援機関と連携して、中小企業者の経営革新への取組を促進するとともに、時代に即応した中小企業支援を担う人材を育成する。

また、県内に集積する地場産業の振興に取り組むとともに、中小企業者の経営基盤強化や建設業者の育成を図るため、経営環境に対応した円滑な資金調達や下請企業の受注拡大等を支援する。

さらに、事業継続計画（BCP）の策定支援など、事業所における防災・減災の取組を支援する。

【目標】

中小企業者の経営革新計画承認件数（平成 22～24 年度累計 1,324 件）

平成 26～29 年度累計 1,620 件（県経営支援課調査）

静岡県内の従業員 50 人以上の企業における事業継続計画（BCP）の策定率

（平成 23 年度 32.5%） 50%（県商工振興課調査）

○中小企業者の経営革新等への取組の支援

- ・中小企業者や中小企業者が連携して行う**経営革新への取組を促進**するため、経営革新計画承認制度の普及、啓発を継続的に行うとともに、産業支援機関等との連携を強化し、相談・計画作成支援、フォローアップを充実する。
- ・**中小企業者の組織化や高度化事業の活用促進**を図るとともに、既存組合の活性化を支援する。
- ・小規模事業者等の経営改善を支援するため、経営指導員による効果的な**経営指導を実施**するとともに、**経営指導員等の資質向上**のための研修を充実する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
経営革新の取組促進	経営革新計画作成支援、フォローアップの充実			
中小企業の経営基盤強化 組織化の支援	組織化の支援			
高度化事業の活用促進	組合設立18件	組合設立20件	組合設立20件	組合設立20件
	高度化事業による工業団地等の整備			
				10件(H26～29累計)
経営指導の実施	経営指導員による高度・専門的な指導			
経営指導員による指導				経営指導員1人当りの経営革新計画作成支援件数 正味1件/年
高度な経営課題の解決	専門家の派遣			
	戦略的な経営を展開する小規模事業者への支援			
経営指導員の資質向上	研修内容の充実			
	経営指導員の専門性・コーディネート力の強化			

○創業者やベンチャー企業等の育成

- ・女性、シニア及び若者を含む創業者やベンチャー企業等の円滑な事業化を促進するため、産業支援機関や金融機関との連携により、随時、相談に応じるとともに、事業スペースの提供や研究開発に対する助成を行う。
- ・創業者やベンチャー企業等の販路開拓を促進するため、首都圏等における展示商談会への出展や販路開拓コーディネータによる指導など、成長段階に応じた支援を行う。

○時代に即応した中小企業支援を担う人材の育成

- ・新しい時代に合った中小企業支援を担う人材を育成するため、商工団体や産業支援機関等職員の資質向上や人的ネットワークの構築を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
時代に即応した中小企業支援を担う人材の育成	商工団体や産業支援機関職員等の	資質向上や人的ネットワーク構		
	静岡産業ひとつくり塾の実施	静岡産業ひとつくり塾の実施		

○円滑な資金調達の支援と経営改善の促進

- ・中小企業者を取り巻く経営環境に対応した、制度融資の適時適切な創設・拡充を行う。
- ・中小企業者に対する制度融資の周知による利用及び認知度の向上に努める。
- ・中小企業者の経営改善を支援するため、既存の産業支援機関による経営相談や専門家派

遣事業に加え、国が実施する支援策の活用を促す。

○地域に根ざしたものづくりと静岡ブランドの発信による地場産業の振興

- ・繊維、家具、紙・パルプなどの地場産業を振興するため、業界団体が取り組む、県内に集積する技術力と地元の素材を結び付けた高付加価値の製品づくりとブランド力の強化、県内外への情報発信や販路開拓を支援する。
- ・伝統工芸品の良さを広めるため、県内外の展示会等への出展による情報発信・販路開拓、消費者のニーズに合った製品の開発などを支援する。
- ・中小企業のものづくりへのデザイン活用を促進するため、産業デザインに係る技術相談、デザインの優れた製品の顕彰・販路開拓支援、新商品企画への取組に対する専門家の派遣などを行う。

○下請企業の受注拡大支援と取引適正化の推進

- ・下請企業の取引拡大を図るため、受発注双方のニーズに応じた取引あっせんを行うほか、各種商談会の開催を通じマッチングの機会を提供する。
- ・下請取引の適正化を推進するため、下請関係法令の周知、トラブル相談体制の充実を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
下請企業の受注拡大支援	ニーズに応じた取引あっせん、商談会の開催 等			
		下請取引成約件数 50件/年		

○下請企業の自立支援

- ・下請から脱却して自立を図る中小企業者の経営革新への取組を支援するため、産業支援機関等と連携し、相談、経営革新計画の作成支援、フォローアップを充実する。

○良質な社会資本整備を支える産業の育成

- ・技術と経営に優れた建設業者の育成を支援するため、建設業の経営者や技能者を対象とする研修の実施や、適正な契約の締結に向けた元請・下請関係の指導、建設工事に関する相談業務の充実などに取り組む。
- ・公共事業の発注者として、総合評価落札方式などの技術力を重視した発注方式の拡充や適正価格での契約の推進、適正な施工体制の確保などに努める。
- ・建設業の健全な発展を図るとともに持続的な発展に必要な人材の確保を図るため、建設企業に対する社会保険への加入指導や、法令に違反する業者等への指導等により不良不適格業者の排除に取り組む。
- ・他産業への進出を図る建設業者を支援するため、新分野へ進出している建設業者や関連する支援制度についての情報提供を行う。

○国などと連携した企業の事業承継や再生支援の促進

- ・国が設置する静岡県中小企業再生支援協議会や静岡県事業引継ぎ支援センター等と連携し、中小企業者の経営再建や円滑な事業承継を支援する。

○事業所の防災・減災対策の取組支援

- ・事業所における事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、静岡県BCPモデルプランの周知を図るとともに、静岡県BCP研究会会員による普及啓発や、指導者の養成を図る。
- ・BCPの普及啓発活動の実施に伴い、関係機関と連携して事業所の防災・減災用品等の利用促進を図る。
- ・事業所の防災・減災対策の強化を図るため、県内企業の事業継続の取組に対し、企業立地補助制度や県制度融資による支援を行う。

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン 2014～2017、静岡県建設産業ビジョン

(2) 地域を支える魅力ある商業とサービス産業の振興

地域を支える魅力ある商業の振興を図るため、快適で利便性の高い商業環境の整備を促進する。

また、新たなサービス産業の振興を図るため、地域の課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの創出を支援するとともに、各地域に産学民官によるスポーツ産業振興の推進母体となるプラットフォームを設置し、スポーツ関連事業の創出による地域産業の活性化を図る。

<p>【目標】 良質な商品、環境、サービスを提供する魅力ある個店の登録件数 (平成24年度末400件) 500件 (県地域産業課調査)</p>

○地域を支える商業の振興

- ・地域商業を活性化するため、良質な商品、環境、サービスを提供する個店の登録制度を推進し、**魅力ある個店の増加**を図る。
- ・地域の特色を活かした商店街等の活性化を図るため、商業活性化を担うタウンマネージャーの育成に努めるとともに、タウンマネージャーを配置する商業関係者や、地域住民、市町等を支援することにより、**魅力ある商店や商店街づくり**を進める。
- ・地域商業の持続的な活性化を図るため、個店と後継希望者とのマッチング等により、**次世代の商業を担う後継者と新規開業者の育成**に取り組む。
- ・大規模小売店舗の立地に際し、周辺地域の生活環境を保持するため、法令に基づく適正な立地指導を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
魅力ある個店の増加促進	登録個店のレベルアップの支援			
魅力ある商店や商店街づくりへの支援	タウンマネージャーの配置促進			
		制度の定着		配置5地域
次世代の商業を担う後継者と新規開業者の育成	個店開業希望者への支援			
		後継起業の推進		起業店舗20店登録

○地域の課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの創出

- ・コミュニティビジネスの創出を促進するため、コミュニティビジネスの起業家育成プログラムの活用・普及を進めるとともに、市町、産業支援機関、金融機関等との連携を強化する。

○スポーツ産業、ICT産業、クリエイティブ産業など新たなサービス産業の振興

- ・スポーツ産業、情報通信技術（ICT）産業、クリエイティブ産業など、今後の成長が期待できる新たなサービス産業の振興を図る。
- ・スポーツ産業を振興するため、西部、東部、中部の各地域において、産学民官によるス

スポーツ産業振興の推進母体となるプラットフォームの設置を支援し、民間企業、市町、商工団体などが連携した、新たなスポーツ関連事業の創出を促進する。

- ・事前合宿やプレ大会の誘致に関するノウハウや情報の提供などにより、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした観光業など地域の関連産業の振興を図る。
- ・新たなイノベーションを生む基盤となるICT産業を振興するため、人材育成をはじめ、創業を目指す企業への相談・アドバイスや販路の開拓などの支援を行い、事業化の促進を図る。
- ・クリエイティブ産業の振興を図るため、クリエイターがその技術、ノウハウを活かして活躍できる環境づくりを支援する。

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン 2014～2017

3-2 「和」を尊重する暮らしの形成

1 快適な暮らし空間の実現

少子高齢化の進行や家族形態の変化、ライフスタイルの多様化が進む中、自然から離れた都会での生活では味わえない、自然とのふれあいや家族との団欒、地域とのつながりを大切にしたい、暮らしやすい空間の広がる環境が求められている。

豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりや住宅の耐震化、高齢者向け住宅の整備に取り組むとともに、水、大気などの良好な環境を確保し、快適な暮らし空間倍増の実現を図る。

(1) 豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進

「暮らし空間倍増」を図るため、各地域の魅力を取り入れた「家・庭一体の住まいづくり」に取り組むとともに、地震に強く高品質で耐久性が高い住宅など安心して生活できる良質な住宅の供給・支援や、高齢者や子育て世帯などの居住の安定化等、住まいのセーフティネット機能の向上を図るための施策を推進する。

【目標】

住宅及び住環境に対して満足している人の割合（平成 20 年 73.5%）	76%	(県政世論調査)
長期優良住宅の認定率（平成 24 年度 23.1%）	26%	(県住まいづくり課調査)

○「暮らし空間倍増」と質の高い住宅ストックの形成

- 「暮らし空間倍増」を図るため、“ふじのくに” ならではの多様なライフスタイルへの対応として、田園空間等魅力ある多自然空間を有する地域などにおいて、**生活と自然が調和した「家・庭一体の住まいづくり」**を推進する。
- 東海地震や南海トラフ大地震などの大規模災害時に、緑豊かな自然と調和した応急仮設住宅や災害公営住宅などが建設できるよう、未利用公有地等の確保を推進する。
- 住宅の長寿命化や省エネルギー、ユニバーサルデザインに配慮した質の高い建築物の普及を図る。
- 県産材を活用した健康的で温もりのある家づくりを普及・促進するため、関連団体等と連携して県産材の利用促進を図るとともに、県産材を活用した県営住宅の整備・改善を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
生活と自然が調和した「家・庭一体の住まいづくり」の推進	家・庭一体の住まいづくりの普及啓発、内陸フロンティアへの導入			
	「暮らし空間倍増」住宅※累計戸数 13,000戸 (H23~H29)			

※住宅の平均延べ床面積約 30 坪に、庭等の自然を取り入れて 60 坪以上の暮らし空間がある住宅

○誰もが安心して暮らせる住まいの確保と供給

- 建築物の安全性を確保するため、住宅の耐震化の促進や、建築確認審査・検査等の徹底

を図る。

- ・高齢者の居住の安定を確保するため、高齢者向けの民間賃貸住宅の供給・入居支援等を行う。
- ・子育てしやすい住環境を整備するため、子育て世帯への住情報の提供等を行う。
- ・住宅セーフティネットとしての県営住宅を確保するため、**既存の県営住宅の再生整備**を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
住宅セーフティネットとしての県営住宅の確保	県営住宅再生整備の実施			再生整備戸数 1,181戸 (H26～H29)

○多様な居住ニーズに対応できる住宅市場の整備

- ・**既存住宅市場の活性化**を図るため、住宅リフォームへの支援や、住宅関連団体と連携して既存住宅の流通を促進する。
- ・多様な住宅情報を様々な手法により提供するとともに、住宅関連団体等と連携して住宅相談体制を充実する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
既存住宅市場の活性化	住宅リフォームへの支援、関連団体と連携した既存住宅の流通の促進			
	住情報セミナー等 開催10回	住情報セミナー等 開催10回	住情報セミナー等 開催10回	住情報セミナー等 開催10回

[分野別計画] 静岡県住宅マスタープラン、静岡県耐震改修促進計画、県営住宅再生計画、
「内陸のフロンティア」を拓く取組 全体構想

(2) 良好な生活環境の確保

水質や大気などの環境基準が県内全域で達成されるよう、環境の常時監視及び発生源の監視指導を実施するとともに、市町、事業者等と連携して環境汚染の未然防止に努め、県民の健康を守り、良好な生活環境の保全を図る。

【目標】	
河川、湖沼の水質に係る環境基準（BOD、COD）の達成率（平成 24 年度 96.9%）	100% (県生活環境課調査)
大気に係る環境基準（SO ₂ 、NO ₂ 、CO、SPM、PM2.5）の達成率（平成 24 年度 99.4%）	100% (県生活環境課調査)
汚水処理人口普及率（平成 24 年度 75.3%）	79% (県生活排水課調査)

○水・大気などの環境保全

- ・水質汚濁や大気汚染を防止するため、**工場や事業場への指導**を行うとともに、**環境基準に基づく河川及び大気等の常時監視**を実施する。
- ・土壌、地下水汚染を防止するため、有害物質使用特定施設の廃止時や形質変更時における土壌の汚染調査や汚染された土壌の浄化対策等を指導する。
- ・民間建築物における吹付けアスベストの除去等を推進するため、吹付け建材のアスベスト含有調査を行うとともに、アスベスト除去に対する助成を行う。
- ・河川や湖沼など公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、下水道、集落排水、**合併処理浄化槽**等の汚水処理施設の特性や地域の実情を勘案した上で最適な汚水処理手法を選択し、より効果的で効率的な施設整備を行うとともに、**適切な維持管理を推進**する。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、市町村設置型の浄化槽整備を進める市町を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
環境基準に基づく河川及び大気等の常時監視	環境基準点及び大気測定局での調査・測定			
	基準超過の原因究明と措置等、監視体制の強化検討			
工場や事業場への指導	工場・事業場への立入検査			
	違反事業所への改善指導、立入計画見直し等			
合併処理浄化槽の適切な維持管理の推進	関係団体との連携を通じた浄化槽管理者への指導			
				合併処理浄化槽 法定検査受検率 35%

○化学物質の適正管理

- ・ダイオキシン類の排出削減を図るため、ダイオキシン類の排出事業者に対して、自主的な管理の促進や指導を行うとともに、水質・大気等の調査を実施する。
- ・事業者による化学物質の適正な管理を促進するため、P R T R制度（環境汚染物質排出・

移動登録制度)の周知や、事業者、地元住民、県の三者で化学物質の情報を共有するリスクコミュニケーションを推進する。

○環境への配慮と汚染拡大の防止

- ・多様な自然環境及び生活環境の保全を図るため、**大規模開発事業を行う事業者に対して**、法又は県環境影響評価条例に基づく**環境影響評価及び事後調査を指導**する。
- ・10年以上に及ぶリニア中央新幹線建設工事については、南アルプスの貴重な自然環境が保全されるよう、新たな環境監視体制を設け、事業者による環境保全措置の内容とその効果の検証等を行う。
- ・水質事故等の発生による汚染拡大を防止するため、市町等と連携し迅速な対応に努める。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
大規模開発事業を行う事業者に対する環境影響評価及び事後調査の指導		環境影響評価の適正な実施		
	方法書、調査実施計画書、準備書、評価書、事後調査計画書、事後調査報告書等の審査受理			

[分野別計画] 静岡県環境基本計画、静岡県生活排水処理長期計画

(3) 水循環の確保

水資源の適正な管理による水の安定供給や有効利用を促進し、健全な水循環を確保するとともに、恵み豊かな水環境を次世代に継承するため、清らかで豊かな水資源・環境の保全と活用による「水の都」づくりを推進する。

【目標】	
水道法水質基準不適合件数（平成 24 年度 7 件）	0 件 (県水利用課調査)
水資源の大切さの理解を深める講習の受講者数（平成 24 年度 3,865 人）	4,700 人 (県水利用課調査)

○水資源の適正な管理と有効利用の促進

- ・ 長期的な視点に立った水の安定供給を図るため、**水資源である地表水と地下水を総合的に管理する計画を策定・推進**する。
- ・ 内陸・高台部も含めた県内全域の水需要を踏まえた地下水の有効利用を図るため、地下水賦存量調査を行い、県地下水条例の区域や基準の見直しなど**地下水の適正管理**について検討する。
- ・ 地盤沈下や塩水化等の地下水障害を防止するため、県地下水条例に基づく揚水量の遵守の指導や地下水位等の観測を行う。
- ・ 森林の持つ水源かん養の機能を高めるため、水源地域の森林の整備と保全を推進する。
- ・ 河川の正常流量が確保されるよう、多目的ダムや生活貯水池の適切な管理を行う。
- ・ 渇水時の給水制限を回避するため、各流域における適正な水利調整を行う。
- ・ 公共用水域の水質の汚濁防止を図るため、工場や事業場への指導を行うとともに、環境基準に基づく河川等の常時監視を行う。
- ・ 恵み豊かな水資源を大切に守り継承するとともに、「水の都」としての本県の魅力を実感することができるよう、**水の恵みに関する様々な情報の発信**を行う。
- ・ **県民の水資源を守る意識の高揚**を図るため、幅広い啓発活動を展開する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
水資源を総合的に管理する計画の策定、推進	計画策定に係る調査・検討、計画の策定			計画の推進
水資源の有効利用を図るための地下水の適正管理	地下水賦存量調査		地下水条例の基準等の見直し	
水の恵みに関する情報発信	湧水調査・ウェブサイト作成	ウェブサイト等による情報発信		
水資源を守る意識の高揚		水資源の大切さの普及啓発 県民向け講習会 100講座以上		

○安全な水道水の安定供給

- ・安全な水道水を供給するため、水道事業者に対して、水道水源から給水栓までの**水質の管理及び施設の適正な維持管理**を指導する。
- ・水道事業者が行う水道施設の計画的な更新、耐震化を促進するため、補助制度の活用や住民との連携(コミュニケーション)を指導・支援する。
- ・安定的に水道水を供給するため、水道未普及地域の解消や小規模水道施設の統合などの効率的な水道事業運営を指導・支援する。
- ・安全で確実な水道水を持続的に供給する体制を構築するため、将来の水道のビジョンを示すとともに、水道事業者が定めるビジョンの実現に向け、助言や技術的支援を行う。
- ・水源の不足する地域に水道用水を安定的に供給するため、厚生労働省おいしい水研究会による「おいしい水の要件」に基づき設定した水質目標値を守りながら、施設の耐震化や長寿命化を図るとともに、将来の全面更新に備え、十分な受水市町への説明と受水市町の要求する受水量を勘案し「**水道施設更新マスタープラン**」を策定する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
水質の管理及び施設の適正な維持管理の促進	水道事業者に対する施設維持管理の指導や検査の実施			
				→
水道施設更新マスタープランの策定	マスタープランの策定			マスタープランを踏まえた長期的な経営ビジョンの確立
	(駿豆水道)	(榛南水道)	(遠州水道)	

[分野別計画] 静岡県環境基本計画、静岡県企業局第3期中期経営計画

(4) 動物愛護の推進

「静岡県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物が家族の一員やパートナーとして、動物の命が尊重され、また、動物が適切に飼育管理され、犬や猫が殺処分されないよう「人と動物とが共生する社会」を目指す。

【目標】			
犬・猫の殺処分頭数（平成 24 年度 4,906 頭）	3,200 頭以下	（県衛生課調査）	
動物に関する苦情件数（平成 24 年度 2,611 件）	2,000 件以下	（県衛生課調査）	

○飼い主責任の徹底

- ・犬猫の殺処分ゼロを目指して、命ある動物の飼い主としての責務の徹底を図るため、終生飼養の指導や不妊去勢の普及を推進する。
- ・飼い主のいない猫を増やさないため、地域ボランティア等関係者と協働して、TNR（殺処分することなく、繁殖を抑えることにより数を増やさないプログラム）活動を実施することにより、**適正管理を要する地区の問題解消**を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
飼い主のいない猫を増やさない対策の推進	飼い主のいない猫の適正管理を要する地区の解消			
	43地区	25地区	12地区	0地区

○人と動物の安全と健康の確保

- ・人と動物の安全を確保するため、動物の取扱業者等の適正化を推進する。
- ・**狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止**するため、登録及び予防注射の周知、指導を行う。
- ・緊急災害時における犬猫等の保護のため、**動物救護体制の整備**を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
狂犬病の発生予防とまん延防止	狂犬病予防注射実施率の向上			
	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
動物救護体制の整備推進	被災動物の保護収容能力の確保			

○地域活動の充実

- ・飼い主のいない猫の増加防止等に向けた地域における活動を充実強化するため、担い手となる**動物愛護ボランティアの育成**及び活動の拡充を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
動物愛護ボランティアの登録育成	飼い主のいない猫対策の担い手となる動物愛護ボランティアの登録育成			
	98グループ	100グループ以上 継続	100グループ以上 継続	100グループ以上 継続

[分野別計画] 静岡県動物愛護管理推進計画

2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進

インターネットの普及等により商品・サービスに関する情報量が増大し、購入の際の利便性が飛躍的に向上するなど、豊かな消費生活の可能性が広がる一方で、消費者各自の自立性が求められるとともに、偽装表示や悪質商法などが食の安全や健全な消費生活を脅かす事態も生じている。

消費生活に関する情報提供や消費者教育を充実するとともに、商品・サービスの安全性や信頼性の向上、消費者被害の防止と救済を図り、安全で安心できる心豊かな消費生活の実現に取り組む。

(1) 自ら学び自立する消費者の育成

確かな目で本物を見極め、自ら考え行動できる「自立する消費者」を育成・支援するため、消費者への情報提供や、消費者教育推進法を踏まえた消費者教育の充実を図る。

【目標】

消費生活に関する苦情相談件数（平成 24 年度 21,761 件）	19,800 件以下
(PIO-NET データ及び「市町消費者行政関係調査」、県民生活課調査)	
県が実施する消費者教育講座の受講者数（平成 24 年度 10,078 人）	11,600 人
(県民生活課調査)	

○消費者啓発の強化

- ・消費者が、「ものづかい」に心を配り自ら考え行動するために、**消費生活に関する情報提供を充実**し、消費者啓発を強化する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
消費生活に関する情報提供の充実	メールマガジン「くらしのめ〜ル」登録者数(累計)			
	2,700人	2,800人	2,900人	3,000人
	生活情報誌「くらしのめ」発行回数			
	4回	4回	4回	4回

○消費者教育推進法を踏まえた消費者教育の推進

- ・消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結びつける実践的能力を育成するため、学校、地域、消費者団体等多様な主体と連携して、幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージに応じ、**消費者教育を体系的に推進**する。
- ・地域住民や高齢者等への消費者教育の強化に向けて、**地域における消費者教育の担い手を育成**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
消費者教育の体系的な推進		消費者ホーム講座 受講者数		→
	200人	200人	200人	200人
		地域消費者生活講座 受講者数		→
	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
地域における消費者教育の担い手育成		消費者教育講師養成講座 受講者数		→
	50人	50人	50人	50人

[分野別計画] 静岡県消費者行政推進基本計画

(2) 安全な商品・サービスの提供による安心の確保

消費者が安心して消費生活を送れるよう、商品やサービスの安全を確保するため、監視や指導体制を強化するとともに、表示の適正化等を進め、消費者を第一に考えて事業活動を展開する事業者の育成を図る。

【目標】

食の安全に対する県民の信頼度（平成25年度 65.4%）	75%	（県政世論調査）
食品表示監視の件数（平成20～24年度平均 254件）	260件/年	（県民生活課調査）

○安全確保のための監視・指導体制の維持強化

- ・生産から消費までの全過程における総合的な食の安全安心確保対策に取り組む。
- ・食品衛生監視指導、BSEや放射性物質、残留農薬等に対する検査を行うとともに、食品関係事業者の自主管理を促進する。
- ・消費者、事業者、行政間のリスクコミュニケーションを推進するため、県民に対し**食の安全安心に関する情報を、適切なタイミングで分かりやすく提供**するとともにタウンミーティング等を開催する。
- ・消費者の安全を確保するため、消費生活用製品安全法や家庭用品品質表示法に基づく調査を行うとともに、全国の消費者事故や製品事故危害等に関する情報を迅速に提供する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
食の安全安心に関する情報提供の推進	身近で分かりやすい食の安全安心情報の提供回数			
	24回以上	24回以上	24回以上	24回以上

○適正な表示の確保

- ・商品・サービスの適切な選択機会を確保するため、表示に関連する法律等に基づき、事業者に対する監視・指導を推進するとともに、消費者への啓発を行う。
- ・適正な食品表示を確保するため、**食品表示ウォッチャー制度**や食品表示不審情報制度など、県民による注視活動を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
食品表示ウォッチャー制度による監視・指導等	ウォッチャー委嘱者数			
	50人	50人	50人	50人

[分野別計画] 静岡県消費者行政推進基本計画、
しずおか食の安全推進のためのアクションプラン

(3) 消費者被害の防止と救済

消費者からの相談への対応、法令に基づく事業者指導を通じ、消費者被害の発生の防止と、被害者の救済を図る。

【目標】

消費生活相談における平均既支払額※（平成24年度 347千円） 340千円/年以下

（PIO-NET データから県民生活課算出）

（※相談時に聞き取った、相談案件に関して消費者が事業者を支払った額の平均額）

県民から不当取引行為防止に向けた協力が得られた件数

（平成20～24年度平均 24.6件） 25件/年（県民生活課調査）

○消費者からの相談対応

- ・高度で専門的な相談や、市町相談員からの支援要請に対応できるよう、県民生活センターの機能を充実するとともに、市町相談窓口の体制強化を促進し、**県全体の消費生活相談体制を強化**する。
- ・**高齢者の消費者被害を防止**するため、高齢者に対する啓発の強化や、高齢者を地域で支える見守りネットワークの充実を図る。
- ・消費者被害の救済や、新たな手口の消費者被害への適切な対応を図るため、関係機関との連携・情報共有を強化する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
県全体の消費生活相談体制の強化	相談員地域別研修会 開催数			→
	9回	9回	9回	9回
高齢者の消費者被害防止	高齢者への啓発人数			→
	2,500人以上	2,500人以上	2,500人以上	2,500人以上
	高齢者見守り報告件数			→
	50件	50件	50件	50件

○不当な取引行為の防止

- ・消費者被害を未然に防止し被害拡大を防ぐため、不当な取引行為を監視し、悪質事業者に対しては、警察や他都県等と連携して、特定商取引法、割賦販売法、県消費生活条例に基づく厳正な処分・指導を行う。

[分野別計画] 静岡県消費者行政推進基本計画

3 地球を守る低炭素・循環型社会の構築

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに利便性をもたらす一方で、地球温暖化や環境破壊など、環境へ与える影響が懸念されている。

環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指し、県民、事業者など各主体の温室効果ガス排出削減や3Rなど環境負荷の少ない暮らし方や事業活動の実践と継続により、低炭素・循環型社会の構築を図る。

(1) 温室効果ガス排出削減の推進

温室効果ガス排出削減に向けた県民運動を推進するとともに、事業者等の省エネルギー機器の導入促進や、道路の渋滞対策、森林吸収源対策の推進など、低炭素型の社会づくりを進める。

【目標】

県内の二酸化炭素排出量の削減率（平成2年度比）（平成23年度△5.5%） $\Delta 12\%$

（県環境政策課調査）

地球温暖化防止の県民運動参加人数（平成24年度154,168人） 16万7千人

（ふじのくにエコチャレンジ実行委員会発表）

エコアクション21認証取得事業所数（平成24年度938件） 1,560件

（エコアクション21中央事務局発表）

○温室効果ガス排出削減を着実に実行するための環境づくり

- ・環境にやさしい暮らし方や事業活動の定着を図るため、市町や関係団体と幅広く連携し、地球温暖化防止に向けた自発的な行動を促す県民運動を展開する。
- ・暮らしとエネルギーについて理解を深め、家庭における省エネ行動を促すため、小学生を対象に省エネ・省資源の体験学習等を実施するほか、賢い家電の使い方のアドバイス等により、日常生活における二酸化炭素排出量の見える化を推進する。
- ・環境にやさしい消費行動を促進するため、省エネラベルなどにより環境負荷の少ない商品の情報を提供する。
- ・事業者の自主的な取組を促進するため、県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度等を引き続き推進する。さらに、無料の省エネ診断の実施や省エネ対策に関する指導、助言等を行う相談窓口を設置するとともに、フォーラム等を開催することにより、エコアクション21など、経営効果や企業価値を高める環境マネジメントシステムの普及を図る。
- ・オゾン層破壊や地球温暖化の要因となっているフロン類の適正な処理を促進するため、フロン回収・破壊法等に基づき、回収者の登録事務等を実施する。
- ・県の施設における地球温暖化対策を推進するため、職員自ら電気や燃料等の使用量削減に率先して取り組み、県民、事業者、市町等の主体的な取組を促進する。
- ・東日本大震災後のエネルギーの需給状況の変化を踏まえ、県内から排出される温室効果ガスの排出削減を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」の見直しを行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
県民、事業者に向けた普及啓発の実施				
環境にやさしい暮らし方や事業活動の定着の促進	県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」の実施 実行委員会等の開催 5回/年			
事業者の自主的な取組の促進	温室効果ガス排出削減計画書制度等の運用			
				計画書等の提出 100%
	省エネ対策の指導・助言、環境マネジメントシステムの普及 環境マネジメントフォーラム等の開催 東・中・西部地域で各1回/年			

○低炭素な都市空間の形成

- ・自動車から排出される二酸化炭素を削減するため、幹線道路のバイパス整備や多車線化、長大橋の整備、交差点改良などの渋滞対策を推進する。
- ・市街地の気温上昇の抑制や二酸化炭素の吸収に寄与するため、都市公園や街路への緑地の整備など、都市緑化を推進する。
- ・低炭素な都市空間の形成を促進するため、都市計画のマスタープランに低炭素都市づくりの観点を位置付けるとともに、このマスタープランの実現に向けて、必要な都市計画の決定及び変更を推進する。

○吸収源対策の推進

- ・二酸化炭素の吸収源としての森林の健全な育成を図るため、間伐などの森林施業を促進する。
- ・大気中の二酸化炭素を長期にわたり固定する機能を持つ木材の利用拡大を図るため、住宅などの民間部門での利用を促進するとともに、公共部門での利用を推進する。

[分野別計画] 静岡県環境基本計画、ふじのくに地球温暖化対策実行計画、
静岡県社会資本整備重点計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、
ふじのくにの“みちづくり”、静岡県森林共生基本計画

(2) 資源の循環利用の推進

廃棄物の減量化のため、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進するとともに、事業者に対する監視、指導等により廃棄物の適正処理を推進し、環境への負荷の少ない循環型の社会づくりを進める。

【目標】

一般廃棄物排出量（1人1日当たり）（平成24年度 943g/人・日）	900g/人・日以下（県廃棄物リサイクル課調査）
産業廃棄物排出量（平成23年度 11,412千t/年）	11,200千t/年以下 （県廃棄物リサイクル課調査）
下水汚泥リサイクル率（平成24年度 96.1%）	98%（県生活排水課調査）

○3Rの推進（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）

- ・ 県民自ら行う3Rの取組を促すため、体験型学習の指導法を習得できる講習会や資源・リサイクルフォーラム開催などの**ごみ削減運動を展開**する。さらに、発生抑制、再使用の取組を浸透させるため、マイボトルなどマイグッズの利用の定着を図る。
- ・ **各種リサイクル法の円滑な推進**を図るため、法の周知・啓発を図るとともに事業者や消費者の取組を支援する。
- ・ 産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進を図るため、排出事業者に対する**3R啓発事業**、研修を実施する。
- ・ 循環型社会の形成を図るため、廃棄物処理法に基づき、「ふじのくに廃棄物減量化計画」を見直し、3Rの推進、廃棄物の適正処理に取り組む。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
ごみ削減運動の展開	ふじのくにエコショップ宣言制度の推進、マイグッズの利用拡大等 キャンペーン、セミナー等啓発事業の開催 5回/年			
各種リサイクル法の円滑な推進	法の周知・啓発、先進事例の紹介など関係者の取組を支援 講習会の開催 2回/年			
産業廃棄物の3R啓発の推進	啓発事業、研修の実施 研修等の開催 8回/年			

○廃棄物の適正処理の推進

- ・ 一般廃棄物の適正処理を確保するため、市町等に対して一般廃棄物処理施設の整備の支援や維持管理等の指導を行う。
- ・ 産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者及び処理業者に対して監視を行うとともに、電子マニフェスト等による処理過程の透明化を指導する。
- ・ 不法投棄の未然防止、早期発見を図るため、パトロールの実施や監視カメラの運用を行うとともに、市町・県民・関係団体と連携して監視体制を強化する。

○廃棄物等の有効利用

- ・バイオマスの有効利用を進めるため、食品残さや家畜糞尿などの廃棄物の、飼料や肥料などへの再生利用を促進する。
- ・建設工事におけるリサイクル製品の利用拡大を図るため、県事業におけるリサイクル認定製品を活用した工事の見学会や技術説明会等を実施する。
- ・下水汚泥の有効利用を図るため、肥料化や、燃焼灰の建設資材原料等への利用を促進する。

[分野別計画] 静岡県環境基本計画、ふじのくに廃棄物減量化計画、
静岡県バイオマス活用推進計画、静岡県社会資本整備重点計画、
静岡県下水汚泥処理総合計画

4 エネルギーの地産地消の推進

エネルギーは県民生活や企業活動にとって欠くことのできない重要な基盤であり、早期に安全・安心で環境負荷の少ない持続可能なエネルギー体系を構築する必要がある。

このため、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー等の導入など地域の特色ある資源の活用、水素エネルギー等の利活用、化石燃料の高効率利用などに取り組み、従来の一極集中型から小規模分散型のエネルギー体系への転換によるエネルギーの地産地消を推進する。

また、電源立地地域の振興等によりエネルギーの安定供給の確保を図るとともに、エネルギーを有効に利用するため、省エネルギー技術の普及を促進する。

【目標】

新エネルギー等導入率（天然ガスコージェネレーションを含む）

（平成24年度6.7%（暫定値）） 10%（県エネルギー政策課調査）

県内の太陽光発電の導入量（平成24年度28.1万kW） 100万kW

（県エネルギー政策課調査）

○再生可能エネルギー等の導入促進

- ・全国トップの日照環境に恵まれた本県の地域特性を生かし、県民や企業、市町等と協働して、住宅や事業所における**太陽光発電や太陽熱利用設備の導入を支援**するとともに、災害時に防災拠点や避難所となる公共施設等への太陽光発電の導入を図り、「太陽の都」づくりを推進する。
- ・温泉熱など地域の特色ある自然資源や自家発電設備の導入が進む企業の集積等の地域特性を生かしたエネルギーの地産地消を推進し、**全国の先駆けとなるモデル地域を形成**する。エネルギーの地産地消に当たっては、バイオマスや天然ガスコージェネレーション等を活用し、電気と熱の有効利用を促進する。
- ・**農業水利施設を活用した小水力発電の導入**を進めるため、土地改良施設の維持管理費の軽減や農山村の魅力を向上させる美しい水辺空間の演出等を目的とした発電施設を設置するとともに、「静岡県農業水利施設を活用した小水力等利用推進協議会」の活動等を通じて、民間事業者等が行う取組を支援する。
- ・工業用水道事業に係る共用水路等において、民間事業者等が行う小水力発電の導入を支援する。
- ・小水力発電について、小河川や上下水道施設等への設置の可能性調査や、技術・製品開発への支援を行い、導入を促進する。
- ・バイオマスのエネルギー利用を進めるため、経済性や環境負荷を考慮しつつ技術開発を推進するとともに、木質ペレットやチップを燃料としたボイラーなどの導入を促進する。
- ・港湾において、民間事業者が行う洋上風力発電等の再生可能エネルギーを活用した発電事業の導入を支援する。
- ・豊かな海洋資源を生かした再生可能エネルギーの導入を目指し、可能性調査や関係機関との調整などに取り組むとともに、技術開発や研究、普及を進めるハワイ州との交流を促進する。
- ・将来的なエネルギーとして期待される水素エネルギー等について、利活用の実現に向け

た取組を進める。

- ・国の認定を受けた「ふじのくにしずおか次世代エネルギーパーク」を活用し、新エネルギー施設を見学・体験する機会を提供するなど、再生可能エネルギーに対する理解促進やエネルギー教育の充実を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
太陽光発電の導入加速	設備導入支援等			
	20万kW以上	10万kW以上	10万kW以上	10万kW以上
エネルギーの地産地消のモデル地域の形成	富士・富士宮地域等での取組推進、他地域への普及促進			
	富士・富士宮地域における天然ガスコージェネレーション等を活用してエネルギーを有効利用する仕組みづくり	既存コージェネレーション等による電力供給拡大、需要創出支援		
伊豆半島地域における自然エネルギーを活用したまちづくり	モデル事業の評価	評価結果を踏まえ、他地域での取組を支援		
農業水利施設を活用した小水力発電の導入	運用を開始した施設の設備容量			
	896kW	1,200kW	1,300kW	1,500kW

○エネルギーの安定供給の確保

- ・エネルギーの安定供給を確保するため、交付金制度を活用し、電源立地地域等の振興や住民福祉の向上を図るための支援を行う。

○効率的なエネルギー利用の推進

- ・運輸部門における化石燃料への依存度を低減するため、官民が一体となって電気自動車や燃料電池車等の**次世代自動車の普及促進**に取り組む。
- ・天然ガスや石炭等の化石燃料の高効率利用や、二酸化炭素の回収・貯留等の次世代技術に関する動向を注視し、利用可能な最新の技術の活用に積極的に取り組む。
- ・省エネルギー対策及びエネルギーの地産地消を進めるため、富士山周辺など県内の豊富な地下水の熱を冷暖房等に活用する**熱交換システムの普及**を図る。
- ・事業所の効率的なエネルギー利用を促進するため、高効率空調機、高効率照明機器など、省エネルギー性能の高い設備、機器の導入を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
電気自動車等の次世代自動車の普及促進	推進体制の整備	官民一体となって本格普及に向けた取組を推進		
富士山の地下水を活用した熱交換システムの普及	導入適地マップ、導入マニュアル作成	シンポジウム、講習会等により普及促進		

[分野別計画] ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン、静岡県環境基本計画、
 ふじのくに地球温暖化対策実行計画、静岡県バイオマス活用推進計画、
 「内陸のフロンティア」を拓く取組 全体構想

5 自然と調和する美しい景観の創造と保全

自然とともに人々が生活を営む中で形成されてきた美しい景観は、人々に地域への愛着と誇りを抱かせ、多くの人を惹きつけ、心を動かす大きな力となる。

自然景観や農山漁村の景観を、背景にある土地の風土や歴史、文化とともに大切に保全し、水や緑を活かした都市空間の形成と併せ、自然と調和する美しい景観を創造、保全する。

【目標】	
自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う県民の割合（平成25年度 73.1%）	80% (県政世論調査)
景観法に基づく景観行政団体数（平成25年度 22団体）	30団体 (県都市計画課調査)
身近にある公園や歩道等の花や緑の量を十分だと思う県民の割合 (平成25年度 48.0%)	70% (県政世論調査)
県及び緑化関係団体が行う緑化活動のための技術研修会参加者数 (平成21～24年度平均 3,600人)	平成26～29年度累計 15,200人 (県環境ふれあい課調査)

○地域の特性を活かした「しずおかの景観」形成の推進

- ・良好な広域景観を形成するため、富士山地域や牧之原茶園・空港周辺地域等において関係市町等と組織する地域景観協議会などが主体となって具体的な施策を推進する。
- ・地域主体の良好な景観形成を促進するため、景観行政団体への移行を市町に働きかけるとともに、景観計画の策定や景観条例の制定を支援する。
- ・県が公共事業を施行する際に景観への配慮を徹底するため、「ふじのくに色彩・デザイン指針」に基づき、周辺の景観に配慮した公共施設の整備を推進する。
- ・良好な道路景観を形成するため、周辺と調和した道路施設の色彩選定や、分かりやすい道路案内標識等の整備を推進する。
- ・道路景観の向上と安全で快適な歩行空間を確保するため、電線管理者や市町との連携を図りながら、道路の無電柱化を推進する。
- ・道やその周辺地域を舞台に、自然や歴史・文化などの地域資源を活かした美しい風景・景観の創出を図るため、地域住民やNPOなど多様な主体による協働のもと「日本風景街道」の取組を推進する。
- ・良好な景観の形成を図るため、屋外広告物の規制、屋外広告業者の指導・監督等により違反広告物の削減に取り組む。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
地域主体の良好な景観形成の促進		市町の景観計画策定支援		
			景観計画を策定した市町の数	19団体

○自然・歴史・文化が調和した景観の保全と創造

- ・富士山世界文化遺産の構成資産に登録された三保松原（清水海岸）において、高潮災害などに対する地域住民の安全・安心の確保を前提に、世界遺産としての価値の保全を図るため、景観改善に取り組む。
- ・日本を象徴する富士山と桜の景観を創出するため、関係団体と連携して県民参加による桜名所の整備を支援する。
- ・自然と調和した美しい水辺景観の保全・創出を図るため、景観に配慮した河川や農業用施設の整備等を推進する。
- ・地域に受け継がれてきた歴史的・文化的価値を有する棚田や農業水利施設等を次世代に継承するため、将来に残すべき施設等の保全・復元に取り組む。

○花と緑のうるおいのある魅力的なまちづくりの推進

- ・花と緑を慈しむ心を持ち緑化を実践する人づくりを図るため、市町や関係団体と連携して県民の緑化意識の高揚と緑化ボランティア等の養成を推進する。
- ・花と緑の空間の保全と創造を推進するため、市町、関係団体、県民等と連携して緑化を推進する。
- ・芝生文化を創造するため、市町や関係団体と連携して芝生緑化を促進するとともに、芝生による都市緑化を促進するための芝草研究を推進する。
- ・都市における緑や水辺の空間を創出するため、県営都市公園の適切な管理運営を行うとともに、市町による都市公園及び緑地の整備を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
花と緑を慈しむ心を持ち緑化を実践する人づくりの推進	緑化技術講習会、ボランティアリーダー養成講座などの開催			
	県及び市町、緑化団体による緑化活動の支援			
				支援回数 6,000回以上

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、新静岡県景観形成ガイドプラン、
 県営都市公園経営基本計画、ふじのくにの“みちづくり”、
 静岡県環境基本計画、ふじのくにの魅力を高める花と緑のまちづくり計画

6 自然との共生と次世代への継承

美しい富士山を擁する“ふじのくに”には、多様な動植物が生息・生育しており、この美しく豊かな自然を未来へ引き継ぐことが求められている。

自然環境の保全や適正な利用による生物多様性の確保とともに、県民の自然とのふれあいや環境について学ぶ機会の拡充により、自然と共生する社会を形成し、それを次世代へ継承する。

(1) 自然環境の保全と復元

人と自然が共生した健全な生態系を次世代に継承するため、自然環境の適正な管理と利用及び生物多様性の確保を図る。

【目標】	
生物多様性の確保に寄与する自然公園面積等の維持（平成 24 年度 90,079ha）	90,346ha (県自然保護課調査)
伊豆・富士ニホンジカの推定生息頭数（平成 23 年度 33,000 頭）	19,000 頭以下 (県自然保護課調査)
富士山憲章に賛同し環境保全活動に取り組む団体等の数（平成 24 年度 542 団体等）	600 団体等（県自然保護課調査）

○自然環境の適正な管理と利用

- ・自然環境の保護と適正な利用を図るため、天竜奥三河国定公園の公園計画見直し等により、適正な公園管理を推進する。
- ・エコパークを目指す南アルプス等の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、関係市町等と連携し、高山植物や希少野生動植物の保護、保全に取り組むとともに、市町の南アルプスユネスコエコパーク管理計画策定等に対し、技術的支援を行う。
- ・静岡悠久の森（県有林）を自然環境財として後世に継承していくため、適正な管理を推進する。
- ・自然環境や生態系に配慮した河川整備を進め、豊かな生態系を育む場としての**多自然川づくり**に取り組む。
- ・地域で身近な河川環境の保全に理解や関心を高めるため、地域住民の自主的な河川美化活動を支援する**リバーフレンドシップ**を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくり			
	生物の生息環境の保全・創出、河川景観の保全・創出、歴史・文化との調和等			
住民との協働による河川環境の保全	リバーフレンドシップの活用により良好な環境が保たれている河川延長			
	433km	456km	479km	500km

○生物多様性の確保

- ・本県の地域特性に応じた多様な野生動植物の保護、利用及び生息環境の保全に係る基本方針とするため、生物多様性基本法に基づく**生物多様性地域戦略を策定**し、生物多様性の保全に関する施策を総合的、計画的に推進する。
- ・県内に生息又は生育している**絶滅のおそれがある野生動植物を保護**するため、県希少野生動植物保護条例に基づき、捕獲や採取等を規制する種を指定し、保護監視員による活動のほか、市町、NPO等の自然保護団体、県民、事業者等、多様な主体と連携・協働して、生息地等の保護・回復に取り組む。
- ・県民、事業者等に対して、県内の希少野生動植物の生息等の実態と保護の必要性を啓発するため、希少野生動植物の生息等実態調査を進め、平成16年3月に発行した県版レッドデータブックを改訂する。
- ・鳥獣の保護と狩猟の適正化を図るため、狩猟による野生鳥獣の捕獲等を規制する鳥獣保護区等の確保に努めるとともに、法令を遵守した安全な狩猟の指導・取締りを推進する。
- ・個体数が著しく増加するなど、自然生態系や農林産物に大きな被害を与えている特定の野生鳥獣（ニホンジカ、カモシカ、イノシシ）について、生物多様性の保全及び人との適切な関係を構築するため、**特定鳥獣保護管理計画に基づく計画的な保護・管理を行うとともに、次期計画の検討・策定**を行う。
- ・県内の在来野生動植物の生存を脅かす**特定外来生物の防除を促進**するため、県民に対し、防除等に係る情報提供を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
絶滅のおそれがある野生動植物の保護 捕獲・採取等の規制	希少野生動植物保護条例に基づく種の指定			
	保護監視員、多様な主体との連携・協働による保護活動			
県版レッドデータブックの改訂	実態調査			
			レッドデータブック改訂・発行	
生物多様性地域戦略の策定	情報の収集・整理、検討			策定
特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数管理 伊豆地域ニホンジカ対策	第3期計画による個体数調整			第4期計画施行
			第4期計画策定	
富土地域ニホンジカ対策	第3期計画による個体数調整			第4期計画施行
			第4期計画策定	
特定外来生物防除の促進	特定外来生物の防除を促進するための防除等に係る情報提供			

○富士山の自然環境保全対策

- ・富士山の自然環境を保全するため、世界文化遺産登録後における自然環境への影響を調査・把握するとともに、必要な対策について国、山梨県や関係市町等と連携して取り組む。
- ・富士山を世界に誇る日本のシンボルとして後世に引き継ぐため、行動規範である富士山憲章に基づき、ボランティアや環境保全団体等の多様な主体との協働により、清掃活動のほか、植生の復元・保全活動やニホンジカの個体数調整などに取り組み、**富士山の環境負荷の軽減や生物多様性の確保**を推進する。
- ・富士山の自然を後世に継承していく心を育むため、ガイドブックやウェブサイトなどを活用し、県民をはじめ、国内外からの多くの来訪者に対して登山等のマナーや環境保全活動についての周知・啓発を行うとともに、富士山憲章の周知・定着を図る環境保全団体への活動支援により**富士山の自然環境保全意識の高揚**を図る。
- ・富士山麓における産業廃棄物の不法投棄の未然防止、拡大防止を図るため、市町や関係機関と連携して監視・パトロールを実施するなど、不法投棄対策を推進する。
- ・登山シーズンにおける交通渋滞の解消と富士山の自然環境の保全を図るため、一般車両の乗り入れ規制（マイカー規制）を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
富士山の環境負荷の軽減や生物多様性の確保 清掃活動	ボランティア等との協働による清掃活動 年5回開催			
植生の復元・保全活動				草原性植生保全面積の維持 35.6ha
富士山の自然環境保全意識の高揚 環境保全団体への支援 県民等への周知・啓発	富士山憲章の周知・定着を図る環境保全団体への活動支援			
	啓発冊子の作成・配布、県ウェブサイトによる周知等			
			多言語マナーガイドブック発行 6か国語対応	

[分野別計画] 静岡県環境基本計画、静岡県社会資本整備重点計画、
ふじのくにの“みちづくり”

(2) 自然とのふれあいの推進

自然とのふれあいを通じて、身の回りの環境や森林を大切にする心を育み、豊かな自然と共生する県民の主体的な行動を促進するとともに、県民の理解と参加を促進し本県の豊かな森林を守り、育て、活かす「森林（もり）の都」づくりを推進する。

<p>【目標】 環境保全活動を実践している県民の割合（平成 25 年度 72.0%） 100%（県政世論調査） 森づくり県民大作戦参加者数（平成 24 年度 26,665 人） 28,500 人 （県環境ふれあい課調査）</p>
--

○自然とふれあう場と機会づくりの推進

- ・ 里山体験や森林の癒しなど県民が自然と直接ふれあう場を提供するため、県立森林公園、県民の森、昭和の森等の県有自然ふれあい施設の機能を充実する。
- ・ 県民の自然体験や環境学習の機会を増やすため、県有自然ふれあい施設や里山・鎮守の森等の身近な自然を活用し、多様な自然体験プログラムを提供する。

○主体的な行動につながる環境教育・環境学習の推進

- ・ 体験を重視した環境教育を推進するため、環境学習指導員や県職員を学習会の講師として活用する。
- ・ 環境学習指導員の養成とネットワークづくりを推進するため、環境学習指導員養成講座や環境教育ネットワーク推進会議を開催する。
- ・ 環境に関する様々な情報を的確に提供するため、環境学習データベースを充実する。

○県民参加による森づくりの推進

- ・ 豊かな森林を次世代に引き継ぐための県民理解と森づくりへの参加促進を図るため、森づくり情報を充実するとともに、地域住民やNPOとの連携と協働による森づくり県民大作戦を実施する。
- ・ 企業の社会貢献として森づくり活動への参加を促すため、**しずおか未来の森サポーター制度**を活用した一社一山運動を展開する。
- ・ 森づくり活動を支援するため、有度山北麓及び中日本平を森づくり活動の研鑽の場として提供するとともに、市町や関係団体等と連携し、地域住民等による森づくり活動組織の基盤強化を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
しずおか未来の森サポーター制度への加入促進	環境貢献を検討している企業の掘り起こしと売り込み			
				サポーター企業 124社(累計)

[分野別計画] 静岡県環境基本計画、静岡県森林共生基本計画

7 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり

価値観の多様化、核家族化や地域における人と人とのつながりの希薄化などにより、社会全体の活力や暮らしやすさの低下が懸念される一方、東日本大震災以降、人との絆の大切さが再認識されてくるなど、地域の人々と助け合いながら各自の自立を促す社会の仕組みをつくるのが重要となっている。

地域コミュニティの活性化や、地域が抱える課題の解決に取り組むNPO活動の支援などにより、住民による共助の取組を促すとともに、人権尊重の意識が定着し、性別などに関わりなく、全ての人々が個性を生かし能力を発揮できる誰もが暮らしやすい社会づくりを進め、県民の自立を支える社会環境の充実を図る。

(1) 多様な主体による協働の促進

NPOの自立と活動の充実を促進し、県民、企業等の多様な主体による協働に支えられる豊かな地域づくりを目指す。

【目標】

NPO法人の年間総事業費（平成24年度200億円）	240億円	（県民生活課調査）
認定・仮認定NPO法人数（平成24年度2法人）	40法人	（内閣府調査）

○少子・高齢化社会、核家族化等に対応できる新たな協働の仕組みづくり

- 多様な主体による地域福祉活動を推進するため、県・市町社会福祉協議会活動、民生委員・児童委員活動の支援強化や県民のボランティア活動の促進等を行う。
- 住民参加型の地域福祉活動を促進するため、**地域における福祉活動のリーダー育成**や、小地域における住民主体の組織的な活動を行う地区社会福祉協議会等の整備を促進する。
- 老人クラブなど、子育てや人生経験豊富な長寿者の知識や経験を地域の子育て支援や地域の支え合い活動に役立て、長寿者が地域で活躍できる環境づくりを進める。
- 認知症についての正しい理解の普及を図り、認知症の方やその家族を支えるため、地域、企業、学校等で養成講習を行い、幅広い年齢層で多くの「認知症サポーター」を育成する。
- 自殺の危険性の高い人の早期支援につなげるため、周囲の人の悩みに気づき、傾聴して必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
住民の主体的な参加による地域福祉活動の核となるリーダーの養成		地域福祉コーディネーターの養成		
	研修会開催1回 (30人)	研修会開催1回 (30人)	研修会開催1回 (30人)	研修会開催1回 (30人)

○社会資本整備に係る協働の仕組みづくり

- 社会資本整備に係る協働の普及啓発を図るため、協働事例の紹介などを行う「地域づくり発表会」や県ホームページ「協働のひろば」、県内の各種団体を紹介したデータベース「しずおか地域づくり協働ナビ」の活用など、協働活動の周知、情報発信に取り組む。

- ・社会資本整備を進めるに当たっての行政や地域住民団体及びNPOとの相互理解と協働ネットワークの構築・拡大を図るため、協働の取組現場の視察や地域住民、NPOとの意見交換会を行う「くるまぎ会」等を通じて情報の共有や連携強化に取り組む。

○NPOの活動基盤の強化

- ・NPOが安定した活動を継続するため、ふじのくにNPO活動センター等の活動を通じて、活動の充実や拡大を促進する。
- ・県内の中間支援機能を強化・充実するため、ふじのくにNPO活動センター等を通じて、市町の市民活動センター等の活動を支援する。
- ・NPOの信頼性の向上を図るため、**NPO法人の適切な組織体制整備を支援**し、認定・仮認定を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
NPOの適切な組織体制整備の支援	ふじのくにNPO活動センター等の個別コンサルティング団体数			
	18団体	18団体	18団体	18団体

○協働を促進する仕組みづくり

- ・ふじのくにNPO活動センター等の活動やふじのくにNPO活動基金の活用を通じて、NPO、企業、行政など様々な主体間のコーディネートを行い、多様な主体の協働を促進する。
- ・県民、NPO、企業が協働して社会を支える仕組みの構築に向けて、ふじのくにNPO活動基金を活用して県民が寄附しやすい環境整備を促進するとともに、**民間レベルでのNPOファンドづくりを支援**する。
- ・地域における協働をより効果的に促進するためのコーディネーターの養成を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
民間レベルでのNPOファンドの創設支援	ふじのくにNPO活動基金の活用			
	民間ファンドの創設支援		民間ファンドの運営への側面的支援	

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、静岡県地域福祉支援計画

(2) 地域コミュニティの活性化

住民自らによる主体的な地域活動を促進し、地域コミュニティを活性化するため、市町と連携し、住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくりに取り組む。

【目標】	
県民の地域活動への参加状況（平成 25 年度 73.1%）	83% （県政世論調査）
コミュニティカレッジ修了者数（平成 25 年度までの累計 640 人）	累計 1,000 人 （県自治行政課調査）

○住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくり

- ・市町コミュニティ担当職員が必要な知識や情報を習得し専門性を高めるため、地区別研修会を実施し、**市町コミュニティ施策の充実**に向けて支援を行う。
- ・コミュニティ活動の活性化を図るため、静岡県コミュニティづくり推進協議会を通じて、**地域活動を牽引するリーダー等を養成**する。
- ・住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくりを進めるため、各市町との連携により、活動拠点となる地区集会所などのコミュニティ施設整備を支援する。
- ・若者を含む幅広い年代層の参加意欲を高めるため、ソーシャルメディア等の各種広報媒体を活用し、コミュニティが果たす役割について周知するとともに、県内各地の地域活動等を広く情報発信する。
- ・地域の主体的な活動を促進するため、先進的なコミュニティ活動を行う団体を表彰し、模範となる活動事例を広く情報提供する。
- ・地域課題の解決に向けて、自治会・町内会、ボランティア団体やNPO等の多様な主体による連携・協働の取組を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
市町コミュニティ施策の充実	市町職員の専門性を高める担当者研修会の開催			
	・研修会2回以上	・研修会2回以上	・研修会2回以上	・研修会2回以上
地域活動を牽引するリーダー等の養成	コミュニティカレッジの開催			
	・カレッジ1回 ・出張カレッジ2回	・カレッジ1回 ・出張カレッジ2回	・カレッジ1回 ・出張カレッジ2回	・カレッジ1回 ・出張カレッジ2回

(3) ユニバーサルデザインの推進

全ての人々が自由に活動し、住む人も訪れる人も安心して暮らせる社会を実現するため、ユニバーサルデザインを取り入れた社会づくりを推進する。

【目標】

ユニバーサルデザインによる社会づくりが進んでいると思う県民の割合

(平成25年度 47.6%) 70% (県くらし・環境部政策監 (ユニバーサルデザイン担当) 調査)

県内企業・団体等のユニバーサルデザインへの取組割合 (平成24年度 46.8%) 55%

(県くらし・環境部政策監 (ユニバーサルデザイン担当) 調査)

○安心して暮らせる魅力あるまちづくり

- ・利用しやすく様々な人への配慮がなされた施設など、心温まるまちづくりに向けて、ユニバーサルデザインを取り入れた建築物の設計や**車いす利用者用駐車場の適正な利用**を促進する。
- ・誰もが安全・快適に移動できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・勾配の改善、統一性、連続性及び英語表記を充実させた道路案内標識の整備など、人にやさしい道路・歩行空間や、交通機関等の整備を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
車いす利用者用駐車場の適正利用促進	ゆずりあい駐車場制度の推進(制度周知に向けた協力施設の確保)			
	民間施設数1,050	民間施設数1,100	民間施設数1,150	民間施設数1,200

○安心して利用できる魅力ある製品やサービス・情報の提供

- ・安心して利用できる製品の普及を図るため、地域の資源とユニバーサルデザインとの結合による製品開発を促進する。
- ・高齢者や障害のある人、外国人、子ども連れの人など、誰もが安心してサービスを受けられるよう、案内表示等の多言語化、やさしい日本語の普及など、様々な人に配慮したサービスや分かりやすい情報の提供を推進する。
- ・様々な分野でのユニバーサルデザインの取組を促進するため、**企業や団体等、多くの主体の実践に役立つ情報発信**を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
企業や団体等でのユニバーサルデザインの実践に役立つ情報発信	新たな情報発信手法の検討	新たな情報発信手法の構築	新たな情報発信の実施	
		分野別の実践講座等の開催		
		受講者 400人/年		

○互いを尊重する社会づくり

- ・県民一人ひとりが、互いを尊重して、共生する社会づくりを推進するため、出前講座等

によるユニバーサルデザインの理念の普及や子どもへの教育などを行う。

- ・誰もが安心して暮らすことができるよう、障害のある人、高齢者、外国人県民、女性の就労や社会参加への支援などを行う。

[分野別計画] ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画

(4) 男女共同参画の推進

男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、社会の対等な構成員として自らの意思により社会活動に参画し、共に責任を担う社会の実現に向けて、「女性の持つ力」をあらゆる分野で発揮できる環境整備などを進める。

【目標】

性別にかかわらず個性と能力を発揮できる機会が確保されていると思う県民の割合
 (平成25年度 32.8%) 50% (県政世論調査及び県男女共同参画課調査)
 男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体数 (平成24年度までの累計 980件)
 累計 1,800件 (県男女共同参画課調査)

○男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる土壌づくり

- 男女が共に、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、様々な分野に参画していけるよう、男女の人権尊重の視点に立ち、制度や慣行を必要に応じて見直すとともに、性別や年代等を考慮した意識啓発や広報を推進する。
- 男女の人権尊重や男女平等の考え方の浸透を図るため、学校、家庭、職場及び地域における教育・学習を充実する。
- 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等の根絶を目指し、啓発活動や、**若者を対象とした「DV防止に関するセミナー」などの学習機会の提供**を行うとともに、関係機関のネットワーク強化を図りながら、被害者に対する相談・保護・自立支援などの総合的な支援を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
男女間の暴力等の根絶を目指した学習機会の提供	若者を対象とした「DV防止に関するセミナー」の実施			
	受講者 4,000人	受講者 4,000人	受講者 4,000人	受講者 4,000人

○男女が共に安心して暮らすことができる環境づくり

- 男女が共に、仕事、家庭生活、地域活動等とのバランスを図り充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する学習機会の提供や優れた取組の情報提供などにより、県民の理解や企業における環境整備を促進する。
- 子育てや介護の社会的支援体制を充実するため、男女共同参画団体など多様な主体による協働を促進する。

○男女が共に能力を発揮できる元気で活力のある社会づくり

- 政策・方針を決定する過程への女性の参画拡大に向け、県が率先して取り組むとともに、市町や企業等に対する働きかけを行う。さらに、様々な分野における女性リーダーの養成や、男女共同参画の推進に貢献する人材のネットワーク拡充を図る。
- 男女が共に能力を発揮できる就業環境を整備するため、ワーク・ライフ・バランスや女性の登用拡大など、男女共同参画社会づくりに取り組むことを宣言する事業所、団体の拡充を図る。

- ・男女共同参画の視点に立った地域の課題解決の取組を促進し地域力の強化を図るため、男女共同参画団体や地域団体等の交流機会を拡大するとともに、男女共同参画センター「あざれあ」の情報発信機能を強化する。
- ・**防災分野で男女共同参画を推進**し地域防災力の強化を図るため、地域女性防災リーダーの育成や、地域防災計画、避難所運営マニュアル等に男女共同参画の視点を盛り込むよう働きかけを行うとともに、「あざれあ」が災害時に支援者と被災者をつなぐ連携の拠点となるよう、関係機関・団体等のネットワークづくりを推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
防災分野での男女共同参画の推進	男女共同参画の視点を入れた防災講座の開催			
				全市町での開催

[分野別計画] 第2次静岡県男女共同参画基本計画

(5) 人権尊重の意識が定着した人権文化の推進

県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが人間らしく、幸せに暮らしていくことができる社会の実現を目指すため、様々な人権に関わる関連施策や、あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進を図る。

<p>【目標】</p> <p>「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県」と感じる人の割合 (平成 25 年度 42.0%) 50% (県政世論調査及び県人権同和対策室調査)</p> <p>人権啓発講座等参加人数 (平成 24 年度 26,296 人) 平成 26~29 年度累計 10 万人 (県地域福祉課人権同和対策室調査)</p>
--

○様々な人権に関わる関連施策の推進

- ・多様化する人権問題の動向や県民意識、静岡県人権会議の提言を踏まえ、「ふじのくに人権文化推進プラン」の改定を行い、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題等様々な人権に関わる施策を推進する。
- ・相談・支援体制を充実させるため、相談機関や関係機関の相互連携により救済体制を強化するとともに、相談に従事する職員の資質向上などを図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
「ふじのくに人権文化推進プラン」の推進	計画推進			
	県民意識調査	計画の改定	改定計画の推進	
相談・支援体制の充実	相談機関や関係機関の相互連携による救済体制強化・相談従事職員の資質向上			

○あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

- ・県民の間に人権尊重の理念を普及するため、人権啓発センターを中心に、学校、地域社会、関係機関と連携しながら、出前人権講座や講演会、研修会などの開催、マスメディアなどを活用した効果的な広報活動の展開など、あらゆる場における人権教育・人権啓発を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
人権啓発講座等の開催	出前人権講座や講演会等の開催			
	150回	150回	150回	150回
マスメディア等を活用した広報の展開	テレビ・ラジオ等を活用した広報の展開			

○人権を尊重する平和社会の実現に向けた啓発

- ・平和社会の実現に向け、世代や立場を超えて、平和の尊さや核兵器の脅威について考えることの大切さを啓発する。

[分野別計画] 静岡県人権施策推進計画 (ふじのくに人権文化推進プラン)

3-3 「安心」の健康福祉の実現

1 安心して子どもを産み育てられる環境整備

子どもは社会に希望と活力をもたらす「地域の宝」であり、この大切な宝を育てる「子育て」は尊い仕事であるという理念を県内に広める。また、県民意識調査において理想の子どもの数を聞くと、「2人から3人」とする割合が高い。このため、こうした希望がかなえられ、親子の笑顔があふれる社会を目指す。

若い世代が結婚や家庭を持つことへの夢を持ち、その夢を叶えることができるための支援を行うとともに、ニーズに応じた保育サービスの拡充による待機児童ゼロの実現、子育てを支援するネットワークの充実など地域における子育て環境の整備、共働き世帯等の児童への放課後支援、子どもや母親の健康の保持と増進、保護や支援を必要とする子どもや家庭への取組を充実し、安心して子どもを産み育てられる環境を整える。

(1) 夢を持ち安心して家庭を築ける環境の整備

若い世代の結婚への憧れや関心を高めるとともに、結婚を望む男女が着実にその歩みを進め、家庭を築けるよう就労を支え、将来の妊娠や出産に備えた健康づくりの意識啓発を進めていく。

【目標】
 「自分の住んでいるまちが子どもを産み、育てやすいところ」と感じている人の割合
 (平成25年度 57.2%) 80% (県政世論調査)
 「しずおか子育て優待カード事業」協賛店舗数 (平成25年3月15日 6,263店舗)
 7,500店舗 (県こども未来課調査)

○結婚気運の醸成

- ・若者の結婚に対する関心の高揚や結婚を応援する気運の醸成を図るため、市町や民間団体等の恋愛・婚活事業等における「ふじのくにエンゼルパワースポット」の活用を働きかけていく。
- ・若い世代が将来家庭を持ち、親となることのすばらしさを認識することができるよう、**将来設計を描く機会の創出**を図る。
- ・誰もが安心して結婚・出産ができる環境を整えていくため、「しずおか子育て優待カード事業」に賛同する店舗等の拡充を図り、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
若い世代に対する将来設計を描く機会の創出		若者の支援体制の検討		
		若者の地域活動やライフステージに応じた支援		

○仕事をしたい誰もが就業できる環境づくり

- ・あらゆる世代の就労に関するニーズにきめ細かく対応するため、「しずおかジョブステーション」の機能拡充を図り、ハローワーク等の関係機関と連携し、就職相談からセミナー、職業紹介までの一貫したワンストップの就職支援を行う。
- ・求職者を早期の就職に導くため、レベルに応じた就職相談やセミナーなど、実効性の高い就職支援を行う。
- ・ニートなど就労に困難を抱える若者の自立を促進するため、「しずおかジョブステーション」に臨床心理士を配置し、相談等を行う。さらに、適切な支援が受けられるよう、地域若者サポートステーションやハローワーク、NPO等と連携を図り、情報提供等を行う。

○妊娠・出産のための健康づくりの充実

- ・妊娠・出産に関する正しい知識の習得や妊娠・出産に対する意識付けができるよう、若い世代を対象とした講座や講演会等による啓発を実施する。
- ・若い世代に的確な情報提供を行うため、大学等若い人が集まる様々な機関との協働により、積極的な啓発、情報提供を行う。

[分野別計画] 静岡県次世代育成支援対策行動計画（しずおか次世代育成プラン）、
静岡県経済産業ビジョン

(2) 待機児童ゼロの実現

女性の就業率の増加などによる保育ニーズの拡大や働き方の多様化に応じて、保育サービスの量的拡充を図ることにより、待機児童ゼロを早期に実現する。

あわせて、保育の質の向上に向けた取組を推進していく。

【目標】	
待機児童ゼロの市町数（平成 25 年 4 月 1 日 25 市町）	33 市町 (厚生労働省「保育所入所待機児童数調査」)
公的保育サービス（認可保育所、認定こども園、家庭的保育、認証保育所など）の受入児童数（平成 25 年 4 月 1 日 53,970 人）	55,430 人 (県こども未来課調査)

○ニーズに応じた保育サービスの提供

- ・増加する保育ニーズに対応するため、市町の需要予測を踏まえ、**保育所の整備を加速**する。
- ・小学校就学前の子どもに質の高い教育と保育を一体的に提供するため、新たな認定こども園制度の周知を図り、**幼稚園や保育所の認定こども園への移行を促進**する。
- ・増加する低年齢児（0～2歳）の保育ニーズに対応するため、保育所等における保育士の配置を支援する。
- ・待機児童の大半を占める低年齢児（0～2歳）の保育ニーズに対応するため、家庭的保育事業（保育ママ）の拡充を図るとともに、**新たな小規模な保育サービス等の取組を促進**する。
- ・多様化するニーズに対応するため、**延長保育、病児・病後児保育や一時預かり事業の充実**を図る。
- ・利用希望者の立場に立ったきめ細かな相談や保育ニーズに対応するため、サービスの情報提供や最適なサービスの利用に向けた調整の実施を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
保育所の整備加速		保育所整備数の増加		→
幼稚園や保育所の認定こども園への移行促進		認定(認可)箇所数の増加		→
新たな小規模な保育サービス等の取組促進	新制度の周知	新たなサービスの取組促進		→
延長保育等の充実		実施箇所数の増加		→

○質の高い保育の確保

- ・多様化、高度化する保育ニーズや社会福祉援助活動に対応した保育士の資質や専門性の向上を図るため、保育士の研修参加や職場内研修を支援する。

- ・保育士の不足に伴う保育の質の低下を未然に防ぐため、指定保育士養成施設における定員の増加等の取組を促進するとともに、潜在保育士の再就職支援など人材確保につながる取組を推進する。
- ・待機児童の解消に必要となる保育士の人材確保とともに、保育の質の向上を図るため、経験豊かな保育士の就業継続を促進する。
- ・福祉サービスの質の向上や利用者によるサービスの選択に資する適切な情報の提供を促進するため、家族も含めた利用者の視点に立って福祉サービス第三者評価等を実施する。

[分野別計画] 静岡県次世代育成支援対策行動計画（しずおか次世代育成プラン）、
静岡県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）〈平成26年度策定予定〉

(3) 地域や職場における子育ての支援

出産前や子育て中の人たちの子育てに対する不安感・負担感の軽減や孤立感の解消を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、地域における子育て環境の充実を進める。さらに、企業と積極的に連携し子育てと仕事を両立できる環境の整備を図るとともに、「子育ては尊い仕事」とあるという理念を県内に広めていく。

【目標】	
ファミリー・サポート・センターの提供会員数（平成24年度4,669人）	5,500人 (県こども未来課調査)
ふじさんっこ応援隊の参加団体数	1,000団体 (県こども未来課調査)

○地域における子育て環境の充実

- ・ 父親や母親が、多くの地域の方々からの支援を得て、子どもを健やかに育てることができるよう、「**子育ては尊い仕事**」という考え方を広く県民に浸透させ、「子育て」という営みが社会的に評価される仕組みづくりを県内全域で実施する。
- ・ **親子が気軽に集い相談できる場の充実**を図るため、地域子育て支援拠点や児童館等の設置を促進するとともに、地域子育て支援拠点職員に対する研修を実施する。
- ・ 子育て支援活動のネットワークづくりを推進するため、子育て支援関係者の相互連携を促進するとともに、「ふじさんっこ応援隊」への参加を働きかける。
- ・ 地域において子育てなどを支援するネットワークづくりを推進するため、家庭教育支援及び子育て支援関係者の相互連携支援、取組事例等の情報提供、人材の相互活用促進などを行う。
- ・ 仕事と子育ての両立を支援するため、市町が運営する**ファミリー・サポート・センターの一層の設置促進**とともに、提供会員数、センター間での子育ての相互援助や病児・病後児預かり等の拡充を支援し、利用の促進を図る。
- ・ 父親の子育て参加に関する意識向上を図るため、「父親参加型交流会」の開催などを行う。
- ・ **子育て経験者（シニア世代等）の子育て支援活動への参加**を図るため、各団体の子育て支援活動の拡充や連携を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
「子育ては尊い仕事」具現化（見える化）の取組の着実な推進		実施市町拡大、県内全市町で実施		
親子が気軽に集い相談できる場の充実		地域子育て支援拠点・児童館等の設置促進、職員に対する研修の実施		
ファミリー・サポート・センターの設置促進や提供会員及びサービスの拡充促進		運営費助成、未設置市町等への働きかけやサービスの拡充支援		
子育て経験者(シニア世代等)の子育て支援活動への参加促進		各団体の子育て支援活動の拡充及び連携促進		

○放課後児童対策の充実

- ・放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保するため、市町の需要予測を踏まえた余裕教室の活用等による**放課後児童クラブの設置**や放課後子ども教室との連携を促進するとともに、**指導員に対する研修を実施**する。
- ・障害児の放課後児童対策を充実するため、「放課後等デイサービス」のサービス提供促進を図るとともに、市町が行う放課後児童クラブへの助成を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
放課後児童クラブの確保・充実	放課後児童クラブの設置促進、指導員に対する研修の実施			
				→

○児童の健全育成

- ・子どもが健やかに育つ場を提供するため、市町等が行う児童館等の設置を促進する。
- ・子ども会活動など、児童の健全育成を支える活動を支援するため、児童館長や児童厚生員に対する研修を実施する。

○子育て家庭の経済的負担の軽減

- ・子どもの疾病の早期治療を促すため、市町と連携し、こども医療費を助成することにより、子育て家庭の医療費負担軽減を図る。さらに、要望活動等を通じて全国一律の制度とするよう国へ働きかける。

○いきいきと働くことができる職場づくりの実現に向けた気運の醸成

- ・国や市町、関係団体等と連携した様々な広報を通じて、働く人の意欲と企業の生産性の向上につながるワーク・ライフ・バランスの意義や重要性を周知啓発する。
- ・働く人のやりがいを創出するため、専門家派遣などにより、企業の組織風土改善や働き方の見直しなどの取組を支援する。
- ・働く人の価値観や生き方に応じ、多様な働き方が可能となるよう、時間や場所などにとられない新たな働き方の周知啓発に努める。

○あらゆるライフステージで働くことができる職場づくりの促進

- ・仕事と子育ての両立が可能となる職場づくりを促進するため、一般事業主行動計画の策定をはじめとする企業の次世代育成に対する取組を支援する。
- ・女性が仕事で能力を発揮できる基盤を確保するため、女性役職者セミナーの開催など、企業の男女雇用機会均等の取組を支援する。

○企業における従業員の子育て環境の改善促進

- ・従業員の子育てを応援する企業を増やしていくため、子育てしやすい職場環境づくりを進める企業を発掘し、好事例として県内外に情報を発信していく。

[分野別計画] 静岡県次世代育成支援対策行動計画（しずおか次世代育成プラン）、
静岡県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）〈平成26年度策定予定〉、
静岡県経済産業ビジョン

(4) 子どもや母親の健康の保持、増進

安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めるため、母子保健サービスと周産期医療、小児医療の充実を図る。

【目標】	
4歳以下の乳幼児 10万人当たりの死亡数（平成20～24年平均死亡数 58.9人）	45人以下（厚生労働省「人口動態統計」）
新生児訪問実施率（平成24年度 94.3%）	95%（県こども家庭課調査）

○母子保健サービスの充実

- ・安心・安全な妊娠・出産のための適切な支援を行うため、不妊・不育専門相談センターにおいて**不妊症・不育症に悩む方からの相談に対応**するとともに、不妊治療に対する経済的支援を行う。
- ・将来的な児童虐待を予防するため、専門相談員による、**望まない妊娠相談（妊娠SOS）を実施**する。
- ・乳幼児死亡を予防するため、**妊婦健診及び乳幼児健診**の市町による受診勧奨や市町が実施する**新生児訪問の取組を促進**し、母子の健康の保持・増進を図る。
- ・心身の発達が正常範囲にない児童を早期に発見して健全な発達を図るため、**乳幼児健診等の受診勧奨**や、広域的母子保健フォローアップ体制の中で、慢性疾患児に対する家庭での療育・育成の支援を行う。
- ・「新生児聴覚スクリーニング検査」により発見された聴覚障害児の治療や支援に役立てるため、乳幼児聴覚支援センターを核に「きこえの手帳」の普及、活用に努めるとともに、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、学習環境の向上などによる健全な発達に向けた支援を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
妊娠期からの支援体制	不妊・不育相談の実施、望まない妊娠相談の実施、妊婦健診の受診勧奨			
乳幼児の疾患の早期発見・医療費助成	新生児訪問への支援、乳幼児健診の受診勧奨			
		新生児代謝異常検査の実施		健診受診率 97%

○母子に向けた医療体制の充実

- ・ハイリスク妊婦や胎児、新生児に対する周産期医療体制の充実を図るため、周産期医療のネットワーク体制を整備する。
- ・小児救急医療体制の充実を図るため、地域の医療機関と連携した初期小児医療体制の整備や小児救命救急センターの運営を支援する。
- ・保護者の不安の軽減を図るため、夜間等における急な発熱などの事態に対して適切なアドバイスを行う**小児救急電話相談（#8000）を実施**する。

- ・ こどもの健康の保持のため、予防接種センターを設置し、今後増加が見込まれる定期予防接種に関する医療相談体制を引き続き整備するとともに、予防接種に関する知識や情報の提供を積極的に行っていく。
- ・ 妊婦の健康保持や出産に対する不安感の軽減を図るため、風しんウイルス感染に対して、予防接種の勧奨等、適切な処置を行うことで、**先天性風しん症候群を予防**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
小児救急電話相談(#8000)の実施		電話相談の実施及び広報の充実		
				→
先天性風しん症候群の予防		風しんの感染予防及びまん延防止		
				→

[分野別計画] 静岡県次世代育成支援対策行動計画（しずおか次世代育成プラン）、
静岡県保健医療計画、静岡県周産期医療体制整備計画

(5) すべての子どもが自立できる社会の実現に向けた取組

家庭内に課題を抱え保護や支援を必要とする子どもと家庭に対する支援の充実を図ることにより、安心して生活できる環境づくりを進める。

<p>【目標】 虐待による死亡児童数（平成24年度0人） 毎年度0人 （県こども家庭課調査） 里親等委託率（平成24年度23.2%） 25% （厚生労働省「福祉行政報告例」及び県こども家庭課調査）</p>
--

○児童虐待防止対策の充実

- ・妊娠・出産・育児期を通じた児童虐待発生予防を図るため、**妊娠SOSサポート事業**による相談対応を行うとともに、**母子保健活動**などを通じて、養育支援を必要とする家庭へ適切なサービスが提供されるよう市町の活動を支援する。
- ・早期発見・早期対応により、虐待を深刻化・重度化させないため、県民への児童虐待防止や通告に関する理解促進を図るとともに、**市町要保護児童対策地域協議会の活動の充実**に向けた支援や児童相談所を中心とした市町・医療機関・学校・警察など関係機関の連携の強化を図る。
- ・迅速かつ適切な対応による子どもの安全を確保するため、**児童相談所職員の専門性を確保**するとともに、**児童相談所の体制の充実**を図る。
- ・児童虐待の再発防止を図るため、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証を行い、具体的な改善策を検討し、再発防止に取り組む。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
児童虐待の発生予防に係る母子保健部門との連携強化	「望まない妊娠相談窓口」による相談対応、保健師等による訪問等の充実への支援			
「要保護児童対策地域協議会」の活動充実の支援	運営充実のための実践的研修の開催、助言者の派遣等			
児童相談所等の相談援助体制の強化	児童相談所職員の専門性の確保、児童相談所の体制充実			

○社会的養護体制の充実

- ・家庭において適切な養育が受けられない子どもに、より家庭的な養育環境を提供するため、制度のPR等、里親登録数を増やす取組や里親とのきめ細かな調整等により、**里親委託を推進**するとともに、**施設のケア単位の小規模化**を進める。
- ・施設等における養育機能の充実を図るため、施設職員や里親の専門性の向上に向けた研修を行うとともに、児童相談所や児童家庭支援センター等による支援を強化する。
- ・処遇の困難な**被虐待児や発達障害児など**に対する適切なケアを提供するため、吉原林間学園を中心とする**支援体制の充実**を図る。

- ・施設等退所後の児童の自立を促進するため、入所中からの社会生活に必要な知識等の習得や就業支援、就職後の相談対応等の支援を強化する。
- ・施設等における子どもの権利擁護を促進するため、子どもが意見を表明する機会の確保を図るとともに、施設職員等に対する「子どもの権利」に関する研修を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
家庭的養護の推進	里親委託の推進、施設での小規模グループケア化の促進			
	→			
被虐待児等に対する支援体制の充実	被虐待児、発達障害児等に対する総合的な支援体制の充実			
	→			

○DV防止対策の充実

- ・DV（配偶者等からの暴力）の防止や早期発見のため、県民に向けた広報啓発活動の強化を図るとともに、関係機関等に対する発見・通報に向けた意識啓発を行う。
- ・DV被害者に対する相談・支援機能の強化を図るため、県女性相談センターや**市町の担当職員等の専門性の向上**に向けた研修等を実施する。
- ・被害者の安全確保や自立支援に向けた関係機関の連携強化により、地域における相談・支援体制の充実を図るため、**市町におけるDV防止ネットワークの設置**やDV防止基本計画の策定を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
地域におけるDV被害者に対する相談・支援体制の充実	市町DV防止ネットワークの設置促進、市町職員等への研修会の実施等			
				全市町に設置

○ひとり親家庭の自立の促進

- ・県民全体でひとり親家庭を応援する気運の醸成を図るため、市町・団体等と連携し、ひとり親家庭の現状や支援施策を広くPRする。
- ・ひとり親家庭が安定した収入を確保し、自立した生活が送れるようにするため、引き続き**母子家庭等就業・自立支援センター**による情報提供や相談への対応に取り組むとともに、**就職先の開拓など就業支援**に積極的に取り組む。
- ・ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、母子家庭、父子家庭の医療費助成や、保育利用に対する助成を行うほか、母子・寡婦家庭への福祉資金の貸付等を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
母子家庭等就業・自立支援センターによる支援	生活や養育費の相談、就業相談や講習会の実施			
			就職先の開拓事業の拡充	

[分野別計画] 静岡県次世代育成支援対策行動計画（しずおか次世代育成プラン）、
静岡県ひとり親家庭自立促進計画、
静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画

2 安心医療の提供と健康寿命日本一の推進

誰もが健康に人生を送ることを望んでおり、必要な場合には、安全で質の高い医療を速やかに利用したいと考えている。

救急医療体制の充実や質の高い患者本位の医療サービスの提供などを旨とし、医療人材の確保や医療機関の連携、高度専門医療等の提供を進めるとともに、生活習慣病の予防対策等により、県民の健康づくりに取り組み、安心医療の提供と健康寿命日本一を推進する。

(1) 医師、看護師等の医療人材の確保

医療技術の進歩に伴い、最先端医療の提供には多くの医師が必要とされることによる医師の不足、地域間や診療科別の偏在、看護師の慢性的な不足に対応するため、若手医師等の確保を推進するとともに、医療従事者の養成や再就業の支援、多様な勤務形態の導入促進及び夜間保育などの就業支援による離職防止を図り、医療体制の充実を図る。

【目標】

人口 10 万人当たり医師数（平成 24 年 12 月 186.5 人）	194.2 人（平成 28 年 12 月）
	（厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」）
医学修学研修資金貸与者の県内定着率（平成 25 年 4 月 39.1%）	50%
	（県地域医療課調査）

○医師の確保

- ・医師確保対策の充実・強化を図るため、引き続きふじのくに地域医療支援センターが中心となり、「**ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ**」を運営し、医学修学研修資金貸与者数を医科大学1校分に拡大するとともに、県内の地域医療に貢献するところごしを醸成する合同セミナーやメールマガジン、動画配信などの教育機能、臨床機能、調査・研究機能、医師配置調整機能、医学生確保機能などの各機能の充実を図り、県内外から多くの医師を確保し、各地域で必要とされる診療科別の医師数を分析し、地域における医師偏在の解消に取り組む。
- ・医学修学研修資金貸与者に対しては、貸与期間中から積極的に本県の医療や研修についての情報提供等を通じたキャリア形成支援に努めるとともに、専門医研修ネットワークプログラムの周知や活用を図るなど初期臨床研修終了後の専門研修の体制を整備し、返還債務免除のための勤務終了後の県内定着を促進する。
- ・勤務医の離職防止・離職医師の復職を支援するため、子育て中の病院勤務医が育児と仕事を両立できるよう、夜間保育、病児・病後児保育の充実など、就労環境の整備を促進する。
- ・地域医療、在宅医療などの充実を図るため、医師不足地域等の医師確保対策として、家庭医養成の取組を促進する。
- ・長期的に、**医科大学等の設置**に向けて、国の動向把握や候補地選定、大学等との協議等、諸条件の調整を行う。
- ・医師確保対策を円滑に推進するため、医療機関や関係する団体等との意見調整、連携を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
ふじのくにバーチャルメディカルカレッジの運営	カレッジ運営（医学修学研修資金貸与、メールマガジンや動画配信による地域医療に関する情報の発信等）			
医科大学等の設置	国の動向把握、候補地選定、大学等との協議			

○看護職員等の確保・資質の向上

- ・ 県内医療機関への就業を促進するため、看護学生に**看護職員修学資金を貸与**する。
- ・ 県内での看護師不足に対応するため、県立東部看護専門学校において、看護職員養成のための教育の充実を図る。
- ・ 安定的な人材確保のため看護職員等養成施設の設備整備・運営を支援する。
- ・ 質の高い看護職員を養成するため、**看護職員養成施設の教員に対する資質向上を目的とする研修を実施**するとともに、**実習指導者等を養成**する。
- ・ 早期の離職防止や定着の促進を図るため、**新人看護職員や若手看護職員を対象とした臨床研修等を実施**する。
- ・ 看護職員の勤務環境改善に向けた施設整備に対する支援を行うとともに、看護職員が育児と仕事を両立できるよう、病院内保育所の運営を支援する。
- ・ 医療の高度化、専門化等に対応するため、認定看護師等、医療現場においてチーム医療の中心的役割を担う質の高い看護職員を育成する。
- ・ 看護職員をはじめとする医療従事者の勤務環境改善計画の策定及び実施に対して、医療機関の要請に基づき、**医療勤務環境改善支援センター**からアドバイザーを派遣する等の支援を行う。
- ・ **潜在看護師の再就業を支援**するため、再就業準備講習会や病院派遣型研修並びにナースバンクによる就業あっせんや就業相談を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
看護職員修学資金の貸与	看護学生に対して修学資金を貸与			
	新規及び継続貸与者:約150人	新規及び継続貸与者:約150人	新規及び継続貸与者:約150人	新規及び継続貸与者:約150人
看護職員指導者等の養成	看護教員等の養成と資質向上のための研修を実施			
	看護教員養成講習会 (受講定員30人)	実習指導者講習会 (受講定員80人)、 看護教員継続研修 (受講定員50人)	実習指導者講習会 (受講定員80人)、 看護教員継続研修 (受講定員50人)	看護教員養成講習会 (受講定員30人)
新人看護職員研修の実施（県実施分）				
	4分野13日間	4分野13日間	4分野13日間	4分野13日間
新人期経過後看護職員研修の実施	新人期を経過した後の看護職員を対象とした資質向上等のための研修を実施			
	3回以上開催	3回以上開催	3回以上開催	3回以上開催
医療勤務環境改善支援センターによる支援	医療機関の要請に応じたアドバイザー派遣を実施			
	アドバイザー派遣 10回以上	アドバイザー派遣 10回以上	アドバイザー派遣 10回以上	アドバイザー派遣 10回以上
潜在看護職員再就業支援	潜在看護師に対する講習会等を実施			
	受講人員: 160人以上	受講人員: 160人以上	受講人員: 160人以上	受講人員: 160人以上

[分野別計画] 静岡県保健医療計画

(2) 質の高い医療の提供

平常時、緊急時を問わず、全ての県民が必要な保健医療サービスを受けられる体制を構築するとともに、医療機関の施設の高度化や医療機関における医療安全対策の向上を図る。

【目標】

壮年期（30歳～64歳）人口10万人当たり死亡数（平成24年247.7人） 240人以下

（厚生労働省「人口動態統計」及び静岡県年齢別推計人口から県地域医療課算出）

特定集中治療室（ICU）人口100万人当たり病床数（平成23年42.8床） 51.7床

（厚生労働省「医療施設静態調査」及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」から県地域医療課算出）

○救急医療体制の整備

- ・ 救急医療体制の円滑な運営を図るため、休日夜間の診療を確保する「初期救急医療体制」、休日夜間における入院を必要とする重症患者への医療を確保する「第二次救急医療体制」、救命医療を行うために必要な高度な医療を確保する「第三次救急医療体制」による体系的な救急医療体制を確保するとともに、必要な施設・設備の整備などにより **医療機関の機能の充実**を図る。
- ・ 重篤な救急患者に迅速に対応するため、「命の道」である新東名高速道路のSA・PAに設置されたヘリポートも活用しながら、ドクターヘリやドクターカーによる早期治療体制の整備など **救急搬送体制の充実**を図る。
- ・ 広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する高度専門的救命医療を提供するため、高度救命救急センターの整備を進める。
- ・ 救急医療体制の円滑な運営のため、「地域医療を考える月間」における取組などを通じて、救急医療を取り巻く環境について地域住民に向けた啓発活動を強化し、適切な受療行動を促す。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
救急医療体制整備の充実	24時間安心して救急医療が受けられる救急医療体制の整備			
		ドクターヘリ夜間運航に向けた調整		

○災害時における医療体制の整備

- ・ 災害時における医療の確保を図るため、医療資源需給調整を行う災害医療コーディネーターや、医薬品等及び薬剤師の確保・調整を行う災害薬事コーディネーターの養成等による地域災害医療体制の整備をはじめ、**災害拠点病院の機能強化**、DMATの体制整備、広域受援・広域搬送体制の整備など **災害時における医療体制の充実**を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
災害拠点病院の機能強化への支援	災害拠点病院の機能強化			
発災超急性期から中長期まで切れ目ない医療体制の整備	医療救護計画に基づく災害時の医療体制整備			

○周産期医療・小児医療の充実

- ・ハイリスク妊婦や胎児、新生児に対し、母体から新生児まで一貫して治療管理できる高度医療を提供する体制を地域毎に整備し、妊娠・出産の安全を確保するため、東・中・西部を単位として、総合周産期母子医療センターを核とするネットワーク体制を充実するとともに、周産期医療人材の確保を図る。
- ・体系的な小児救急医療体制の充実を図るため、小児救命救急センターの運営支援等を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
周産期医療体制の充実	周産期医療体制整備計画改定		計画推進	

○へき地医療の確保

- ・へき地医療を支援するため、県立総合病院にへき地医療支援機構を設置し、へき地医療に係る計画立案、事業調整を実施する。
- ・へき地医療従事医師の勤務条件の改善とへき地医療の空白の防止のため、県立総合病院が行う代診医師派遣を支援する。
- ・へき地医療の充実強化のため、へき地における病院及び診療所の施設・設備の整備を行う市町等を支援する。
- ・へき地医療従事医師を確保するため、自治医科大学卒業医師を派遣する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
へき地代診医師の派遣		1病院5診療所への派遣		
へき地医療を担う診療所等の施設・設備整備の支援	へき地に所在する病院・診療所の施設・設備を整備する市町を支援			

○在宅医療の体制整備

- ・在宅医療提供体制の充実を図るため、地域連携クリティカルパスの導入の促進等に加え、在宅医療を行う医療機関、訪問看護ステーション及び介護サービス事業者のほか、訪問薬剤管理指導を行う薬局などの関係医療機関の連携により、入院患者の在宅療養に向け

た調整等を行う病院の地域連携室等、地域の実情を把握しているコーディネーター役を中心に、急性期から回復期、在宅医療に至るまで切れ目のない医療体制を構築するとともに、介護と連携した在宅医療を担う機関及び人材の確保を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
関係機関の連携による在宅医療体制の構築	地域における介護と連携した多職種による在宅医療提供体制の整備			
				→

○患者本位の医療サービスの確保

- ・ 県民の医療機関の選択等に資するため、診療内容や手術の実績件数等の**医療機能情報**や休日、夜間当番医などの**救急医療情報をインターネットで提供**する。
- ・ 県民が安心して医療を受けることができるよう、医療従事者を対象とした医療事故防止等の**医療安全対策**の研修を実施する。
- ・ 県民と医療機関の信頼関係の構築を支援するため、医療に関する相談や苦情に対応する**相談窓口の充実**を図る。
- ・ 医療機関における科学的で適正な医療の提供を確保するため、**立入検査を実施**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
医療機能情報や救急医療情報の提供	「医療ネットしずおか」による医療機関の医療機能情報の提供			
				→
医療事故防止等の医療安全対策の推進	医療従事者を対象とした医療安全に関する研修会等の実施			
				→
医療に関する相談や苦情に対応する相談窓口の充実	相談員の資質の向上			
				→
医療機関における適正な医療の確保	医療機関に対する立入検査の実施			
				→

○質の高い医療サービスの提供

- ・ **医療施設の高度化を推進**するため、医療施設の移転新築・増改築及び高度医療機器整備への支援等を行う。
- ・ 医療機関相互の連携による医療水準の向上を図るため、**地域診療ネットワークの構築**や画像診断等による遠隔医療を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
医療施設の高度化推進		医療機関の施設・設備整備への支援		

○先進医薬の普及促進のための治験の推進

- 患者に対して先進医薬を迅速に提供することにより、一層の医療の質の向上を図るため、「ファルマバレープロジェクト第3次戦略計画」(H23～32)に基づき、大規模な病院ネットワークである**県治験ネットワークでの治験を推進**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
静岡県治験ネットワークによる治験の推進		ファルマ第3次戦略計画を推進(H23～32)		

○医薬品等の安全・安心の確保

- 日本トップクラスの生産を誇る医薬品等の品質を確保するため、高度で専門的、かつ、国際化に対応した**監視指導・検査体制の充実**を図る。
- 医薬品に関する県民への適切な情報提供体制づくりを推進するため、薬局や医薬品販売業者等に対する監視指導を実施する。
- 地域における医療提供体制の充実を図るため、医療提供施設である薬局の機能強化や医療機関との連携促進を支援する。
- 医薬品の適正使用を推進するため、県民を対象とした講習会を開催し、正しい知識の普及啓発を図る。
- 医療に必要な**輸血用血液を確保**するため、高校生ボランティアによる広報、大学生ボランティアの育成、献血セミナー等を通じ、献血思想の普及啓発を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
医薬品等検査体制の充実		環境衛生科学研究所における医薬品等の検査体制の充実		
献血者確保対策の推進		献血者確保目標数に対する献血受付者数の割合:100%(毎年)		

[分野別計画] 静岡県保健医療計画、静岡県周産期医療体制整備計画、静岡県へき地保健医療計画

(3) 静岡県立静岡がんセンター、静岡県立病院機構による高度専門医療の提供

誰もが健康に暮らすことができる社会の実現の一翼を担うため、県内の中核病院として、他の病院では対応困難な高度専門医療等を提供する。

【目標】							
静岡がんセンター患者満足度（平成24年度 入院96.8%、外来96.2%）	毎年度入院95%、外来95% (県がんセンター局調査)						
県立3病院の各患者満足度							
<table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">{</td> <td>平成24年度 総合病院 入院95.8%、外来90.9%</td> <td rowspan="3" style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3">毎年度 入院90%、 外来85%</td> </tr> <tr> <td>こころの医療センター 外来89.3%</td> </tr> <tr> <td>こども病院 入院93.7%、外来90.9%</td> </tr> </table>	{	平成24年度 総合病院 入院95.8%、外来90.9%	}	毎年度 入院90%、 外来85%	こころの医療センター 外来89.3%	こども病院 入院93.7%、外来90.9%	(県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院調査)
{		平成24年度 総合病院 入院95.8%、外来90.9%			}	毎年度 入院90%、 外来85%	
		こころの医療センター 外来89.3%					
	こども病院 入院93.7%、外来90.9%						
県立3病院の病床利用率							
<table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">{</td> <td>平成24年度 総合病院 90.3%</td> <td rowspan="3" style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3">毎年度 総合病院90%、 こころの医療センター80%、 こども病院70%</td> </tr> <tr> <td>こころの医療センター88.5%</td> </tr> <tr> <td>こども病院74.7%</td> </tr> </table>	{	平成24年度 総合病院 90.3%	}	毎年度 総合病院90%、 こころの医療センター80%、 こども病院70%	こころの医療センター88.5%	こども病院74.7%	(県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院調査)
{		平成24年度 総合病院 90.3%			}	毎年度 総合病院90%、 こころの医療センター80%、 こども病院70%	
		こころの医療センター88.5%					
	こども病院74.7%						

○静岡県立静岡がんセンターによるがん高度専門医療の提供

- ・ **高度がん専門医療を提供**するため、優秀な医療人材を確保し、診療体制の充実を図るとともに、最先端の高度医療機器を整備する。さらに、企業や大学等との連携による研究を充実させ、県民の期待に応えるよう最先端・高水準のがん医療の提供を図る。
- ・ **がんに関して県民を総合的に支援**するため、がん関連情報を提供するとともに、疾病管理センターによるがん医療連携の推進、よろず相談による相談支援体制の強化・充実を図る。
- ・ **地域で高度がん専門医療に従事する人材を育成**するため、医師レジデント制度、多職種がん専門レジデント制度、認定看護師教育課程等の研修を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
高度がん専門医療の提供	優秀な医療人材の確保・診療体制の充実、最先端の高度医療機器の整備、企業や大学等との連携による研究の充実			
がんに関する県民への総合的支援	がん関連情報の提供、がん医療連携の推進、よろず相談による相談体制の強化・充実			
地域で高度がん医療に従事する人材の育成	医師レジデント制度、多職種がん専門レジデント制度、認定看護師教育課程等の研修の実施			

○静岡県立病院機構による高度・専門・特殊医療の提供

- ・ 他の医療機関では対応が困難な**高度・専門・特殊医療を提供**するとともに、災害時にお

ける本県の医療救護活動の拠点機能を担う。

- ・質の高い医療を継続的に提供するため、優秀な医療従事者の育成及び確保に努めるとともに、公的医療機関への医師派遣や医師の県内への定着促進等に協力し、**地域医療の支援の中心的機能**を果たす。
- ・**県立総合病院**においては、県内医療機関の中核的病院として、**循環器病、がん等に対する高度・専門的医療の提供**や救命救急センターの運営等による救急医療体制の充実を図る。さらに、広範囲熱傷等の特殊傷病患者に対する高度な救命医療を提供する高度救命救急センターの指定を目指し、救急医療体制の充実・強化を図るとともに、高度医療機器の共同利用や医療情報のネットワーク化等を推進する。
- ・**県立こころの医療センター**においては、**精神科救急・急性期医療の提供体制を整備**するとともに、多職種チームによる包括的在宅医療体制の構築や重症患者への先進的治療の積極的な取組を行う。さらに、司法精神医療の県内唯一の指定入院医療機関としての役割を積極的に果たす。
- ・**県立こども病院**においては、県内小児医療の中核病院として、小児重症心疾患やハイリスク胎児・妊婦に対する**高度・先進的な医療の提供体制を整備**するとともに、児童精神分野における中核的機能の発揮や小児がん拠点病院として高度な集学的治療の提供、救急医療の最後の砦として小児救急医療体制の充実・強化を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
高度・専門・特殊医療の提供	高度・専門・特殊医療の更なる充実・強化			
地域医療の支援の中心的機能の発揮	医療技術者の育成・確保			
県立総合病院における高度・専門医療等の提供	公的医療機関への医師派遣、県内への定着支援等			
県立こころの医療センターにおける精神科救急・急性期医療等の提供	循環器病、がん等に対する高度・専門的医療の提供			
	救急医療体制の充実、高度医療機器の共同利用、医療情報のネットワーク化の推進			
県立こども病院における高度・先進的医療等の提供	精神科救急・急性期医療の提供、包括的在宅医療体制の構築			
	重症患者への先進的治療の積極的な取組、司法精神医療における積極的な役割の発揮			
県立こども病院における高度・先進的医療等の提供	小児重症心疾患、ハイリスク胎児・妊婦に対する高度・先進的医療の提供、児童精神における中核的機能の発揮			
	小児がん拠点病院として高度な集学的治療の提供、小児救急医療の充実・強化			

[分野別計画] 静岡県保健医療計画

(4) 4 大疾病等の対策と感染症の予防

本県死亡原因の1位から3位までを占める「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」に「糖尿病」を加えた4大疾病の対策として、生活習慣の改善による予防や医療体制を確保するとともに難病医療の推進を図る。

また、「感染症」の対策として、発生時の迅速な調査や防疫措置の適切な実施、医療体制を確保することで、まん延防止と健康被害の最小化を図る。

【目標】

がんの壮年期（30歳～64歳）人口10万人当たり死亡数（平成24年105.6人）
 102人以下（厚生労働省「人口動態統計」及び静岡県年齢別推計人口から県疾病対策課算出）
 国・県が指定するがん診療連携拠点病院等を受診する患者割合（平成22年度86.4%）
 毎年度85%（県疾病対策課調査）
 結核等の感染症の集団発生件数（平成24年度0件） 毎年度0件 （県疾病対策課調査）
 感染症の集団発生防止のために対面で普及啓発をした特定社会福祉施設の割合
 （平成24年度37.6%） 50%（県疾病対策課調査）

○総合的ながん対策の推進

- ・がん予防のためのたばこ対策等を推進するとともに、がんの早期発見、早期治療に結びつけるために市町や企業等との連携・協働により、**がん検診の受診を促進**する。
- ・がん医療の均てん化を推進するため、がん診療連携拠点病院等の整備を行う。
- ・医療連携や在宅における緩和ケアを推進するため、地域連携クリティカルパスの導入を促進する。
- ・都道府県がん診療連携拠点病院である静岡県立静岡がんセンターにおいて、がん高度専門医療を提供する。
- ・地域がん診療連携拠点病院である静岡県立総合病院、本県の小児がんの拠点病院である静岡県立こども病院において、高度な集学的治療を提供する。
- ・がん診療に携わる医療従事者の質の向上を図るため、がん専門看護研修、マンモグラフィ講習会など、がん専門研修の充実を図る。
- ・がんと診断された場合でも適切に対処ができるよう、県民のライフステージやがんの進行度などに応じた情報提供、がん相談支援センターによる相談支援体制の整備を推進する。
- ・効果的ながん対策を行うため、地域がん登録を着実に実施する。
- ・患者が治療しながら安心して働き続けられるよう、がん診療連携拠点病院等で就労相談ができる体制を整備する。
- ・ベッドサイドのニーズに応えるがん研究を静岡県立静岡がんセンターで推進するとともに、その成果等の情報発信、実用化を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
がん検診の啓発及び受診率向上の取組	市町や企業等との連携・協働によるがん検診の受診促進			
				胃がん40%以上（当面） 肺がん40%以上（当面） 大腸がん40%以上（当面） 乳がん 50%以上 子宮頸がん50%以上

○脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病対策の推進

- 生活習慣病の早期発見、早期治療を促進するため、**特定健診等の受診率向上**が図られるよう受診体制を整え、健診の周知や啓発を行う。
- 特定健診の受診率向上やメタボリックシンドローム等の地域の健康課題の改善に取り組む市町を支援する。
- 医療機関の機能の充実を図るため、休日夜間の診療を確保する「初期救急医療体制」、休日夜間における入院を必要とする重症患者への医療を確保する「第二次救急医療体制」、救命医療を行うために必要な高度な医療を確保する「第三次救急医療体制」による体系的な救急医療体制を確保するとともに、必要な施設・設備の整備などを行う。
- 重篤な救急患者に迅速に対応する救急搬送体制の充実を図るため、「命の道」である新東名高速道路のSA・PAに設置されたヘリポートも活用しながら、ドクターヘリやドクターカーによる早期治療体制の整備などを行う。
- 静岡県立総合病院の循環器病センター、静岡県立こども病院の循環器センターにおいて、急性心筋梗塞等、循環器病の高度医療を提供する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健診等の受診率向上（特定健診・特定保健指導の促進）	市町、医療保険者への支援			
				→

○難病医療の推進

- 難病医療の推進のため、特定疾患医療の給付により、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、**医療費の負担の軽減**を図る。
- 在宅で人工呼吸器を使用する特定疾患患者の在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究事業に資するため、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の実施促進を図る。
- 療養や生活の悩みと不安を解消するため、「難病相談支援センター」において、相談と必要な支援を図る。
- 免疫アレルギー疾患患者のQOL（生活の質）の向上を図るため、国が示すアレルギー疾患対策の方針等を踏まえ、関係機関と連携しながら、アレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発及び情報の提供等を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
医療費負担の軽減（特定疾患治療研究事業の推進）		特定疾患医療の給付		
				→

○感染症対策の推進

- ・感染症の集団発生を防止するため、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O157等）、インフルエンザ等の**感染症に関する情報提供や防疫措置等**を行う。
- ・**感染症に対する医療提供体制を確保**するため、感染症指定医療機関の整備、充実などに取り組む。
- ・**新型インフルエンザ等の発生に対して的確に対応**ができるよう、「静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、まん延防止対策や医療提供等、必要な体制を整備する。
- ・ウイルス性肝炎から肝硬変や肝がんへの進行を防ぐため、「静岡県肝炎対策推進計画」に基づき、相談・検査から治療まで継ぎ目のない**総合的な肝炎対策を推進**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
感染症に関する情報提供や防疫措置等の実施		発生動向に応じて実施		
				→
感染症に関する医療提供体制の確保	第一種感染症指定病床数2床 第二種感染症指定病床数46床	第一種感染症指定病床数2床 第二種感染症指定病床数46床	第一種感染症指定病床数2床 第二種感染症指定病床数46床	第一種感染症指定病床数2床 第二種感染症指定病床数46床
				→
新型インフルエンザ等対策の推進		県行動計画に基づく対策の推進		
				→
総合的な肝炎対策の推進	静岡県肝炎対策推進計画改定	推進計画に基づく対策の推進		
				→

[分野別計画] 静岡県保健医療計画、静岡県がん対策推進計画、静岡県肝炎対策推進計画、静岡県感染症・結核予防計画、ふじのくに健康増進計画

(5) 健康寿命日本一の推進

県民の誰もが健康に人生を送れるよう、「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目標に、健康を阻害する大きな要因である生活習慣病の予防対策等により、県民の健康づくりに取り組み、健康寿命日本一を推進する。

【目標】

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の推定数（平成20年度434,511人）

25%減少（県健康増進課調査）

ふじ33プログラムを活用した健康教室実施市町数（平成24年度0市町） 25市町

（県健康増進課調査）

○生活習慣病予防対策等の推進

- ・ 県民の誰もが健康に人生を送れるよう、「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目標とする「**第3次ふじのくに健康増進計画**」に基づき、生活習慣病の予防対策等により、県民の健康づくりを推進する。
- ・ 健康寿命日本一を維持するため、働き盛り世代等を対象とした「ふじ33プログラム」や「健康マイレージ事業」に加え、健康づくりに取り組む企業の表彰など、市町や企業との連携の下、「**ふじのくに健康長寿プロジェクト**」を推進する。
- ・ 本県の魅力を加味した健康づくりイベント（「県民げんき・元気事業」等）の開催により、こどもから長寿者まで幅広い世代における交流の機会を創出する。
- ・ 健康長寿につながる社会活動や生活習慣等の要因を分析するため、約2万人の高齢者を対象にコホート調査（追跡調査）を実施する。
- ・ 生活習慣病の早期発見を促進するため、特定健診等の受診率向上が図られるよう、健診の周知や啓発とともに、健診体制を整備する。
- ・ 市町や医療保険者が住民等に対して行う健康指導を支援するため、各種医療保険者の協力により提供を受けた特定健診のデータを分析し、メタボリックシンドローム、糖尿病等の地域における健康課題を「健康マップ」として「見える化」し、情報提供する。
- ・ 地域性を考慮した健康づくり施策の展開を図るため、市町別の「お達者度（65歳以上で介護を受けず自立して健康に生活できる期間）」を算出し、情報提供する。
- ・ 本県の健康づくりの推進を図るため、静岡健康・長寿フォーラムの開催により、健康長寿に関する研究成果等を情報発信する。
- ・ **喫煙による健康被害を防止**するため、禁煙及び受動喫煙防止の活動に取り組む市町や民間企業等との連携を図るとともに、青少年への教育の充実を図る。
- ・ むし歯と歯周病の予防、障害のある人や要介護高齢者の歯科保健対策を推進するため、「**第2次静岡県歯科保健計画**」に基づき、市町における8020推進住民会議の設置を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
「第3次ふじのくに健康増進計画」の推進	計画推進、市町・企業等の支援、計画の評価			
ふじのくに健康長寿プロジェクトの推進	ふじ33プログラムの県民への普及・健康マイレージ事業への支援			
喫煙による健康被害の防止	飲食店等の公共的な受動喫煙対策、青少年への教育強化			
「第2次静岡県歯科保健計画」の推進	計画推進、市町等の支援、計画の評価			

○ふじのくにの食育の推進

- ・「食材の王国」である本県の多彩で魅力ある食材を地域で、おいしく、楽しく、美しくいただく「食の都」づくりを進めるため、「**第3次静岡県食育推進計画**」に基づき、栄養に関する知識、地域の特色ある食材や食文化等、食に関する知識や関心を高めるための啓発に取り組む。
- ・適切な栄養バランスの取れた食生活の実現に向け、食の環境整備の一環として、外食料理における栄養成分表示の普及を推進する。
- ・食育活動の活性化を図るため、食育全国大会やふじのくに地域食育フェアの開催などを契機に構築が進む、県と市町、農林水産業者、企業等との連携・協働体制の強化を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
「第3次静岡県食育推進計画」の推進	計画推進、市町・企業等の支援、計画の評価			

[分野別計画] ふじのくに健康増進計画、静岡県歯科保健計画、静岡県食育推進計画

3 障害のある人の自立と社会参加

障害のある人が、住み慣れた地域で、その人らしく輝きながら、地域の人々とともに暮らす共生社会を実現することが重要である。

障害の特性や程度、ライフステージに応じた相談、支援体制を確保するとともに、障害のある人が働く幸せを感じられるように就労支援を行い、地域におけるきめ細かな支援を受けられるように福祉サービスを拡充するなど、障害のある人の自立と社会参加に向けた支援を充実する。また、スポーツや文化、芸術を通じて障害のある人の社会参加を進めるとともに、障害のある人への理解を深めていく。

(1) ライフステージに応じた支援

障害の種別を問わず、障害のある人が自ら選択・決定し、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らすことができるよう、相談支援体制及び福祉サービス等の充実、経済的負担の軽減などの支援を進める。

【目標】

現在の生活に満足している障害のある人の割合（平成24年度 67.9%）

70%（県障害者政策課調査）

障害福祉サービスの1か月当たり利用人数（平成24年度 23,444人／月）

25,700人／月（県障害者政策課調査）

○多様な障害に応じた相談支援体制の充実

- ・障害のある人の地域における**相談支援体制の充実**を図るため、圏域自立支援協議会を設置するとともに、圏域スーパーバイザーを配置し、市町の設置する地域自立支援協議会の活動を支援する。
- ・**触法障害者等の社会復帰**を図るため、地域生活定着支援センターによる相談支援を行う。
- ・**障害者虐待を防止**するため、静岡県障害者虐待防止支援センターを窓口として、利用者による虐待の通報・届出に対応するとともに、市町障害者虐待防止センターの活動を支援する。
- ・障害のある人の地域生活を支援するため、多様な障害の特性に対応できる**専門性の高い福祉人材を養成**する。
- ・**高次脳機能障害のある人やその家族に対する相談支援体制を強化**するため、医療相談を実施するとともに、支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、相談支援等を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
相談支援体制の充実		圏域自立支援協議会の開催・運営		
			市町・地域自立支援協議会に対する技術的助言	
触法障害者等の社会復帰支援			地域生活定着支援センターによる福祉サービス利用支援	
障害者虐待の防止			障害者虐待防止センターによる利用者虐待通報対応	
福祉人材の養成・確保			相談支援専門員・サービス管理責任者等の養成	
高次脳機能障害のある人への支援			医療から地域生活まで切れ目のない相談支援体制の提供	
	相談件数4,650件	相談件数4,700件	相談件数4,750件	相談件数4,800件

○ニーズに応じた福祉サービスの充実

- ・ 障害のある人の地域生活を支援するため、居宅介護（ホームヘルプ）や、生活介護、自立訓練、就労継続支援、短期入所（ショートステイ）、グループホームなど、ニーズに応じた**障害福祉サービス等の充実**に努める。
- ・ 高齢者、障害のある人、児童など年齢や障害の有無にかかわらず垣根なく福祉サービスを提供するため、「ふじのくに型福祉サービス」の普及を図り、身近な地域にある高齢者の介護サービス基盤を活用した障害福祉サービスの提供を促進する。
- ・ 地域生活への移行支援、就労支援を推進するため、県立・県有施設等の適切な管理運営を行う。
- ・ 地域生活を支援する環境整備のため、**障害者施設等整備を促進**する。
- ・ **利用者の安全確保**を図るため、入所施設等の耐震化、スプリンクラー整備を促進する。
- ・ **在宅の重症心身障害児（者）への支援を強化**するため、重度の障害のある人に対応する福祉サービスの質的・量的な充実を図る。
- ・ 福祉サービスの質の向上や利用者によるサービスの選択に資する適切な情報の提供を促進するため、家族も含めた利用者の視点に立って福祉サービス第三者評価等を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
障害福祉計画に定めるサービス見込量の確保・施設整備計画の推進	第3期静岡県障害福祉計画(H24～26)の推進・進捗状況管理			
	第4期計画の策定	第4期静岡県障害福祉計画(H27～29)の推進・進捗状況管理		
障害者施設等整備の促進	第3期県障害福祉計画に基づく整備	第4期県障害福祉計画に基づく整備		
入所施設等の安全確保	施設・事業所の耐震化・スプリンクラー整備促進			
在宅重症心身障害児(者)への支援強化	看護師等研修の実施			
	3回	3回	3回	3回
	在宅支援サービスの実施促進			

○発達障害者支援の充実

- ・発達障害のある人とその家族への支援体制を充実強化するため、静岡県発達障害者支援センターでの相談、助言等の支援を行う。
- ・発達障害児等の早期発見、早期支援を実施していくため、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野と連携しながら関係機関の職員研修を実施するなど、地域で実際に支援する人材の養成や体制づくり等の取組を進める。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
発達障害者支援の充実	発達障害者支援センターによる相談・助言体制の充実強化			
	開業医等を対象とした専門講座、研修会の実施			

○精神疾患患者の医療保護の推進

- ・緊急な医療を必要とする全ての精神障害のある人が、迅速かつ適正な医療保護を受けられるよう、休日、夜間に対応する精神科救急医療施設を確保する。
- ・精神障害のある人が安心して地域で生活できるよう、精神科救急情報センター等において、24時間体制で精神科医療に関する相談に対応する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
精神科患者救急医療体制の確保	24時間365日対応できる精神医療相談窓口の機能強化			
	相談件数2,500件	相談件数2,550件	相談件数2,600件	相談件数2,650件

○障害のある人の経済的負担の軽減

- ・ 障害のある人の福祉の向上を図るため、補装具購入等への助成や、特別障害者手当、特別児童扶養手当等の給付を行う。
- ・ 重度の障害のある人の**医療費負担を軽減**し、療育を推進するため、医療費を助成する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
重度障害のある人の医療費負担の軽減	重度心身障害者(児)に対する医療費助成			

[分野別計画] 静岡県障害者計画、静岡県障害福祉計画

(2) 自立と社会参加に向けた総合的支援

障害のある人が住み慣れた地域の中で障害のない人と同じように安心して生活ができるように、生活の場の確保、地域生活への移行支援、就労支援を行うとともに、障害のある人への情報保障の充実、芸術活動・スポーツ活動の振興により、多様な社会参加を促進する。

<p>【目標】 自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合（平成24年度 45.4%） 70%（県障害者政策課調査） 自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合 （平成24年度 62%） 70%（県障害者政策課調査） 就労系障害福祉サービスの1か月当たり利用人数（平成24年度 6,772人/月） 7,300人/月（県障害者政策課調査）</p>

○地域生活への移行の促進

- ・ 障害のある人の地域生活を支援するため、日中活動の場である自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等のサービス提供体制の整備を促進するとともに、居宅介護(ホームヘルプ)等の在宅生活を支える基本的な**福祉サービスの充実**を促進する。
- ・ **障害のある人の地域での生活の場を確保**するため、グループホーム等の整備を促進する。
- ・ 精神科病院の長期入院者の地域生活への移行を促進するため、退院に向けた支援を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
地域生活を支える福祉サービスの充実	第4期計画の策定	第4期静岡県障害福祉計画(H27~29)の推進・進捗状況管理		
障害のある人の地域生活の場の確保		グループホームの整備促進		

○雇用機会の確保と就労支援

- ・ **障害のある人の就労を広く支援**するため、「障害者働く幸せ創出センター」を拠点に、働くことに関する総合相談や、企業や地域の関係者との連携推進を図る。
- ・ 福祉施設等で働く障害のある人の自立を支援するため、しずおか授産品の共同製造や品質向上、販売促進、官公需の発注促進を通して、**工賃水準の向上**を図る。
- ・ 障害のある人の就労を促進するため、**障害のある人の雇用機会の確保**や、福祉施設から一般就労への移行を促進する等の多様な就労支援を行う。
- ・ 離職した障害のある人の再就職を支援する訓練など、適性や就業希望に応じた多様な職業訓練を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
障害のある人の働くことに関する相談支援体制の充実		障害者働く幸せ創出センターにおける就労相談の実施		
障害のある人の工賃水準向上の推進		障害者働く幸せ創出センターにおける企業との仲介による障害福祉事業所への支援		
障害のある人の雇用の機会の確保		障害者働く幸せ創出センターでのハローワーク出張相談の実施		
		福祉施設利用者の一般就労への移行に対する支援		
		障害者就労移行支援事業に対する就労支援力の底上げ		

○多様な社会参加の促進

- ・ 障害のある人が安心して生活できるようにするため、障害者週間や愛の援聴週間に合わせ、障害に対する理解促進の啓発を行う。
- ・ 障害のある人の社会参加と障害への理解を促進するため、**県障害者芸術祭**の開催による創作活動等の振興と障害者芸術の鑑賞機会の提供、**障害者スポーツの振興**を行う。
- ・ 障害のある人の日常生活の質を向上させるため、県点字図書館、県聴覚障害者情報センターにおける情報提供の充実を図る。
- ・ 障害のある人となない人との**円滑なコミュニケーションの確保**を図るため、手話通訳者や要約筆記者等の養成、派遣を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
障害のある人の文化・スポーツ活動への支援		静岡県障害者芸術祭の開催		
		県障害者スポーツ大会の開催、障害者スポーツ指導員の養成		
円滑なコミュニケーションのための支援		手話通訳者等の養成研修の実施		

[分野別計画] 静岡県障害者計画、静岡県障害福祉計画

4 いきいき長寿社会の実現

平均寿命が延び、高齢化が進行する中で、健康な長寿者が増加している。家族や地域の人々と長寿を喜び、長寿者が元気に生きがいを持って、その意欲と能力を活かし、自分らしくいきいきと暮らす社会は、世界に誇ることのできる地域の姿となる。

長寿者を敬い、尊び、祝う県民意識の向上とともに、生きがい活動や社会参加の促進など、長寿者がいきいきと暮らすことができる環境を整える。あわせて、介護人材の確保や適正な介護・福祉サービスの提供、地域の特性に応じたケア体制の整備とともに、総合的な認知症対策の推進や長寿者とその家族に対する相談体制の充実など、長寿社会に対応した共に支えあう地域づくりを進め、いきいき長寿社会を実現していく。

(1) 健康でいきいきと暮らせる長寿県づくり

高齢化は急速に進行しているが、多くの長寿者は元気で健康に暮らしていることから、生きがい活動や社会参加の促進など、長寿者がいきいきと暮らすことができる環境を整え、健康寿命の更なる延伸を図る。一方で、寝たきりや認知症の方、ひとり暮らしの方の増加が予想されることから、保健、医療、福祉が一体となったきめ細かなサービス提供を促進する。

【目標】

自立高齢者の割合（平成 23 年度 85.1%） 90%

（厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」）

地域包括支援センター設置数（平成 24 年度 135 か所） 140 か所（平成 26 年度）

（県長寿政策課調査）

○地域の実情にあった長寿社会対策の推進

- ・長寿者が、いつでも、どこでも、誰でも、必要な人が必要なサービスを受けながら、できる限り住み慣れた地域で生活し続け、最後まで自分らしく生きていけるよう、**静岡県長寿者保健福祉計画（ふじのくに長寿社会安心プラン）**に基づく総合的な施策を展開する。
- ・個々のニーズに応じて、医療・介護等の様々なサービスが切れ目なく有機的に連動して、適切に提供できる体制（「地域包括ケアシステム」）構築のための施策を進める。
- ・地域にある身近な高齢者福祉施設や地域包括支援センター等を活用し、高齢者や障害のある人、子どもなど、年齢や障害の垣根を超えて施設サービスや相談サービスを提供する**「ふじのくに型福祉サービス」**を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
静岡県長寿者保健福祉計画の推進	第6次計画の推進 (H24～26)			
	第7次計画の策定		第7次計画の推進 (H27～29)	
ふじのくに型福祉サービスの推進	ふじのくに型福祉サービスの推進、事例の紹介			
障害のある人を受け入れている介護サービス事業所数	16か所	22か所	26か所	30か所

○安心できる長寿社会の仕組みづくりの促進

- ・高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加し、長寿者を取り巻く様々な場面で安全、安心の確保がますます重要になることから、「ふじのくに安心地域支え合い体制づくり県民会議」の構成団体である、新聞配達や宅配など、普段から高齢者宅を訪れる機会のある事業者の協力を得ながら、社会全体で、住み慣れた地域の中で長寿者を見守り支えあう仕組みを構築する。
- ・高齢者や障害のある人、子どもなど、年齢や障害の有無にかかわらず、地域の誰もが自由に立ち寄り、自由に過ごせる場である「居場所」づくりを進める。
- ・長寿者の地域における相談窓口である「地域包括支援センター」において、様々な課題に包括的に対応できるよう支援するとともに、困難事例については弁護士や社会福祉士等専門家の援助を受けられるよう多職種の連携を図る地域ケア会議の運営や**権利擁護ネットワークの活用**を支援する。
- ・長寿者の尊厳を保持するため、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の普及に努めるとともに、市町の高齢者虐待防止への取組や今後見込まれる認知症高齢者の増加に対応するため、**市町が行う権利擁護への取組を支援**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
権利擁護ネットワークの活用	困難事例に対する地域包括支援センター等の活動を支援			
成年後見制度推進に取り組む市町の支援	後見支援活動等へ参画する市民の育成や活動の支援体制の構築			

○生きがい活動・社会参加の促進

- ・健康寿命日本一を推進するため、市町をはじめ、関係する団体や民間企業等との一層の連携を図り介護予防や健康づくり等の取組を積極的に推進していく。
- ・中高年期から高齢期を迎える準備やひとり暮らし高齢者等の閉じこもり予防の観点から、高齢期を迎えてもいきいきと暮らすことができるよう、しずおか健康長寿財団や老人クラブ等が実施する生きがいづくり活動や健康づくり活動の支援を通じ、**長寿者が活動し**

やすい環境づくりを推進する。

- ・世代間交流による**長寿者の社会参加**を促進するため、老人クラブと連携し、長寿者のこれまでの人生の中で培った豊かな知識や経験を若い世代に伝えるとともに、若い世代が長寿者への理解を深めることができるよう、学習の支援や登下校安全パトロールなどの地域における**子育て支援活動**や、生活文化や伝統芸能等の伝承活動に関わる担い手を掘り起こし、活躍する機会を設ける。
- ・高齢者の多様な就労や社会参加を促進するため、就職相談やセミナーに加え、シルバー人材センターの健全な運営の支援を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
多様な生きがい活動ができる環境の整備促進 すこやか長寿祭 スポーツ大会・美術展	しずおか健康長寿財団が実施する生きがい・健康づくり活動への支援			
	9,000人			
長寿者の社会参加、子育て支援の促進	老人クラブ活動による長寿者の生きがいづくり、子育て支援活動への支援			

○一人ひとりに合った介護予防の推進

- ・高齢期を迎える前からの健康の保持・増進や、生活機能の維持・向上を図るため、運動機能の向上や栄養改善など、一人ひとりに合った介護予防を推進する。
- ・**介護予防についての普及啓発や地域支援事業**により、要支援・要介護になる可能性の高い高齢者の把握や介護予防事業を実施する市町の取組への支援を行うとともに、「お達者度（65歳以上で介護を受けず自立して健康に生活できる期間）」を踏まえ、地域性を考慮した施策の展開を図る。
- ・地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療など様々な面から支えるため、長寿者の身近な総合相談窓口であり、介護予防の中核を担う「**地域包括支援センター**」について、**職員への研修を通じた資質の向上**などの機能強化を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
介護予防推進の取組支援 65歳以上の 介護予防事業参加率	地域支援事業を実施する市町への支援			
	50%			
地域包括支援センター職員の 資質向上 研修の実施	センター職員等への研修を通じた資質向上			

○総合的な認知症対策の推進

- ・認知症高齢者や若年性認知症患者の増加に対応し、認知症の方やその家族が安心して生活できるよう、認知症に対応した介護保険サービスの提供に加え、「地域包括支援センター」を含めた地域のネットワークづくりを通じた、医療、介護、福祉との連携を更に深

- め、認知症の方や家族を地域で支える体制づくりを推進する。
- ・地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、認知症疾患医療センター、認知症サポート医、かかりつけ医の連携を強化し、**地域における認知症の早期発見、早期治療を支援する体制づくりを推進**する。
 - ・認知症についての正しい理解の普及を図り、認知症の方やその家族を温かく見守り支援するため、地域、企業、学校等で養成講座を行い、幅広い年齢層で多くの「**認知症サポーター**」を積極的に育成する。
 - ・介護する家族の精神的な負担や不安を軽減するため、認知症の介護経験者が相談に対応する「**認知症コールセンター**」を運営するとともに、身近な医療機関や介護施設など関係機関に関する情報を提供する「**高齢者あんしん窓口マップ**」の周知を図る。
 - ・介護する人を温かく見守り、支援するやさしい社会の実現を目指し、認知症高齢者等を介護していることを表示する「**介護マーク**」の**県内及び全国への普及促進**を図る。
 - ・増加する認知症高齢者に対応するため、認知症対応型共同生活介護などの地域密着サービスや特別養護老人ホーム等の施設サービスの充実に努めるとともに、介護に関わる施設職員等を対象に認知症高齢者の介護に関する知識や技能の習得のための研修を行い、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
認知症の早期発見、早期治療のための支援 認知症サポート医数		地域における認知症疾患の保健医療水準の向上の推進		
	28人			
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了医師数		認知症の早期発見・早期治療の支援		
	700人			
認知症サポーターの育成		認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発		
				18万人 (うち子どもサポーター3万人)
介護者の負担や不安の軽減 介護マークの普及促進		県民及び全国への周知度の向上		

[分野別計画] 静岡県長寿者保健福祉計画（ふじのくに長寿社会安心プラン）

(2) 地域に根ざした質の高い介護・福祉サービスの推進

介護サービスの基盤整備や高齢者への保健、福祉サービスについて、市町の介護保険計画と整合性を保ちながら、圏域ごとに必要なサービス水準を定めた「静岡県介護保険事業支援計画」を含む「静岡県長寿者保健福祉計画」に基づき、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた介護サービスの充実を図る。

また、介護サービス利用者に適切な介護サービスが提供されるよう、事業者に対する指導監督を強化するなど、適正な介護サービスの展開に努めていく。あわせて、介護サービス等を支える人材の処遇改善や研修等による資質向上を図り、慢性的に不足している人材を確保する。

【目標】			
介護サービス利用者の満足度（平成 22 年度 79.1%）	90%	（県長寿政策課調査）	
特別養護老人ホーム整備定員数（平成 24 年度 16,355 人）	18,220 人（平成 26 年度）	（県介護保険課調査）	

○地域に密着したサービスの展開

- ・ 特別養護老人ホームの待機者は増加傾向にあり、入所ニーズは依然として高いことから、自宅での生活が困難な高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域の介護サービスの中核となる**特別養護老人ホームや介護老人保健施設の計画的な整備を支援**する。
- ・ 介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、身近なサービスの拠点となる**地域密着型介護施設の整備を促進**する。また、利用者の安全・安心を確保するため、地域密着型介護施設におけるスプリンクラーなど防火設備の整備を促進する。
- ・ 急増する都市部の高齢者を地方で受け入れるため、高齢者を送り出す側である都市部と受け入れる側である地方の双方にとってメリットがあるシステムを検討していく。
- ・ 低所得者が必要とき必要な介護サービスを利用することができるよう、社会福祉法人等による**介護保険サービス利用者負担額軽減制度**を全ての市町及び全ての対象事業所で実施する体制を維持する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
介護サービスの基盤整備	第6次県長寿者保健福祉計画に基づく整備	第7次県長寿者保健福祉計画に基づく整備		
地域密着型介護施設の整備促進	145箇所	小規模多機能型居宅介護事業所(箇所) (計画策定時に数値目標設定)		
	6,153人	認知症高齢者グループホーム(定員) (計画策定時に数値目標設定)		
介護保険サービス利用者負担額軽減制度の実施	県内全市町、全対象事業所で軽減制度を実施			
	100%	100%	100%	100%

○適正な介護サービスの展開

- 適切な介護サービスの提供を確保するため、**事業者への指導監督体制を強化**し、サービスの質の向上を促進するとともに、不適正な運営を行う事業者に対して厳正に対応する。
- 介護保険サービス利用者が自ら適切な事業者を選択できるよう、地域で利用可能な事業所情報や具体的な**サービスに関する情報を提供**する。
- 介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上**が、「地域包括ケアシステム」の構築に当たっては不可欠であることから、介護サービス利用者の自立支援のほか、多職種協働、医療との連携など適切な研修を実施する。
- 福祉サービスの質の向上や利用者によるサービスの選択に資する適切な情報の提供を促進するため、家族も含めた利用者の視点に立って**福祉サービス第三者評価等を実施**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
事業者への指導監督の強化		実地指導等の実施		→
介護保険サービス事業所の情報提供		介護サービス情報の公表(年1回)		→
介護支援専門員の質の向上		適切な研修の実施		→
福祉サービス第三者評価の推進		福祉サービス事業者への受審促進		→

○介護サービス等を支える人材の確保

- 介護職場の慢性的な人材不足を緩和するため、介護職場への就業促進や介護職への理解促進、EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援に努め、介護人材を確保する。
- 介護職員が将来展望を持って離職することなく、長く働くことができるよう、就業しやすい環境づくりや、能力、資格、経験に応じた給与・処遇体系を定めるキャリアパス制度の導入を支援するなど、介護職員の賃金等の処遇改善による定着率の向上を図る。
- 次代の介護を担う若者の育成を図るため、介護に関する専門的な知識や技術を有する介護福祉士の養成施設の在学中に修学資金を貸与し、介護福祉士の資格取得を支援するとともに、県内の社会福祉施設等への就業を促進する。
- 福祉人材の確保と専門的知識・技術の習得などの資質向上を図るため、無料職業紹介・相談や社会福祉施設職員研修を充実するなど、**県社会福祉人材センターの機能を強化**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
県社会福祉人材センターの 機能強化		社会福祉施設職員研修内容の充実		
		受講者満足度の95%以上の確保		→
		福祉人材無料職業・相談の充実		→
		就職人数全国順位1位～3位を確保	年間1,000人以上の就職人数確保	

[分野別計画] 静岡県長寿者保健福祉計画（ふじのくに長寿社会安心プラン）

5 希望や自立につなぐセーフティネットの整備

社会の発達を促し、地域が活力を得るには、意欲と能力のある者が挑戦し、活躍できる環境とともに、保護や支援を必要とする人や家庭が、安心できる生活を取り戻していくための社会的援助の仕組みが必要である。

経済的に困窮している家庭が生活基盤の崩壊を招くことのないよう、生活援護等を行うとともに、心の危機に対しては、予防、相談、支援体制の充実による自殺対策を進めるなど、希望や自立につなぐセーフティネットを整える。

(1) 自立に向けた生活の支援

経済的に困窮している家庭が生活基盤の崩壊を招くことのないよう、相談体制を充実するとともに、生活援護等を行い、希望や自立につなぐセーフティネットを整える。

【目標】

就労支援を行った生活保護受給者の就職率(平成22~23年度平均16.7%) **毎年度20%**
(県地域福祉課調査)

人口10万人当たりホームレス数(平成24年度4.29人) **4人以下**

(厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」)

○相談体制の充実

- ・低所得者、障害のある人又は高齢者の経済的自立と生活意欲の助長を促進するため、社会福祉協議会における相談支援体制の充実を推進する。
- ・保護が必要な人を適切に保護していくとともに、保護開始後は、生活状況等の実態を適切に把握し、自立の助長を支援する。
- ・ひとり親家庭に対する総合的な支援の充実を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターによる生活・就業・養育費等各種相談を継続実施するほか、講習会の実施や情報提供を行う。
- ・ひきこもり状態にある人やその家族を支援するため、精神保健福祉センターにおいて、ひきこもり専門外来を中心に診療等を実施するとともに、静岡県ひきこもり支援センターにおいて、一元的な相談対応等を行う。

○生活援護を必要とする人への支援の充実

- ・生活に困窮した人に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、**生活保護制度を適正に運用**する。
- ・**被保護者の自立助長**を図るため、具体的な内容や実施手順を定めた生活保護自立支援プログラムに基づく支援を行う。
- ・生活困窮者の自立を促進するため、就労支援や子どもの学習支援、**住宅確保支援**などの取組を進める。
- ・**ホームレス等の自立を支援**するため、巡回相談等を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
生活保護の適正運用		生活保護の適正運用		
生活保護受給者の自立支援		生活保護受給者への就労支援等		
住宅支援給付の適正支給	住宅支援給付の支給			
ホームレス等の自立支援		巡回や相談窓口の実施		

[分野別計画] 静岡県地域福祉支援計画

(2) 自殺対策の推進

平成25年3月に策定した「いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、様々な自殺の原因や世代に対応するため、社会全体で自殺を減らす取組として、ゲートキーパーの養成を推進するなど、長期的な視点から総合的・効果的に自殺対策に取り組んでいく。

【目標】	
自殺による死亡者数（平成24年751人）	650人未満（厚生労働省「人口動態統計」）
ゲートキーパー養成数（平成24年度までの累計15,498人）	累計35,000人（県障害福祉課調査）

○自殺総合対策の推進

- ・自殺の危険性の高い人の早期支援につなげるため、周囲の人の悩みに気づき、傾聴して必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成を推進する。
- ・**関係機関との連携強化**を図るため、自殺対策連絡協議会、自殺対策情報交換会及び地域における自殺対策ネットワーク会議を開催する。
- ・自殺予防における県民一人ひとりの意識の向上を図るため、街頭啓発キャンペーンやポスターの掲示等、市町と連携し啓発を行う。
- ・自殺の危険性の高い人の**早期発見、早期治療**を図るため、**かかりつけ医うつ病対応力向上研修会**や講演会を開催し、うつ病の診断・治療技術の向上を図るとともに、かかりつけ医から精神科医への紹介システムを構築する。
- ・相談体制の充実を図るため、電話を通して悩みを聴き、心の支えとなる「こころの電話相談」を実施するとともに、休日・夜間の時間外の相談に対応するため「いのちの電話」の支援等を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
関係機関との連携の強化	自殺対策ネットワーク会議の開催回数の拡大			
	2回	3回	5回	7回
早期対応の中心的役割を果たす人材の養成	かかりつけ医うつ病対応力向上研修会受講者数			
	800人(累計)	900人(累計)	1,000人(累計)	1,100人(累計)

[分野別計画] いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画

6 医療・介護・福祉人材の育成

医療技術の急速な進歩や、高齢化の進行に伴う介護需要の増大、女性就業率の増加や働き方の変化等に伴う保育ニーズの増大など、医療・介護・福祉を取り巻く環境は変化し、医療・介護・福祉サービスの重要性が高まっている。

サービスを支える人材を確保するため、その育成を推進し、必要な時に必要なサービスの提供を受けることができる体制を構築することで、県民の誰もが、住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らすことができる健康長寿社会を実現する。

(1) 医療を担う人材の育成、確保

医師の不足、地域間や診療科別の偏在、看護師の慢性的な不足に対応するため、その養成や再就業の支援、就業支援による離職防止を図り、医療体制の充実を図る。

【目標】

人口10万人当たり看護職員従事者数（平成24年12月 900.8人）

961.2人（平成28年12月）（厚生労働省「看護職員業務従事者届」）

新人看護職員を指導する実地指導者養成数（平成24年度延べ111人） 延べ260人

（県地域医療課調査）

○医師の確保

- ・ 医師確保対策の充実・強化を図るため、引き続きふじのくに地域医療支援センターが中心となり、「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」を運営し、医学修学研修資金貸与者数を医科大学1校分に拡大するとともに、県内の地域医療に貢献するところごしを醸成する合同セミナーやメールマガジン、動画配信などの教育機能、臨床機能、調査・研究機能、医師配置調整機能、医学生確保機能などの各機能の充実を図り、県内外から多くの医師を確保し、各地域で必要とされる診療科別の医師数を分析し、地域における医師偏在の解消に取り組む。
- ・ 医学修学研修資金貸与者に対しては、貸与期間中から積極的に本県の医療や研修についての情報提供等を通じたキャリア形成支援に努めるとともに、専門医研修ネットワークプログラムの周知や活用を図るなど初期臨床研修終了後の専門研修の体制を整備し、返還債務免除のための勤務終了後の県内定着を促進する。
- ・ 勤務医の離職防止・離職医師の復職を支援するため、子育て中の病院勤務医が育児と仕事を両立できるよう、夜間保育、病児・病後児保育の充実など、就労環境の整備を促進する。
- ・ 地域医療、在宅医療などの充実を図るため、医師不足地域等の医師確保対策として、家庭医養成の取組を促進する。
- ・ 長期的に、医科大学等の設置に向けて、国の動向把握や候補地選定、大学等との協議等、諸条件の調整を行う。
- ・ 医師確保対策を円滑に推進するため、医療機関や関係する団体等との意見調整、連携を図る。

○看護職員等の確保・資質の向上

- ・ 県内医療機関への就業を促進するため、看護学生に看護職員修学資金を貸与する。
- ・ 県内での看護師不足に対応するため、県立東部看護専門学校において、看護職員養成のための教育の充実を図る。
- ・ 安定的な人材確保のため看護職員等養成施設の設備整備・運営を支援する。
- ・ 質の高い看護職員を養成するため、看護職員養成施設の教員に対する資質向上を目的とする研修を実施するとともに、実習指導者等を養成する。
- ・ 早期の離職防止や定着の促進を図るため、新人看護職員や若手看護職員を対象とした臨床研修等を実施する。
- ・ 看護職員の勤務環境改善に向けた施設整備に対する支援を行うとともに、看護職員が育児と仕事を両立できるよう、病院内保育所の運営を支援する。
- ・ 医療の高度化、専門化等に対応するため、**認定看護師**等、医療現場においてチーム医療の中心的役割を担う質の高い看護職員を育成する。
- ・ 看護職員をはじめとする医療従事者の勤務環境改善計画の策定及び実施に対して、医療機関の要請に基づき、医療勤務環境改善支援センターからアドバイザーを派遣する等の支援を行う。
- ・ 潜在看護師の再就業を支援するため、再就業準備講習会や病院派遣型研修並びにナースバンクによる就業あっせんや就業相談を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
認定看護師の養成				
	認定看護師教育課程の受講者数 373人(年度末)	413人(年度末)	453人(年度末)	493人(年度末)

○災害時における医療人材の養成

- ・ 災害時における医療の確保を図るため、医療資源需給調整を行う災害医療コーディネーターや、医薬品等及び薬剤師の確保・調整を行う災害薬事コーディネーターを養成し、災害時における医療体制の充実を図る。

[分野別計画] 静岡県保健医療計画

(2) 介護・福祉サービスを支える人材の育成、確保

高齢化が進行する中、介護需要の増大に対応するため、介護サービス等を支える人材の処遇改善や研修等による資質向上を図り、慢性的に不足している人材を確保する。

女性の就業率の増加や働き方の変化等に伴う保育ニーズの増大に対応するため、保育士の確保、資質の向上を図り、保育の質の向上に向けた取組を推進する。

【目標】	
介護職員の人数（平成23年度 30,961人）	34,610人（平成26年度）（県介護保険課調査）
保育所の保育士数（平成23年度 9,391人）	10,480人（厚生労働省「社会福祉施設等調査」）

○介護サービスを支える人材の育成

- ・介護職場の慢性的な人材不足を緩和するため、介護職場への就業促進や**介護職への理解促進**、EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援に努め、介護人材を確保する。
- ・介護職員が将来展望を持って離職することなく、長く働くことができるよう、就業しやすい環境づくりや、能力、資格、経験に応じた給与・処遇体系を定めるキャリアパス制度の導入を支援するなど、**介護職員の賃金等の処遇改善による定着率の向上**を図る。
- ・次代の介護を担う若者の育成を図るため、介護に関する専門的な知識や技術を有する介護福祉士の養成施設の在学学生に**修学資金を貸与**し、介護福祉士の資格取得を支援するとともに、県内の社会福祉施設等への就業を促進する。
- ・福祉人材の確保と専門的知識・技術の習得や資質向上を図るため、無料職業紹介・相談や社会福祉施設職員研修を充実するなど、県社会福祉人材センターの機能を強化する。
- ・地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療など様々な面から支えるため、長寿者の身近な総合相談窓口であり、介護予防の中核を担う「地域包括支援センター」について、職員への研修を通じた資質の向上などの機能強化を図る。
- ・増加する認知症高齢者に対応するため、介護に関わる施設職員等を対象に認知症高齢者の介護に関する知識や技能の習得のための研修を行い、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。
- ・介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上が、「地域包括ケアシステム」の構築に当たっては不可欠であることから、介護サービス利用者の自立支援のほか、多職種協働、医療との連携など適切な研修を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
介護職への理解促進		介護職への理解促進		
介護職員の賃金等の処遇改善による定着率向上		キャリアパス制度導入支援		
介護福祉士修学資金の貸与		介護福祉士修学資金の貸与		

○保育士の育成

- ・保育士の不足に伴う保育の質の低下を未然に防ぐため、指定保育士養成施設における定員の増加等の取組を促進するとともに、潜在保育士の再就職支援など人材確保につながる取組を推進する。
- ・増加する低年齢児（0～2歳）の保育ニーズに対応するため、保育所等における保育士の配置を支援する。
- ・待機児童の解消に必要となる保育士の人材確保とともに、経験豊かな保育士の就業継続を通じた保育の質の向上を図るため、保育士の処遇改善を促進する。
- ・多様化、高度化する保育ニーズや社会福祉援助活動に対応した保育士の資質や専門性の向上を図るため、**保育士の研修参加や職場内研修を支援**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
保育士の研修参加や職場内研修の支援		重要課題研修の実施		
				→

○児童福祉等を支える人材の育成

- ・親子が気軽に集い相談できる場の充実を図るため、地域子育て支援拠点や児童館の設置を促進するとともに、地域子育て支援拠点職員に対する研修を実施する。
- ・放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保するため、市町の需要予測を踏まえた余裕教室の活用等による放課後児童クラブの設置や放課後子ども教室との連携を促進するとともに、指導員に対する研修を実施する。
- ・児童虐待に迅速かつ適切に対応し子どもの安全を確保するため、児童相談所職員の専門性を高め、児童相談所の体制の充実を図る。
- ・施設等における養育機能の充実を図るため、施設職員や里親の専門性の向上に向けた研修を行うとともに、児童相談所や児童家庭支援センター等による支援を強化する。
- ・DV被害者に対する相談・支援機能の強化を図るため、県女性相談センターや市町の担当職員等の専門性の向上を図るための研修等を実施する。

○障害福祉サービスを支える人材の育成

- ・障害のある人の地域生活を支援するため、多様な障害の特性に対応できる専門性の高い福祉人材を養成する。
- ・発達障害児等の早期発見、早期支援を実施していくため、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野と連携しながら、関係機関の職員研修を実施するなど、地域で実際に支援を行う人材の養成や体制づくりを進める。
- ・障害のある人となない人との円滑なコミュニケーションの確保を図るため、手話通訳者や要約筆記者等の養成、派遣を行う。

[分野別計画] 静岡県長寿者保健福祉計画（ふじのくに長寿社会安心プラン）、
静岡県次世代育成支援対策行動計画（しずおか次世代育成プラン）、
静岡県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）〈平成26年度策定予定〉、
静岡県障害者計画、静岡県障害福祉計画

4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

1 活力ある多自然共生地域の形成

四季折々に変化する美しい自然や景観、地域固有の歴史とともに培われた文化を有し、高品質の農芸品や水産物、美林を生み出す多自然共生地域は、県民の財産であり、“ふじのくに”の活力源となる。

安全で快適な暮らしを支える道路や公共水域などの生活基盤の整備を進めるとともに、農地、森林、港など農林水産業の生産基盤を整え、生産性の向上や供給体制の強化、農山村地域が持つ多面的な機能の発揮に取り組み、活力ある地域の形成を図る。

また、過疎・中山間地域においては、各地特有の魅力を生かし活力を高めるとともに、多様な主体の連携による社会的機能の維持・向上を図る。

(1) 快適な暮らしを支える生活環境の整備

生活の基礎となる道路の整備や公共水域の適正管理と利活用など、県民が安心して快適に暮らすことのできるよう、身近な生活環境の整備を推進する。

【目標】

緊急合同点検等に基づく通学路の歩道整備率（平成24年度50%）	100%
	（県道路整備課調査）
主要な渋滞箇所の渋滞削減率※ 2割削減	（県道路企画課調査）
（※主要な渋滞箇所のうち、渋滞対策が実施された箇所において削減される損失時間の割合）	

○安全・快適・便利な暮らしを支える道路整備の推進

- ・ **安全な道路環境を確保**するため、歩道整備や交差点などの事故多発地点における事故防止対策、自転車の円滑な走行を実現する自転車走行環境の整備などの交通安全対策を推進する。
- ・ 高齢化した道路施設の安全な利用を確保しつつ、新設から維持管理までの経費の削減を図るため、橋梁・舗装・トンネル設備などの長寿命化を推進する。
- ・ 道路利用者の安全を確保するため、道路パトロールと速やかな補修による的確な道路の維持管理を推進する。
- ・ **道路の交通渋滞を解消**するため、幹線道路のバイパス整備や多車線化、長大橋の整備、交差点改良、ITS（高度道路交通システム）を活用した道路交通情報提供などを推進する。
- ・ インターチェンジ間の距離の短縮により、高速道路の利便性向上及び物流効率化を図るため、建設・管理コストを削減可能な**スマートインターチェンジの整備**を促進する。
- ・ 中山間地と市街地との連携を強化するため、狭隘箇所の拡幅やすれ違い困難箇所の解消を図る。
- ・ 目的地への円滑な誘導を確保するため、案内の統一性及び英語表記を充実した道路案内標識等の整備を推進する。
- ・ 身近な道路環境の改善のため、沿道の自動車騒音を軽減する低騒音舗装の施工を推進するとともに、高齢者等がスムーズに移動できる歩道のユニバーサルデザイン化、道路用

地の有効活用を推進する。

- ・交通事故対策、災害時の対応等に有効な交差点の交通処理方式であるラウンドアバウトについて、導入に向けた検討を進める。
- ・地域住民や利用者の視点に立った道路整備を進めるため、意見交換を通じて多様な住民ニーズを事業に反映する「みち～満ち・充ちミーティング」を県内各地で実施するとともに、事業内容等を積極的に情報発信する「みち愛あ～る」の取組を推進する。
- ・事業効果の早期発現を図るため、事業化に先立ち、地元や市町と事業の効果や課題などを話し合う「事業着手準備制度」を活用する。
- ・快適な道路空間を創出するため、地域の住民や企業などとの協働により道路の清掃や美化活動を行う「しずおかアダプトロードプログラム」を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
安全な道路環境の確保	通学路合同点検等に基づく交通安全対策の実施			
主要な渋滞箇所の渋滞対策	地域の主要渋滞箇所における事業実施			
				46箇所
高速道路の利便性向上及び物流効率化	スマートインターチェンジの整備			
		2箇所開設	4箇所開設	1箇所開設
県民とともに進めるみちづくり	「みち～満ち・充ちミーティング」の実施			
	10回	10回	10回	10回

○ゆとりと潤いが感じられる生活環境の整備

- ・潤いのある港の環境を形成するため、港における景観の保全、美化を図るとともに、緑地整備を推進する。

○公共水域の利活用の推進

- ・不法係留の未然防止、マリンレジャーの振興及び地域再生を図るため、**浜名湖公共係留施設への新規艇受入れを促進**する。
- ・公共水域の秩序を確保するため、地域の特性に合わせた港湾・漁港の適正管理を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
浜名湖公共係留施設への新規艇受入れ促進	新規艇受入れ隻数			
	50隻	50隻	50隻	50隻

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、ふじのくにの“みちづくり”

(2) 農林水産業の新たな展開

農業の競争力強化に向けた農山村の整備や、森林の適正な整備と保全、さらには水産物の供給体制づくりなど、農林水産業の力強い発展を目指した基盤整備を推進する。

【目標】

農業に利用されている農地面積※（平成24年度 71,200ha）	71,000ha	
		（農林水産省及び県農地計画課調査）
		（※平成29年のすう勢値は67,500ha）
森林の多面的機能発揮のため適正に管理されている森林面積※		
	（平成24年度 214,102ha）	300,000ha（県森林計画課調査）
		（※森林管理の主体が明確である国有林、公有林、保安林、森林経営計画認定林、公的協定締結林の合計面積）
森林整備面積（平成24年度 9,790ha）	10,000ha/年	（県森林整備課調査）

○農業の競争力を強化する基盤整備の推進

- ・ 安定的な農業生産を支える優良農地の確保を図るため、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を通じて計画的な土地利用を推進するとともに、耕作放棄地の解消に取り組む。
- ・ 国際競争力のある農業の実現や農業・農村の付加価値を高めるため、水田の大区画化や汎用化、樹園地の農道網整備など、生産性の向上を図る基盤整備を推進するとともに、地域資源を活用した農業・農村の6次産業化を進める。
- ・ 多様な農産物の生産に必要な農業用水の安定供給を図るため、アセットマネジメントの観点から、農業水利施設の長寿命化対策を推進する。
- ・ 中山間地域等が持つ風土、農地、景観、コミュニティ等の地域資源を活かした農業の確立と農山村地域の活性化を促進するため、農業生産基盤整備と農村生活環境整備を総合的に推進する。
- ・ 農村らしい景観を守ることによって地域のブランド力の向上を図るため、農村の佇まいを創る水辺空間等の景観整備や自然生態系に配慮した環境整備を推進する。
- ・ 農業農村が持つ多面的機能の維持・発揮のため、農家等が共同して行う農地の維持に必要な活動に対し支援する。
- ・ 都市機能と共生融合した新たな農村づくりを進めるため、企業誘致等に伴う土地利用と一体的に、農業の生産性の向上や生活環境の改善、良好な景観の形成を図る整備を推進する。
- ・ 工場跡地の農業利用を検討する地域に対して、生産性の向上や周辺農地との一体的な利用を促進するため、農業用施設の設置や農業利用への転換等の基盤整備を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
農業・農村の付加価値を高める 基盤整備の推進	基盤整備を通じて農ビジネスの展開を図る面積			
	4,400ha			8,800ha
農村環境の保全と地域資源の 活用	農業用水の安定供給機能を保全した農地の面積			
	23,000ha	26,000ha	28,000ha	29,000ha

○森林の適正な整備と保全による「森林の都」づくり

- ・適正な森林管理に対する県民の合意形成を図るため、森林情報の共有化を推進するとともに、森林県民円卓会議の開催などを支援する。
- ・適正な森林整備を図るため、**林道の整備**と間伐などの森林施業の着実な実施を促進するとともに、低コストで実施できる植林と育林システムを構築する。また、花粉発生源対策として、**花粉の少ないスギ・ヒノキへの転換**などを促進する。
- ・適正な森林保全を図るため、保安林の適正な配備と、治山事業などによる**保安林機能の向上**を推進する。さらに、森林の開発許可制度の適正な運用、森林病虫獣害などの森林被害対策を着実に推進する。
- ・荒廃森林の再生を図るため、森林づくり県民税を財源として、「森の力」（土砂災害の防止、水源のかん養等）を回復させる**森の力再生事業**を実施する。
- ・魅力ある山村づくりを図るため、彩り豊かな森林景観づくりを推進するとともに、都市と山村の交流を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
林道の整備	林内道路(公道+林道)密度			
	17.4m/ha			17.6m/ha
花粉の少ないスギへの転換	植林されるスギ苗木に対する少花粉品種の本数割合			
	40%	80%	100%	100%
保安林機能の向上	公益的機能を持続的に発揮している保安林の割合			
	78%			82%
森の力再生事業 (森林づくり県民税)	森の力再生事業の実施		森の力再生事業の新たな展開	
	実施面積10,961ha	実施面積12,300ha		

○農村コミュニティの強化による多面的機能の発揮

- ・農業・農村が持つ多面的機能の発揮を図るため、農地等の地域資源を多様な主体の参加により保管理していく「ふじのくに美農里プロジェクト」や、農山村と企業等のパートナーシップにより農村環境保全活動等に取り組む「一社一村しずおか運動」、都市住民等の参加により棚田等の保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」等の取組を推進する。

- ・地域資源の保全活動等を「ふじのくに美しく品格のある邑づくり県民運動」として展開していくため、地域住民が主体となって保護・保全に継続的に取り組んでいる地域を「ふじのくに美しく品格のある邑」として登録する。さらに、美しく品格のある邑のブランド力の向上を図るため、邑と邑とが連携した都市農村交流等の自律的な活動を市町等との協働により支援する。
- ・新東名高速道路等を活用し、交流の促進や消費の創出を図るため、基盤整備と一体的に産地の特色を活かした体験農園等の都市農村交流施設を整備する。
- ・耕作放棄地の発生を防止し中山間地域の多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払事業等を活用して生産基盤や生活環境基盤の整備を進め、条件が不利な中山間地域等の農業生産活動の維持を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
農村コミュニティの再生と活性化の推進	協働活動により守られている農地面積			
	22,000ha	23,000ha	25,000ha	26,000ha

○漁港施設の長寿命化対策の推進

- ・安定的な水産物の供給体制を維持するため、計画的かつ適切な施設の機能点検を実施するとともに既存の**漁港施設の長寿命化対策**を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
漁港施設の長寿命化	長寿命化対策を講じた漁港施設数			
	10施設	20施設	30施設	40施設

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、静岡県森林共生基本計画、
“ふじのくに”の農山村づくり、静岡県経済産業ビジョン2014～2017

(3) 過疎・中山間地域の振興

過疎・中山間地域の豊かな自然、文化等の魅力を生かして活力を高めるとともに、多様な主体の参画により、住民が安心して生活できる環境を確保し、地域の活性化を図る。

【目標】

中山間地域を訪れたいと思う県民の割合（平成 25 年度 71%） 75%

（県政インターネットモニターアンケート調査）

各年度の県過疎地域自立促進計画の実施率（平成 24 年度 94%） 100%

（県自治行政課調査）

○魅力・強みを生かした地域づくり

- ・農林水産物の生産力向上や需要拡大を図るため、農山漁村の豊かな自然環境がもたらす地域資源を活用する6次産業化の促進や、野生鳥獣による被害の軽減に取り組むとともに、担い手の育成支援を行う。
- ・地域社会の活性化を図るため、グリーン・ツーリズムによる都市との交流を進めるとともに、移住・定住を促進する。
- ・県土の保全、地球温暖化の防止、新たなライフスタイルや癒しの場の提供などの農業や森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域住民やNPOなどとの連携と協働により豊かな自然環境を次世代に継承する。

○多様な主体の連携による地域の社会的機能の維持・向上

- ・地域住民の利便性の向上や産業振興等を図るため、主要な市町道及び林道について、県過疎計画に基づく代行事業などにより整備を推進する。
- ・都市部との格差の是正を図るため、主要道路である国道、県道の整備を推進し、最寄りの都市との往来や高規格幹線道路との接続の利便性を高めるとともに、光ファイバ網などの情報通信基盤の整備を促進する。
- ・地域内における生活交通の充実を図るため、地域住民の生活を支える鉄道やバス路線などの公共交通機関を維持・確保するとともに、デマンド運行や乗り合いタクシーなど地域のニーズに応じた利便性と効率性を高める取組を促進する。
- ・豪雨や地震に伴い発生する土砂災害の被害を最小限に抑えることで、安全・安心な住民生活を確保するため、土砂災害防止施設の整備（ハード対策）とともに、警戒避難体制整備への支援等のソフト対策の推進を図る。
- ・地域医療体制を確保するため、定期的な患者搬送体制の整備、へき地診療所への代診医師の派遣等による医療の確保と医師不足の解消を図るとともに、高齢者が地域で安心して生活できるよう保健・福祉サービスの充実を図る。
- ・高齢化が進む地域の自立や活性化を図るため、集落支援員など外部人材の活用や集落の連携・再生などに取り組む市町を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
過疎地域における産業振興及び交通基盤や生活環境の整備等の推進	過疎計画に基づく施策の推進		新過疎計画に基づく施策の推進	
		新たな過疎計画の検討・策定		

[分野別計画] 静岡県過疎地域自立促進方針、静岡県過疎地域自立促進計画

2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造

魅力ある都市の形成は、ヒトやモノが活発に交流する賑わいをもたらし、それがさらに人々を惹きつけ、地域の発展を牽引するとともに、そこに住む人々に心の豊かさや潤いを与える。

都市の特色を生かし、都市機能を集積することにより、集約型で暮らしやすい市街地の形成を図るとともに、人々が集う緑の空間やレクリエーションの場を整え、地域の賑わいや生活の潤いを生む都市空間を創造する。

(1) 豊かで活力あるまちづくり

機能的で暮らしやすい市街地の形成を図るため、都市の将来像を明らかにした都市計画のマスタープランを策定し、それに即した都市計画の決定等を推進するとともに、無秩序な市街化を防止する開発許可制度等を適正に運用する。また、既成市街地の更新を進めるなど、都市基盤の整備を推進する。

<p>【目標】 日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合 (平成 25 年度 51.8%) 60% (県政世論調査) 良好な市街地を整備促進した区域の割合 (平成 24 年度 87.7%) 94% (県市街地整備課調査) 都市計画区域の用途地域内において、都市計画決定どおりに整備されている幹線街路の割合 (平成 24 年度 61.0%) 65% (県都市計画課調査)</p>
--

○暮らしやすい市街地をつくる都市計画の推進

- 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、本県が目指すべきまちづくりの方向性を示した「静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針」に基づき、**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を示すマスタープラン**を策定するとともに、マスタープランに即した都市施設、土地利用及び市街地開発事業に関する都市計画の決定、変更を行う。
- 通勤通学等日常交通活動の広がり観点から一体的な圏域を形成している都市圏を対象に、都市の骨格を形成する交通施設等の必要性及び規模を明らかにするため、市町の区域を超える広域的な見地から**都市交通のマスタープラン**を策定する。
- 地区の特性にふさわしい環境の維持・形成を図るため、地区計画の制度を活用する市町を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
都市計画区域マスタープランの策定	都市計画基礎調査の実施、都市計画区域マスタープランの策定			
		都市計画区域マスタープランの見直し数 20区域		次期見直し32年度
都市交通マスタープランの策定	都市計画基礎調査の実施、都市交通マスタープランの策定			
	都市交通マスタープランの策定数 1都市圏			都市交通マスタープランの策定数 2都市圏

○適正な土地利用の確保

- ・無秩序な開発による環境の悪化や災害の発生を防止するため、開発許可制度の適正な運用を行う。
- ・適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引規制制度の適正な運用を行う。

○良好な市街地整備の促進

- ・都市における道路や公園などの**公共施設の整備改善と宅地の利用増進**を図るため、市町や組合等が施行する土地区画整理事業の円滑な執行を支援する。
- ・都市における**土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新**を図るため、市町や組合等が施行する市街地再開発事業等の円滑な執行を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
公共施設の整備改善と宅地の利用増進		土地区画整理事業の促進		
				9,370ha(456地区)完了
都市における土地の高度利用と都市機能の更新		市街地再開発事業の促進		
				34.4ha(68地区)完了

○街路整備の推進

- ・都市における**円滑な移動を確保**するため、都市の主要な骨格をなす幹線街路の整備を推進する。
- ・利用者の快適性・利便性向上のため、複数の交通手段をつなぐ駅前広場の整備を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
都市における円滑な移動の確保		幹線街路の整備		
				4箇所完成

○鉄道と道路の立体交差化の推進

- ・都市における円滑な移動と踏切除却による安全確保等のため、鉄道と道路の立体交差化を推進する。
- ・沼津駅付近において、都市内交通の円滑化や南北市街地の一体化等を図るため、鉄道高架事業を推進する。

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市交通マスタープラン

(2) 緑と潤いのあるアメニティ空間の創出

都市生活の快適性、安全性を確保する上で基盤となる都市公園や、心地よい親水性を持った緑地等、潤いのある空間整備を計画的に推進する。

【目標】
都市計画区域内の1人当たり都市公園面積（平成24年度 8.24 m ² /人） 8.53 m ² /人 <small>（国土交通省現況調査）</small>
県営都市公園利用者満足度（5段階評価）（平成25年度 4.24） 4.37 <small>（県公園緑地課調査）</small>

○人々が集う緑の空間やレクリエーションの場の創出

- ・都市における緑の空間やレクリエーションの場を創出するため、県営都市公園の適切な管理運営を行うとともに、市町による都市公園及び緑地の整備を促進する。
- ・総合運動公園としての機能を向上させるため、**草薙総合運動場**において、体育館の建替え、園地・園路の改修等を推進する。
- ・潤いのある親水空間を形成するため、港湾・漁港の緑地整備を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
草薙総合運動場の再整備				
体育館の建替え	整備	供用開始		
緑地やオープンスペースの確保				
園地・園路の整備	園地・園路の整備			
体育館周辺広場		緑地広場		

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、県営都市公園経営基本計画

3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充

活発な経済活動や、豊かで安心できる暮らしを実現するためには、異なる地域が連携できる、高い信頼性と優れた利便性を兼ね備えた交通基盤が必要になる。

新東名高速道路をはじめとする高規格幹線道路や、これと連結する地域高規格道路などの整備を進めるとともに、清水港、田子の浦港、御前崎港を一体的にとらえた「駿河湾港」の整備・運営や競争力の高い魅力ある富士山静岡空港の実現を図る。

あわせて、富士山静岡空港や新東名高速道路などの大規模な交通基盤の整備に伴い、港湾、高速鉄道との連携を進め、従来からの交通基盤の利活用も視野に入れた県内の交通ネットワークの将来像や在り方についてとりまとめた「ふじのくに交通ネットワークビジョン」を活用し、陸・海・空の交通ネットワーク機能を強化していく。

(1) 道路網の強化

円滑な道路交通を確保し、産業の支援や交流の拡大を図るため、高規格幹線道路と、それらに関連するアクセス道路等の整備を推進する。

【目標】	
中心都市等への30分行動圏人口カバー率（平成24年度 93.2%）	93.9% (県道路企画課調査)
南北幹線道路の供用率（平成24年度 40.2%）	53.9% (県道路企画課調査)

○国内交流促進のための高規格幹線道路等整備の推進

- 国土構造の骨格として、本県のみならず、国土全体の社会経済活動を支える高規格幹線道路ネットワークを構築するため、国や中日本高速道路株式会社などに事業の推進を働きかけ、**新東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道の未整備区間の整備**を促進する。
- 地域の経済や暮らしを支える基盤を形成するため、富士山静岡空港や新東名高速道路、御前崎港等を連結する**金谷御前崎連絡道路の整備**を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
高規格幹線道路の未整備区間の解消 新東名高速道路		事業促進		→
	浜松いなさJCT～ 愛知県境完成			
中部横断自動車道		事業促進		→
				新清水JCT～ 山梨県境完成
三遠南信自動車道・伊豆縦貫自動車道		事業促進		→
				三遠南信自動車道 佐久間IC～東栄IC 30年度完成予定
地域高規格道路等の整備 金谷御前崎連絡道路 (金谷相良道路Ⅱ)		整備推進		→
				国道1号菊川IC ～倉沢IC完成予定

○県内交流促進のための道路網整備の推進

- ・ 地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに 30 分以内で到達できる道路網（静岡 30「サーティイー」構想）の実現に向けて、国道や県道などの幹線道路の整備を推進する。
- ・ 高速道路の利便性の向上を図るため、スマートインターチェンジの整備を促進する。
- ・ 物流の効率化等に資する地域の基盤ネットワーク構築のため、**国道 1 号バイパスの整備**を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
国道1号バイパスの整備		事業促進		
	静岡BP4車線化 (3.3km)	袋井BP4車線化 (2.5km)		

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、ふじのくにの“みちづくり”、
ふじのくに総合交通計画、「内陸のフロンティア」を拓く取組 全体構想

(2) 港湾機能の強化

県内のものづくり産業を支え、国内外との競争力を向上させるため、「駿河湾港」（清水港、田子の浦港、御前崎港）の整備を推進するとともに、質の高い港湾サービスの提供などにより、港湾機能の強化を図る。また、地域経済の活性化に資する地方港湾の整備を推進する。

【目標】	
駿河湾港港湾取扱貨物量（平成 24 年 2,337 万 t）	2,421 万 t（国土交通省「港湾統計」）
コンテナターミナルの整備率（平成 24 年度 81%）	100%（県港湾整備課調査）

○ものづくり・ものづかいを支える港湾機能の充実

- ・「国際拠点港湾」清水港、「重要港湾」田子の浦港、御前崎港について、高規格幹線道路等の県内交通ネットワークとの連携により、「駿河湾港」として、相互補完・機能分担を図りつつ、一体的な整備・運営を推進する。
- ・県内産業の競争力を向上させるため、船舶の大型化に対応した大型岸壁やコンテナターミナル等の整備を推進するとともに、地域の産業基盤である地方港湾の整備を推進する。さらに、港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
「駿河湾港」としての一体的な整備運営	「駿河湾港アクションプラン」に基づく、港湾計画の変更			
	「駿河湾港アクションプラン」の着実な推進			
コンテナターミナル等の整備	清水港コンテナターミナル等の整備			
	新興津埠頭コンテナヤード拡張による機能拡充			
地方港湾の整備	沼津港・下田港等の整備			
	沼津港臨港道路の整備			下田港物揚場の整備

○港湾の利用促進

- ・駿河湾港の利用拡大に向けて、官民一体となったポートセールス活動の実施などにより、県外他港を経由している県内の輸出入貨物を取り込むとともに、企業立地と一体となった新たな貨物の創出を図る。

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、駿河湾港アクションプラン、ふじのくに総合交通計画

(3) 競争力の高い魅力ある富士山静岡空港の実現

国際競争力の向上や交流拡大による本県の発展を目指し、官民の緊密な連携による先導的な空港経営を推進するとともに、富士山静岡空港の利便性を更に高め、より多くの路線・便数の確保や利用拡大、利用者の満足度向上、周辺環境との調和を図ることで、競争力の高い魅力ある空港の実現に取り組む。

【目標】

富士山静岡空港旅客ターミナルビル入館者数（富士山静岡空港の利用者数を含む）

（平成24年度 103.2万人）170万人（富士山静岡空港株式会社及び県空港利用促進課調査）

富士山静岡空港のビジネスジェット機着陸回数（平成24年度 23回） 150回

（県静岡空港管理事務所調査）

富士山静岡空港周囲部における景観形成箇所数（平成24年度 1箇所） 累計8箇所

（県空港運営課調査）

○富士山静岡空港の利便性の向上

- ・「静岡の玄関口」、「日本と東アジアとの懸け橋」としての空港にふさわしい「おもてなし」の充実や利便性の向上に取り組み、**空港利用者の満足度向上**を図る。
- ・富士山静岡空港の収益性に留意しながら利便性や競争力を更に高め、より多くの路線、便数の確保や利用拡大を図るため、便利で利用しやすい空港、地域の交流や賑わいの拠点としての空港の実現に向け、**旅客ターミナルビルの改修及び増築による機能向上**を推進する。
- ・空港機能の高質化を図るため、飛行経路の短縮等、富士山静岡空港周辺空域における航空機運航の円滑化及び効率化を促進する。
- ・官民の緊密な連携による魅力あふれる経営効率の高い空港の実現のため、空港基本施設等の指定管理業務の拡大を図り空港経営の一元化を更に推進するとともに、公共施設等運営権に基づく**民間主体の空港経営への移行に向けた検討**を実施する。
- ・富士山静岡空港の利用拡大に向け、安心して利用できる安全な空港とするため、関係機関と連携し、**空港基本施設等の適切な管理運営**を行う。
- ・空港施設の効率的な維持管理と適切な更新を図るため、社会資本長寿命化行動方針に基づき「静岡空港中長期管理計画」を策定する。
- ・陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充のため、富士山静岡空港と直結した新幹線新駅の実現に向けた取組を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者満足度の向上		利用者目線でのサービス提供の充実		新旅客ターミナルビルにおけるサービス提供
旅客ターミナルビルの機能向上	基本・実施設計	改修・増築工事		完全供用
空港の新たな運営体制の構築	指定管理業務拡大	指定管理業務の適切な実施		
		空港経営戦略調査検討	公共施設等運営権に基づく空港運営の検討	
空港の適切な管理運営		空港基本施設等の適切な管理運営		
		中長期管理計画策定に向けた調査・分析・検討	中長期管理計画策定(調査・分析・検討)	

○富士山静岡空港を活かした産業の導入と地域の魅力づくり

- ・ 定期便の利用促進を基本としつつ、ビジネスジェットをはじめとした**小型機の利用拡大**を図るため、利用者向けの情報提供などの利用喚起のための取組を実施する。さらに、民間事業者による小型機運航支援サービスの実施に必要な調整を行うなど、事業展開に向けた環境づくりを推進する。
- ・ 空港の魅力向上と地域共生の実現を図るため、NPO等との協働によるイベント開催や地域資源の活用など、空港を核とした地域との交流、連携の取組を進めていく。
- ・ 空港と周辺地域の調和ある発展を図るため、地元市町が実施する道路整備や生活環境整備等の地域振興事業のあり方を検討し、必要な支援を実施する。
- ・ 空港をより利用しやすくするため、地域高規格道路金谷御前崎連絡道路をはじめ、空港周辺道路の整備を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
小型機利用の拡大		小型機利用促進PR		
		民間による事業展開の環境づくり		
		格納庫事業、小型機運航支援事業の展開支援		

○緑あふれる空港及び周辺環境の保全

- ・ 周辺地域と調和した緑あふれる空港の実現を目指して、航空機騒音対策などの生活**環境保全**対策や貴重動植物の保全対策を実施するとともに、空港来訪者への「おもてなし」の視点による**周囲部の景観形成**を進めていく。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
空港周囲部の環境保全と景観形成	新環境監視計画の策定			
	周辺環境の適正な監視 航空機騒音調査等の実施 環境保全目標達成率100%			
	「おもてなし」の視点による景観形成の取組 地元NPOとの協働による緑地管理、アクセス道路周辺の修景整備等			

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、ふじのくにの“みちづくり”、
ふじのくに総合交通計画

4-2 「安全」な生活と交通の確保

1 官民協働による犯罪に強い社会づくり

犯罪の起きにくい社会の実現のためには、互いに見守り合い、助け合う「防犯まちづくり」が重要となる。

県民や事業者の防犯意識を高め、自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図り、官民一体となって犯罪の起きにくいまちづくりを進める。

また、関係機関と連携し、犯罪被害者等に対する支援を充実する。

こうした取組により、官民協働による犯罪に強い社会づくりを行う。

(1) 防犯まちづくりの推進

県民の防犯意識を高め、地域や事業者による防犯活動を活性化させるとともに、犯罪の防止に配慮した都市環境の普及、犯罪の未然防止に重点を置いた警察活動等により、県民、事業者、行政、警察の協働による「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進する。

【目標】

県民の身近で発生する乗り物盗等(9罪種)の認知件数(平成24年9,578件)

7,700件以下(県警察本部調査)

地域の防犯活動のリーダーを対象とする「防犯まちづくり専門講座」の受講者数

(平成24年度までの累計301人) 累計1,000人(県くらし交通安全課調査)

○自主的防犯活動の促進・支援

- ・県民の防犯意識を高めるため、犯罪の発生状況、効果的な防犯対策等の情報をポスター、パンフレット、インターネット等の多様な媒体を活用して発信し、広報・啓発を行う。
- ・情報共有化と取組の連携を進めるため、自治体・地域住民・事業者等の社会の各分野・各層にきめ細かな防犯ネットワークを整備する。
- ・地域の防犯まちづくり活動の活性化を図るため、地域ぐるみの自主的防犯活動の核となる「**地区安全会議**」等の**防犯まちづくり組織への支援**を行うとともに、活動を担う人材を育成する。
さらに、「防犯まちづくり専門講座」を開催し、地域の防犯活動のリーダーとなる人材を育成する。
- ・子どもと女性の安全対策の充実を図るため、学校、地域、警察、行政等の連携による見守り活動を進めるとともに、**子ども自らの身を守る能力を育てる体験型講座等**を開催する。
- ・高齢者の振り込め詐欺等の被害を防止するため、行政、警察、地域住民、民生委員、ホームヘルパー、金融機関等が連携・協力して、高齢者の見守り、必要な情報の提供や相談への対応を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
地域の防犯まちづくり活動の活性化 防犯まちづくり組織への支援	防犯まちづくり 基礎講座の開催	12回/年開催することで組織の立上げ・活性化を図る		
安全対策の充実 子どもの犯罪被害防止	子どもの体験型防犯 講座の開催 8講座開催	9講座開催	県内各小学校主催での開催	

○安全な都市環境の整備の促進

- ・安全な都市環境の整備を促進するため、県防犯まちづくり条例に基づく指針を踏まえ、道路、公園、駐車場、駐輪場、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造・設備の普及を図る。

○犯罪被害防止活動の推進

- ・住民に不安感を生じさせる身近な犯罪を抑止するため、地域ごとの犯罪発生状況を細かく分析し、実態に即したパトロールなどの警察活動を推進する。
- ・少年非行防止及び犯罪被害防止を図るため、非行防止教室の開催等、関係機関と連携した取組を推進する。
- ・ストーカー、配偶者暴力等の被害防止を図るため、関係機関と連携し、被害者等の生命・身体の安全を最優先とした対策を推進する。
- ・子どもの生命・身体を守るため、学校、地域住民、行政など関係機関との連携を強化し、いじめへの対応、被虐待児の保護、通学路の交通事故防止など、安全確保対策を推進する。

[分野別計画] ふじのくに防犯まちづくり行動計画、
静岡県警察安全・安心推進プログラム2014

(2) 犯罪被害者等に対する支援体制の確立

犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、関係機関の連携・協力体制を確立し、支援の充実を図る。

【目標】

静岡県犯罪被害者支援連絡協議会の加盟機関数（平成24年度 32 機関） 40 機関

（県警察本部調査）

犯罪被害者支援に関する行政担当職員研修の受講者数 30 人/年

（県くらし交通安全課調査）

○犯罪被害者等の支援

- ・犯罪被害者が必要とする精神的被害の回復・防止などの支援の充実を図るため、静岡県犯罪被害者支援連絡協議会のもと、行政、警察、関係機関、団体の連携・協力を更に強化する。
- ・被害者相談に的確に対応する組織体制を整備するため、各市町に総合相談窓口の設置を働きかけるとともに、主な窓口となる行政の担当職員を対象とする研修を実施する。

○犯罪被害者等支援に対する県民の理解の促進

- ・犯罪被害者等の現状を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えるまちづくりを推進するため、犯罪被害者や被害者遺族を講師とする**講演会の開催、キャンペーン等の広報・啓発活動**を行う。
- ・犯罪被害者等を地域で支えるためのボランティアの養成を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
広報・啓発活動の推進	犯罪被害者等支援講演会の開催(1回/年)			
	犯罪被害週間におけるキャンペーンの実施(3か所/年)			

[分野別計画] 静岡県犯罪被害者等の支援に関する取組指針、
静岡県警察安全・安心推進プログラム 2014

2 総合的な交通事故防止対策の推進

交通事故は、人々の生活のみならず社会的にも大きな損失をもたらす。

このため、交通ルールの遵守、交通マナーの向上など、県民一人ひとりの交通安全意識の醸成を図り、特に、高齢者や子どもといった交通弱者の安全に向けて、人に優しい交通環境を確保するとともに、悪質・危険運転者排除対策を強化するなど、総合的な交通事故防止対策を推進する。

(1) 安全な交通社会を目指す取組の推進

高齢者事故の増加等交通事故発生実態を踏まえた、具体性のある県民主体の交通安全活動を引き続き推進し、交通安全意識の啓発、交通安全教育等の充実を図るとともに、民間ボランティアによる交通安全組織の育成及び指導を行うことに加えて、実践的な事故防止の取組を強化し、交通事故の少ない社会の実現を目指す。

【目標】

交通(人身)事故の年間発生件数（平成 24 年 36,946 件）	33,000 件以下の定着
	(県警察本部調査)
交通安全に関する情報提供件数（平成 24 年度 32,219 件）	50,000 件/年
	(県くらし交通安全課調査)

○県民主体による交通安全活動の推進

- ・ 県民一人ひとりが交通安全を自らの問題と実感できるよう、多くの県民が参加・実践できる交通安全運動を展開する。
- ・ 交通安全意識の高揚を図るため、交通法規や交通マナーに反する行為がどのような事故や危険を招くかを、自ら体験させることに重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- ・ 県民への交通事故防止の意識啓発を図るため、CATV、コミュニティFMなどへ交通安全情報を提供するなど、よりきめ細かな広報を展開する。
- ・ 身近な交通安全活動を支える組織、人材等、地域の基盤を強化するため、民間交通指導員、交通安全母の会などのボランティアの育成及び指導を行う。

○地域で支える交通安全活動の推進

- ・ 交通事故防止のため、市町・バス事業者等から要望のあった箇所について、道路管理者等と協議して診断箇所を選定し、**交通診断を実施**し改善を図る。
- ・ 効果的かつ効率的な交通安全対策を図るため、市町、自治会、その他関係機関と連携し、死亡事故発生箇所において、**交通死亡事故現場診断**による緊急対策を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
交通診断の実施				
	40箇所	40箇所	40箇所	40箇所
交通死亡事故現場診断の実施	交通死亡事故現場診断に基づく緊急対策の推進			

[分野別計画] 静岡県交通安全計画、静岡県警察安全・安心推進プログラム 2014

(2) 交通事故防止対策の推進

交通事故がもたらす社会的・経済的損失をなくし、交通事故のない「人に優しい交通社会」の実現を目指すため、高齢者事故防止や悪質・危険運転者排除などの交通安全確保対策を推進する。

【目標】

交通事故の年間死者数（平成 24 年 155 人） 120 人以下の定着 （県警察本部調査）
 自宅訪問により交通事故防止を呼び掛ける高齢者数（平成 24 年 213,067 人）
 228,000 人/年（県警察本部調査）

○高齢者事故防止対策

- ・夜間の歩行者事故抑止のため、歩行者事故防止効果が高い自発光式反射材の広報啓発活動等を推進し、着用率の向上を図る。
- ・交通表示を高齢者にも分かりやすくするため、信号灯器のLED化や道路標識の高輝度化など視認性の高い交通安全施設の整備を推進する。
- ・加齢に伴う身体機能低下の認識を促すため、**免許更新時における講習などを充実**するとともに、**運転免許証自主返納制度の周知・利用促進**を図る。
- ・高齢運転者の事故防止を図るため、自動車安全運転体験講習や自転車安全運転体験講習のほか、シミュレータ等を活用し、高齢運転者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室を実施する。
- ・関係機関と協働し、**高齢者の安全意識を高める広報啓発活動**を推進する。
- ・高齢者に対する交通安全指導を徹底するため、高齢者宅への訪問による個別指導を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
高齢者事故防止対策	講習の充実、運転免許証自主返納制度の利用促進			
高齢者への広報啓発活動				
高齢者事故防止のためのキャンペーン等の実施	イベント会場、繁華街等でのキャンペーンや交通安全教室の実施			
	高齢者事故ストップキャンペーンの実施(3市町/年)			
孫世代から高齢者に向けた安全メッセージの発信	県内全小学3年生の参画			

○歩行者に優しい安全確保対策

- ・歩行者の安全な通行を確保するため、通学路の緊急合同点検結果等に基づく対策が必要な箇所において、安全施設や歩道の整備を推進する。
- ・高齢者、障害者等の移動における安全性向上のため、バリアフリー新法に基づき、市町・道路管理者と連携した**交通安全施設の整備**を推進する。
- ・歩行者事故を防止するため、子どもや高齢者等の交通弱者の視点に立ち、歩行者保護や駐車対策に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
バリアフリー新法に基づく交通安全施設の整備	計画的な交通安全施設整備の推進		平成28年度末 100%	
	→			

○自転車総合対策

- ・自転車の利用マナーの向上を図るため、学校等と連携して児童を対象とした「**自転車免許制度**」の**実施・拡大**など、交通安全教育を推進する。
- ・自転車と歩行者の安全・快適な通行を確保し、事故防止を図るため、道路管理者と連携し、自転車と歩行者を区分する自転車専用通行帯の設置や普通自転車の歩道通行部分の指定等を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
自転車免許制度実施校の拡大	実施校の拡大			
	→			

○悪質・危険運転者排除などの対策

- ・交通事故の防止と道路交通秩序の維持を図るため、飲酒運転など重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを強化する。あわせて、悪質運転を助長する飲酒運転者への酒類提供者や無免許運転者への車両提供者に対する指導取締りを推進する。
- ・ひき逃げ・飲酒運転等の悪質事件等の検挙のため、緻密な鑑識活動による客観的証拠の収集や違反者の関係者に対する背後責任の追及など、徹底した捜査を推進する。特に、酒酔い運転や脱法ハーブ等薬物使用に起因する事故については、法定刑の重い危険運転致死傷罪を適用するなど、**悪質運転者を道路交通から長期排除**する取組を進める。
- ・飲酒運転を根絶するため、飲酒運転による交通事故の実態や悲惨さを周知するための広報・啓発活動を推進する。
- ・暴走族の壊滅に向け、取締りの強化や加入阻止などの暴走族対策を推進する。
- ・悪質で危険な運転を繰り返さぬよう、処分者講習の内容を充実するなど、危険運転者の改善を図る教育を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
飲酒運転など悪質運転者の排除の推進	重点的取締活動の実施、厳正な処分			
	→			

[分野別計画] 静岡県警察安全・安心推進プログラム 2014

3 犯罪発生を抑える警察力の強化

県民を犯罪や交通事故から守るための人的基盤を強化し、変動する治安情勢に的確に対応できる強い執行力を持つ捜査と防犯等のプロ集団づくりを進める。

殺人などの凶悪犯罪をはじめ、県民に不安感を生じさせる身近な犯罪、組織犯罪、サイバー犯罪、テロなどの検挙・抑止対策を戦略的に進めるとともに、警察の執行力をフルに生かすため、体制の整備、科学捜査や情報通信システムの高度化、機動力の強化、各種装備資機材の充実整備等を計画的に進める。

(1) 犯罪対策の推進

重要犯罪や社会的耳目を集める知能犯罪、凶悪犯罪などの二次犯罪に発展するおそれのある空き巣等の侵入窃盗犯罪の検挙対策をはじめ、暴力団など反社会的勢力や来日外国人等による組織犯罪の取締り及びテロなどの未然防止を推進することにより、県民が安全で安心して暮らせる社会を創設する。

【目標】

刑法犯認知件数（平成 24 年 32,396 件）	27,000 件以下	（県警察本部調査）
重要犯罪の 4 年間（平成 26～29 年まで）の平均検挙率		
	（平成 15～24 年の平均検挙率 63.9%）	64%以上（県警察本部調査）

○重要犯罪及び生活経済事犯等に対する捜査の強化

- ・殺人、強盗、性犯罪等の重要犯罪の検挙率向上及び連続発生する犯罪の早期事件解決を図るため、初動捜査活動や犯罪発生状況の分析など検挙活動を強化する。
- ・**振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺を撲滅**するため、だまされた振り作戦による現場検挙、口座開設・携帯電話詐欺等の助長犯罪被疑者の検挙を推進するとともに、関係機関・団体等と連携した検挙活動や広報啓発による予防活動を推進する。
- ・県民の身近で発生し、凶悪犯罪などの二次被害に発展するおそれのある侵入窃盗犯罪、自動車盗等を検挙するため、窃盗常習者対策などを推進する。
- ・高齢者が被害に遭いやすい「悪質商法」などの生活経済事犯や自然環境を破壊する廃棄物不法投棄などの環境事犯の根絶を図るため、取締り活動による事件検挙及び犯罪被害抑止対策を推進する。
- ・清浄な風俗環境の保持を図るため、無許可営業・年少者使用などの風営法違反や性的搾取等を目的としたトラフィッキング（人身取引）事犯の温床となっている外国人雇用事犯等、風俗関係事犯の取締りを推進する。
- ・サイバー空間の安全と秩序を維持するため、金融機関をはじめとする事業者、関係機関・団体との連携により、不正アクセスやフィッシング詐欺等、サイバー犯罪の取締りを推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
重要犯罪及び生活経済事犯等 に対する捜査の強化	各種犯罪の取締り強化・検挙率の向上			
	→			
振り込め詐欺をはじめとする 特殊詐欺撲滅に向けた対策	県民の詐欺に対する抵抗力を付けるための広報啓発活動の推進			
	→			

○総合的な組織犯罪対策の推進

- ・犯罪組織の壊滅に向けた戦略的な捜査に資するため、実態等に関する情報収集・集約の効率化を図り、情報の分析結果を関係部門に還元するなど、犯罪組織の実態解明を推進する。
- ・暴力団等を弱体化・壊滅させるため、震災関連事業に絡む労働者派遣業違反や、違法風俗店経営などの暴力団資金源犯罪の取締りを強化するとともに、暴力団排除条例に基づく積極的な取組を推進する。
- ・薬物・銃器供給を遮断するため、税関など関係機関との連携により、薬物・銃器の水際取締対策を強化する。
- ・国際犯罪組織を壊滅させるため、関連情報の収集と実態解明を図り、地下銀行、偽装結婚などの犯罪インフラ事犯に対する取締りを推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
暴力団犯罪及び薬物・銃器対策	暴力団排除支援団体の拡充、暴力団資金源犯罪と薬物・銃器取締りの強化			
	→			
	暴力団排除支援団体を年間2団体増設			

○テロ等への的確な対応

- ・多様化するテロの未然防止を図るため、テロに関する的確な情報収集、分析を行うとともに、関係機関・団体との連携による取締りを推進する。
- ・官民一体となって、テロ根絶に向けた県民意識を醸成するため、民間団体主催の各種研修会等においてテロ対策の講演を実施する。
- ・重要施設等に対するテロの未然防止を図るため、施設管理者等との連携を強化し、治安情勢に応じた弾力的かつ効果的な警戒警備を実施するとともに、装備資機材の整備及び効果的な運用に向けた知識・技能の向上を図る。

[分野別計画] 静岡県警察安全・安心推進プログラム 2014

(2) 警察活動基盤の強化

治安維持に当たる警察力を十分に発揮させるため、活動基盤である組織体制、警察施設、現場執行力を強化する装備資機材の計画的な整備を推進する。

【目標】

刑法犯認知件数（平成 24 年 32,396 件）	27,000 件以下	（県警察本部調査）
サイバー犯罪捜査検定合格者数（平成 24 年 243 人）	2,500 人	（県警察本部調査）

○プロ集団としての警察組織づくり

- ・治安情勢に即応するための**弾力的・効果的な組織体制の整備**と警察活動を支えるための人的基盤の強化を推進する。
- ・精強な第一線警察を構築するため、各種事件現場を想定した実戦的訓練、ベテラン警察官を活用した伝承教養などの取組を強化し、若手警察官の早期育成を図る。
- ・匿名性の高いインターネットを利用した犯罪の取締りの強化を図るため、捜査員のサイバー犯罪対処能力の向上を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
組織体制の整備	治安情勢に即応した弾力的・効果的な整備			
				→

○活動基盤の充実

- ・科学捜査の強化を図るため、DNA資料など現場遺留物等に対する各種鑑定の高度化や各種研究を推進する。
- ・治安維持や震災時の災害対策活動等に当たる警察力を十分に発揮するため、活動基盤である**警察署などの警察施設**について、警察署再編整備計画、静岡県第4次地震被害想定や治安情勢の変化等を踏まえ、計画的な整備を推進する。さらに、現場執行力を強化する各種車両や装備資機材の整備、充実を図る。
- ・業務の効率化、セキュリティ対策の強化を図るため、情報処理基盤の整備を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
警察施設の整備	(仮称)浜松西警察署の新設	準備作業		
	下田警察署松崎分庁舎の建替え	準備作業		
				→

[分野別計画] 静岡県警察安全・安心推進プログラム 2014

4-3 地域主権を拓く「行政経営」

1 透明性と県民参加による行政運営

県民が地域に関心を持ち、地域のために自ら考え行動していくためには、地域づくりに関わる行政情報が入手しやすく、分かりやすく、意見が言いやすいなど、行政運営の透明性が高いことが不可欠である。

効果的で分かりやすい情報提供等により、県政に関する県民の理解を促進するとともに、地域の課題を積極的に把握し、県民の意見を施策に反映させ県政への参加を促すことにより、開かれた県政を推進する。

【目標】	
県政に関心がある県民の割合（平成 25 年度 62.2%）	70% （県政世論調査）
県ホームページへのアクセス件数（平成 24 年度 5,211 万件）	6,000 万件 （県電子県庁課調査）
県民だよりの閲読度（平成 25 年度 66.2%）	70% （県政世論調査）
県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合（平成 25 年度 14.5%）	25% （県政世論調査）
タウンミーティングの開催回数（平成 24 年度 201 回）	200 回/年 （県広報課調査）

○効果的で分かりやすい情報提供により県政に対する県民の理解を促進

- ・ホームページなどを活用して、県政における重要な情報や統計など県民に役立つ情報、**県民の関心が高い情報などを積極的に提供**する。
- ・「県民だよりの」や「広報番組」、フェイスブックほか I C T を活用した情報発信など、各種媒体の特性を活かしながら、定期的な広報や緊急課題に対応した迅速かつ効果的な広報を展開する。
- ・県民の理解を得ながら具体的取組を進めていくため、職員が地域に赴き、県施策など様々な情報の提供と説明を行う出前講座を実施する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
効果的で分かりやすい情報提供	県民の関心の高い情報の積極的な発信、出前講座の実施			
		↑ 反映		
	情報提供の拡充 検討			

○県民意見を積極的に反映させる県民参加型の行政を推進

- ・**県民のこえや現場のこえなどを的確に把握**するため、知事広聴やタウンミーティングなど、県民と意見交換を行う機会を拡充し、意見の反映状況を公表するとともに、県政世論調査やインターネットモニター調査など、目的を絞り、より深く課題を探る調査広聴を実施する。
- ・県民が意見・要望等を寄せる機会と手段を充実し、寄せられたこえにより早く、的確に対応するとともに、施策に反映させるため、全庁の情報共有化を図る。

- ・ 県政への県民参加を促進するため、政策形成過程において県民に意見を求める県民意見提出手続の効果的な活用を図る。
- ・ 県民参加型の透明性の高い行政評価手法である「“ふじのくに”^{しみん} 士民協働 事業レビュー」を実施し、県民参加の促進と改善意見の反映を図る。
- ・ 「“ふじのくに” づくりサポーター」(“ふじのくに”^{しみん} 士民協働 事業レビューにおける県民評価者等) への県政情報の発信や大学生との協働により、県民の県政への継続参加や若者の県政参加の促進を図る。
- ・ 県民の社会資本整備への積極的な参加を促進するため、道路や河川などの整備において、計画段階から地域住民やNPO等との協働の拡大・充実を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
県民のこえや現場のこえなどの的確な把握	県民との直接対話の場の創出、民意把握のための調査、パブリックコメントの効果的活用			
		県施策等への反映		

[分野別計画] 静岡県行財政改革大綱、静岡県広報・広聴取組方針、
静岡県社会資本整備重点計画

2 市町や民間と連携した行政運営

地域の課題は地域で解決できる能力、体制の確保や多様化、高度化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応できる、県全体としての生産性の高い行政が求められている。

権限・財源・人材の三位一体による県から市町への権限移譲、地域課題への対応に向けた市町間の連携など、地域が自立できる行政体制の整備や、民間事業者の創意工夫、多様な主体との協働を生かすことによる県民サービスの質の向上を図り、市町や民間と連携した行政運営を推進する。

(1) 地域が自立できる行政体制の整備

住民に身近な行政は市町が担い、市町では対応が困難な広域機能、調整機能や高度専門的な機能などを県が担うよう役割分担を整理し、県から市町への権限移譲を進める。

また、自主的な市町村合併、事務の共同処理など市町の体制強化や、県全体の行政運営の最適化・効率化の促進に向けた取組を進め、市町と連携して地域の自立に向けた行政体制を整備することにより、将来にわたっての行政サービスの安定的な提供を図る。

【目標】

地方債協議制上の許可団体数（平成 24 年度 1 団体/35 団体） 0 団体

（「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条に基づき各自治体が公表する数値）

将来負担比率が早期健全化基準以上の市町数（平成 24 年度 0 団体/35 団体） 0 団体

（「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条に基づき各自治体が公表する数値）

県から市町への権限移譲対象法律数（平成 25 年度日本一） 日本一

（一般社団法人地方行財政調査会「市町村への事務移譲の実施状況調べ」）

○権限・財源・人材の三位一体による県から市町への権限移譲の推進

- ・住民に身近な行政サービスは市町で完結できるよう、県と市町の役割分担を踏まえ、既移譲事務の移譲対象市町の拡大等にも配慮しながら、権限移譲を進めるための計画を策定・推進する。
- ・移譲された事務を円滑に実施できるよう、市町に対する財政措置を行う。
- ・移譲された事務を的確に実施できるよう人材の育成を図るため、市町の要請に基づいた県職員の派遣や市町職員の受入れなどの支援を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
権限移譲を進めるための 計画の策定・推進		計画の推進		
			新計画策定	新計画の推進

○地方分権改革や地域課題への対応に向けた市町の体制強化支援と市町との連携推進

- ・多様化し増大する行政需要に的確に対応できるよう、事務の共同処理などの広域連携や自主的な合併に取り組む市町等に対する支援を行う。
- ・基礎自治体優先の原則に基づき、地域の自主性・自立性を高めるため、特別自治市など大都市制度改革への対応を図る。

- ・市町からの要請を踏まえた県から市町への職員派遣や、県と市町の職員人事交流制度の活用を行う。
- ・県と市町の連携による地域づくりを推進するため、知事と市町長による地域サミットなどを開催し、県と市町の共通意識の醸成を図る。
- ・市町コミュニティ担当職員が必要な知識や情報を習得し専門性を高めるため、地区別研修会を実施し、市町コミュニティ施策の充実に向けた支援を行う。
- ・コミュニティ活動の活性化を図るため、静岡県コミュニティづくり推進協議会を通じて、地域活動を牽引するリーダー等を養成する。

○市町との連携による行政経営の推進

- ・広域連携や行政改革に関する諸課題の検討を行うため、**市町と県との「行政経営研究会（仮称）」を設置**し、県全体の行政運営の効率化・最適化に向け市町と連携した取組を促進する。
- ・行政経営に関する市町からの相談をワンストップで受け付けるとともに、市町の要請に応じて講師派遣等の技術支援を推進するなど、市町と連携して一層の行政の生産性の向上を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
市町との連携による行政経営	研究会の設置・検討、項目別の成果報告・実践			最終報告書作成 取組方針決定
	市町・県の連携体制、行革大綱等に反映			

[分野別計画] 静岡県行財政改革大綱、ふじのくに権限移譲推進計画

(2) 民間等の能力や創意工夫を活用したサービスの提供

ますます高度化、多様化する行政需要に的確に対応し、県民に提供する行政サービスの質の向上を図るため、企業、NPOなど民間事業者等との役割分担を推進し、民間事業者の積極的な活用や、県民サービスの提供主体の最適化への取組を進めていく。また、県民本位の視点に立った不断の改革・改善を行い、質の高い行政サービスの提供に努める。

あわせて、行政を代替、補完する外郭団体については、団体の自主性や自立性を確保しつつ、一層効果的で能率的な活用に努める。

【目標】	
指定管理者制度導入施設で利用者満足度が80%以上の施設数	
(平成24年度22施設中17施設)	全施設 (県行政改革課調査)
指定管理者制度を導入している公の施設の利用者数	
(平成22~24年度平均約622万人)	650万人/年 (県行政改革課調査)
県とNPO、地域住民、企業等との協働事案件数(平成24年度285件)	300件 (県行政改革課調査)

○民間の創意工夫の活用や協働・連携によるサービスの提供

- ・ 公の施設の設置目的や安全管理に配慮しながら、指定管理者制度など民間事業者の創意工夫の活用を推進し、能率的かつ地域のニーズに応えたサービスの充実を図る。
- ・ 民間に運営権を譲渡するコンセッション方式など、民間能力を活用するための新たな手法の導入について検討を進める。
- ・ 新たな地域課題への効果的な対応やきめ細かなサービスの提供を図るため、NPO、企業、地域住民等との協働・連携を推進する。
- ・ NPOが安定した活動を継続できるよう、ふじのくにNPO活動センター等の活動を通じて、活動の充実や拡大を促進する。
- ・ 県内の中間支援機能を強化・充実するため、ふじのくにNPO活動センター等を通じて、市町の市民活動センター等の活動を支援する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
民間事業者の創意工夫の活用と協働・連携の促進	施設・業務に応じた民間能力の活用・連携の推進			
	施設・業務ごとに方針検討	↑ 反映		

○行政サービスの質の向上を図る不断の取組

- ・ 県民本位で質の高いサービスの提供を図るため、職員一人ひとりが身近な業務を見直す「ひとり1改革運動」を推進する。
- ・ 利用者の視点に立ったサービスの向上を図るため、ユニバーサルデザインの推進、行政手続の簡素化などに努める。

○ICT利活用による県民サービスの向上と事務の効率化

- ・ 行政手続に伴う負担の軽減や利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、インターネ

ットによる各種申請や届出、税の申告など、高い安全性を確保しながら行政手続のオンライン化を推進する。さらに、行政手続の簡素化等を目的とするマイナンバー制度の円滑な導入を図るため、市町への支援を行う。

- 行政コストの削減や業務の効率化を図るため、サーバの統合・集約化など、クラウドコンピューティング等の利活用を推進する。
- 県が保有する公共データを二次利用可能な形式で公開し、営利目的も含めた利活用を促す、公共データの民間開放（オープンデータ）への取組を推進する。

○外郭団体の検証・見直しと効果的な活用

- 行政を代替、補完する外郭団体のより効果的・能率的な運営を促進するため、経営的視点により、団体の必要性、経営の健全性、事業の有効性等について数値目標を設定した上で定期的な点検評価を行い、結果を外部の視点で検証するなど、不断の見直しに努める。
- 外郭団体のより効果的な事業推進を図るための取組や、経営の自立性の向上に向けた取組を促進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
点検評価表結果等を踏まえた外郭団体の検証・見直しと活用	検証を踏まえた見直しと活用の推進			
	数値目標を設定した点検評価表及び外部視点による検証等	↑ 反映		

[分野別計画] 静岡県行財政改革大綱、静岡県情報化基本計画「新ふじのくにICT戦略」

3 未来を見据えた戦略的な行政運営

厳しい行財政環境が続く中、限られた資源で高い成果が得られる取組や、持続可能な公共サービスの提供が望まれている。

歳出のスリム化と歳入の確保などによる将来にわたって安心な財政運営の堅持、目的達成に柔軟に対応できる簡素で能率的な組織の確保とともに、優れた政策形成能力などを備えた人材の育成と職員の能力発揮支援による組織の活性化、成果の達成に向けた施策や事業等の評価や見直しを進め、戦略的な行政運営を展開する。

(1) 将来にわたって安心な財政運営の堅持

地域主権を確立するためには、“ふじのくに”の自立を支える財政基盤の確立や健全財政の維持が不可欠である。

限られた財源を有効に活用するために、歳出のスリム化や歳入の確保など徹底的な行財政改革に取り組み、選択と集中により事業の優先化や重点化を実施し、効果的で能率的な行政運営を実現する。

【目標】

県自らがコントロールできる通常債の残高

(平成 24 年度末 1 兆 8,248 億円) 上限 2 兆円程度 (県財政課調査)

富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりの実現に必要な新規事業等のための財源の捻出

(平成 22~25 年度当初予算において 649 億円捻出) 4 年間で 600 億円※ (県財政課調査)

(※600 億円は政策的に使える一般財源の半分程度に相当する額)

プライマリーバランス (平成 24 年度黒字) 黒字の維持

(県財政課調査)

○歳出のスリム化

- ・ 人件費や公債費等の義務的経費の抑制を図る。
- ・ 財政状況や経済情勢を踏まえた機動的かつ弾力的な投資水準の適正化を推進する。
- ・ 役割分担を踏まえた補助金、貸付金、団体負担金の見直しを図る。
- ・ 定例化業務の点検、部局類似事業の見直しなど事業のスクラップアンドビルドを徹底し、内部管理経費等の見直しを図る。
- ・ 予算節減努力評価制度を継続して実施する。
- ・ 財務諸表等を活用し、職員のコスト意識の醸成を図る。

○歳入の確保

- ・ **納税環境の整備や徴収対策の推進**など、県税の安定的確保を図る。
- ・ 県債の計画的な発行と活用を推進する。
- ・ 庁舎への広告掲載、ネーミングライツなど、新たな収入確保に取り組む。
- ・ 貸付金、家賃収入等の未収金徴収対策の取組強化を図る。
- ・ 基金、歳計現金の運用期間を長期化するなど、更なる資金の効率的な運用を図る。
- ・ 県有財産の見直し、売却等を推進する。
- ・ 使用料・手数料等の見直しなど、受益者負担の適正化を図る。
- ・ 目的を達成した基金の廃止など、基金の有効活用を推進する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
市町との協働による個人県民税の徴収対策の推進	徴収対策本部会議による取組	特別徴収義務者の指定	及び	滞納対策の継続
自動車税等の徴収対策強化	納期内納付の推進及び滞納整理強化			

○国への提言

- ・ 国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組みの構築を図る。
- ・ 臨時財政対策債の廃止を含めた抜本的な改革と償還財源の確実な確保を図る。

[分野別計画] 静岡県行財政改革大綱

(2) 簡素で能率的な組織

地域主権時代を迎え、ますます高度化、多様化する行政需要に対して限られた人的、財政的資源によりの確に対応するため、迅速な意思決定や施策展開が可能な簡素で能率的な組織づくりを一層進めていく。

<p>【目標】 人口1万人当たりの県・市町村職員数の全国順位（平成24年度7位） 5位以内 （県人事課調査） 同規模県（人口200万～500万人）と比較した人口1万人当たりの県職員数 （平成24年度最少） 常に最少（県人事課調査）</p>
--

○地域主権の時代にふさわしい新たな組織の運営

- ・ 県の「権限移譲推進計画」や国の地方分権改革の推進に基づく、国から県、県から市町への権限移譲に対応した**組織の見直し**を推進する。
- ・ 県が担うべき役割やBCP（業務継続計画）を踏まえた適正な職員配置の在り方を検討する。
- ・ 企業局については、独立採算による経済活動や弾力的な予算執行など公営企業会計の特性を県の施策実現の手段として活かしつつ、状況の変化に応じた適切な体制整備に取り組む。
- ・ 毎年度、職員数の増減内容を公表する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
地方分権一括法に対応した組織改編				
第3次一括法への対応		国・市町との調整・県組織の改編		
新たな一括法への対応	県組織の見直し等の方針検討	↑ 反映		

[分野別計画] 静岡県行財政改革大綱、静岡県企業局第3期中期経営計画

(3) 人材と組織の活性化

地域主権の実現を推進する新たな行財政運営を担う人材を育成するため、職員の意欲・能力を高め、活かす人事施策を推進し、組織全体の生産性の向上と、職員一人ひとりがやりがいを実感できる環境づくりを進めていく。

【目標】

自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合（平成 24 年度 55.6%）	60%	(県人事課調査)
中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合（平成 24 年度 73.4%）	75%	(県人事課調査)

○中長期的な視点に立った人材育成の推進

- ・職員の主体的なキャリア形成意識を醸成し、意欲と能力を最大限に活用する人材開発プログラム「静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム（CDP）」により、中長期的な**キャリアプランの実現を支援**する。
- ・職員の意欲と能力を活かした適材適所による人材活用に努める。
- ・独自施策の推進に必要な政策形成能力や法務能力など、自治体の自立に必要な人材を育成するため、職員の能力開発を支援する研修制度の一層の活用を図る。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
計画的な人材育成 キャリア開発研修の実施	研修実施			

※静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム

職員のキャリア形成の意思・意欲、それに対する努力・研鑽、その行動・成果を反映した人事管理を行い、より専門性の高い職員を育成しようとする長期人材育成システム。

○職員の能力発揮支援による組織の活性化

- ・組織の活力を高めるため、民間企業や団体等との交流や海外での研修など、県庁外における様々な交流・体験等を通じて広い視野を持った職員の育成を図るとともに、管理監督職員の組織運営及び業務執行に関するマネジメントの支援に努める。
- ・組織力の向上を図るため、退職後まで見据えたキャリア開発・活用など、50 歳代の職員の能力開発を支援するとともに、女性職員が生涯にわたって活躍できるようなキャリア開発支援や職場環境づくりを推進する。

○職員の意欲と能力を高める人事マネジメントサイクルの構築

- ・勤務成績評価制度を通じて職員の勤務成績の正確な把握に努めるとともに、**評価制度を活用した人事マネジメントサイクルを構築**し、職員の意欲と能力を高め、その力を最大限に引き出すよう努める。
- ・勤務成績を適切に勤勉手当へ反映し、職員の士気高揚を図る。
- ・勤務成績評価制度と**研修所研修との連携により、人材育成を推進**する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
評価制度を活用した人事マネジメントサイクルの構築				
		評価制度の検証と見直し		
		新たな人事マネジメントサイクルの検討		

[分野別計画] 静岡県行財政改革大綱

(4) 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進

地域主権時代の行政経営には、地域の発展のため県自らが独自の施策を着実に推進していく必要がある。

このため、目標を定め、常に施策や事務事業の評価や見直しを行いながら、県民視点に立った成果を重視した行政経営を展開していく。

【目標】

静岡県 ¹ の行財政改革の取組に対する県民の認知度 50%	(県政世論調査)
全職員の行財政改革に対する不断の取組(ひとり1改革運動の取組件数)	
(平成17~24年度平均14,276件)	14,300件/年 (県行政改革課調査)

○成果を重視した行政経営の推進

- ・ 県民視点を踏まえた効果的、効率的な事業の推進を図るため、透明性の高い行政評価手法である「“ふじのくに”² 士民協働 事業レビュー」の改善意見を反映した事業の見直しを行う。
- ・ 総合計画に掲げる施策目的の達成を図るため、業務実施に係る作戦書として各所属が作成する「施策展開表」の点検を常に行い、成果の達成に向けた業務の見直しを一層推進する。
- ・ 職員一人ひとりが業務の質の向上を目指し、日常的に自ら考え行動する組織風土を醸成するため、「ひとり1改革運動」を推進する。

○経営的視点による県有施設等管理の推進

- ・ 県有施設(社会資本=インフラ資産を除く)の総量適正化、百年庁舎を目指した長寿命化、維持管理経費の最適化及び有効活用を推進するため、未利用財産の売却促進、劣化診断の拡充、維持保全業務の標準化、未利用財産の利活用推進を行うなど、ファシリテイマネジメントの考え方にに基づき、**県有施設の管理の最適化**に努める。
- ・ **県有施設のエネルギー使用量を削減**するため、新築建築物では省エネルギー技術の導入と太陽光発電設備等の創エネルギーにより将来的なゼロ・エネルギービル化を目指し、既存建築物では省エネルギー診断による運用改善、設備改修等により省エネルギー化を推進する。
- ・ インフラ資産の最適な管理を図るため、社会資本の効果的・効率的な整備を推進し、県民にとって真に必要な施設への重点化を図るとともに、既存のインフラ資産を最大限に活用する。
- ・ **社会資本の長寿命化を推進**するため、限られた予算の中で最適な維持管理を行うアセットマネジメントの考え方を導入した「社会資本長寿命化行動方針」に基づく中長期管理計画を早期に策定するとともに、進捗管理体制を整え、計画に沿った点検や補修を行うなど、県民の生活基盤の適正な維持管理に努める。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
ファシリティマネジメントの推進	一定施設のアセスメント実施	一層の売却促進		
	劣化診断手法の改善等の検討	劣化診断の拡充等による長寿命化の推進		
	施設情報一元化DBの更新、情報分析、業務の標準化			
	未利用財産の新たな利活用策の検討・実施			
県有施設の省エネルギー対策の推進	県有施設建設におけるゼロ・エネルギー化推進			
	県有施設の省エネルギー診断及び改善			
	前年度診断施設の追跡調査	改善内容の検証・助言		
「社会資本長寿命化行動方針」に基づく社会資本の長寿命化の推進	長寿命化計画の策定及び計画の実施			
	優先的取組対象12工種については、28年度までに中長期管理計画を策定完了			

○活力にあふれた行政経営の推進

- ・ 県庁内では得がたい技術や能力を有する民間人の活用など、異なる組織風土を持つ民間企業等との交流を通じて県組織に刺激と活力を与える。
- ・ 民間企業や団体等との交流や海外での研修など、県庁外における様々な交流、体験などを通じて職員の視野を広め、組織の活力を高める。
- ・ 総合計画の目標「自立の実現」のための分野別計画である **静岡県行財政改革大綱** の進捗状況について、外部の視点による検証を行い、着実な推進を図るなど、不断の行財政改革に努めていく。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
静岡県行財政改革大綱の推進	大綱に基づく行財政改革の推進			
		↑ 取組の改善に反映 外部の視点による進捗評価の実施		

[分野別計画] 静岡県行財政改革大綱、静岡県社会資本整備重点計画、ファシリティマネジメントの実施に向けて、社会資本長寿命化行動方針

第5章 地域づくりの基本方向

1 基本的考え方

(1) “ポスト東京時代の日本の理想郷”を支える特色ある地域圏の形成

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生以降、災害に強い国土づくりやエネルギー政策の転換が求められていることに加え、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少や刻々と変化する不透明な経済情勢の中、本県を“ポスト東京時代の日本の理想郷”とするため、本県の各地域が有する多彩な「場の力」を最大限に活用し、都市間等の機能分担と相互連携により、引き続き、全国的、世界的レベルの特色ある魅力を備えた 5 つの地域圏の形成を進める。

この各地域圏が相互に機能を分担・補完、連携し、県全体として、多様な地域性が調和する“ふじのくに”を形成する。

①安全・安心で魅力ある地域圏の形成

国内観測史上最大規模の東日本大震災の発生や静岡県第 4 次地震被害想定が公表される中、日本の大動脈上に位置する本県の防災・減災対策の充実・強化は喫緊の課題であり、最優先で取り組んでいく。さらに、県・市町・企業など多様な主体の参画の下、沿岸・都市部では都市の利便性を維持し、一層の安全性を高めるまちづくりを進めるとともに、内陸・高台部では美しい景観と個性を備えた「農芸都市（ガーデンシティ）」を築き、それらが相互に連携・補完し、それぞれの「場の力」を生かすことができるよう交通・情報ネットワークを整備する、「内陸のフロンティア」を拓く取組を全県で展開し、安全・安心で魅力ある地域圏を形成する。

②世界レベルの個性と魅力を備えた多彩な地域圏の形成

富士山が世界文化遺産に登録され、また茶草場農法が世界農業遺産に認定されるなど、本県は、我が国を代表する世界レベルの地域資源を数多く有している。これら伝統、文化、自然等の地域資源を磨き上げ、最大限に生かすとともに、各地域の特色ある産業等を集積することにより、個性と魅力を備えた多彩な地域圏を形成する。

圏域内では、質の高い都市サービスと恵まれた自然環境等を生かしたゆとりある生活との両立を図るため、都市と農山漁村との交流・連携により、人と自然が共生する美しく暮らしやすい多自然共生地域の形成を図る。

また、空の玄関口である富士山静岡空港や平成 24 年 4 月に開通した新東名高速道路等の広域的な交通ネットワークを最大限に活用し、ヒト、モノ、情報等が活発に行き交う地域づくりを促進する。

③広域的な求心力を備えた力強い地域圏の形成

本県は、我が国の大動脈である東海道の中央で、首都圏、中京圏の間に位置しており、広域的な道路網の整備等を背景とし、他県、特に東西の大都市圏の影響を受けやすい環境下にある。

このため、それぞれの地域圏が、圏域全体としての機能強化に資する高次都市機能等を集積することにより、各地域圏の中心地域の拠点性を高めることで、圏域、さらに県域を越えて影響を及ぼす広域的な求心力を備えた力強い地域圏を形成する。

④圏域を越えた相互連携・交流の促進

新東名高速道路や伊豆縦貫自動車道等の交通ネットワークや光ファイバ網等の情報ネットワークの充実を図り、各地域圏内はもとより地域圏間の相互の交流・連携を強化する。

さらに、中部横断自動車道、三遠南信自動車道等の交通ネットワークを生かし、山梨県、長野県をはじめとする県境を越えた周辺地域との連携や、日本海側の地域との南北交流を促進するとともに、富士山静岡空港を核として、国内遠隔地だけでなく、成長著しい東アジアや東南アジア地域との交流の深化に努め、日本の真ん中で広域的な交流が盛んに行われる存在感ある地域圏の形成を進める。

(2) 多様な主体の参加と協働による“ふじのくに”の地域づくり

地域づくりにおいて市町が果たす役割は今後ますます大きくなることを踏まえ、県は、より高度で広域的な行政を展開するなど、県と市町の役割を明確にしつつ、相互に緊密な連携を図りながら地域づくりを進める。

また、地域住民、NPO、企業等の多様な主体を地域づくりの担い手と捉え、県・市町との有機的な連携を推進し、これらの多様な主体の持つ能力や創意工夫を活用した、協働による開かれた地域づくりを促進する。

2 地域圏

(1) 地域区分の考え方

日本の真ん中で存在感を発揮し、将来に向けて自立的、持続的に発展可能な“ふじのくに”を支える地域づくりを進める観点から、都市機能等の集積のメリット等を考慮し、政令指定都市並みの人口規模（70～100万人程度）を目安とし、次の視点に立って地域圏を設定する。

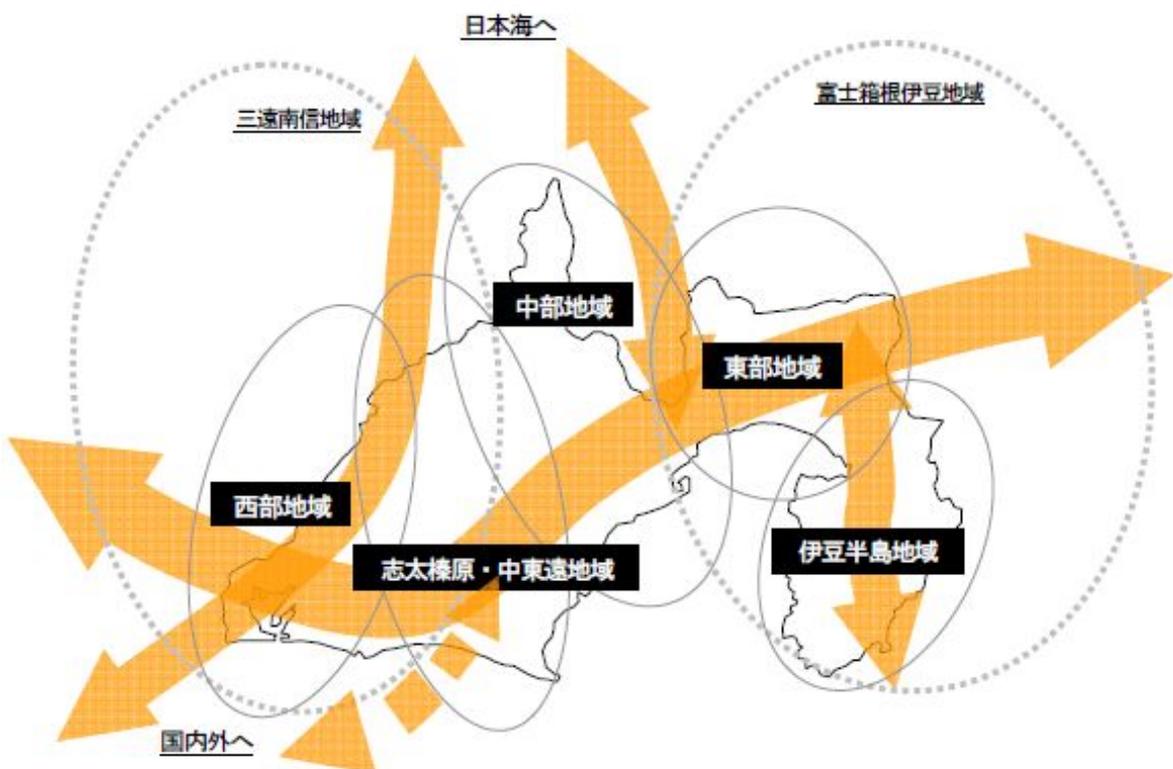
- 県と政令指定都市（静岡市、浜松市）との連携・役割分担による地域づくり
- 伊豆半島地域における観光等の特性を踏まえた地域づくり
- 東部地域における都市間連携による広域的な地域づくり
- 富士山静岡空港周辺地域における新たな発展に向けた地域づくり

(2) 地域区分

(1)の考え方に基づき、地域圏は次の5地域を目安とし、地域づくりを進める。

ただし、圏域は、様々な機能に応じて重複的かつ重層的に存在し、また、社会経済情勢や交通・情報通信網の充実、産業構造の変化等に伴い絶えず変動するとともに、今後、道州制をはじめ、地域構造の変化につながる動きが活発化していくことが見込まれる。

したがって、地域区分は厳密に区切られるものとは捉えず、更なる広域化の動きに柔軟に対応し、ボーダレスな視点から広域的な施策を展開する。



3 地域圏の目標

(1) 伊豆半島地域『世界レベルの魅力あふれる自然を生かした観光交流圏』

地質学的な特異性を有する伊豆半島ジオパークや、現存する反射炉として国内最古の韮山反射炉など特徴ある歴史・風土を有する伊豆半島の「場の力」を生かし、地域が一体となった世界的な観光交流圏の形成を図るとともに、日常生活の拠点となる都市と美しく豊かな自然に恵まれた農山漁村の一体的な地域づくりにより、住む人にも訪れる人にも快適で魅力的な地域を創造する。

また、伊豆縦貫自動車道をはじめとする交通ネットワークの整備等により東部地域との連携を強化し、東部地域と一体になった地域形成も視野に入れ、広域的な地域づくりや産業振興を促進する。

○ 豊かな自然環境を生かした世界的な観光交流機能の強化

- ・アジア、ヨーロッパの世界ジオパーク地域との交流や学会発表に取り組むとともに、ガイド、パンフレット、ウェブサイト等の外国語対応の充実を図ることで、伊豆半島の魅力を発信するなど、世界ジオパークへ向けた取組を促進する。また、伊豆半島ジオパークを訪れる観光客に分かりやすく説明できるジオガイドの養成やビジターセンター及びジオサイトの案内看板の整備を支援することで、ジオツーリズムを促進する。
- ・伊豆半島全域の市町との連携により、活動の核となる伊豆半島ジオパーク推進協議会事務局の運営体制を支援するとともに、観光事業者はもとより、商工事業者や交通事業者、地域住民等と連携した取組を促進する。
- ・地域を理解し、地域に貢献する人材を育成するため、富士山や伊豆半島ジオパークなど地域の自然、文化、産業等の特色を生かした地域学習や環境学習を推進する。
- ・地元の人しか知らない隠れたスポットや、ありのままの人々の暮らしや文化を体感できるような、来訪者に深い体験や新鮮な感動を提供することを目的とした「地域魅力ふれあい型観光」を積極的に展開し、地域における個々の魅力ある資源を磨き上げ、着地型・体験型の商品を造成する取組を支援する。
- ・富士山の世界遺産登録も踏まえ、山梨県、神奈川県との知事サミットの開催等により、三県の交流圏の目指すべき将来像とその実現に向けた連携施策を示した「富士箱根伊豆交流圏構想」の推進等に取り組む。
- ・富士山静岡空港就航先の市場特性による旅行ニーズを把握し、例えば花を好む外国人観光客に向けての伊豆半島の花に関する情報提供等、ニーズに応じた観光情報を発信する。また、外国人個人観光客に対して、目的地までの利用交通手段や移動時間、費用等を総合的に情報発信するとともに、旅行会社や交通事業者にレンタカーの利用促進や周遊パスの造成を働きかけるなど、空港から目的地までのアクセスの利便性向上により伊豆半島地域の交流人口の拡大を図る。

○ 個性ある「場の力」を引き出す多彩な産業づくり

- ・花き、わさび、しいたけ、キンメダイ等の農林水産物や加工品のブランド化の推進、和の食文化の普及、人材育成、情報発信等により、地域資源の魅力を最大限に発揮する「都づくり」を進める。また、農林事務所等の相談窓口やサポートセンターによる支援体制を整えるとともに、関係機関と連携し、農林漁業者等の事業化や商品化を支援し、地域内における6次産業化の取組を促進する。
- ・個々の魅力ある資源を磨き上げ、着地型・体験型の商品を造成する取組等について、観光業だけでなく農林水産業や商工業等の多様な業種が連携して地域全体としての取組に発展していくよう支援し、国内外の人々誰もが何度でも訪れたい観光地づくりを促進する。
- ・体験型教育旅行受入地域協議会の誘致活動の支援やグリーン・ツーリズム関連施策、彩り豊かな森林景観づくり等に取り組み、都市住民との交流増大により「住んでよし訪れてよし」の豊かな農山村づくりを推進する。
- ・「健康サービスが充実し高次都市機能が集積した“まちづくり”」等を内容とする「ファルマバレープロジェクト第3次戦略計画」を着実に推進し、地域資源である温泉を活用した「かかりつけ湯」の取組等を支援する。
- ・ファルマバレーに加え、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレーの3つの新産業集積クラスターの連携を強化するとともに、それぞれのプロジェクトの全県展開を図り、「医・工・薬・食連携」による世界レベルの研究開発とその成果を生かした産業化をより一層進める。

○ 住む人にも訪れる人にも魅力的な快適空間の創造

- ・多様な主体の参加による農山漁村の地域資源の保全活動や森づくり活動等により、美しい地域景観の形成や人の暮らしと自然との共生を促進する。
- ・伊豆縦貫自動車道の建設発生土を活用した農業生産基盤整備の検討を進めるほか、別荘地、分譲マンション定住者等の農業就業者への育成、確保を目的とした市民農園等の整備を推進するなど、農村地域の活性化を図る。
- ・地域の実情に配慮した合併処理浄化槽等の整備等による水環境の保全対策や、定期的な患者輸送体制の整備等による地域医療体制の確保・充実等、良好な生活基盤の形成を図る。また、景観に配慮した河川の整備等を推進するとともに、関係団体と連携して県民参加による桜名所の整備や小水力発電、温泉熱発電等の自然エネルギーを活用したまちづくりを支援するなど、都市サービスと美しい自然環境を併せ持った伊豆の魅力をも高める環境づくりを進める。
- ・移住・定住相談センターによる一元的な相談対応や県空き家バンクの充実、市町の受入体制整備への支援や外部人材の活用等による地域づくり支援、首都圏等の住民を対象とした重点的なプロモーション活動等に取り組み、伊豆半島地域への移住・定住の促進を図る。

○ 観光交流圏の形成を促進する交通・情報等のネットワーク化

- ・伊豆縦貫自動車道の未整備区間の整備を促進するとともに、地元市町等と連携して駿

河湾内を結ぶ海上交通の維持・活性化等に取り組むなど、世界的な観光地にふさわしい交通ネットワークの充実を図る。

- ・主要な市町道及び地域産業の振興等に重要な役割を果たす林道について、県過疎計画に基づく代行事業等により整備を推進するなど、地域住民の利便性の向上と産業の振興等を図る。
- ・民間事業者や市町への支援を通じ、バス路線の維持・確保を図るとともに、デマンド運行や乗合タクシーなど新たな生活交通の導入を支援し、地域のニーズに応じた、利便性の高い持続可能な生活交通を維持する。
- ・市町等と連携し、携帯電話の不通話地域の解消、光ファイバ網等の整備を促進するなど、情報通信基盤における都市部との格差是正を図る。

○ 安全・安心で魅力ある観光交流圏の形成

- ・地震・津波対策をハード・ソフトの両面から可能な限り組み合わせて充実・強化することにより、想定される被害をできる限り軽減することを目指す「地震・津波対策アクションプログラム2013」を推進する。
- ・“命の道”となる伊豆縦貫自動車道の未整備区間の整備を促進するとともに、緊急輸送路及び緊急輸送路以外の重要路線の橋梁の耐震対策を推進するなど、大規模災害発生時における救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動の迅速な対応に寄与する信頼性の高い道路ネットワークの整備を図る。
- ・「内陸のフロンティア」を拓く取組を通じて、安全・安心で魅力ある地域づくりを地域圏内で広く展開していくとともに、地元自治体や民間企業と連携して、伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺の活用を検討し、防災・減災と地域成長の両立を図る。
- ・水や温泉等の地域資源を生かし、小水力発電や温泉熱発電等の再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、こうした自然エネルギーを活用したまちづくりを支援し、小規模分散型システムによるエネルギーの地産地消を推進する。

（2）東部地域 『日本の国土のシンボル富士山を世界との交流舞台 とした健康交流都市圏』

日本の国土のシンボルであり、人々を惹きつける世界遺産富士山を仰ぎ、国際的な観光地を有する富士箱根伊豆地域の中核都市圏として、総合コンベンション施設「プラサヴェルデ」に代表される商業、コンベンション、教育など高次都市機能を充実するとともに、医療健康関連の研究開発や産業集積の促進による一大医療・健康ゾーンの形成を図り、世界との交流舞台となる魅力的な拠点地域を創造する。

また、地域内では、一体的な「100万人都市圏」を形成するとともに、新東名高速道路や伊豆縦貫自動車道の一部を構成する東駿河湾環状道路を活用し、伊豆半島地域や県境を越えた周辺地域を含めた「200万人都市圏」の形成も視野に入れ、広域的な交流・連携を促進する。

○ 世界との交流舞台となる魅力ある都市機能・交流機能の強化

- ・世界遺産に登録された富士山をはじめとする文化や自然、温泉、食など多彩で豊富な地域資源を生かし、メディアを活用した効果的なPRを展開していく。また、富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会等の広域協議会を通じて、海外観光展への出展や招聘事業、広告等の情報発信事業を推進するなど、国内外からの交流人口の拡大を図る。
- ・ふじのくに千本松フォーラム「プラサ ヴェルデ」を拠点施設として活用して、コンベンションの誘致を促進する。また、国内外の見本市への出展や海外からの視察受入事業等の実施により、企業等の行うミーティングやインセンティブ旅行（報奨・研修旅行）等の誘致に向けた効果的なプロモーションを実施するなど、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図り、都市圏域の求心力を高める。
- ・ファルマバレーセンターを中核支援機関として「健康サービスが充実し高次都市機能が集積した“まちづくり”」に積極的に取り組む。
- ・沼津駅付近において、都市内交通の円滑化や南北市街地の一体化を図るため、鉄道高架事業をはじめとする沼津駅周辺総合整備事業を推進する。
- ・市町や組合等が施行する市街地開発事業の円滑な執行を支援するなど、駅周辺の都市機能の高度化を図る。

○ ファルマバレーなど産学官金の連携による活力ある産業づくり

- ・旧長泉高等学校跡地をファルマバレープロジェクトの新たな拠点として整備し、プロジェクトの中核支援機関であるファルマバレーセンターの機能強化や、がん診療に係る創薬や機器の開発の促進、地域企業の医療機器分野への参入支援の強化等を図る。
- ・県立総合医療センターでの治験を推進するとともに、医薬品等の品質を確保するため、高度で専門的かつ国際化に対応した監視指導・検査体制の充実を図る。また、参画する企業や大学等の研究機関、中心となって推進する中核支援機関や行政、資金調達等を支援する金融機関による産学官金の連携を推進するなど、先進医薬の普及を図る。
- ・ファルマバレーに加え、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレーの3つの新産業集積クラスターの連携を強化するとともに、それぞれのプロジェクトの全県展開を図り、「医・工・薬・食連携」による世界レベルの研究開発とその成果を生かした産業化をより一層進める。
- ・業界団体に取り組む、地域に集積する技術力と地元の素材を結び付けた高付加価値の製品づくりとブランド力の強化、県内外への情報発信や販路開拓を支援するなど、紙・パルプをはじめとする地場産業の振興を図る。
- ・畜産物や富士ひのき、アジ、サバ等の農林水産物や加工品のブランド化の推進、和の食文化の普及、人材育成、情報発信等により、地域資源の魅力を最大限に発揮する「都づくり」を進める。また、農林事務所等の相談窓口やサポートセンターによる支援体制を整えるとともに、関係機関と連携し、農林漁業者等の事業化や商品化を支援するなど、地域内における6次産業化の取組を促進する。

○ 富士山をはじめとする多彩な資源を生かした魅力づくり

- ・山梨県との連携の下、関係機関等との総合調整を図りつつ、富士山包括的保存管理計画に基づく適切な保存管理を進めるなど、富士山の顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承する取組を推進する。
- ・世界遺産登録後における自然環境の影響を調査・把握し、それらを踏まえた必要な対策について、国や関係市町と連携して取り組むとともに、県民をはじめ、国内外からの多くの来訪者に対して登山等のマナーや環境保全活動について周知・啓発を行うことにより世界遺産富士山の自然環境保全を図る。また、富士山周辺の美しい農村や森林の景観を保全・継承するため、生産基盤整備に併せ行う景観形成の取組を推進する。
- ・富士山を訪れる多くの人のニーズに対応する拠点として「富士山世界遺産センター（仮称）」の整備を推進し、富士山に係る包括的な保存管理や自然、歴史・文化、周辺観光等の情報提供を行う。
- ・世界遺産富士山をはじめとする歴史・文化や自然、温泉、食など多彩で魅力的な地域資源を生かして、メディアを活用した効果的なPRや大型観光キャンペーンを展開するとともに、旅行エージェントの招聘等により、観光商品の造成や販売促進の支援を行うなど、広域的な観光交流を促進する。
- ・富士山周辺地域における個々の魅力ある資源を磨き上げ、着地型・体験型の商品を造成する取組を支援するとともに、旅行商品造成の経験やノウハウ、人的ネットワークを有するしずおかツーリズムコーディネーター及び観光振興アドバイザーを活用し、地域の魅力を生かした旅行商品の造成の促進や旅行会社への営業強化を図る。
- ・富士山静岡空港到着後から目的地までの利用交通手段や移動時間、費用等を総合的に情報発信するとともに、旅行会社や交通事業者にレンタカーの利用促進や周遊パスの造成を働きかけるなど、空港から目的地までのアクセスの利便性向上を図り、外国人個人観光客の誘致を促進する。
- ・富士山の世界遺産登録も踏まえ、山梨県、神奈川県との知事サミットの開催等により、三県の交流圏の目指すべき将来像とその実現に向けた連携施策を示した「富士箱根伊豆交流圏構想」の推進等に取り組む。
- ・富士山を源とする豊富な地下水を活用した熱交換システムの普及をはじめとする水資源の有効利用や水の恵みに関する情報発信等により、「水の都」づくりを推進する。

○ 健康交流都市圏の形成を促進する交通・情報等のネットワーク化

- ・御殿場ジャンクション以東の新東名高速道路の整備を促進するとともに、東駿河湾環状道路の岡宮インターチェンジ以西区間の新規事業化や、新東名、伊豆縦貫自動車道に関連する道路の整備を促進するなど、地域圏内外の活発な交流や経済活動を支える道路ネットワークの充実を図る。
- ・重要港湾田子の浦港の機能強化を図るとともに、地域の産業基盤である沼津港の整備を推進するなど、港湾機能を高度化し県内産業の競争力の強化を図る。
- ・ノンステップバスやワンステップバスの拡充等、ユニバーサルデザイン化を促進するとともに、地域のニーズに応じた利便性を確保するバス等のデマンド運行や乗合タクシー等の新たな手段の導入を支援するなど、地域内における生活交通の充実を図る。

- ・市町等と連携し、携帯電話の不通話地域の解消、光ファイバ網等の整備を促進するなど、情報通信基盤における都市部との格差是正を図る。

○ 安全・安心で魅力ある健康交流都市圏の形成

- ・地震・津波対策をハード・ソフトの両面から可能な限り組み合わせ、充実・強化することにより、想定される被害をできる限り軽減することを目指す「地震・津波対策アクションプログラム2013」を推進する。
- ・「内陸のフロンティア」を拓く取組を通じて、地元自治体や民間企業との連携により、総合特区に指定された三島市、富士市、函南町、長泉町、小山町の区域をはじめとして地域圏全域において安全・安心で魅力ある地域づくりを広く展開し、防災・減災と地域成長の両立を図る。
- ・豊富な森林や水等の地域資源を生かし、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入や地下水熱の活用を促進するとともに、製紙工場や化学工場が集積する富士・富士宮地域において、エネルギーを有効利用するための仕組みづくりを進めるなど、小規模分散型システムによるエネルギーの地産地消を推進する。

（3）中部地域 『日本の理想郷“ふじのくに”の県都にふさわしい中枢都市圏』

“ふじのくに”の県都にふさわしい、商業、情報、コンベンション、芸術文化など高次都市機能の充実や、県民スポーツの拠点としての草薙総合運動場の機能向上、大学のまちづくりや産学官の連携による特色ある産業の育成等により、広域的な求心力を高めるとともに、世界遺産富士山の構成資産である三保松原や、富士山の眺望が素晴らしい日本平、南アルプスの雄大な自然を有する政令指定都市としての特徴を生かしながら、“ふじのくに”の中核機能を担う拠点地域を創造する。

また、“ふじのくに”の中核都市圏として、東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道、国道1号バイパス、清水港等の交通インフラの整備により、広域交通機能の連携強化を図り、県内や山梨県をはじめとする国内各地、海外とヒト、モノ、情報が行き交う多彩な広域交流を促進する。

○ “ふじのくに”の県都として求心力のある都市機能・交流機能の強化

- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムの運営を支援し、大学間や大学と地域社会との連携を促進するとともに、静岡市と連携し、東静岡地区における交流の核となる拠点機能の検討を進めるなど、まち全体を学びの舞台とする環境整備に取り組み、「学生をはじめとして若者が集い賑わうまち」づくりを推進する。
- ・本県の貴重な自然史資料等を収集保管し、次世代に継承するとともに、人と自然、環境に関する調査研究や県民の生涯学習を支える拠点として、「ふじのくに地球環境史ミュージアム」を旧静岡南高校跡地に整備し、多様な研究者や学術、研究機関等との交流や連携を図り、“ふじのくに”の地域学の創造と知の拠点づくりを推進する。

- ・草薙総合運動場の体育館の建替えや園地・園路の改修等を推進するなど、スポーツを愛好する県民誰もが親しむことができる県内随一の生涯スポーツの拠点としての機能向上を図る。
- ・県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院において、他の医療機関では対応が困難な高度・専門・特殊医療や救急医療を提供する。
- ・静岡市や組合等が施行する市街地開発事業の円滑な実施を支援するとともに、利用者の快適性・利便性向上のため、複数の交通手段をつなぐ駅前広場の整備を促進するなど、駅周辺の商業・業務機能の高度化や都市機能の更新を図る。
- ・市民農園等の開設促進や農山村地域に固有な作物等の栽培の推進等により、都市と農山村との交流を促進するなど、自然の潤いを享受できる都市圏の形成を図る。

○ フーズ・サイエンスヒルズなど産学官金の連携による活力ある産業づくり

- ・フーズ・サイエンスセンターを中核支援機関として、産学官連携による食品の機能性に関する研究開発や地域企業による研究開発成果の事業化、企業において機能性食品など新製品の開発を担う高度産業人材の育成、マーケティングの専門家を積極的に活用した国内外への販路開拓支援、コーディネート機能の充実など一貫した支援策を着実に実施する。また、地域企業による機能性食品の開発を促進するため、「ヒト介入試験」の支援体制の整備を検討するなど、食品関連産業を集積するフーズ・サイエンスヒルズプロジェクトを推進する。
- ・フーズ・サイエンスヒルズに加え、ファルマバレー、フォトンバレーの3つの新産業集積クラスターの連携を強化するとともに、それぞれのプロジェクトの全県展開を図り、「医・工・薬・食連携」による世界レベルの研究開発とその成果を生かした産業化をより一層推進する。
- ・業界団体が取り組む、地域に集積する技術力と地元の素材を結び付けた高付加価値の製品づくりとブランド力の強化、県内外への情報発信や販路開拓を支援するなど、家具をはじめとする地場産業の振興を図る。
- ・サクラエビやシラス、茶、みかん等の農林水産物や加工品のブランド化の推進、和の食文化の普及、木材の利用促進、人材育成、情報発信等により、地域資源の魅力を最大限に発揮する「都づくり」を進める。また、農林事務所等の相談窓口やサポートセンターによる支援体制を整えるとともに、関係機関と連携し、農林漁業者等の事業化や商品化を支援するなど、地域内における6次産業化の取組を促進する。

○ 駿河湾から南アルプスまでの多彩な資源を生かした魅力づくり

- ・関係市町等と連携し、高山植物や希少野生動植物の保護、保全に取り組むとともに、市町の南アルプスユネスコエコパーク管理計画策定等における動植物の保護対策に対し、技術的支援を行い、南アルプス等の豊かな自然環境を次世代に継承する。
- ・リニア中央新幹線建設事業については、新たな環境監視体制を設け、事業者による環境保全措置の内容とその効果の検証等を通じて、南アルプスの環境の保全を図る。

- ・ 県有自然ふれあい施設である「県民の森」や里山・鎮守の森等の身近な自然を活用した多様な自然体験プログラムを提供するなど、県民の自然体験や環境学習の機会の充実を図る。
- ・ 有度山北麓及び中日本平を森づくり活動の研鑽の場として提供するとともに、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、静岡市や関係団体等と連携し、地域住民等による森づくり活動組織の基盤強化を図る。
- ・ 個性豊かで多彩な文化資源の価値を再認識し、世界遺産富士山の構成資産である三保松原の保全・活用や、静岡県舞台芸術センター（SPAC）による新たな舞台芸術の創造等により、県民の誇りとなるような魅力的な文化の形成を図り、舞台芸術公園や県立美術館といった特色ある地域資源を組み合わせた魅力づくりを推進する。
- ・ 富士山の眺望に優れた日本平や国宝久能山東照宮、三保松原、南アルプスといった地域資源を活用し、観光の魅力の向上を図る。
- ・ 草薙総合運動場を中心にスポーツイベントの誘致、開催を行うとともに、静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」をコンベンションの拠点施設として活用し、県内の大学等との共同による国際的な学術フォーラムの開催、企業等の行うミーティングやインセンティブ旅行（報奨・研修旅行）等の誘致を促進するなど、広域的な交流に取り組む。

○ 中枢都市圏の形成を促進する交通・情報等のネットワーク化

- ・ 山梨県と連携し、中部横断自動車道の未整備区間の整備推進を、国や中日本高速道路株式会社等に働きかけるとともに、都市的地域と中山間地域との交流に欠かせない南北道路として、国道や県道等の幹線道路の整備を推進する。また、駿河湾内を結ぶ海上交通の活性化に取り組むなど、交通ネットワークの充実を図る。
- ・ 国際拠点港湾清水港に新興津国際海上コンテナターミナルやバルクターミナルを整備するなど、港湾機能の強化により県内産業の競争力の向上を図る。
- ・ 駅のユニバーサルデザイン化を促進するとともに、富士山静岡空港と鉄道駅等とを結ぶバス、タクシー等によるアクセスについて、空港との接続駅や多頻度運行、バスダイヤの検討等を行うなど、鉄道やバス等の利便性の向上を図る。
- ・ 静岡市等と連携し、携帯電話の不通話地域の解消、光ファイバ網等の整備を促進するなど、情報通信基盤における都市部との格差是正を図る。

○ 安全・安心で魅力ある中枢都市圏の形成

- ・ 地震・津波対策をハード・ソフトの両面から可能な限り組み合わせて充実・強化することにより、想定される被害をできる限り軽減することを目指す「地震・津波対策アクションプログラム2013」を推進する。
- ・ 「内陸のフロンティア」を拓く取組を通じて、静岡市や民間企業との連携により、総合特区に指定された区域をはじめとして地域圏全域において安全・安心で魅力ある地域づくりを広く展開し、防災・減災と地域成長の両立を図る。
- ・ 全国トップの日照環境等の地域資源を生かし、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進し、小規模分散型システムによるエネルギーの地産地消を推進する。

（４）志太榛原・中東遠地域『“ふじのくに”の空の玄関口にふさわしい水と緑(食・茶・花)に彩られた美しい品格のある交流都市圏』

“ふじのくに”の空の玄関口である富士山静岡空港の利便性向上等、競争力の高い魅力ある空港の実現を図るとともに、空港の大規模な広域防災拠点としての活用により災害対応力を強化し、個性豊かな中小都市の機能の分担・補完、相互連携の下、富士山静岡空港や御前崎港、東名高速道路、新東名高速道路、金谷御前崎連絡道路、国道1号バイパス、はばたき橋が開通した県道島田吉田線等の交通ネットワークを活用し、都市機能の高度化や豊富な食材、茶、花等を生かした産業振興等を図り、個性豊かな魅力ある農芸都市（ガーデンシティ）として広大な自然空間と都市空間が調和する地域を創造する。

また、世界農業遺産に認定された茶草場農法や小笠山総合運動公園、大井川流域の自然環境、歴史文化や食文化等の多彩な地域資源を国内外へ情報発信するとともに、陸・海・空の交通ネットワークや多彩な地域資源を活用して、観光・文化・スポーツなど多様な交流を促進する。

○ 世界との玄関口にふさわしい水と緑あふれる都市機能・交流機能の強化

- ・富士山静岡空港や東名高速道路、新東名高速道路、御前崎港等を連結する金谷御前崎連絡道路の整備を推進するとともに、接続する東西及び南北の道路の整備により、陸・海・空の交通ネットワーク機能の強化を図り、個性豊かな志太榛原・中東遠地域圏内外の交流を促進する。
- ・観光産業や農林水産業、商工業等の多様な業種の連携を図り、伝統的「静岡の茶草場農法」等を生かした地域振興を進め、個性と競争力のあるまちづくりを推進する。
- ・市町や組合等が施行する市街地開発事業を支援するとともに、複数の交通手段をつなぐ袋井駅や磐田駅等の駅前広場の整備を促進する。また、商業関係者や地域住民、市町等を支援することにより、魅力ある商店や商店街づくりを進めるなど、圏域内各都市の都市機能の高度化を図る。
- ・大井川を水源とする豊富な農業用水を活用した小水力発電の導入を推進し、県内外に情報を発信するとともに、実証実験フィールドの提供等により意欲ある民間企業の製品開発等を支援する。
- ・平安時代の多くの和鏡や刀が出土した堂ヶ谷遺跡(牧之原市)等の出土文化財の展示、公開等に努めるなど、地域の歴史・文化に関する県民の学びの場を提供し、県民の文化財への関心を高める取組を推進する。

○ 陸・海・空の交通基盤を活用した多彩な産業集積地域の形成

- ・新東名高速道路や富士山静岡空港等を生かした企業誘致を積極的に推進し、成長産業の集積を図るとともに、北海道等の就航地を含む国内外との経済交流を推進する。
- ・富士山静岡空港到着後から目的地までの利用交通手段や移動時間、費用等を総合的に情報発信するとともに、旅行会社や交通事業者にレンタカーの利用促進や周遊パスの造成を働きかけるなど、空港から目的地までのアクセスの利便性向上を図り、外国人個人観光客の誘致を促進する。

- ・産学官連携による食品の機能性に関する研究開発や地域企業による研究開発成果の事業化、企業において機能性食品など新製品の開発を担う高度産業人材の育成、マーケティングの専門家を積極的に活用した国内外への販路開拓支援、コーディネート機能の充実といった一貫した支援策を着実に実施するなど、食品関連産業を集積するフーズ・サイエンスヒルズプロジェクトを推進する。
- ・フーズ・サイエンスヒルズに加え、ファルマバレー、フォトンバレーの3つの新産業集積クラスターの連携を強化するとともに、それぞれのプロジェクトの全県展開を図り、「医・工・薬・食連携」による世界レベルの研究開発とその成果を生かした産業化をより一層進める。
- ・伝統的「静岡の茶草場農法」等を生かした静岡茶のブランド力の再生・強化を図るとともに、水田の大区画化や汎用化、農道網の整備等の基盤整備の推進により、生産性の向上を図り、付加価値の高い農林水産物の生産拠点としての産地づくりを促進する。
- ・温室メロンや茶、カツオ、マグロ等の農林水産物や加工品のブランド化の推進、和の食文化の普及、大井川流域の木材の利用促進、人材育成、情報発信等により、地域資源の魅力を最大限に発揮する「都づくり」を進める。また、農林事務所等の相談窓口やサポートセンターによる支援体制を整えるとともに、関係機関と連携し、農林漁業者等の事業化や商品化を支援するなど、地域内における6次産業化の取組を促進する。

○ 奥大井や駿河湾・遠州灘等の多彩な資源を生かした魅力づくり

- ・富士山静岡空港と直結した新幹線新駅の設置を見据えた将来的な地域の在り方を検討するとともに、空港を拠点とした地域との交流・連携や石雲院展望デッキを拠点とした空港周辺の「空・茶・風・海の4つの道」の賑わい創出を推進するなど、広大な魅力あふれる自然空間と空港等の都市機能が調和する「ガーデンシティ」として一体感ある地域づくりを促進する。
- ・関係市町等と連携し、高山植物や希少野生動植物の保護、保全に取り組むとともに、市町の南アルプスユネスコエコパーク管理計画策定等における動植物の保護対策に対し、技術的支援を行い、南アルプス等の豊かな自然環境を次世代に継承する。
- ・リニア中央新幹線建設事業については、新たな環境監視体制を設け、事業者による環境保全措置の内容とその効果の検証等を通じて、南アルプスの環境の保全を図る。
- ・奥大井地域等の森林景観や大井川流域等の田園景観、牧之原台地等の茶園景観等、彩り豊かな景観づくりを推進するとともに、都市と農山村の交流等を促進するなど、魅力ある農山村づくりを進める。
- ・小笠山総合運動公園を中心に国際的、全国的なスポーツイベントの誘致、開催を行うとともに、滞在型グリーン・ツーリズムを積極的に展開するなど、国内外との観光・文化・スポーツ等の多様な交流を促進する。
- ・塩の道・秋葉街道等の歴史・文化や豊富な食材、大井川鉄道が保存運転を行う蒸気機関車、スポーツ施設等、圏域内の個性豊かで多彩な地域資源を活用し、地域の誇りとなるような魅力的な文化等の形成を図る。

○ 水と緑の交流都市圏の形成を促進する交通・情報等のネットワーク化

- ・“ふじのくに”の玄関口としてふさわしい「おもてなし」の充実や、より多くの路線、便数の確保、インバウンド、アウトバウンド双方の需要拡大、旅客ターミナルビルの改修及び増築による機能向上、空港と鉄道駅等とを結ぶバス、タクシー等によるアクセスの充実等、富士山静岡空港の機能の充実と更なる利便性の向上を図る。
- ・富士山静岡空港と直結した新幹線新駅の実現に向けた取組を推進するなど、交通ネットワーク機能の拡充を図る。
- ・重要港湾御前崎港の防波堤を整備するなど港湾機能の強化により、県内産業の競争力の向上を図る。
- ・鉄道沿線地域との連携による利用者増加への取組を促進するとともに、デマンド交通や乗合タクシー等、地域のニーズに応じた生活交通の導入を支援するなど、大井川鉄道や天竜浜名湖鉄道をはじめとする鉄道やバス等の利便性の向上を図る。
- ・市町等と連携し、携帯電話の不通話地域の解消、光ファイバ網等の整備を促進するなど、情報通信基盤における都市部との格差是正を図る。

○ 安全・安心で魅力ある水と緑の交流都市圏の形成

- ・地震・津波対策をハード・ソフトの両面から可能な限り組み合わせることで、想定される被害をできる限り軽減することを目指す「地震・津波対策アクションプログラム2013」を推進する。
- ・大規模な地震が発生した場合の国等による広域応援を効果的に受け入れるため、富士山静岡空港を大規模な広域防災拠点として活用する。
- ・「内陸のフロンティア」を拓く取組を通じて、地元自治体や民間企業との連携により、総合特区に指定された磐田市、藤枝市、袋井市、吉田町、森町の区域をはじめとして地域圏全域において安全・安心で魅力ある地域づくりを広く展開し、防災・減災と地域成長の両立を図る。
- ・全国トップの日照環境や大井川を水源とする豊富な水、海洋等の地域資源を生かし、太陽光発電や農業用水を活用した小水力発電、御前崎港における洋上風力発電等の再生可能エネルギーの導入を促進し、小規模分散型システムによるエネルギーの地産地消を推進する。

(5) 西部地域 『世界トップクラスの技術と多彩な文化で最先端

をいく躍進都市圏』

“ふじのくに”及び三遠南信地域の中核都市圏にふさわしい、商業、音楽文化、教育など高次都市機能の充実と新成長分野での産業の創出を図るとともに、中山間地域まで含む自然豊かな都市の魅力や、浜名湖花博2014等の機会を通じて浜名湖を中心とした国際観光地としての知名度の向上を図り、ヒト、モノ、情報が行き交い、世界をリードする新たな価値を生み出し躍進する拠点地域を創造する。

また、整備が進む新東名高速道路や三遠南信自動車道を軸として、県境を越えた周辺地域を含めた「250万人都市圏」の形成も視野に入れ、広域的な交流・連携を促進する。

○ 世界をリードする新たな価値を創造する都市機能・交流機能の強化

- ・個性豊かで多彩な文化資源を発掘し、効果的に発信するとともに、浜松・東三河の産学官金の連携による地域企業の新製品・新技術の開発や県政課題の解決に向けて産業分野横断研究を推進するなど、国内外から人を惹きつける新たな価値を創造する。
- ・大学間及び大学と地域との連携組織であるふじのくに地域・大学コンソーシアムの運営を支援し、“ふじのくに”ならではの新たな地域学を創設することにより、教育・研究の充実を図るとともに、教育・研究成果の地域への還元を推進するなど、大学のまちづくりを促進する。
- ・市や組合等が行う市街地開発事業を支援するとともに、新所原駅等において、複数の交通手段をつなぐ駅前広場の整備を促進するなど、広域的な都市拠点となる駅前周辺に活力ある中心市街地を創出する。

○ フォトンバレーなど産学官金の連携による活力ある産業づくり

- ・産学官金の連携による地域企業の新製品開発や新たな市場への進出を支援するとともに、「はままつ次世代光・健康医療産業創出拠点」や「光産業創成大学院大学」が実施する人材育成等を支援するなど、光・電子技術産業を集積するフォトンバレープロジェクトを推進する。
- ・フォトンバレーに加え、ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズの3つの新産業集積クラスターの連携を強化するとともに、それぞれのプロジェクトの全県展開を図り、「医・工・薬・食連携」による世界レベルの研究開発とその成果を生かした産業化をより一層進める。
- ・業界団体が取り組む、地域に集積する技術力と地元の素材を結び付けた高付加価値の製品づくりとブランド力の強化、県内外への情報発信や販路開拓を支援するなど、繊維をはじめとする地場産業の振興を図る。
- ・みかんや浜名湖のアサリ、ウナギ等の農林水産物や加工品のブランド化の推進、和の食文化の普及、天竜スギ等の木材の利用促進、人材育成、情報発信等により、地域資源の魅力を最大限に発揮する「都づくり」を進める。また、農林事務所等の相談窓口やサポートセンターによる支援体制を整えるとともに、関係機関と連携し、農林漁業者等の事業化や商品化を支援するなど、地域内における6次産業化の取組を促進する。

○ 浜名湖や天竜川、森林等の多彩な資源を生かした魅力づくり

- ・公共係留施設への新規艇受入れを促進し、不法係留の未然防止、マリンレジャーの振興及び地域再生を図るとともに、浜名湖の美しい景観や恵み豊かな水資源に関する情報発信等により「水の都」づくりを推進する。また、浜名湖花博2014の開催を契機に、花のある暮らしを提案し新たな需要創出と消費拡大等、風光明媚な浜名湖の保全と活用を図る。

- ・天竜奥三河国定公園の公園計画見直し等により、適正な公園管理を推進するとともに、「県立森林公園」等を活用した、多様な自然体験プログラムを提供するなど、浜名湖や天竜川、北遠地域の広大な森林や遠州灘等の豊かな自然環境の保全と活用を図る。
- ・地域に引き継がれる民俗芸能等の個性豊かで多彩な文化資源を発掘し、担い手の育成を支援するとともに、静岡国際オペラコンクールの開催など憧れを生む世界的な文化を創造するなど、多彩な地域資源を生かし地域の魅力づくりを推進する。
- ・浜名湖沿岸地域を結ぶ遊覧船運航の取組を支援するとともに、浜名湖の景観をはじめとする歴史・文化や自然、温泉、食等、多彩で魅力的な地域資源を活用し誘客の促進を図る。
- ・滞在型グリーン・ツーリズムや移住・定住を促進するなど、都市と農山漁村との交流を促進し、地域社会の活性化を図る。
- ・関係市町村や経済団体等で構成する「三遠南信地域連携ビジョン推進会議」への支援を行うなど、愛知県、長野県との連携・交流を促進し、三遠南信地域としての魅力を高める。
- ・富士山静岡空港到着後から目的地までの利用交通手段や移動時間、費用等を総合的に情報発信するとともに、旅行会社や交通事業者にレンタカーの利用促進や周遊パスの造成を働きかけるなど、空港から目的地までのアクセスの利便性向上を図り、外国人個人観光客の誘致を促進する。また、リピーター客の確保を図るため、他県との差別可能な特色ある着地型プログラムを情報発信することにより、通過型商品から、西部地域の魅力を堪能できる周遊型・滞在型商品や高級商品の造成支援を行うなど、広域的な観光交流を図る。

○ 躍進都市圏の形成を促進する交通・情報等のネットワーク化

- ・東西軸となる新東名高速道路や南北軸となる三遠南信自動車道等の整備を促進し、アクセス道路等の幹線道路整備による広域交通ネットワークの構築を進めるなど、都市的地域と中山間地域の交流・連携に資する道路網の充実を図る。
- ・天竜浜名湖鉄道等の鉄道沿線地域の連携による利用者増加への取組の促進や民間事業者や市町への支援を通じたバス路線の維持・確保を図るとともに、デマンド運行や乗合タクシー等、地域のニーズに応じた利便性と効率性を確保した生活交通の導入を支援するなど、鉄道やバス等の利便性の向上による地域交通ネットワークの充実を図る。
- ・関係市等と連携し、携帯電話の不通話地域の解消、光ファイバ網等の整備を促進するなど、情報通信基盤における都市部との格差是正を図る。

○ 安全・安心で魅力ある躍進都市圏の形成

- ・地震・津波対策をハード・ソフトの両面から可能な限り組み合わせて充実・強化することにより、想定される被害をできる限り軽減することを目指す「地震・津波対策アクションプログラム2013」を推進する。
- ・「内陸のフロンティア」を拓く取組を通じて、安全・安心で魅力ある地域づくりについて、地域圏内で広く展開していくとともに、浜松市が推進する、農業の産地力強化と新産業の集積を図る「未来創造・ものづくり特区」と連携し、防災・減災と地域成長

の両立を図る。

- 全国トップの日照環境等の地域資源を生かし、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進し、小規模分散型システムによるエネルギーの地産地消を推進する。

「後期アクションプラン」の事業費

「後期アクションプラン」の計画期間中（平成26年度から平成29年度）の歳出試算及び4年間の具体的取組を明示する「主な取組」に係る事業費の推移（一般会計）については以下のとおり。

なお、4年間の歳出試算及び「主な取組」に係る事業費は平成26年度当初予算を基に試算したものであり、毎年度の進捗状況の評価に併せ、年度ごとの当初予算額の更新を行うとともに、決算額の推移を明示していく。

1 計画期間中の歳出試算 (億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	期間計
歳出合計	11,802	12,074	12,299	12,263	48,438

2 「主な取組」に係る事業費 (億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	期間計
1 「命」を守る危機管理	620	600	480	460	2,160
2-1 「有徳の人」づくり	160	100	110	80	450
2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり	60	50	90	50	250
3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造	230	220	180	170	800
3-2 「和」を尊重する暮らしの形成	30	30	30	30	120
3-3 「安心」の健康福祉の実現	500	510	570	510	2,090
4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり	450	400	400	390	1,640
4-2 「安全」な生活と交通の確保	50	50	50	50	200
4-3 地域主権を拓く「行政経営」	40	40	40	20	140
合計	2,140	2,000	1,950	1,760	7,850

数値目標一覧（“ふじのくに”づくりの戦略体系）

数値目標名	数値目標の意味 (出典と調査機関等)	現状値	目標値
1 「命」を守る危機管理体制の充実 (危機管理)			
想定される大規模地震による犠牲者	第4次地震被害想定で推計した死者数 (県危機政策課調査)	—	8割減少 (H34年度)
大規模災害時に必要不可欠な情報の共有化	大規模災害時に必要不可欠な情報(道路、ヘリポート、避難所、救護所に関する情報等)を、防災関係機関と県民とで共有化している割合 (県危機政策課調査)	—	100%
2 徳のある人材の育成 (教育)			
「思いやりを持って行動できる有徳の人が増えている」と感じている人の割合	「思いやりを持って行動できる有徳の人が増えている」と感じている人の割合 「おおいに増えている」「ある程度増えている」の合計 (県政世論調査)	13.1% (H25年度)	50%
「文・武・芸」のいずれかの分野において自己を磨く努力をしている人の割合	「文・武・芸」のいずれかの分野で自己を磨く努力をしている人の割合 「おおいにしている」「ある程度している」の合計 (県政世論調査)	34.5% (H25年度)	80%
外国人留学生数	県内の高等教育機関(大学、短大、高专)に在籍する外国人留学生数(5月1日現在) (静岡県留学生等交流推進協議会調査)	1,217人 (H25年5月)	2,500人
(文化・観光)			
1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合	「1年間に直接芸術や文化を鑑賞した人」の割合 (県文化政策課「文化に関する意識調査」)	63.3% (H24年)	90%
1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合	「1年間に芸術や文化の活動を行った人」の割合 (県文化政策課「文化に関する意識調査」)	20.2% (H24年)	50%
富士山に関心のある人の割合	富士山の歴史、文化、景観、自然環境等について関心を持つ人の割合 (県政世論調査)	79.6% (H25年度)	100%
観光交流客数	宿泊客数及び観光施設、イベント等への入場者・参加者数の合計値 (県観光政策課「静岡県観光交流の動向調査」)	1億3,808万人 (H24年度)	1億6,000万人
3 豊かさの実現 (全般)			
静岡県が住みよいところと思っている人の割合	静岡県が住みよいところだと「思う」人の割合 (県政世論調査)	60.8% (H25年度)	80%
1人当たり県民所得	県民所得を県総人口で除したもの (県統計利用課「県民経済計算」)	313.5万円 (H24年度速報値)	360万円以上
食料自給率(生産額ベース)	都道府県別食料自給率 (農林水産省試算)	54% (H23年度概算値)	70%
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの (厚生労働省「人口動態統計」)	1.52 (H24年)	2
人口の社会移動	転入・転出者の社会増減 (総務省「住民基本台帳人口移動報告」)	△6,892人 (H25年)	△1,000人以下

数値目標名	数値目標の意味 (出典と調査機関等)	現状値	目標値
-------	-----------------------	-----	-----

(経済・産業)

県内総生産(名目)	県内の経済活動により新たに付加された価値の合計 産出額(売上額等)から中間投入(原材料額等)を差し引いたもの(付加価値) (県統計利用課「県民経済計算」)	15兆8,065 億円 (H24年度 速報値)	18兆円 以上
「食」関連産業の県内生産額・販売額	「食」に係る、農林水産業、食品飲料製造業の生産額と飲食業、宿泊業、飲食料品小売業の販売額の合計額 (「生産農業所得統計」、「経済センサス」等により県経済産業部集計)	4兆3,855 億円 (H23年度 推計値)	5兆円 以上
年間有効求人倍率	県内職業安定所に登録された有効求人数を有効求職数で割った数値 (静岡労働局「職業安定業務統計」)	0.79倍 (H24年度)	1.2倍以上

(暮らし・環境)

環境保全活動を実践している県民の割合	環境に配慮した暮らし方を実践している人の割合 「おいに実践している」「ある程度実践している」の合計 (県政世論調査)	72.0% (H25年度)	100%
自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う県民の割合	住んでいる地域の景観を誇りに思う人の割合 「おいに思う」「ある程度思う」の合計 (県政世論調査)	73.1% (H25年度)	80%

(健康・福祉)

「自分の住んでいるまちが子どもを産み、育てやすいところ」と感じている人の割合	住んでいるまちが、子どもを産み育てやすいと思う人の割合 「おいに思う」「ある程度思う」の合計 (県政世論調査)	57.2% (H25年度)	80%
自立高齢者の割合	介護保険第1号被保険者のうち、援護を要しない高齢者の割合 (厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」)	85.1% (H23年度)	90%
自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合	「障害のある方の実態調査」の結果、「自立し社会参加していると感じている」又は「ある程度自立し社会参加していると感じている」と回答した人の割合 (県障害者政策課調査)	45.4% (H24年度)	70%

4 自立の実現

(交通・基盤)

中心都市等への30分行動圏人口カバー率	地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに30分以内で到達できる人口カバー率 (県道路企画課調査)	93.2% (H24年度)	93.9%
日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合	都市の機能が充足していると感じている人の割合 「おいに充足している」「ある程度充足している」の合計 (県政世論調査)	51.8% (H25年度)	60%

数値目標名	数値目標の意味 (出典と調査機関等)	現状値	目標値
-------	-----------------------	-----	-----

(防犯・警察)

刑法犯認知件数	警察が発生を認知した刑法犯の数 (県警察本部調査「静岡県の犯罪」)	32,396件 (H24年)	27,000件 以下
交通(人身)事故の年間発生件数	交通(人身)事故年間発生件数 (県警察本部調査「交通年鑑」)	36,946件 (H24年)	33,000件 以下の 定着

(行政経営)

財政健全化の状況			
経常収支比率	地方公共団体の弾力性を判断するための指標で、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合 (県財政課調査)	94.2% (H24年度)	90%以下
実質公債費比率	地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを客観的に示す指標で、地方債元利償還金相当額に充当された一般財源の標準財政規模等に対する割合の過去3年間の平均値 (県財政課調査)	15.0% (H24年度末)	18%未満
県自らがコントロールできる通常債の残高	県が発行する地方債(通常債)の残高 地方債は、地方公共団体が第三者から資金の借り入れを行うことで負担する長期債務のこと (県財政課調査)	1兆8,248 億円 (H24年度末)	上限2兆円 程度
将来負担比率	地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を表す指標 (県財政課調査)	241.1% (H24年度末)	400%未満
県から市町への権限移譲対象法律数	事務処理特例条例に基づき市町に移譲している事務に係る対象法律数 (一般社団法人地方行財政調査会「市町村への事務移譲の実施状況調べ」)	日本一 (124) (H25年4月)	日本一
行政透明度	行政透明度を各分野ごとに評価し、総合的に判断 (県法務文書課等調査)	—	日本一

数値目標一覧(戦略ごとの具体的取組)

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

1 「命」を守る危機管理

1 減災力の強化

(1) 危機管理体制の強化	危機事案発生時の認知から対応する体制を60分以内に確立した割合	県及び市町において危機事案が発生した場合に、発生時の認知から災害対策本部の設置など対応する体制を60分以内に確立した件数の割合 (県危機政策課調査)	(H24年度) 県100%	県100% 市町100%
	危機管理全般に対する一元的な管理体制を構築している市町の割合	地震や風水害のほか、複数の部・課に係る危機事案が発生した場合に、全庁的に対応を行う組織を整備する市町の割合 (県危機政策課調査)	(H25年4月) 69%	100%
(2) 大規模地震災害・火山災害対策	想定される大規模地震による犠牲者	第4次地震被害想定で推計した死者数 (県危機政策課調査)	—	(H34年度) 8割減少
	津波の要避難地区で避難が必要となる人に対する津波避難場所の充足率	津波の要避難地区で避難が必要となる人数に対する津波避難場所の収容人数の割合 (県危機情報課調査)	—	(H34年度) 100%
	多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化率	多数の者が利用する大規模建築物※の耐震化率 (※階数が3以上かつ延べ面積が1,000㎡以上の学校、病院、百貨店等) (県建築安全推進課調査)	(H24年度) 86.5%	92%
(3) 火災予防・救急救助対策	年間の出火件数	年間の出火件数 (県消防保安課「火災統計と消防の現況」)	(H24年) 1,217件	1,100件以下 (過去10年の最低水準の1割減)
	救急隊のうち救急救命士を常時配備する隊の割合	県内救急隊のうち救急救命士を常時配備する隊の割合 (総務省消防庁「救急・救助の現況」)	(H25年) 88.7%	100%
(4) 原子力発電所の安全対策	原子力発電の仕組みや浜岡原子力発電所でのような対策が講じられているかについて理解していると感じる県民の割合	原子力発電の仕組みや浜岡原子力発電所でのような対策が講じられているかについて「理解している」と回答した県民の割合 (県政世論調査(平成26年度から実施予定))	—	(H30年度県政世論調査) 70%
	福島第一原子力発電所事故を踏まえ拡大した原子力災害対策重点区域内の関係市町、機関における原子力防災資機材の整備率	原子力災害対策重点区域内に含まれる関係市町、機関において必要とする原子力防災資機材の整備率 (県原子力安全対策課調査)	(H25年度) 75%	100%
(5) 健康危機対策	人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数	人口10万人当たりの、食中毒患者数、健康食品による健康被害者数、異物混入による健康被害者数 (県衛生課調査)	(H24年度) 21.1人	10人以下
	食品衛生監視率	飲食店等の営業許可施設数に、当該年度の「静岡県食品衛生監視指導計画」に基づく監視回数を乗じた件数に対して、保健所等により実際に監視が行われた件数の割合 (県衛生課調査)	(H22～24年度平均) 95.5%	100%
	レジオネラ症等患者発生原因施設数	レジオネラ症等※の患者が利用し、原因施設の疑いがあるとして調査を行った施設のうち患者と施設の両方から検出された菌等の遺伝子型が一致するなどして、原因施設の可能性があるとして判明した施設の数 (※感染症法に基づき医師に届出義務があるもの) (県衛生課調査)	(H24年度) 0施設	毎年度 0施設
	生活衛生関係営業施設の監視率	生活衛生関係営業施設(旅館・公衆浴場・理容所・美容所・クリーニング所及び取次店・興行場)への監視率 (県衛生課調査)	(H24年度) 100%	100%

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

2 地域防災力の充実・強化

(1) 組織力の強化	地震防災訓練の参加率	過去1年間に地域や職場の地震防災訓練に参加したと回答する人の割合 (県危機情報課「東海地震についての県民意識調査」)	(H25年度) 65.5%	70%
	地域防災力強化人材育成研修修了者	県地震防災センター人材育成研修コースを修了した者 (県危機情報課調査)	(H22～24年度) 累計 5,243人	H26～29年度 累計 6,400人
	ふじのくに防災に関する知事認証取得者	防災に関する知事認証制度に基づく講習を修了した者 (県危機情報課調査)	(H22～24年度) 累計 2,460人	H26～29年度 累計 4,000人
(2) 資機材等の整備	市町からの資機材等の整備要望に対する充足率	市町への財政支援制度における市町等の必要額に対する充足率 (県危機政策課調査)	(H24年度) 100%	100%

3 防災力の発信

防災力の発信	静岡県地震防災センターの来館者数	静岡県地震防災センターの年間来館者数 (県危機情報課調査)	(H22～24年度) 累計 185,815人	H26～29年度 累計 20万人
	ふじのくに防災学講座受講者数	ふじのくに防災学講座受講者数 (県危機情報課調査)	(H22～24年度) 累計 3,580人	H26～29年度 累計 4,400人

4 災害に強い地域基盤の整備

(1) 地震災害に強い基盤整備	想定される大規模地震による犠牲者	第4次地震被害想定で推計した死者数 (県危機政策課調査)	—	(H34年度) 8割減少
	第4次地震被害想定を対象とした津波対策施設(河川・海岸)の整備箇所数等(整備率)	第4次地震被害想定を対象とした津波対策施設(河川・海岸)の整備箇所数等(整備率) (県交通基盤部調査)	—	河川:13河川 (19.7%) 海岸:16.20km (15.3%)
(2) 風水害に強い基盤整備	風水害による死者数	大雨・洪水・高潮・津波等に起因する人的被害(死者数)の状況 (県河川企画課・河川海岸整備課調査)	(H24年度) 0人	毎年度 0人
	平成10年度以降に床上浸水被害を受けた家屋のうち、同程度の降雨に対し床上浸水被害の解消が図られた家屋数(総数2,429戸)(解消率)	床上浸水家屋被害の解消数(解消率) (県河川企画課・河川海岸整備課調査)	(H24年度) 1,638戸	2,118戸 (87.2%)
(3) 土砂災害に強い基盤整備	土砂災害による死者数	土石流、地すべり、がけ崩れ等に起因する人的被害(死者数)の状況 (県砂防課調査)	(H24年度) 0人	毎年度 0人
	土砂災害防止施設により保全された人口	土石流、地すべり、がけ崩れの危険箇所のうち土砂災害防止施設の整備により保全される人口 (県砂防課調査)	(H24年度) 89,700人	94,800人

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

2-1 「有徳の人」づくり

1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり

(1) 家庭の教育力の向上	栄養バランスのとれた朝食をとっている 幼児児童生徒の割合	炭水化物、たんぱく質、ビタミン等の栄養素をバラン スよく含んでいる朝食を摂取している幼児児童生徒 の割合 (県教育委員会教育総務課「朝食摂取状況調査」)	(H25年度) 48.6%	60%
	幼稚園・保育所等・小学校・中学校で家 庭教育に関する交流会を実施した園・学 校数	「集い、つながり、学ぶ」ことができる家庭教育の交流 会を実施した幼稚園・保育所・小学校・中学校の数 (県教育委員会社会教育課調査)	(H25年度) モデル園・校9箇 所	230箇所
(2) 幼児教育の充実	「地域にある幼稚園・保育所における教 育・保育が充実している」と感じている人 の割合	地域にある幼稚園・保育所での教育や保育が充実し ていると感じることについて「かなり／まあ当てはま る」と回答した割合の合計 (県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する 意識アンケート」)	(H25年度) 52.8%	60%
	学校関係者評価を実施し、結果を公表し ている幼稚園の割合	(公立) 学校関係者評価を実施し、結果を公表していると回 答した幼稚園の割合 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	公立 (H24年度) 61.5%	公立 80%
		(私立) 学校の自己評価に対して保護者等の学校関係者が 評価を行い、結果を公表している私立幼稚園の割合 (県私学振興課調査)	私立 (H24年度) 74.9%	私立 100%

2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり

(1) 徳のある人間性の育成	「困っている人がいるときは手助けをす る」と答える児童生徒の割合	「困っている人がいるときは手助けする」ことについ て、「かなり／まあ当てはまる」と回答した児童生徒の 割合の合計 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	(H24年度) 小87.2% 中86.6% 高87.7%	小90% 中90% 高90%
	社会貢献(奉仕)活動を学校行事や総合 的な学習の時間、学校設定科目、部活動 などで実施した学校の割合	学校行事や総合的な学習の時間、学校設定科目、 部活動などで実施する社会貢献(奉仕)活動を 「学校全体で実施した／特定の学年で実施した」と 回答した学校の割合の合計 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	(H24年度) 小75.0% 中75.1% 高54.3%	小80% 中80% 高65%
(2) 健やかで、たくましい心身 の育成	「学校が楽しい」と答える児童生徒の割 合	「学校が楽しい」ことについて、「かなり／まあ当ては まる」と回答した児童生徒の割合の合計 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	(H24年度) 小88.7% 中83.1% 高82.4%	小93% 中90% 高87%
	新体力テストで全国平均を上回る種目の 割合	「新体力テスト」で、全8種目のうち、全国平均を上回 る種目の割合 (文部科学省「体力・運動能力調査」、県教育委員会 スポーツ振興課「新体力テスト記録会」)	(H24年度) 小86.5% 中81.5% 高94.4%	小100% 中100% 高100%
(3) 「確かな学力」の育成	「授業の内容がよく分かる」と答える児童 生徒の割合	(公立小中高) 「授業の内容がよく分かる」ことについて、「かなり／ま あ当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	(H24年度) 小88.0% 中71.3% 高65.6%	小90% 中75% 高70%
	全国規模の学力調査で、全国平均を上 回る科目の割合	「全国学力・学習状況調査」で、延べ科目数のうち、 全国平均を上回る科目の割合 (文部科学省「全国学力・学習状況調査」)	(H25年度) 小0% 中100%	小100% 中100%

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
(4) 特別支援教育の充実	特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の指導計画を作成している学校の割合	障害のある児童生徒の個別の指導計画を作成していると回答した学校の割合 (文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」)	(H24年度) 幼75.0% 小中91.5% 高18.6%	幼85% 小中95% 高60%
	特別支援教育に関する校内研修を実施した割合	公立小・中・高校において、特別支援教育に関する校内研修を実施したと回答した学校の割合 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	(H24年度) 小90.4% 中72.3% 高56.5%	小95% 中85% 高75%
(5) 魅力ある学校づくりの推進	「学校生活に満足している」と答える児童生徒の割合	(公立小中高) 「学校生活に満足している」ことについて、「かなり／まあ当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	公立 (H24年度) 小83.6% 中73.4% 高68.4%	公立 小90% 中80% 高80%
		(私立高) 「学校生活に満足している」と答える高校生の割合 「満足している」、「どちらかといえば満足している」の合計 (県私学振興課「私立高校生学校満足度調査」)	(H24年度) 私立高72.0%	私立高80%
	「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合	(公立小中高) 「信頼できる先生がいる」ことについて、「かなり／まあ当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	公立 (H24年度) 小85.7% 中68.1% 高64.1%	公立 小90% 中90% 高90%
		(私立高) 「信頼できる先生がいる」と答える高校生の割合 「そう感じている」の割合 (県私学振興課「私立高校生学校満足度調査」)	(H24年度) 私立高68.7%	私立高90%
	学校関係者評価を公表している学校の割合	(公立小中高) 学校関係者評価の結果を公表していると回答した学校(小・中学校、高等学校)の割合 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	(H24年度) 83.6%	100%
		(私立高) 学校関係者評価を公表している学校の割合 (県私学振興課調査)	(H24年度) 84.1%	100%
	特色化教育実施校比率	(私立高) 特色化教育を実施している学校の割合 (県私学振興課調査)	(H24年度) 私立高93.0%	私立高100%

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
(6) 「命を守る教育」の推進	「地域や学校における防災・防犯のための取組が十分に行われている」と感じている人の割合	地域や学校における防災・防犯のための取組が十分に行われていると感じることについて、「かなり/まあ当てはまる」と回答した人の割合の合計 (県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」)	(H25年度) 75.0%	80%
	学校施設の耐震化率	(公立) 耐震対象棟数に対する耐震化済み棟数の割合 (文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」)	(H24年度) 市町立小中 99.2%	(H27年度) 市町立小中 100%
		(私立高) 耐震対象棟数に対する耐震化済み棟数の割合 (県私学振興課調査)	(H24年度) 私立高 88.0%	(H27年度) 私立高 100%
	児童生徒の年間交通事故死傷者数	児童生徒の年間交通事故死傷者数 (県警察本部「交通事故統計」)	(H24年) 3,966人	3,400人以下
	地域で行われる防災訓練への幼児児童生徒の参加率	(公立) 地域で行われる防災訓練に参加したと回答した幼児児童生徒の割合 (県教育委員会教育総務課「学校防災に関する実態調査」)	(H25年度) 41% (12月の地域防災訓練の参加率)	70%
	交通安全教育受講率	(私立高) 交通安全教育を受講した私立高校生の割合 (県私学振興課調査)	(H24年度) 私立高 60.7%	私立高 80%

3 魅力ある高等教育・学術の振興

(1) 公立大学法人への支援の充実	「大学の教育内容に満足している」と答える大学生の割合(県立大・文芸大)	県立大学・文芸大の学生を対象としたアンケート調査 (県大学課調査)	(H25年度) 81.1%	85%
	学生が希望する進路への就職・進学率(県立大・文芸大)	県立大学・文芸大の学生が卒業後、希望する就職・進学についての割合 (静岡県立大学・静岡文化芸術大学調査)	(H24年度) 97.4%	100%
(2) 高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元	「大学の教育内容に満足している」と答える大学生の割合	県内大学の学生を対象としたアンケート調査 (県大学課調査)	(H25年度) 79.2%	85%
	県内の高等教育機関が行った受託研究・共同研究の件数	県内の高等教育機関(大学、短大、高専)が行った受託研究・共同研究の件数 (県大学課「学生数等調査」)	(H24年度) 693件	750件
(3) 留学生支援の推進	県内高等教育機関から海外への留学生数	県内の高等教育機関(大学、短大、高専)から海外の大学等に留学する日本人留学生数(5月1日現在) (県大学課調査)	(H24年度) 620人	700人
	外国人留学生数	県内の高等教育機関(大学、短大、高専)に在籍する外国人留学生数(5月1日現在) (静岡県留学生等交流推進協議会調査)	(H25年5月) 1,217人	2,500人
	外国人留学生の増加率・人数	(中国・韓国) 県内の高等教育機関(大学、短大、高専)が中国・韓国から受け入れた留学生数(5月1日現在) (静岡県留学生等交流推進協議会調査)	(H25年5月) 903人	+100% 1,806人
		(東南アジア・南アジア) 県内の高等教育機関(大学、短大、高専)が東南アジア・南アジアから受け入れた留学生数(5月1日現在) (静岡県留学生等交流推進協議会調査)	(H25年5月) 250人	+30% 325人

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

4 生涯学習を支える社会づくり

(1)	生涯にわたり学び続ける 環境づくり	「身近なところに、社会教育施設が整備されている」と感じている人の割合	身近なところに、社会教育施設が整備されていることについて、「かなり/まあ当てはまる」と回答した人の割合の合計 (県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」)	(H25年度) 66.4%	72%
		市町の公民館等で行われている事業、活動に参加した人の割合	1年間に公民館等で行われている事業、活動に参加した人の割合 (県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」)	(H25年度) 24.3%	35%
		県立中央図書館の年間利用者数	1年間に県立中央図書館を利用した延べ人数 (県教育委員会県立中央図書館「来館者統計」)	(H24年度) 229,731人	25万人/年
(2)	地域の教育力の向上	地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合	子どもを育む活動に、「月3回以上」「月に1~2回」参加したと回答した人の割合の合計 (県政世論調査)	(H25年度県政世論調査) 9.1%	(H30年度県政世論調査) 20%
		地域のNPOや企業等の外部人材を教育活動で活用した学校の割合	地域のNPOや企業等の外部人材を教育活動で活用したと回答した学校の割合 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	(H24年度) 小 56.8% 中 46.8% 高 46.1% 特 81.8%	小 80% 中 70% 高 70% 特 90%
(3)	青少年の健全育成	「青少年の健やかな育成のための環境が整備されている」と感じる人の割合	青少年の健やかな育成のための環境が整備されていると感じることについて、「かなり/まあ当てはまる」と回答した人の割合の合計 (県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」)	(H25年度) 27.6%	36%
		地域の青少年声掛け運動参加者数	地域の青少年に対し、周りの大人が積極的に関わることにより、青少年の健全育成を支援しようという県民参加型の運動である、地域の青少年声掛け運動の参加者数累計 (県教育委員会社会教育課調査)	(H24年度までの累計) 333,966人	累計 385,000人

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり

1 多彩な文化の創出と継承

(1)	地域の多彩で魅力的な文化の創出と発信	1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合	県内在住の成人男女のうち、1年間に何らかの文化・芸術を直接鑑賞したと答えた人の割合 (県文化政策課「文化に関する意識調査」)	(H24年) 63.3%	90%
		1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合	県内在住の成人男女のうち、1年間に何らかの文化・芸術活動を自ら行ったと答えた人の割合 (県文化政策課「文化に関する意識調査」)	(H24年) 20.2%	50%
		県内で活動するアートNPOの団体数	県認証NPO法人のうち、定款の活動分野に「学術・文化・芸術の振興」、かつ「活動団体に関する連絡・助言・援助」を掲げている法人数の増加 (県文化政策課調査)	(H24年度) 263団体	350団体
(2)	富士山の後世への継承	富士山に関心のある人の割合	日常生活の中で、富士山について想ったり、考えたりする人の割合 (県政世論調査)	(H25年度県政世論調査) 79.6%	(H30年度県政世論調査) 100%
		富士山の日協賛事業の数	富士山の日協賛事業を実施した件数 (県富士山世界遺産課調査)	(H24年度) 361件	500件
(3)	伝統・歴史に培われた文化の継承	文化財に関心のある人の割合	文化財への関心があることについて、「とても/どちらかといえば関心がある」と回答した人の割合の合計 (県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」)	(H25年度) 71.7%	75%
		国・県指定文化財の新指定件数	国・県指定文化財の新指定件数 (県教育委員会文化財保護課調査)	(H20～24年度平均) 4.6件	5件以上/年

2 スポーツに親しみ技量を高める環境づくり

(1)	スポーツに親しむ環境づくり	成人の週1回以上のスポーツ実施率	1年間でのスポーツの実施回数について、「週3回以上」「週1～2回」と回答した人の割合の合計 (県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」)	(H25年度) 41.4%	50%
		スポーツ施設利用者数(水泳場、武道館それぞれの利用者数)	水泳場(県立水泳場、県富士水泳場)、県武道館それぞれの年間施設利用者数 (県教育委員会スポーツ振興課調査)	(H24年度) 水泳場 214,493人 武道館 284,822人	年間27万人
(2)	競技力の向上	国民体育大会における総合順位	国民体育大会における総合成績 (公益財団法人日本体育協会発表)	(H25年度) 20位	8位以内
		全国高校総体、全国中学校体育大会における入賞数	全国高校総体、全国中学校体育大会における入賞者数 (公益財団法人日本体育協会発表)	(H25年度) 103	110
(3)	スポーツを活用した交流促進	「スポーツを通じた交流が行われている」と答える県民の割合	スポーツを通じた交流が行われているということについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した県民の割合の合計 (県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」)	(H25年度) 49.3%	54%
		しずおかスポーツフェスティバル参加者数	しずおかスポーツフェスティバル参加者数 (県教育委員会スポーツ振興課調査)	(H24年度) 73,617人	H26～29年度 累計30万人

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

3 多文化共生と地域外交の推進

(1) 多文化共生社会の形成	「多文化共生」という言葉の認知度	県政世論調査等で把握する、多文化共生社会の基本概念である「多文化共生」という言葉の認知の程度(=共生意識の広がりを推し量るもの) (県政世論調査)	(H25年度県政世論調査) 30%	(H30年度県政世論調査) 51%
	外国語ボランティアバンク登録者数	(公財)静岡県国際交流協会が管理運営する外国語ボランティアバンクに登録する外国語が堪能な県民の各年度末人数 (県多文化共生課調査)	(H24年度) 973人	1,250人
(2) 地域外交の推進	県及び県内市町の国際交流協定提携数	県及び県内市町の包括的及び分野別の国際交流協定提携数 (県地域外交課調査)	(H24年度) 79件	100件
(3) 国際協力の推進	青年海外協力隊累積派遣者数	青年海外協力隊累計派遣者数 (JICA中部「JICAボランティア実績資料」)	(H24年度) 1,303人	1,550人

4 交流を支えるネットワークの充実

(1) 広域交通ネットワークの充実	国内旅客輸送人員(静岡県分)	JR、民鉄、自動車(乗合バス、貸切バス、営業用乗用車)、旅客船、航空の輸送人員の合計 (国土交通省「旅客地域流動調査」をもとに算出)	(H23年度) 3億200万人	3億200万人
	富士山静岡空港の利用者数	富士山静岡空港の利用者数 (県空港利用促進課調査)	(H24年度) 44.7万人	70万人
	富士山静岡空港の1日平均定期便発着便数	富士山静岡空港の1日平均の定期便発着便数 (県空港利用促進課調査)	(H24年度) 16便	24便
	富士山静岡空港の貨物取扱量	富士山静岡空港の貨物取扱量 (県空港利用促進課調査)	(H24年度) 585t	1,200t
(2) 地域交通ネットワークの充実	国内鉄道旅客輸送人員(静岡県分)	JR、民鉄の輸送人員の合計 (国土交通省「旅客地域流動調査」)	(H23年度) 1億8,400万人	1億8,400万人
	国内バス旅客輸送人員(静岡県分)	乗合バスの輸送人員の合計 (国土交通省「旅客地域流動調査」)	(H23年度) 7,900万人	7,900万人
(3) 情報通信ネットワークの充実	超高速ブロードバンド世帯カバー率	超高速ブロードバンド・サービスエリア世帯カバー率 (県情報政策課調査)	(H24年度) 85.8%	95%
	公共データの民間開放(オープンデータ)項目数	二次利用可能な形式で公開した項目数 (公共データを民間開放することにより、インターネットによるデータの利活用を促進する) (県情報政策課調査)	-	500項目

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

5 誰をも惹きつけ、もてなす魅力づくり

(1)	“ふじのくに”の真の魅力を活用した観光地づくり	観光地の魅力や特徴に満足した人の割合	静岡県への来訪者で、観光地の魅力や特徴に満足した人の割合 (県観光政策課「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」)	(H24年度) 95.1%	100%
		地域の多様な主体が参画した観光地づくりに取り組む事業主体数	観光業・非観光業の枠を越えて、多業種・多世代にわたる地域全体としての取組として、様々な着地型プログラム等の一元的な企画・販売や人材育成等を行うNPO、任意団体等の数 (県観光政策課調査)	(H25年度) 15事業主体	30事業主体
(2)	ターゲットを明確にした国内誘客促進	観光交流客数	宿泊客数及び観光施設、イベント等の入場者・参加者数の合計値 (県観光政策課「静岡県観光交流の動向」)	(H24年度) 1億3,808万人	1億6,000万人
		宿泊客数	旅館、ホテル、民宿等に宿泊した客数(延べ客数) (県観光政策課「静岡県観光交流の動向」)	(H24年度) 1,790万人	1,900万人
(3)	ターゲットを明確にした海外誘客促進	外国人延べ宿泊者数	外国人の延べ宿泊者数 (観光庁「宿泊旅行統計調査」)	(H24年) 47万4千人	87万人
		富士山静岡空港外国人出入国者数	富士山静岡空港を出入国する外国人の数 (法務省「出入国管理統計」)	(H24年度) 81千人	150千人
(4)	おもてなし日本一の基盤づくり	静岡県の旅行に満足した旅行者の割合	本県への旅行に満足した旅行者の割合 (県観光政策課「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」)	(H24年度) 97.6%	100%
		宿泊施設関係者のおもてなし研修等の延べ受講者数	静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合に委託して実施しているおもてなし研修等の延べ受講者数 (県観光振興課調査)	(H24年度) 延べ2,099人	延べ4,600人
(5)	空港を活かした地域の魅力づくりの推進	空港周辺2市1町(島田市、牧之原市、吉田町)の観光交流客数	2市1町(島田市、牧之原市、吉田町)の宿泊客数及び観光施設、イベント等の入場者・参加者数の合計値 (県観光政策課「静岡県観光交流の動向」)	(H24年度) 375万人	490万人

6 多様な交流の拡大と深化

(1)	広域交流と連携の促進	他県との連携による旅行会社等の招へいツアー、観光展等への出展及びセールス実施回数	国際観光テーマ地区等、広域協議会が主催する現地旅行会社を対象とした招へいツアー等の実施回数 (県観光振興課調査)	(H24年度) 11回	13回
(2)	学住一体のまちづくり	学生をはじめとした若者の学びや交流・社会活動などによる賑わいが増えていると思う県民の割合	「学生をはじめとした若者の学びや交流・社会活動などによる賑わいが増えていると思う県民の割合」について、「おおいに思う」「ある程度思う」と回答した人の合計 (県政世論調査)	(H25年度県政世論調査) 15.8%	(H30年度県政世論調査) 30%
		県内の高等教育機関が開催した公開講座・シンポジウムの回数	県内の高等教育機関(大学、短大、高专)による公開講座・シンポジウムの開催回数 (県調査「学生数等調査」)	(H24年度) 412回	500回
(3)	農山漁村地域の魅力を活用した交流促進	都市農村交流人口	県内グリーン・ツーリズム関連施設の総利用者数 (県交流推進課調査)	(H24年度) 15,899千人	22,000千人
		グリーン・ツーリズム等の指導者研修受講者数	グリーン・ツーリズム、体験型教育旅行の指導者研修受講者数 (県交流推進課調査)	(H24年度) 327人	350人/年
(4)	多様なライフスタイルに対応する移住・定住の促進	移住・定住者数	県内で移住・定住に取り組んでいる市町等が把握した、移住・定住者の人数 (県交流推進課調査)	(H21～24年度) 累計280人	H26～29年度 累計320人
		ふじのくに移住・定住相談センター等への移住・定住相談の件数	ふじのくに移住・定住相談センター及び市町・団体への移住・定住相談の件数 (県交流推進課調査)	(H24年度) 583件	700件

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造 1「場の力」を活用した地域経済の活性化

(1)	人々を惹きつける都づくり	地産地消費(量販店等での県産青果物のシェア)	県内に展開する大型量販店等での県産青果物のシェア(金額ベース) (県マーケティング推進課調査)	(H24年度) 32%	35%
		緑茶出荷額全国シェア	緑茶の出荷額の全国シェア (経済産業省「工業統計表」)	(H23年) 52% (全国1位)	60% (全国1位)
		花き産出額全国シェア	県内で生産される花き(切花、鉢物、芝)の産出額の全国シェア (農林水産省「生産農業所得統計」)	(H24年) 5.0% (全国4位)	5.4% (全国3位以内)
(2)	ふじのくにブランドを活かした戦略的な海外展開	県の海外市場開拓支援の取組における新規輸出成約件数	海外市場において県が販路開拓支援の取組を行った案件のうち新規に成約に至った件数 (県マーケティング推進課調査)	(H24年度) 47件	H26~29年度 累計200件
(3)	6次産業化による高付加価値化の推進	6次産業化等の新規取組件数	農林水産業分野の6次産業化の取組及びフーズ・サイエンスヒルズプロジェクトなど食品産業分野の新規取組件数の合計 (県マーケティング推進課調査)	(H22~24年度) 累計347件	H26~29年度 累計450件

2 次世代産業の創出

(1)	静岡新産業集積クラスターの推進	静岡新産業集積クラスターにおける事業化件数	ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フotonバレーの各プロジェクトにおける事業化件数(合計) (県新産業集積課調査)	(H22~24年度) 累計72件	H26~29年度 累計92件
		静岡新産業集積クラスターにおける高度産業人材の育成数	ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フotonバレーの各プロジェクトの推進機関が実施する各種人材養成講座による育成数(合計) (県新産業集積課調査)	(H22~24年度) 累計244人	H26~29年度 累計335人
(2)	次世代を拓く産業育成の推進	新成長分野の取組件数(新成長分野の経営革新計画の新規承認件数)	新成長分野の経営革新計画の新規承認件数(新成長分野:環境、医療・健康・福祉、ロボット、航空宇宙) (県新産業集積課調査)	(H22~24年度) 累計284件	H26~29年度 累計400件
		試作・実証試験助成制度等を活用した成長分野における製品化件数	県が実施する試作・実証試験助成制度等を活用した成長分野(環境、医療・健康・福祉、ロボット、航空宇宙など)における製品化件数 (県新産業集積課調査)	(H23~24年度) 累計17件	H26~29年度 累計40件
(3)	企業誘致や海外成長力の取り込み等による県内産業の活性化	企業立地件数	工場等を建設する目的で、1,000㎡以上の用地を取得した製造業等の企業の年間立地件数 (経済産業省「工場立地動向調査」及び県企業立地推進課調査)	(H22~24年) 累計151件	H26~29年 累計400件
		県内本社企業の海外展開事業所数(純増分)	県内本社企業の海外展開事業所数の純増分 (県企業立地推進課「静岡県内企業海外展開状況調査」)	(H22~24年度) 68事業所増	H26~29年度 120事業所増

3 次代の産業を拓く人材育成と就業環境の整備

(1)	産業の成長を担う人づくり	技能検定合格率	技能検定試験(外国人実習生対象の基礎級を除く)の合格率 (県職業能力開発課調査)	(H24年度) 47.9%	55%
		県立担い手養成施設の卒業者等の就業率	県立担い手養成施設の卒業者等の就業率 (県職業能力開発課調査)	(H24年度) 97.4%	100%
(2)	就労支援体制の強化による一層の雇用促進	完全失業率	労働力人口(就業者+完全失業者)に占める完全失業者の割合 (総務省労働力調査都道府県別結果(モデル推計値))	(H24年) 3.4%	3.0%以下
		県内高校・大学新規卒業者の就職内定率	県内高校・大学の新規卒業予定者のうち、就職を希望する者の就職内定率(高校6月末時点、大学3月末時点確定値) (静岡労働局「就職内定状況調査結果」)	(H24年度) 高校99.6% 大学90.8%	高校100.0% 大学100.0%
		障害者雇用率	民間企業において雇用されている障害者の割合 静岡労働局「障害者雇用状況報告集計結果」(6月1日時点)	(H25年度) 1.72%	2.0%
(3)	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	仕事と生活が調和していると感じている人の割合	仕事と生活が調和していると「非常に感じる」「感じる人が多い」の割合の合計 (県政世論調査)	(H24年度) 37.1%	50%
		一人平均月間所定内労働時間	所定内労働時間(正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間)の一人当たりの月間の平均値(常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者) (厚生労働省「毎月勤労統計調査」)	(H24年) 156.7時間	151時間以下

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

4 豊かさを支える農林水産業の強化

(1)	世界に誇る多彩で高品質な農芸品の生産力強化	農ビジネス販売額	本県農業産出額(農林水産省「生産農業所得統計」)や、農業者(法人含む)等の加工、小売、観光農園等の販売額(県農業振興課調査)の合計値(県農業振興課調査)	(H23年度) 2,745億円	3,600億円
		農ビジネス販売額に占めるビジネス経営体販売額シェア	農ビジネス販売額に占めるビジネス経営体(大規模で法人化された農業経営体)の販売額シェア(県農業振興課調査)	(H23年度) 24.8%	42%
		しずおか食セレクション認定数	県独自の基準に基づき、全国や海外に誇り得る価値や特長を備えていると認定する農林水産物の数(県マーケティング推進課調査)	(H24年度) 75品	130品
(2)	県産材の需要と供給の一体的な創造	木材生産量	県内の森林から生産した丸太の体積(暦年)(農林水産省「木材需給報告書」)	(H24年) 276,000m ³	500,000m ³
		森林経営計画認定面積	計画的かつ効率的な森林施業を行う森林面積(県森林整備課調査)	(H24年度) 13,054ha	100,000ha
		品質の確かな県産材製品等出荷量	「しずおか優良木材出荷量」、「JAS製品出荷量」、「JIS製品出荷量」の合計(県林業振興課調査)	(H24年度) 30,000m ³	110,000m ³
(3)	新たな水産王国静岡の構築	漁業生産量全国シェア	海面漁業及び内水面漁業の漁獲量と養殖の収穫量を合計した生産量の全国シェア(農林水産省「農林水産統計年報」)	(H22年) 4.0% (全国6位)	4.2%以上 (全国5位以内)
		新規漁業就業者数	新規漁業就業者数(水産庁調査)	(H23年度) 97人	毎年度100人以上

5 豊かさを支える地域産業の振興

(1)	中小企業者の経営力向上と経営基盤強化	中小企業者の経営革新計画承認件数	経営革新計画の承認件数(県経営支援課調査)	(H22~24年度) 累計1,324件	H26~29年度 累計1,620件
		静岡県内の従業員50人以上の企業における事業継続計画(BCP)の策定率	県内中小企業のBCP策定状況調査(県商工振興課調査)	(H23年度) 32.5%	50%
(2)	地域を支える魅力ある商業とサービス産業の振興	良質な商品、環境、サービスを提供する魅力ある個店の登録件数	地域とともに歩み、良質な商品、環境、サービスを提供し、経営努力を続ける個店を、魅力ある個店として登録する制度における登録件数(県地域産業課商業まちづくり室調査)	(H24年度末) 400件	500件

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

3-2 「和」を尊重する暮らしの形成

1 快適な暮らし空間の実現

(1)	豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進	住宅及び住環境に対して満足している人の割合	住宅や敷地の広さ・空間のゆとり、安全性、緑や自然とのふれあい、コミュニティとの関わりなど、住宅及びそのまわりの環境について総合的にみて満足している人の割合 (国土交通省「住生活総合調査」及び「県政世論調査」)	(H20年) 73.5%	(H30年度県政世論調査) 76%
		長期優良住宅の認定率	良好な景観形成、居住環境の維持向上、良好な居住水準とするための規模確保などに配慮がされ長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた長期優良住宅認定数の県内年間住宅着工件数に対する割合 (県住まいづくり課調査)	(H24年度) 23.1%	26%
(2)	良好な生活環境の確保	河川、湖沼の水質に係る環境基準(BOD、COD)の達成率	公共用水域(河川、湖沼)における生活環境の保全に関する環境基準の代表指標である生物化学的酸素要求量(BOD)及び化学的酸素要求量(COD)を達成した測定地点の割合 ※環境基準達成地点数÷測定地点数 (県生活環境課調査)	(H24年度) 96.9%	100%
		大気に係る環境基準(SO ₂ 、NO ₂ 、CO、SPM、PM _{2.5})の達成率	大気に係るSO ₂ (二酸化硫黄)、NO ₂ (二酸化窒素)、CO(一酸化炭素)、SPM(浮遊粒子状物質)、PM _{2.5} (微小粒子状物質)の環境基準を達成した測定地点の割合 ※環境基準達成地点数÷測定地点数 (県生活環境課調査)	(H24年度) 99.4%	100%
		汚水処理人口普及率	県内の定住人口に対する下水道、農業・漁業集落排水、コミュニティプラント、合併浄化槽を使える人の割合 (県生活排水課調査)	(H24年度) 75.3%	79%
(3)	水循環の確保	水道法水質基準不適合件数	水道施設における水質検査の不適合検体数 (県水利用課調査)	(H24年度) 7件	0件
		水資源の大切さの理解を深める講習の受講者数	県が実施する水資源の大切さの理解を深める講習を受講した人数 (県水利用課調査)	(H24年度) 3,865人	4,700人
(4)	動物愛護の推進	犬・猫の殺処分頭数	犬・猫の殺処分頭数 (県衛生課調査)	(H24年度) 4,906頭	3,200頭以下
		動物に関する苦情件数	動物に関する苦情件数 (県衛生課調査)	(H24年度) 2,611件	2,000件以下

2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進

(1)	自ら学び自立する消費者の育成	消費生活に関する苦情相談件数	県民生活センター及び市町が受け付けた商品又は役務に関する契約、表示及び安全性等についての苦情相談件数 (PIO-NETデータ及び「市町消費者行政関係調査」、県民生活課調査)	(H24年度) 21,761件	19,800件以下
		県が実施する消費者教育講座の受講者数	県民生活センターが実施する消費者教育講座の受講者数(県がコーディネートした講座の受講者数も含む) (県民生活課調査)	(H24年度) 10,078人	11,600人

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
(2) 安全な商品・サービスの提供による安心の確保	食の安全に対する県民の信頼度	県内で購入する食品の安全性について信頼できる人の割合「おおいに信頼できる」「ある程度信頼できる」の合計 (県政世論調査)	(H25年度県政世論調査) 65.4%	(H30年度県政世論調査) 75%
	食品表示監視の件数	食品の加工施設や販売施設において食品表示を監視した件数 (県民生活課調査)	(H20～24年度平均) 254件	260件/年
(3) 消費者被害の防止と救済	消費生活相談における平均既支払額	県民生活センター及びPIO-NET設置市町が受け付けた消費生活相談において、相談者が事業者に支払ったと申告した金額の平均額 (PIO-NETデータから県民生活課算出)	(H24年度) 347千円	340千円/年以下
	県民から不当取引行為防止に向けた協力が得られた件数	県及び市町に相談のあった消費者等から特定商取引法に基づく聞き取り調査を行った件数 (県民生活課調査)	(H20～24年度平均) 24.6件	25件/年

3 地球を守る低炭素・循環型社会の構築

(1) 温室効果ガス排出削減の推進	県内の二酸化炭素排出量の削減率 (平成2年度比)	二酸化炭素排出量の基準年度に対する増減割合 (県環境政策課調査)	(H23年度) △5.5%	△12%
	地球温暖化防止の県民運動参加人数	県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」への参加人数 (ふじのくにエコチャレンジ実行委員会発表)	(H24年度) 154,168人	16万7千人
	エコアクション21認証取得事業所数	環境省が策定した中小企業者等でも容易に取り組むことができる環境マネジメントシステムのエコアクション21認証取得事業所数 (エコアクション21中央事務局発表)	(H24年度) 938件	1,560件
(2) 資源の循環利用の推進	一般廃棄物排出量(1人1日当たり)	一般廃棄物(家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生するごみのうち、産業廃棄物以外のごみ) 県民1人1日当たりの排出量 (県廃棄物リサイクル課調査)	(H24年度) 943g/人・日	900g/人・日以下
	産業廃棄物排出量	産業廃棄物の1年間の排出量 (県廃棄物リサイクル課調査)	(H23年度) 11,412千t/年	11,200千t/年以下
	下水汚泥リサイクル率	県内の下水処理場から発生する汚泥が堆肥等にリサイクルされた割合 (県生活排水課調査)	(H24年度) 96.1%	98%

4 エネルギーの地産地消の推進

エネルギーの地産地消の推進	新エネルギー等導入率(天然ガスコージェネレーションを含む)	県内の最終エネルギー消費量に対する新エネルギー等導入量(天然ガスコージェネレーションを含む)の割合 (県エネルギー政策課調査)	(H24年度) 6.7%(暫定値)	10%
	県内の太陽光発電の導入量	県内に設置された太陽光発電の設備容量の合計 (県エネルギー政策課調査)	(H24年度) 28.1万kW	100万kW

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

5 自然と調和する美しい景観の創造と保全

自然と調和する美しい景観の創造と保全	自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う県民の割合	住んでいる地域の景観を誇りに思う人の割合「おおいに思う」「ある程度思う」の合計 (県政世論調査)	(H25年度県政世論調査) 73.1%	(H30年度県政世論調査) 80%
	景観法に基づく景観行政団体数	景観法に基づく景観行政団体に移行した市町の数 (県都市計画課調査)	(H25年度) 22団体	30団体
	身近にある公園や歩道等の花や緑の量を十分だと思う県民の割合	身近な場所の花や緑の量を十分だと感じている人の割合 (県政世論調査)	(H25年度県政世論調査) 48.0%	(H30年度県政世論調査) 70%
	県及び緑化関係団体が行う緑化活動のための技術研修会参加者数	花と緑に係る知識、技術等を学ぶ場に参加した人数 (県環境ふれあい課調査)	(H21～24年度平均) 3,600人	H26～29年度累計 15,200人

6 自然との共生と次世代への継承

(1) 自然環境の保全と復元	生物多様性の確保に寄与する自然公園面積等の維持	自然公園(国立、国定、県立)、原生自然環境保全地域(国指定)、自然環境保全地域(国指定、県指定)、希少野生動植物保護条例による生息地等保護区の面積の合計 (県自然保護課調査)	(H24年度) 90,079ha	90,346ha
	伊豆・富士ニホンジカの推定生息頭数	増えすぎたことにより自然生態系被害の原因となっているニホンジカの推定生息頭数 (県自然保護課調査)	(H23年度) 33,000頭	19,000頭以下
	富士山憲章に賛同し環境保全活動に取り組む団体等の数	ふじさんネットワークに加入する団体や富士山一斉清掃など富士山の環境保全活動に取り組む団体等の数 (県自然保護課調査)	(H24年度) 542団体等	600団体等
(2) 自然とのふれあいの推進	環境保全活動を実践している県民の割合	環境に配慮した暮らし方を実践している人の割合「おおいに実践している」「ある程度実践している」の合計 (県政世論調査)	(H25年度県政世論調査) 72.0%	(H30年度県政世論調査) 100%
	森づくり県民大作戦参加者数	春と秋の森づくり県民大作戦の参加者数 (県環境ふれあい課調査)	(H24年度) 26,665人	28,500人

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

7 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり

(1)	多様な主体による協働の促進	NPO法人の年間総事業費	NPO法人が毎年、所轄庁に提出する報告書における収入額の合計 (県民生活課調査)	(H24年度) 200億円	240億円
		認定・仮認定NPO法人数	所轄庁が認定する認定NPO法人及び仮認定NPO法人の数 (内閣府調査)	(H24年度) 2法人	40法人
(2)	地域コミュニティの活性化	県民の地域活動への参加状況	町内会などの地域活動へ参加している県民の割合 (県政世論調査)	(H25年度県政世論調査) 73.1%	(H30年度県政世論調査) 83%
		コミュニティカレッジ修了者数	地域活動を牽引するリーダー等の養成講座「コミュニティカレッジ」の修了者数(修了者名簿掲載者) (県自治行政課調査)	(H25年度までの累計) 640人	累計 1,000人
(3)	ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインによる社会づくりが進んでいると思う県民の割合	「ユニバーサルデザインによる社会づくりが進んでいる」と思う県民の割合 「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計 (県くらし・環境部政策監(ユニバーサルデザイン担当)調査)	(H25年度) 47.6%	70%
		県内企業・団体等のユニバーサルデザインへの取組割合	UDに取組む必要があると考える企業・団体のうち、実際にUDに取り組んでいる企業・団体の割合 (県くらし・環境部政策監(ユニバーサルデザイン担当)調査)	(H24年度) 46.8%	55%
(4)	男女共同参画の推進	性別にかかわらず個性と能力を発揮できる機会が確保されていると思う県民の割合	「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保されている」と思う県民の割合 「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計 (県政世論調査及び県男女共同参画課調査)	(H25県民意識調査) 32.8%	50%
		男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体数	県の進める男女共同参画社会づくり宣言推進事業に呼応し、県に宣言書を提出した事業所・団体の累計数 (県男女共同参画課調査)	(H24年度までの累計) 980件	累計 1,800件
(5)	人権尊重の意識が定着した人権文化の推進	「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県」と感じる人の割合	人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっていると感じる人の割合 「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計 (県政世論調査及び県人権同和対策室調査)	(H25年度県政世論調査) 42.0%	(H30年度県政世論調査) 50%
		人権啓発講座等参加人数	県や市町等が実施する講演会など人権啓発講座等への参加人数 (県人権同和対策室調査)	(H24年度) 26,296人	H26～29年度 累計 10万人

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

3-3 「安心」の健康福祉の実現

1 安心して子どもを生み育てられる環境整備

(1)	夢を持ち安心して家庭を築ける環境の整備	「自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところ」と感じている人の割合	住んでいるまちが、子どもを育てやすいと思う人の割合 「おおいに思う」と「ある程度思う」の合計 (県政世論調査)	(H25年度県政世論調査) 57.2%	(H30年度県政世論調査) 80%
		「しずおか子育て優待カード事業」協賛店舗数	子育てを応援する気運を醸成し、誰もが安心して結婚・出産ができるための事業に協賛する店舗数 (県こども未来課調査)	(H25.3.15) 6,263店舗	7,500店舗
(2)	待機児童ゼロの実現	待機児童ゼロの市町数	4月1日現在の保育所入所待機児童がゼロである市町数 (厚生労働省「保育所入所待機児童数調査」)	(H25.4.1) 25市町	(H30.4) 33市町
		公的保育サービス(認可保育所、認定こども園、家庭的保育、認証保育所など)の受入児童数	認可保育所、家庭的保育等の公的保育サービスにより受入れを行っている児童数(毎年4月1日現在) (県こども未来課調査)	(H25.4.1) 53,970人	(H30.4) 55,430人
(3)	地域や職場における子育ての支援	ファミリー・サポート・センターの提供会員数	ファミリー・サポート・センターにおいて、子どもの預かり等の援助を行う会員数 (県こども未来課調査)	(H24年度) 4,669人	5,500人
		ふじさんっこ応援隊の参加団体数	子育てを応援する気運の醸成を図っていくことに積極的に協力・連携する団体数 (県こども未来課調査)	-	1,000団体
(4)	子どもや母親の健康の保持、増進	4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数	4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数 (厚生労働省「人口動態統計」)	(H20~24年平均死亡数) 58.9人	45人以下
		新生児訪問実施率	母子保健法第11条に基づく新生児訪問を実施した率 (県こども家庭課調査)	(H24年度) 94.3%	95%
(5)	すべての子どもが自立できる社会の実現に向けた取組	虐待による死亡児童数	児童虐待に起因して死亡に至った児童数(県、政令市が児童虐待検証部会で検証した、虐待による死亡事例の件数) (県こども家庭課調査)	(H24年度) 0人	毎年度 0人
		里親等委託率	里親・ファミリーホーム委託児童数及び施設入所児童数に対する里親・ファミリーホーム委託児童数の割合 (厚生労働省「福祉行政報告例」及び県こども家庭課調査)	(H24年度) 23.2%	25%

2 安心医療の提供と健康寿命日本一の推進

(1)	医師、看護師等の医療人材の確保	人口10万人当たり医師数	医療施設に従事する人口10万人当たり医師数 (厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」) (調査は2年に1回実施)	(H24.12) 186.5人	(H28.12) 194.2人
		医学修学研修資金貸与者の県内定着率	医学修学資金貸与者の県内定着率 (県地域医療課調査)	(H25.4) 39.1%	50%
(2)	質の高い医療の提供	壮年期(30歳~64歳)人口10万人当たり死亡数	壮年期(30歳~64歳)人口10万人当たり死亡数 (厚生労働省「人口動態統計」及び静岡県年齢別推計人口から県地域医療課算出)	(H24年) 247.7人	240人以下
		特定集中治療室(ICU)人口100万人当たり病床数	特定集中治療室(ICU)人口100万人当たり病床数 (厚生労働省「医療施設静態調査」及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」から県地域医療課算出)	(H23年) 42.8床	51.7床

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
(3) 静岡県立静岡がんセンター、静岡県立病院機構による高度専門医療の提供	静岡がんセンター患者満足度	アンケート調査において、受けている治療やケアに満足していると回答した患者の割合 (県がんセンター局調査)	(H24年度) 入院96.8% 外来96.2%	毎年度 入院95% 外来95%
	県立3病院の各患者満足度	アンケート調査において、医療サービスや施設・設備の状況等に満足していると回答した患者の割合 (県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院調査)	(H24年度) ・入院 総合95.8% こども93.7% ・外来 総合90.9% こども89.3% こども90.9%	毎年度 入院 90% 外来 85%
	県立3病院の病床利用率	県立3病院の1年間の病床稼働率 (県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院調査)	(H24年度) 総合 90.3% こころ 88.5% こども 74.7%	毎年度 総合 90% こころ 80% こども 70%
(4) 4大疾病等の対策と感染症の予防	がんの壮年期(30歳～64歳)人口10万人当たり死亡数	壮年期(30歳～64歳)人口10万人当たりのがんによる死亡数 (厚生労働省「人口動態統計」及び静岡県年齢別推計人口から県疾病対策課算出)	(H24年) 105.6人	102人以下
	国・県が指定するがん診療連携拠点病院等を受診する患者割合	新規患者のうちがん診療連携拠点病院等を受診する患者の割合 (県疾病対策課調査)	(H22年度) 86.4%	毎年度 85%
	結核等の感染症の集団発生件数	結核・コレラ・赤痢・腸チフス・腸管出血性大腸菌等の感染症の集団発生件数 (県疾病対策課調査)	(H24年度) 0件	毎年度 0件
	感染症の集団発生防止のために対面で普及啓発をした特定社会福祉施設の割合	感染症の集団発生防止のために対面で普及啓発をした特定社会福祉施設(保育所等)の割合 (県疾病対策課調査)	(H24年度) 37.6%	50%
(5) 健康寿命日本一の推進	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の推定数	県内各医療保険者から提供を受けた被保険者の特定健診データ結果を基に算出したメタボリックシンドローム該当者及び予備群の推定数 (県健康増進課調査)	(H20年度) 434,511人	25%減少
	ふじ33プログラムを活用した健康教室実施市町数	県開発による健康づくりプログラム(ふじ33プログラム)を活用した健康教室実施市町数 (県健康増進課調査)	(H24年度) 0市町	25市町

3 障害のある人の自立と社会参加

(1) ライフステージに応じた支援	現在の生活に満足している障害のある人の割合	「障害のある方の実態調査」の結果、「現在の生活に満足している」又は「どちらかと言えば満足している」と回答した障害のある人の割合 (県障害者政策課調査)	(H24年度) 67.9%	70%
	障害福祉サービスの1か月当たり利用人数	障害者総合支援法に基づき各年度3月の1か月間に障害福祉サービス(居宅介護などの訪問系サービス、生活介護などの日中活動系サービス、共同生活援助(グループホーム)などの居住系サービス)を利用した人の人数 (県障害者政策課調査)	(H24年度) 23,444人/月	25,700人/月
(2) 自立と社会参加に向けた総合的支援	自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合	「障害のある方の実態調査」の結果、「自立し社会参加していると感じている」又は「ある程度自立し社会参加していると感じている」と回答した人の割合 (県障害者政策課調査)	(H24年度) 45.4%	70%
	自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合	「障害のある方の実態調査」の結果、「安心して暮らせるところだと思う」又は「ある程度安心して暮らせるところだと思う」と回答した人の割合 (県障害者政策課調査)	(H24年度) 62%	70%
	就労系障害福祉サービスの1か月当たり利用人数	就労系障害福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援)を利用した人数 (県障害者政策課調査)	(H24年度) 6,772人/月	7,300人/月

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

4 いきいき長寿社会の実現

(1)	健康でいきいきと暮らせる 長寿県づくり	自立高齢者の割合	介護保険第1号被保険者のうち、援護を要しない高齢者の割合 (厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」)	(H23年度) 85.1%	90%
		地域包括支援センター設置数	地域包括支援センター設置数 (県長寿政策課調査)	(H24年度) 135か所	(H26年度) 140か所
(2)	地域に根ざした質の高い 介護・福祉サービスの推 進	介護サービス利用者の満足度	長寿者保健福祉計画策定に向けて3年ごとに実施する「高齢者の生活と意識に関する調査」の結果 (県長寿政策課調査)	(H22年度) 79.1%	90%
		特別養護老人ホーム整備定員数	特別養護老人ホーム整備定員数 (県介護保険課調査)	(H24年度) 16,355人	(H26年度) 18,220人

5 希望や自立につなぐセーフティネットの整備

(1)	自立に向けた生活の支援	就労支援を行った生活保護受給者の就職率	福祉事務所が就労支援を行った未就労の生活保護受給者のうち就職したものの割合(県地域福祉課調査)	(H22～23年度平均) 16.7%	毎年度 20%
		人口10万人当たりホームレス数	ホームレスの実態に関する全国調査 (厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」)	(H24年度) 4.29人	4人以下
(2)	自殺対策の推進	自殺による死亡者数	自殺者数(各年次) (厚生労働省「人口動態統計」)	(H24年) 751人	650人未満
		ゲートキーパー養成数	県・市町等が実施するゲートキーパー養成研修受講者数(累計数) (県障害福祉課調査)	(H24年度までの 累計) 15,498人	累計35,000人

6 医療・介護・福祉人材の育成

(1)	医療を担う人材の育成、 確保	人口10万人当たり看護職員従事者数	県内医療施設等に従事する人口10万人当たり看護職員数 (厚生労働省「看護職員業務従事者届」)	(H24.12) 900.8人	(H28.12) 961.2人
		新人看護職員を指導する実地指導者養成数	新人看護職員を指導する実地指導者養成数 (県地域医療課調査)	(H24年度) 延べ111人	延べ260人
(2)	介護・福祉サービスを支える 人材の育成、確保	介護職員の人数	訪問介護員及び介護職員の計 (県介護保険課調査)	(H23年度) 30,961人	(H26年度) 34,610人
		保育所の保育士数	保育所に勤務する保育士数(毎年10月) (厚生労働省「社会福祉施設等調査」) ※現在の基準による統計は平成21年度から	(H23年度) 9,391人	10,480人

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

1 活力ある多自然共生地域の形成

(1)	快適な暮らしを支える生活環境の整備	緊急合同点検等に基づく通学路の歩道整備率	県管理道路の通学路上において、通学路緊急合同点検等に基づき選定された要対策箇所のうち、対策を完了した箇所の割合 (県道路整備課調査)	(H24年度) 50%	100%
		主要な渋滞箇所の渋滞削減率	主要な渋滞箇所のうち、渋滞対策の実施で削減される損失時間の割合 (県道路企画課調査)	-	2割削減
(2)	農林水産業の新たな展開	農業に利用されている農地面積	農作物の栽培を目的とする土地(けい畦を含み、作物の栽培が困難となったかい廃は含まない。) (農林水産省「耕地面積調査」及び県農業振興課「耕作放棄地全体調査」を基に県農地計画課調査)	(H24年度) 71,200ha	71,000ha
		森林の多面的機能発揮のため適正に管理されている森林面積	森林管理の主体が明確な森林面積 (県森林計画課調査)	(H24年度) 214,102ha	300,000ha
		森林整備面積	森林を適切な状態に保つために森林整備(植栽、下刈、間伐など)を行った年間面積 (県森林整備課調査)	(H24年度) 9,790ha	10,000ha/年
(3)	過疎・中山間地域の振興	中山間地域を訪れたいと思う県民の割合	静岡県内の中山間地域を訪れたいと思う県民の割合 「是非訪れたいと思う」「まあまあ訪れたいと思う」の合計 (広報課「県政インターネットモニターアンケート調査」)	(H25年度) 71%	75%
		各年度の県過疎地域自立促進計画の実施率	静岡県過疎地域自立促進計画の計上事業に対する各年度の実施率 (県自治行政課調査)	(H24年度) 94%	100%

2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造

(1)	豊かで活力あるまちづくり	日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合	住まいのまちや最寄りの都市において、商業、金融、情報、医療、交通、娯楽など必要だと思う機能が充実していると感じている人の割合 「大いに充足している」と「ある程度充足している」の合計 (県政世論調査)	(H25年度県政世論調査) 51.8%	(H30年度県政世論調査) 60%
		良好な市街地を整備促進した区域の割合	公共施設や宅地の整備が不十分ため土地区画整理事業を行う必要のある区域面積に対し事業を実施した割合 (県市街地整備課調査)	(H24年度) 87.7%	94%
		都市計画区域の用途地域内において、都市計画決定どおりに整備されている幹線街路の割合	用途地域内において都市計画決定された幹線街路が、計画どおりに整備されている割合 (県都市計画課調査)	(H24年度) 61.0%	65%
(2)	緑と潤いのあるアメニティ空間の創出	都市計画区域内の1人当たり都市公園面積	政令指定都市を含む都市計画区域内の都市公園面積を人口で割ったもの (国土交通省現況調査)	(H24年度) 8.24㎡/人	8.53㎡/人
		県営都市公園利用者満足度(5段階評価)	県営公園利用者アンケートにおいて満足度(5段階評価)に関する回答結果を平均した数値 (県公園緑地課調査)	(H25年度) 4.24	4.37

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充

(1) 道路網の強化	中心都市等への30分行動圏人口カバー率	地域の中心都市かつ高規格幹線道路のインターチェンジに30分以内で到達できる人口の割合 (県道路企画課調査)	(H24年度) 93.2%	93.9%
	南北幹線道路の供用率	南北方向の高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備計画区間のうち、供用している道路の割合 (県道路企画課調査)	(H24年度) 40.2%	53.9%
(2) 港湾機能の強化	駿河湾港湾取扱貨物量	清水港・田子の浦港・御前崎港の取扱貨物量の合計 (国土交通省「港湾統計」)	(H24年) 2,337万t	2,421万t
	コンテナターミナルの整備率	駿河湾港(清水港・御前崎港)におけるコンテナターミナルの整備計画面積のうち、整備を実施した面積の割合 (県港湾整備課調査)	(H24年度) 81%	100%
(3) 競争力の高い魅力ある富士山静岡空港の実現	富士山静岡空港旅客ターミナルビル入館者数(富士山静岡空港の利用者数を含む)	富士山静岡空港の旅客ターミナルビルに入館した人の数 (富士山静岡空港株式会社及び県空港利用促進課調査)	(H24年度) 103.2万人	170万人
	富士山静岡空港のビジネスジェット機着陸回数	ビジネスジェット機が富士山静岡空港に着陸した回数 (静岡空港管理事務所調査)	(H24年度) 23回	150回
	富士山静岡空港周囲部における景観形成箇所数	空港来訪者に対するおもてなしの視点から、地元NPO等との協働により新たな植栽や修景整備を行った箇所数 (県空港運営課調査)	(H24年度) 1箇所	累計 8箇所

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

4-2 「安全」な生活と交通の確保

1 官民協働による犯罪に強い社会づくり

(1) 防犯まちづくりの推進	県民の身近で発生する乗り物盗等(9罪種)の認知件数	警察が発生を認知した県民の身近で発生する9罪種(自転車盗、オートバイ盗、自動車盗、空き巣、忍込み、居空き、ひったくり、強制わいせつ、公然わいせつ)の件数 (県警察本部調査「静岡県の犯罪」)	(H24年) 9,578件	7,700件以下
	地域の防犯活動のリーダーを対象とする「防犯まちづくり専門講座」の受講者数	分野別防犯講座の累計受講者数 (県くらし交通安全課調査)	(H24年度までの累計) 301人	累計 1,000人
(2) 犯罪被害者等に対する支援体制の確立	静岡県犯罪被害者支援連絡協議会の加盟機関数	被害者支援対策の推進を目的とする組織の加盟機関の数 (県警察本部調査)	(H24年度) 32機関	40機関
	犯罪被害者支援に関する行政担当職員研修の受講者数	犯罪被害者等支援の推進や、窓口を担当する職員による二次的被害を防止するために行う講座の受講者数(当課実施の講座) (県くらし交通安全課調査)	-	30人/年

2 総合的な交通事故防止対策の推進

(1) 安全な交通社会を目指す取組の推進	交通(人身)事故の年間発生件数	交通(人身)事故年間発生件数 (県警察本部調査「交通年鑑」)	(H24年) 36,946件	33,000件以下の定着
	交通安全に関する情報提供件数	くらし交通安全課ホームページ「しずおか交通安全ネット」へのアクセス件数 (県くらし交通安全課調査)	(H24年度) 32,219件	50,000件/年
(2) 交通事故防止対策の推進	交通事故の年間死者数	交通事故による年間死者数 (県警察本部調査「交通年鑑」)	(H24年) 155人	120人以下の定着
	自宅訪問により交通事故防止を呼び掛ける高齢者数	警察官や交通安全指導員などが高齢者の自宅を直接訪問し、交通安全指導を実施する高齢者の数 (県警察本部調査)	(H24年) 213,067人	228,000人/年

3 犯罪発生を抑える警察力の強化

(1) 犯罪対策の推進	刑法犯認知件数	警察が発生を認知した刑法犯の数 (県警察本部調査「静岡県の犯罪」)	(H24年) 32,396件	27,000件以下
	重要犯罪の4年間(H26~29年まで)の平均検挙率(H15~24年の平均検挙率63.9%)	警察が発生を認知した重要犯罪に対する検挙件数の割合を百分比で表したもの (県警察本部調査「静岡県の犯罪」)	(H15~24年平均) 63.9%	64%以上
(2) 警察活動基盤の強化	刑法犯認知件数	警察が発生を認知した刑法犯の数 (県警察本部調査「静岡県の犯罪」)	(H24年) 32,396件	27,000件以下
	サイバー犯罪捜査検定合格者数	サイバー犯罪捜査に関する知識を判定する検定の合格者数 (県警察本部調査)	(H24年) 243人	2,500人

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

4-3 地域主権を拓く「行政経営」

1 透明性と県民参加による行政運営

	県政に関心がある県民の割合	県政に関心がある県民の割合 (県政世論調査)	(H25年度県政 世論調査) 62.2%	(H30年度県政 世論調査) 70%
	県ホームページへのアクセス件数	静岡県公式ホームページ及び静岡県観光協会ホームページ(ハローナビしずおか)等の各ウェブページへのアクセス数の合計 (県電子県庁課調査)	(H24年度) 5,211万件	6,000万件
	県民だよりの閲読度	県民だよりを読んでいる県民の割合 (県政世論調査)	(H25年度県政 世論調査) 66.2%	(H30年度県政 世論調査) 70%
	県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合	この1年間に県の仕事について、意見や要望を持ったり不満を感じたことのある人のうちそのことを県に伝えた人の割合 (県政世論調査)	(H25年度県政 世論調査) 14.5%	(H30年度県政 世論調査) 25%
	タウンミーティングの開催回数	県職員が地域に出向き、業務の課題や推進方策について県民と直接意見交換を行った回数 (県広報課調査)	(H24年度) 201回	200回/年

2 市町や民間と連携した行政運営

(1)	地域が自立できる行政体制の整備	地方債協議制上の許可団体数	標準財政規模に対する、実質的な公債費の比率が、「地方財政法」で規定する起債許可団体の基準(18%)以上の市町の数 (「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条に基づき各自治体が公表する数値)	(H24年度) 1団体/35団体	0団体
		将来負担比率が早期健全化基準以上の市町数	標準財政規模に対する、地方公社等を含めた地方公共団体が将来負担すべき実質的な負担の比率が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で規定する早期健全化基準(350%、政令市は400%)以上の市町の数 (「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条に基づき各自治体が公表する数値)	(H24年度) 0団体/35団体	0団体
		県から市町への権限移譲対象法律数	事務処理特例条例に基づき市町に移譲している事務に係る対象法律数 (一般社団法人地方行政調査会「市町村への事務移譲の実施状況調べ」)	(H25年度) 日本一	日本一
(2)	民間等の能力や創意工夫を活用したサービスの提供	指定管理者制度導入施設で利用者満足度が80%以上の施設数	指定管理者制度を導入している施設で、広く県民が利用し満足度調査を行っている施設(22施設)において、「普通」を超える回答の割合が8割以上 (県行政改革課調査)	(H24年度) 17施設/22施設	全施設
		指定管理者制度を導入している公の施設の利用者数	指定管理者制度を導入している25施設の利用者数 (県行政改革課調査)	(H22~24年度平均) 約622万人	650万人/年
		県とNPO、地域住民、企業等との協働事業件数	県がNPO、地域住民、企業等と協働により事業を行った件数 (県行政改革課調査)	(H24年度) 285件	300件

政策(施策)分野	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査機関等)	基準値	H29年度 目標値
----------	-------	-----------------------	-----	--------------

3 未来を見据えた戦略的な行政運営

(1)	将来にわたって安心な財政運営の堅持	県自らがコントロールできる通常債の残高	県が発行する地方債(通常債)の残高 地方債は、地方公共団体が第三者から資金の借り入れを行うことで負担する債務 (県財政課調査)	(H24年度末) 1兆8,248億円	上限2兆円程度
		富国徳の理想郷“ふじのくに”づくりの実現に必要な新規事業等のための財源の捻出	4年間の財源捻出額 (県財政課調査)	(H22～25年度 当初予算) 649億円	600億円/4年
		プライマリーバランス	借入を除く税収等の歳入と、過去の借入れに対する元利払いを除いた歳出との収支 (県財政課調査)	(H24年度) 黒字	黒字の維持
(2)	簡素で能率的な組織	人口1万人当たりの県・市町村職員数の全国順位	総務省統計により集計。職員数は、普通会計の一般行政職員数。 (県人事課調査)	(H24年度) 7位	5位以内
		同規模県(人口200万～500万人)と比較した人口1万人当たりの県職員数	総務省統計により集計。職員数は、普通会計の一般行政職員数。 (県人事課調査)	(H24年度) 最少	常に最少
(3)	人材と組織の活性化	自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合	勤務意向調査を作成した職員の中で、「現在の仕事・職場について→仕事への能力発揮度合い」について、「充分発揮」及び「ほぼ発揮」を選択した割合 (県人事課調査)	(H24年度) 55.6%	60%
		中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合	キャリア調査を作成した異動者の中で「スペシャリスト」を志向した職員のうち、人事異動において意向が反映された割合 (県人事課調査)	(H24年度) 73.4%	75%
(4)	時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進	静岡県の行財政改革の取組に対する県民の認知度	静岡県の行財政改革の取組について知っていると答える県民の割合 (県政世論調査)	-	(H30年度県政世論調査) 50%
		全職員の行財政改革に対する不断の取組(ひとり1改革運動の取組件数)	ひとり1改革運動の取組件数 (県行政改革課調査)	(H17～24年度平均) 14,276件	14,300件/年

○ 分野別計画一覧

(括弧内は、策定・改定年月)

1 「命」を守る危機管理

- ・ “ふじのくに” 危機管理計画 基本計画 (平成23年6月)
- ・ 静岡県地域防災計画 (平成25年6月)
- ・ 静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013 (平成25年6月)
- ・ 静岡県耐震改修促進計画 (平成18年10月)
- ・ 静岡県第6次国土調査事業十箇年計画 (平成22年5月)
- ・ 「内陸のフロンティア」を拓く取組 全体構想 (再掲) (平成25年4月)
- ・ 静岡県消防救急広域化推進計画 (平成19年3月)
- ・ 静岡県感染症・結核予防計画 (再掲) (平成20年9月)
- ・ しずおか食の安全推進のためのアクションプラン (再掲) (平成26年3月)
- ・ 静岡県社会資本整備重点計画 (再掲) (平成26年3月)
- ・ ふじのくにの“みちづくり” (再掲) (平成25年7月)
- ・ 静岡県企業局第3期中期経営計画 (再掲) (平成26年2月)
- ・ “ふじのくに” の農山村づくり (再掲) (平成26年3月)
- ・ 静岡県森林共生基本計画 (再掲) (平成26年5月)

2-1 「有徳の人」づくり

- ・ 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画 (平成26年3月)
- ・ 静岡県食育推進計画 (再掲) (平成26年3月)
- ・ 静岡県子ども読書活動推進計画ー第二次中期計画ー (平成26年3月)
- ・ 静岡県教育情報化推進基本計画 (第2期計画) (平成26年3月)
- ・ 第2期 “ふじのくに” 子ども・若者プラン (平成26年3月)

2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり

- ・ 静岡県文化振興基本計画 (ふじのくに文化振興基本計画) (平成26年3月)
- ・ 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画 (再掲) (平成26年3月)
- ・ 静岡県スポーツ振興基本計画 (平成23年3月)
- ・ 県営都市公園経営基本計画 (再掲) (平成26年6月)
- ・ ふじのくに観光躍進基本計画 (平成26年3月)
- ・ ふじのくに多文化共生推進基本計画 (平成23年3月)
- ・ 静岡県地域外交基本方針 (平成24年6月)
- ・ ふじのくに総合交通計画 (平成26年3月)
- ・ 静岡県情報化基本計画「新ふじのくにICT戦略」 (平成26年3月)
- ・ 静岡県社会資本整備重点計画 (再掲) (平成26年3月)
- ・ ふじのくにの“みちづくり” (再掲) (平成25年7月)

3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造

- ・静岡県経済産業ビジョン2014～2017（平成26年3月）
- ・ファルマバレープロジェクト第3次戦略計画（平成23年3月）
- ・フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト戦略計画（平成22年3月）
- ・地域イノベーション戦略支援プログラム（平成23年8月）
- ・企業立地促進法に基づく基本計画（地域別）
- ・ふじのくに戦略物流ビジョン（平成24年3月）
- ・「内陸のフロンティア」を拓く取組 全体構想（再掲）（平成25年4月）
- ・静岡県企業局第3期中期経営計画（平成26年2月）
- ・第9次静岡県職業能力開発計画（平成23年6月）
- ・静岡県森林共生基本計画（再掲）（平成26年5月）
- ・静岡県建設産業ビジョン（平成23年11月）

3-2 「和」を尊重する暮らしの形成

- ・静岡県住宅マスタープラン(住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画)（平成24年3月）
- ・静岡県耐震改修促進計画（再掲）（平成18年10月）
- ・静岡県県営住宅再生計画（平成24年3月）
- ・「内陸のフロンティア」を拓く取組 全体構想（再掲）（平成25年4月）
- ・静岡県環境基本計画（平成23年3月）
- ・静岡県生活排水処理長期計画（平成26年3月）
- ・静岡県企業局第3期中期経営計画（再掲）（平成26年2月）
- ・静岡県動物愛護管理推進計画（平成26年3月）
- ・静岡県消費者行政推進基本計画（平成26年3月）
- ・しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（平成26年3月）
- ・ふじのくに地球温暖化対策実行計画（平成23年3月）
- ・静岡県社会資本整備重点計画（再掲）（平成26年3月）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（再掲）（平成23年3月）
- ・ふじのくにの“みちづくり”（再掲）（平成25年7月）
- ・静岡県森林共生基本計画（再掲）（平成26年5月）
- ・ふじのくに廃棄物減量化計画（平成23年3月）
- ・静岡県バイオマス活用推進計画（平成24年3月）
- ・静岡県下水汚泥処理総合計画（平成10年3月）
- ・ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン（平成23年3月）
- ・新静岡県景観形成ガイドプラン（平成18年3月）
- ・県営都市公園経営基本計画（再掲）（平成26年6月）
- ・ふじのくにの魅力を高める花と緑のまちづくり計画（平成23年3月）
- ・静岡県地域福祉支援計画（平成23年3月）
- ・“ふじのくに”の農山村づくり（再掲）（平成26年3月）
- ・ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画（平成26年3月）
- ・第2次静岡県男女共同参画基本計画（平成23年2月）
- ・静岡県人権施策推進計画（ふじのくに人権文化推進プラン）（平成23年3月）

3-3 「安心」の健康福祉の実現

- ・静岡県次世代育成支援対策行動計画（しずおか次世代育成プラン後期計画）（平成22年3月）
- ・静岡県経済産業ビジョン2014～2017（再掲）（平成26年3月）
- ・静岡県子ども・子育て支援事業支援計画(仮称)（平成27年3月予定）
- ・静岡県保健医療計画（平成22年3月）
- ・静岡県周産期医療体制整備計画（平成23年3月）
- ・静岡県ひとり親家庭自立促進計画（平成22年6月）
- ・静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画（平成26年3月）
- ・静岡県へき地保健医療計画（平成23年3月）
- ・静岡県がん対策推進計画(平成25年3月)
- ・静岡県肝炎対策推進計画(平成24年3月)
- ・静岡県感染症・結核予防計画(平成20年9月)
- ・ふじのくに健康増進計画（平成26年3月）
- ・静岡県歯科保健計画（平成26年3月）
- ・静岡県食育推進計画（平成26年3月）
- ・静岡県障害者計画（ふじのくに障害者しあわせプラン）（平成25年7月）
- ・静岡県障害福祉計画（ふじのくに障害者しあわせプラン）（平成24年8月）
- ・静岡県長寿者保健福祉計画（ふじのくに長寿社会安心プラン）（平成24年3月）
- ・静岡県地域福祉支援計画（再掲）（平成23年3月）
- ・いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画(平成25年3月)

4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

- ・静岡県社会資本整備重点計画（平成26年3月）
- ・ふじのくにの“みちづくり”（平成25年7月）
- ・静岡県森林共生基本計画（平成26年5月）
- ・“ふじのくに”の農山村づくり（平成26年3月）
- ・静岡県経済産業ビジョン2014～2017（再掲）（平成26年3月）
- ・静岡県過疎地域自立促進方針（平成22年9月）
- ・静岡県過疎地域自立促進計画（平成23年2月）
- ・静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針（平成25年10月）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成23年3月）
- ・都市交通マスタープラン(平成24年3月)
- ・県営都市公園経営基本計画（平成26年6月）
- ・駿河湾港アクションプラン（平成23年3月）
- ・「内陸のフロンティア」を拓く取組 全体構想（平成25年4月）
- ・ふじのくに総合交通計画（再掲）（平成26年3月）

4-2 「安全」な生活と交通の確保

- ・ふじのくに防犯まちづくり行動計画（平成26年3月）
- ・静岡県警察 安全・安心推進プログラム2014（平成26年1月）
- ・静岡県犯罪被害者等の支援に関する取組指針（平成23年10月）
- ・静岡県交通安全計画（平成23年5月）

4-3 地域主権を拓く「行政経営」

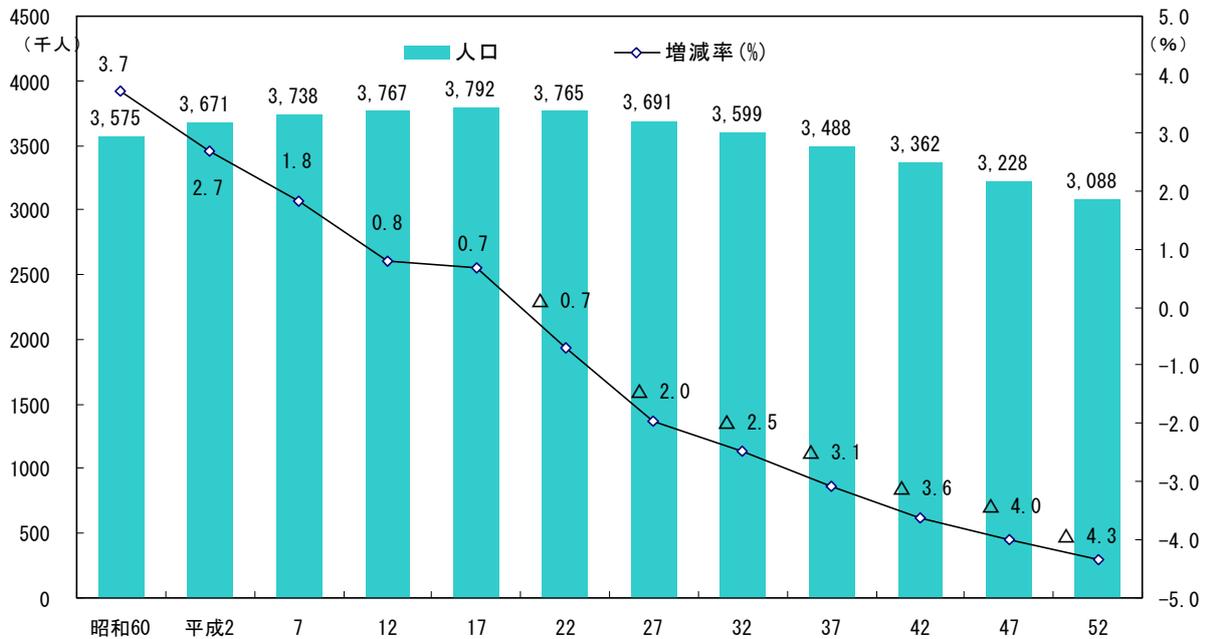
- ・静岡県行財政改革大綱（平成26年3月）
- ・静岡県広報・広聴取組方針（平成26年4月）
- ・静岡県社会資本整備重点計画（再掲）（平成26年3月）
- ・ふじのくに権限移譲推進計画（平成26年3月）
- ・静岡県情報化基本計画「新ふじのくにICT戦略」（再掲）（平成26年3月）
- ・ファシリティマネジメントの実施に向けて（平成26年1月）
- ・社会資本長寿命化行動方針（平成25年3月）
- ・静岡県企業局第3期中期経営計画（再掲）（平成26年2月）

参考資料 社会経済情勢の変化

1 人口の減少と少子高齢化の進行

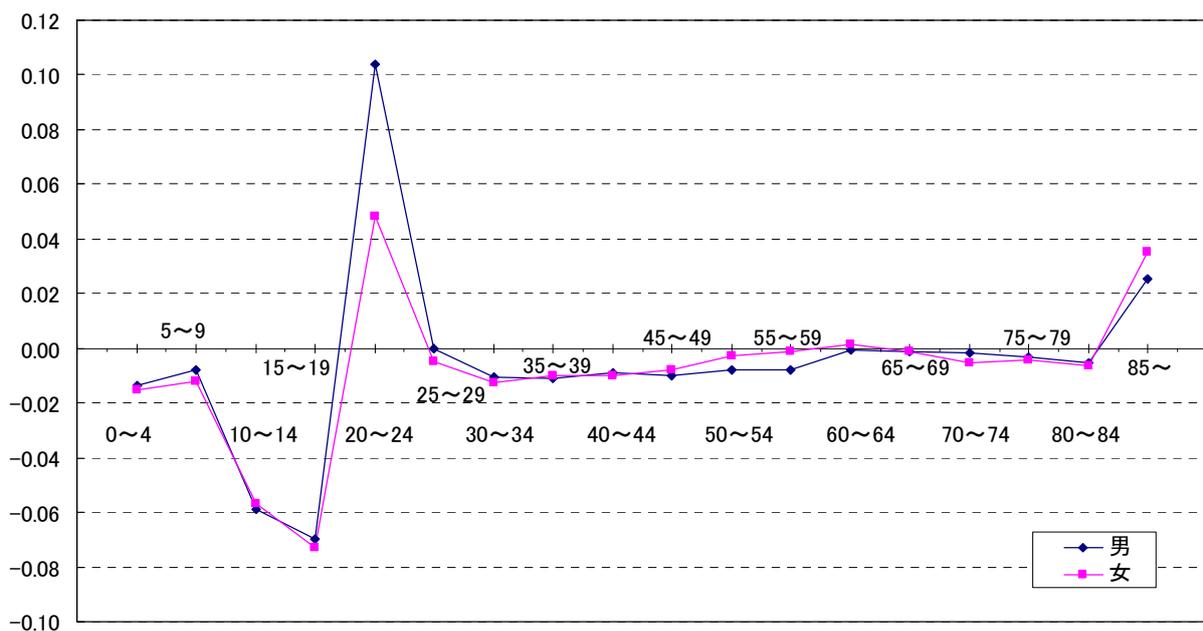
(1) 人口

① 人口の推移



(資料) 総務省「国勢調査報告」、平成27年度以降は静岡県統計利用課推計

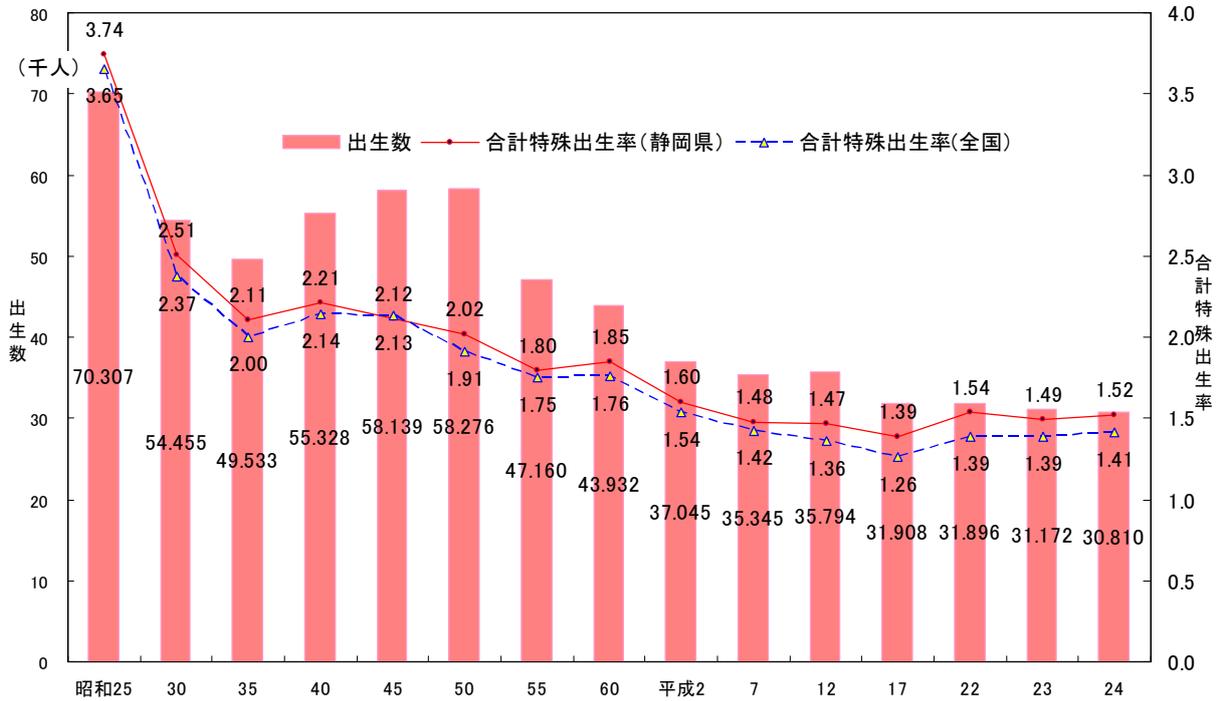
② 年齢別純移動率 (2010年→2015年)



(資料) 静岡県統計利用課推計、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」

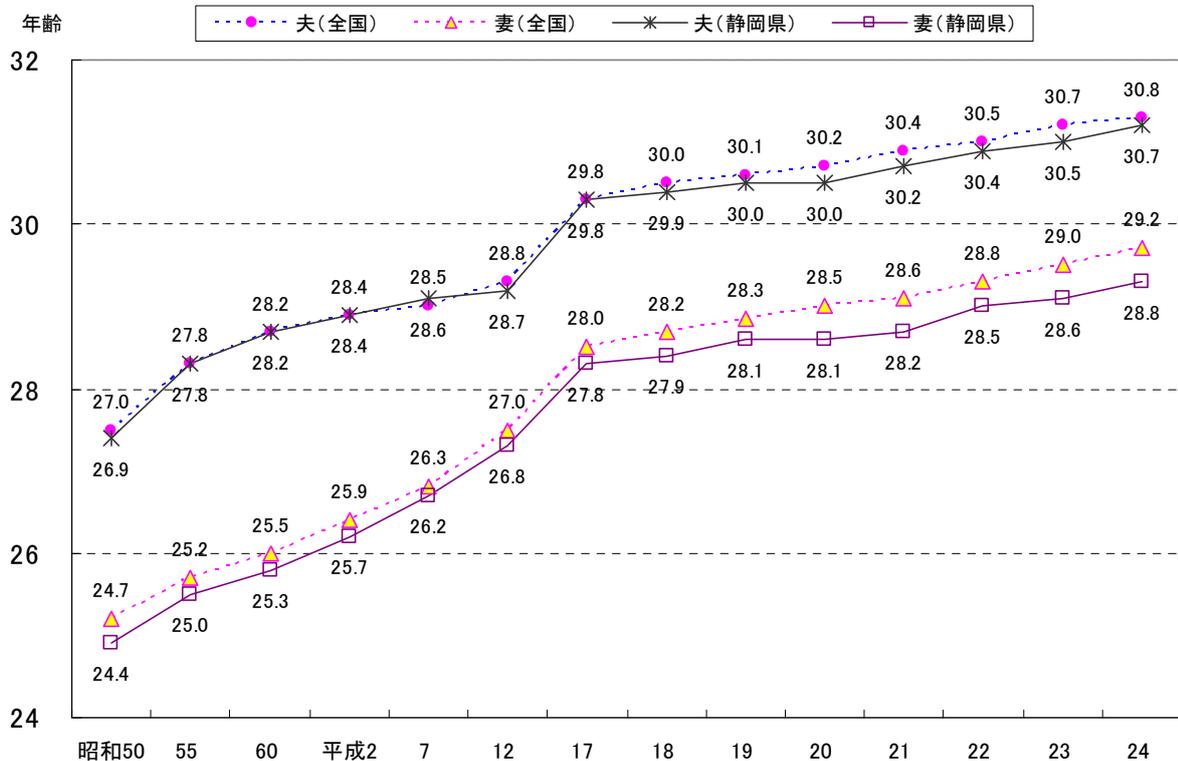
(2) 少子化

① 静岡県の出生数・合計特殊出生率の推移



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

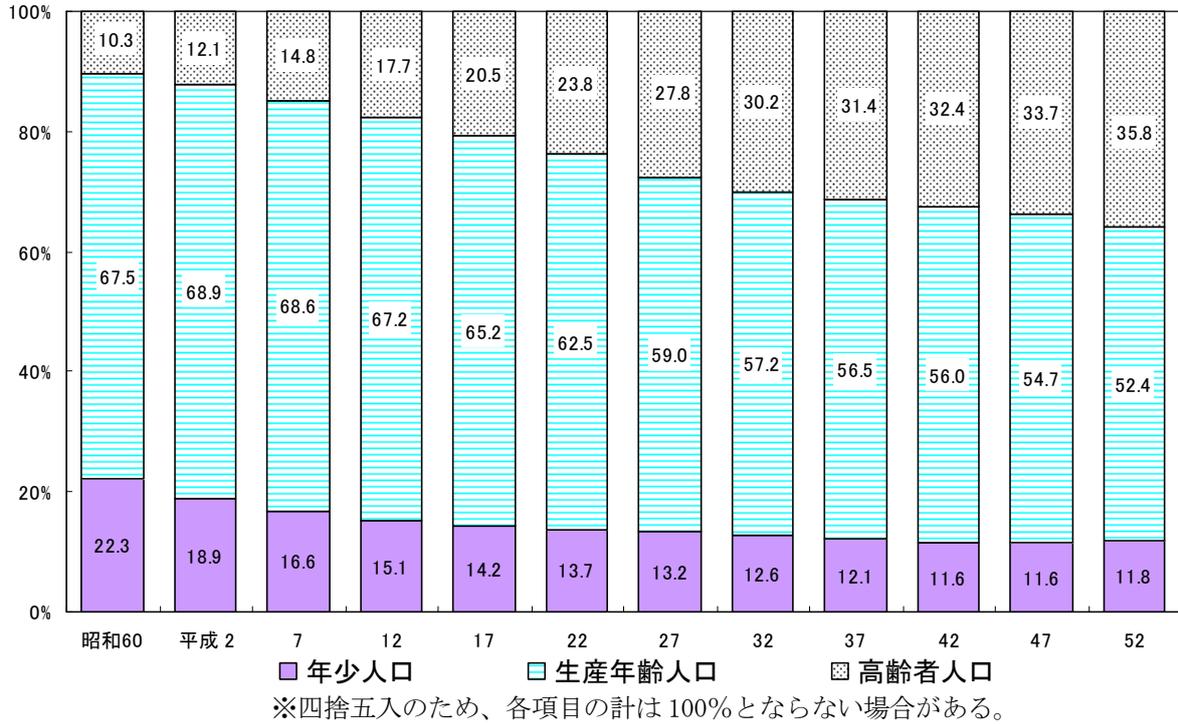
② 平均初婚年齢の推移



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

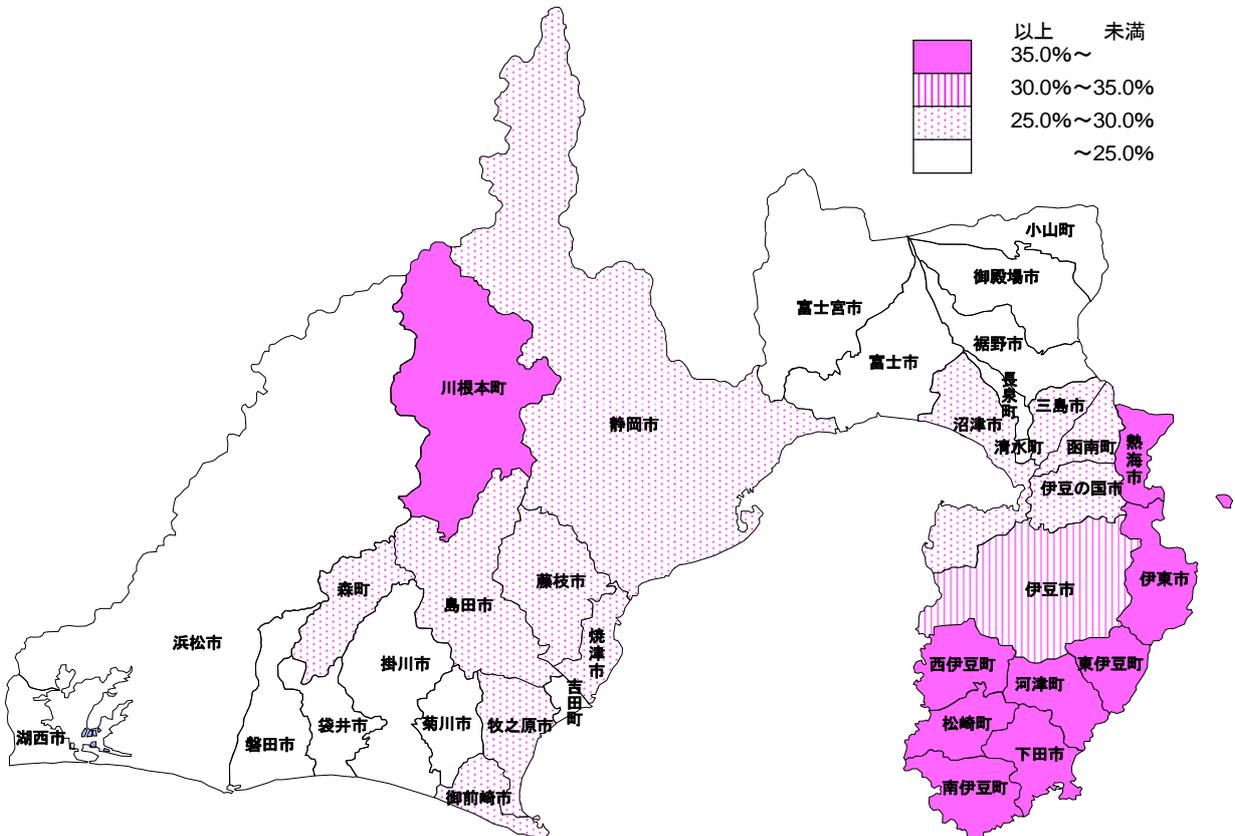
(3) 高齢化

① 年齢別人口構成割合の推移



(資料) 総務省「国勢調査報告」、平成27年度以降は静岡県統計利用課推計

② 市町別老年（65歳以上）人口割合（平成25年10月1日現在）



(資料) 静岡県統計調査課「静岡県人口推計年報」

2 厳しさの続く経済・雇用情勢

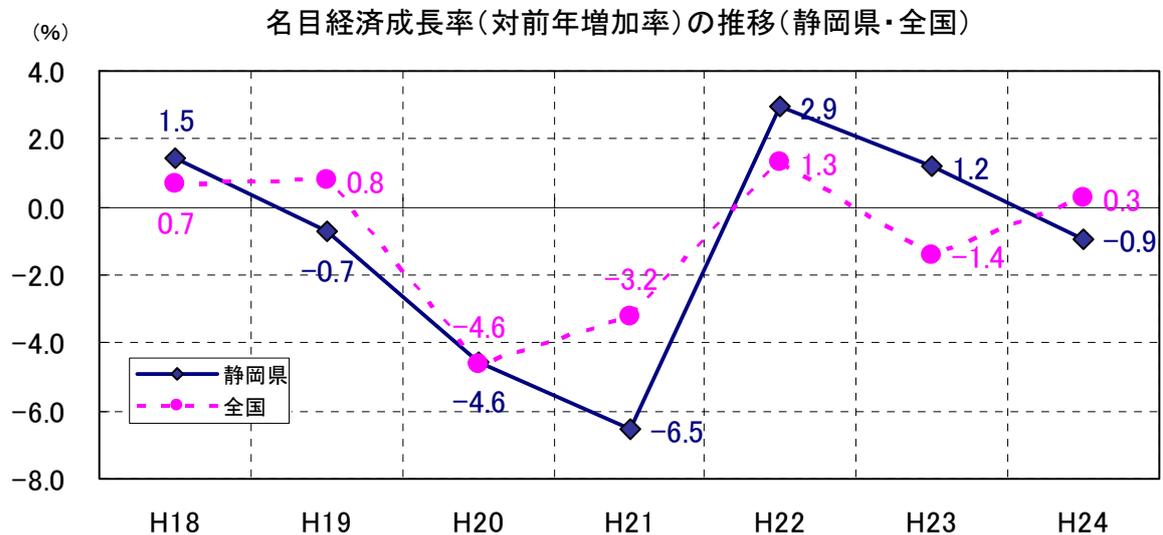
(1) 経済情勢

① 県内総生産等

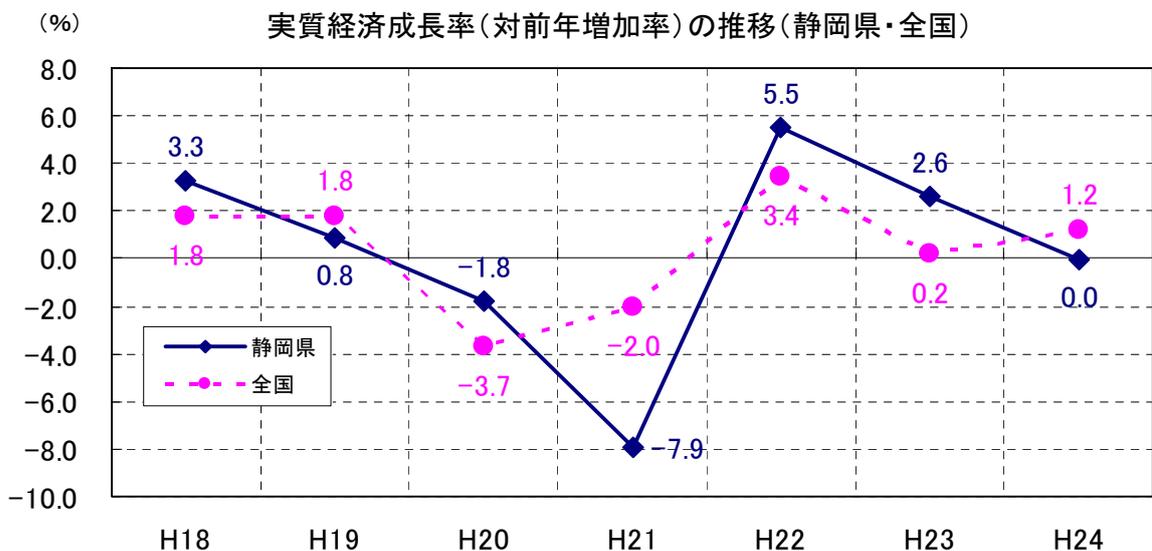
		平成22年度	対前年度 増加率(%)	平成23年度	対前年度 増加率(%)	平成24年度	対前年度 増加率(%)
静岡県	県内総生産(名目)	15兆7656億円	2.9	15兆9543億円	1.2	15兆8065億円	-0.9
	県内総生産(実質)	16兆9040億円	5.5	17兆3437億円	2.6	17兆3400億円	0.0
	県民所得	11兆6729億円	3.9	11兆8661億円	1.7	11兆7147億円	-1.3
	一人当たり県民所得	3,100千円	4.4	3,162千円	2.0	3,135千円	-0.9
全国	国内総生産(名目)	480兆963億円	1.3	473兆2163億円	-1.4	474兆7638億円	0.3
	国内総生産(実質)	512兆4141億円	3.4	513兆6214億円	0.2	519兆8494億円	1.2
	国民所得	352兆3103億円	2.3	346兆7557億円	-1.6	—	—
	一人当たり国民所得	2,752千円	2.3	2,715千円	-1.3	—	—

注：県内総生産・県民所得のH23・H24、国内総生産の(名目)・(実質)は速報値

(資料) 静岡県企画広報部統計利用課「平成24年度静岡県の県民経済計算(速報)」

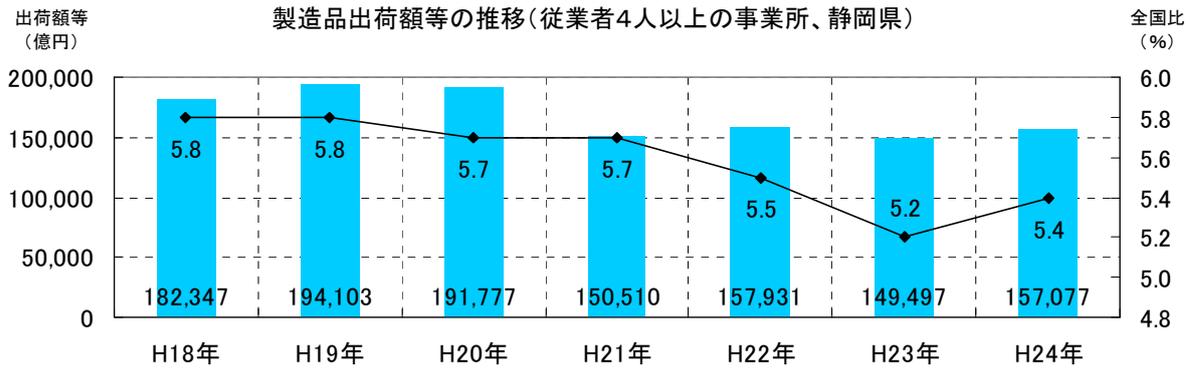


(資料) 静岡県企画広報部統計利用課「平成24年度静岡県の県民経済計算(速報)」



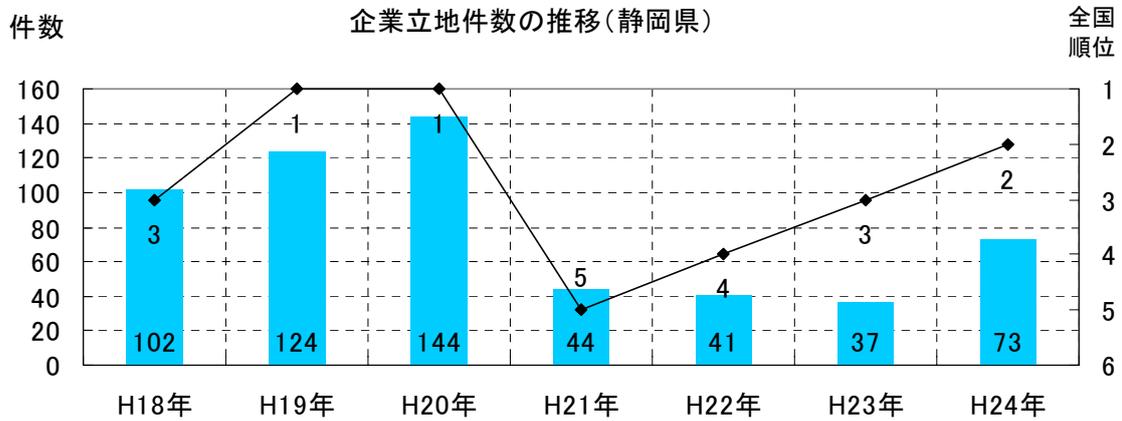
(資料) 静岡県企画広報部統計利用課「平成24年度静岡県の県民経済計算(速報)」

② 製造品出荷額等



(資料) 経済産業省「工業統計調査」、「経済センサスー活動調査」

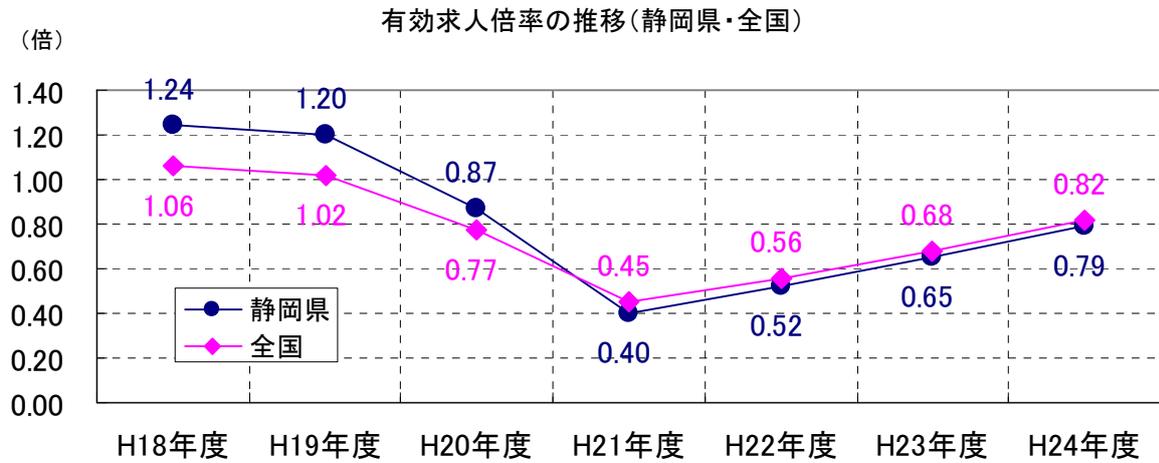
③ 企業立地件数



(資料) 経済産業省「平成24年工場立地動向調査(速報)」

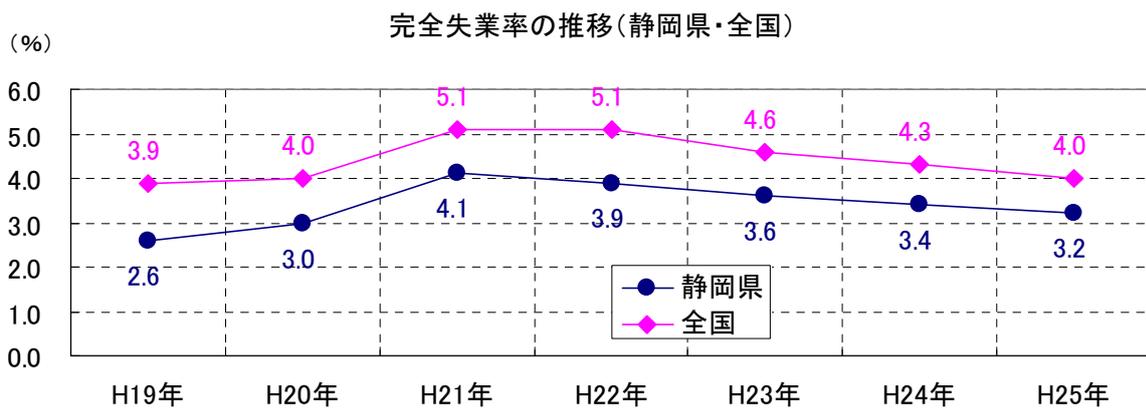
(2) 雇用情勢

① 有効求人倍率



(資料) 厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」

② 完全失業率



(資料) 総務省「労働力調査」(都道府県別結果(モデル推計値))

3 安全・安心な社会づくり

(1) 大規模地震等の有事に備えた地域づくり

① 静岡県第4次地震被害想定

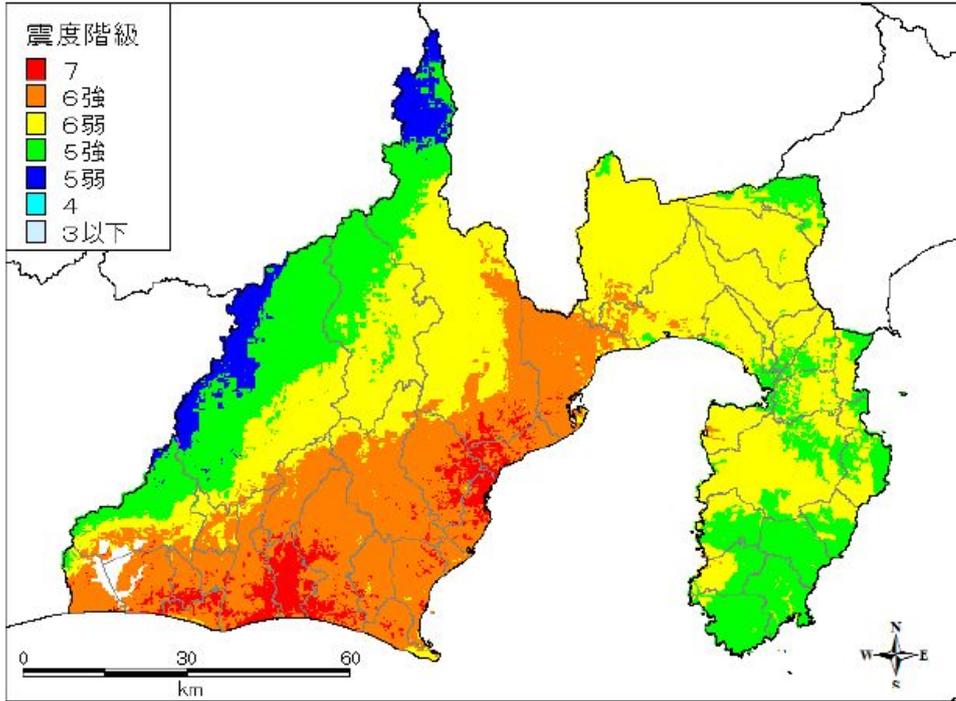
ア 想定対象地震

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波	東海地震、東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード 8.0～8.7 程度)	大正型関東地震 (マグニチュード 8.0 程度)
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード 9.0 程度)	元禄型関東地震 (マグニチュード 8.2 程度)

イ レベル1の地震・津波

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
地震動	震度7の地域 344km ²	震度7の地域 42km ²
	震度6強の地域 2,042km ²	震度6強の地域 343km ²
津波	浸水深1cm以上 28.8km ²	浸水深1cm以上 7.4km ²
	浸水深2m以上 9.0km ²	浸水深2m以上 1.1km ²
建物被害	全壊・焼失棟数 約26万棟 うち地震動・液状化 約17万棟 *冬・夕、地震予知なしの場合	全壊・焼失棟数 約1.4万棟 うち地震動・液状化 約1.1万棟 *冬・夕の場合
人的被害	死者数 約16,000人 うち津波 約9,000人 *冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合	死者数 約3,000人 うち津波 約2,900人 *冬・深夜、早期避難率低の場合

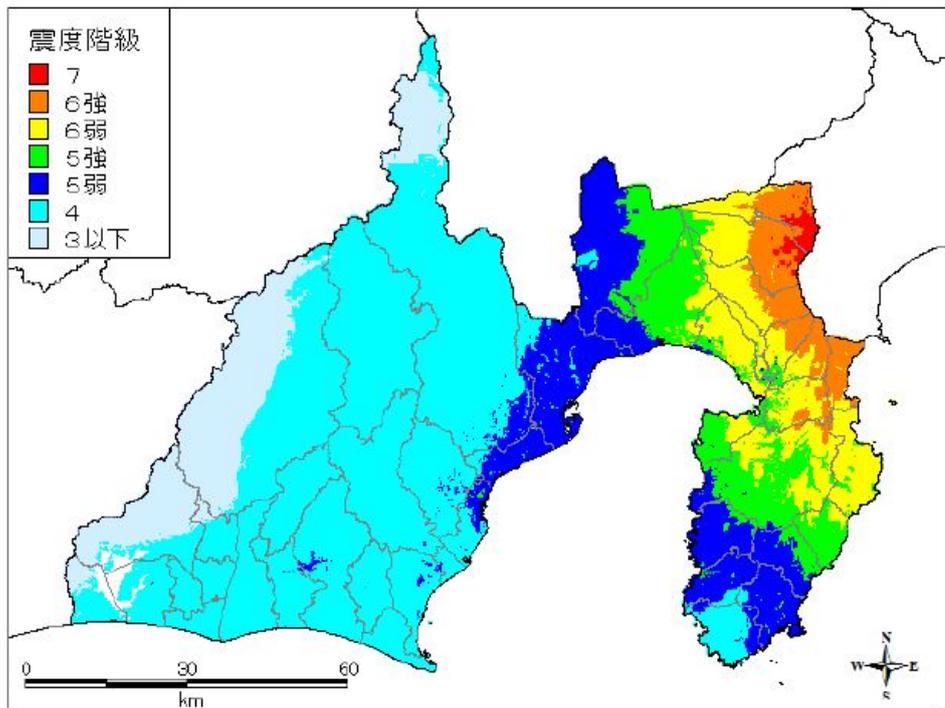
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震



震度分布図（東海・東南海・南海地震）

*内閣府（2012）の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強震断層モデルを用いて計算

相模トラフ沿いで発生する地震



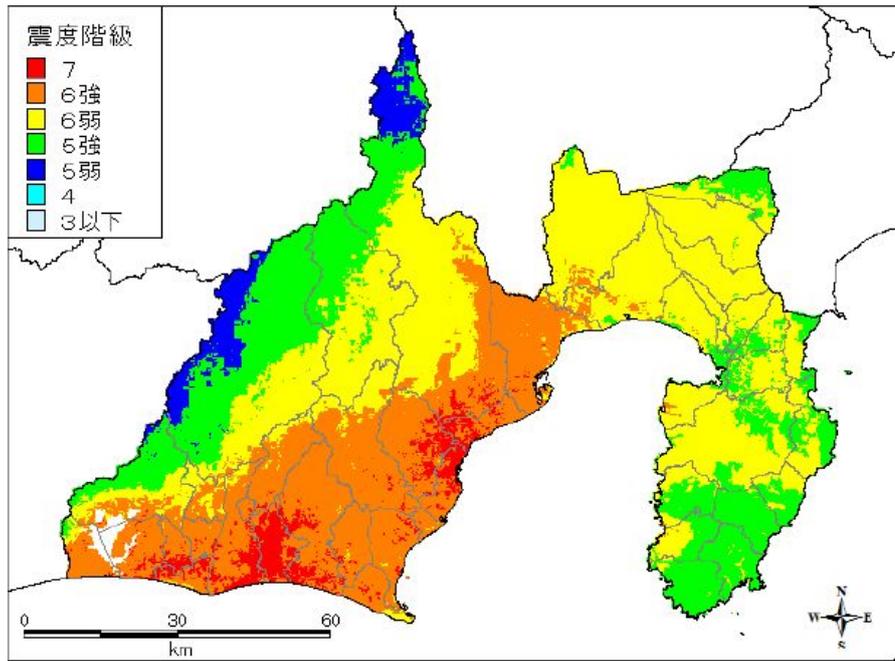
震度分布図（大正型関東地震）

（資料）静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）

ウ レベル2の地震・津波

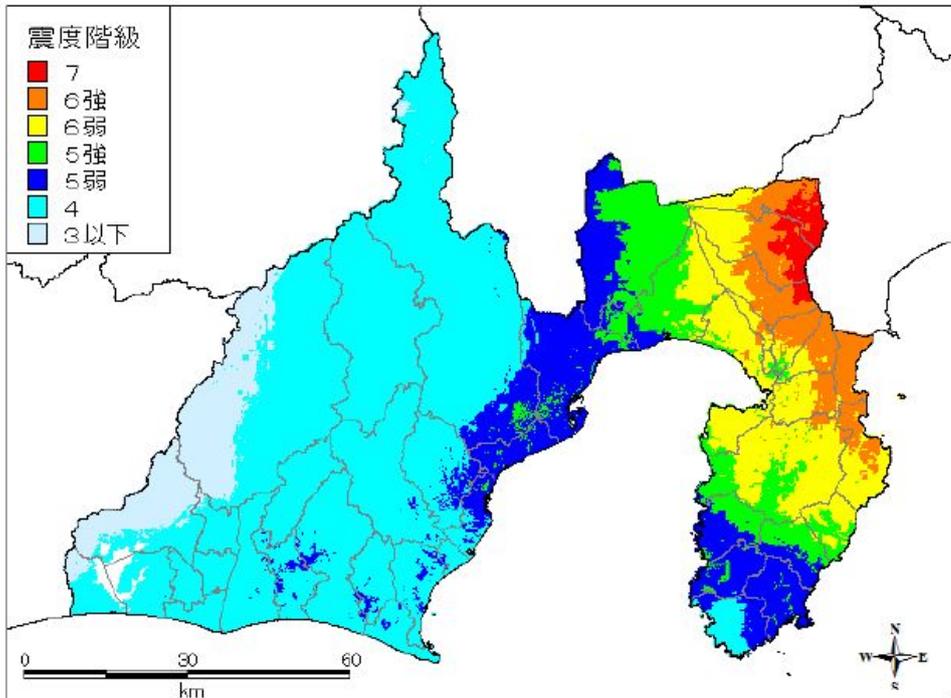
区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
地震動	震度7の地域 344～732km ² 震度6強の地域 1,276～2,042km ² *基本ケース、陸側ケース、東側ケース	震度7の地域 109km ² 震度6強の地域 450km ²
津波	浸水深1cm以上 158.1km ² (国想定150.5km ²) 浸水深2m以上 68.5km ² (国想定66.5km ²) *津波ケース①	浸水深1cm以上 21.1km ² 浸水深2m以上 4.3km ²
建物被害	全壊・焼失棟数 約30万棟 (国想定約32万棟) うち地震動・液状化 約19万棟 (国想定約21万棟) *東側ケース、冬・夕、予知なしの場合 (国想定は基本ケース)	全壊・焼失棟数 約2.7万棟 うち地震動・液状化 約2.0万棟 *冬・夕の場合
人的被害	死者数 約105,000人 (国想定約109,000人) うち津波 約96,000人 (国想定約95,000人) *陸側ケース、冬・深夜、早期避難率低、 予知なしの場合	死者数 約6,000人 うち津波 約5,700人 *冬・深夜、早期避難率低の場合

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震



震度分布図（南海トラフ巨大地震 基本ケース）

相模トラフ沿いで発生する地震

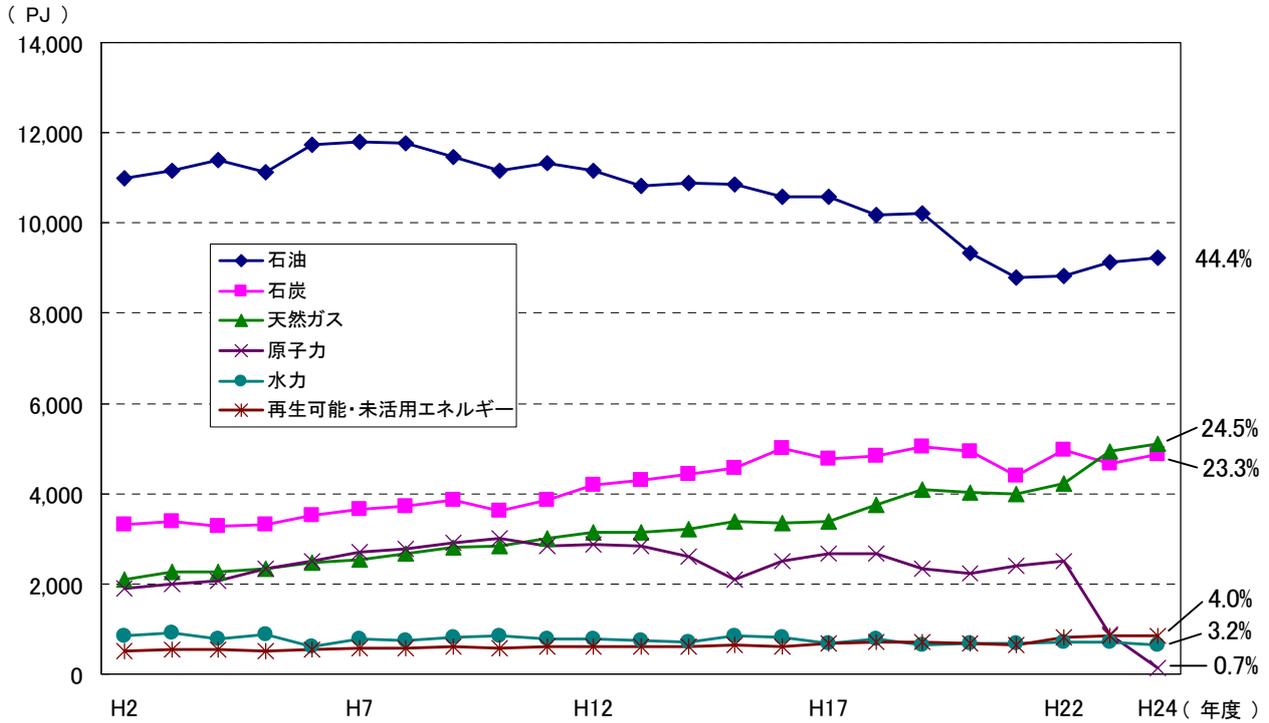


震度分布図（元禄型関東地震）

(資料) 静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）

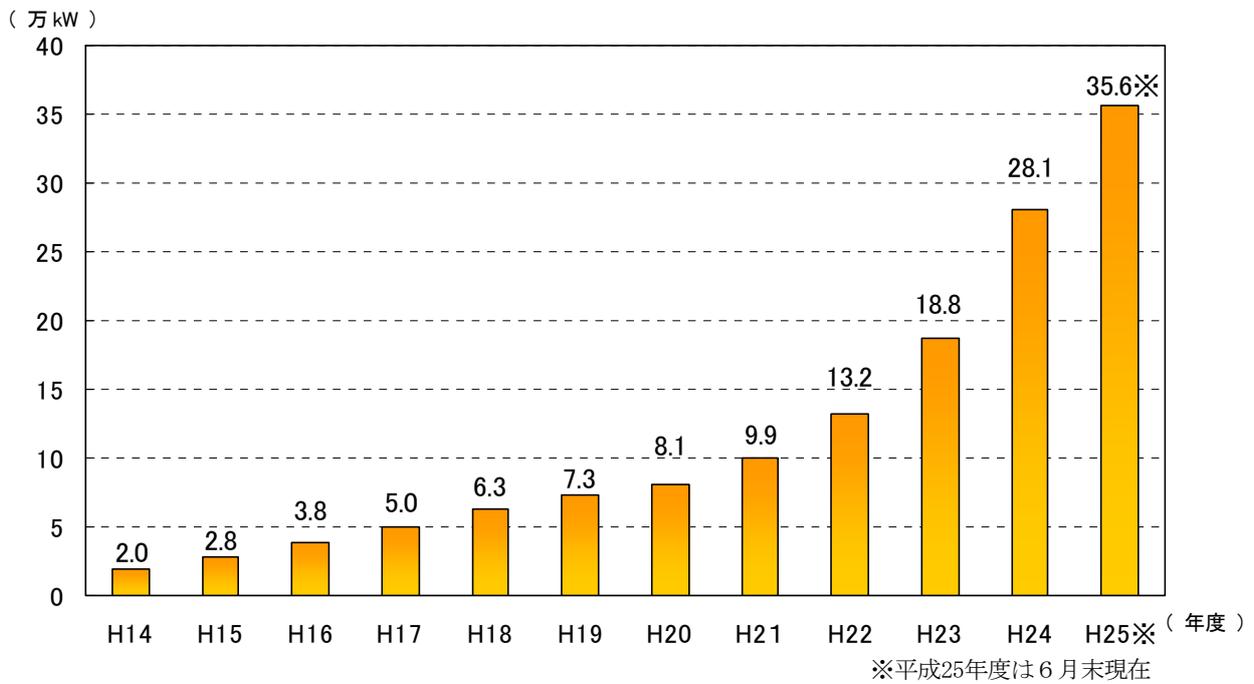
(2) エネルギーの地産地消

① 一次エネルギー国内供給の推移（エネルギー源別）



(資料) 資源エネルギー庁「平成 24 年度エネルギー需給実績 (速報)」をもとに静岡県作成

② 本県の太陽光発電の導入量の推移

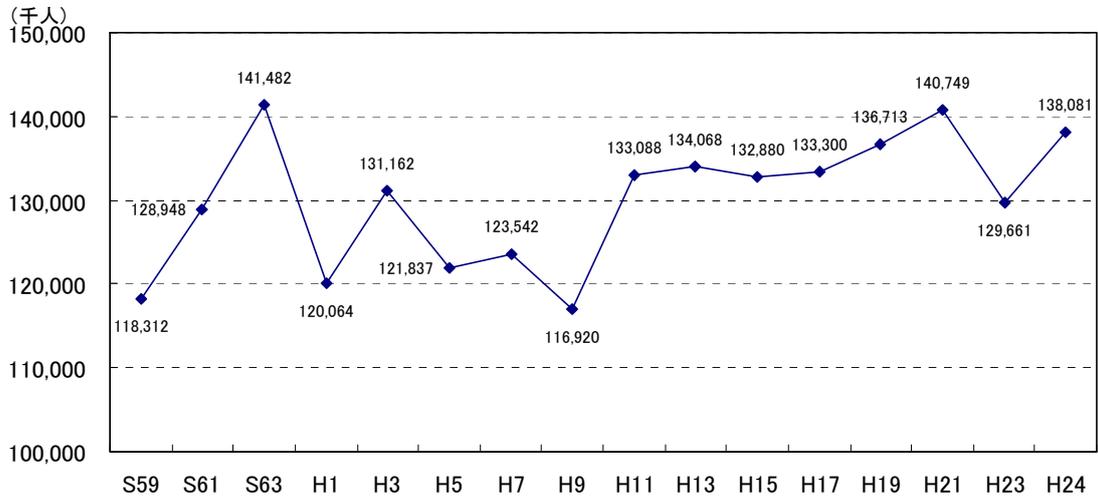


(資料) 静岡県企画広報部エネルギー政策課

4 国内外に開かれた地域づくり

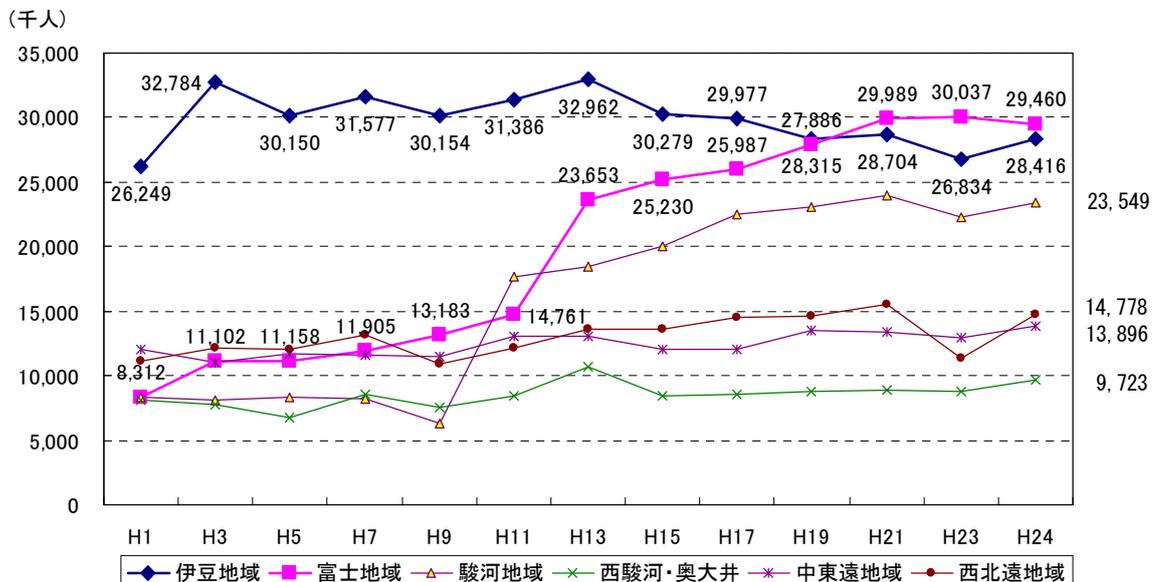
(1) 富士山の世界遺産登録

① 観光交流客数の推移(静岡県)



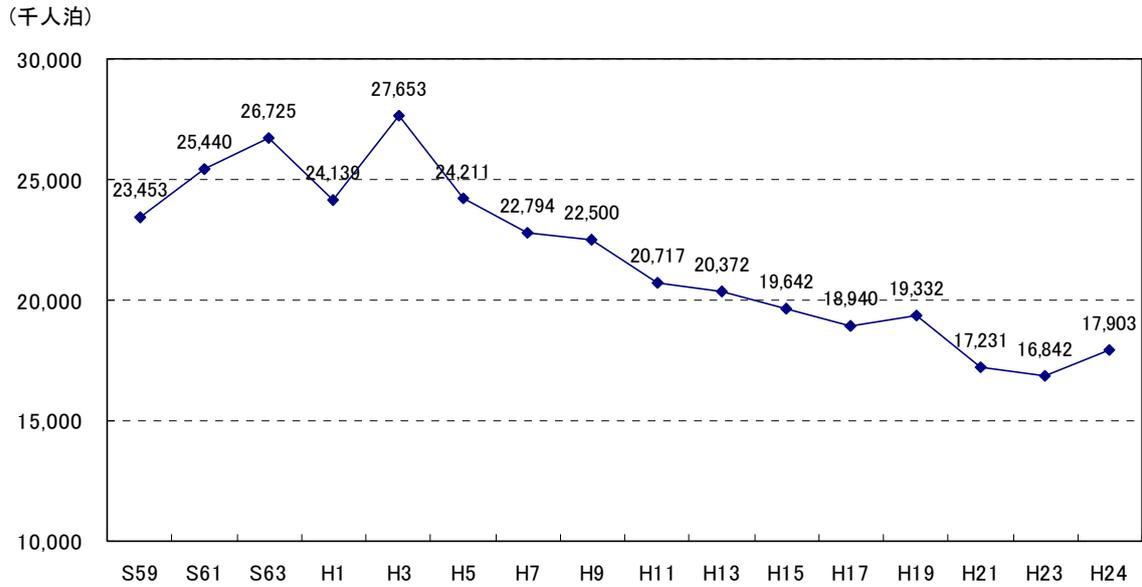
(資料)静岡県観光政策課「平成24年度静岡県観光交流の動向」

② 地域別観光レクリエーション客数の推移(静岡県)



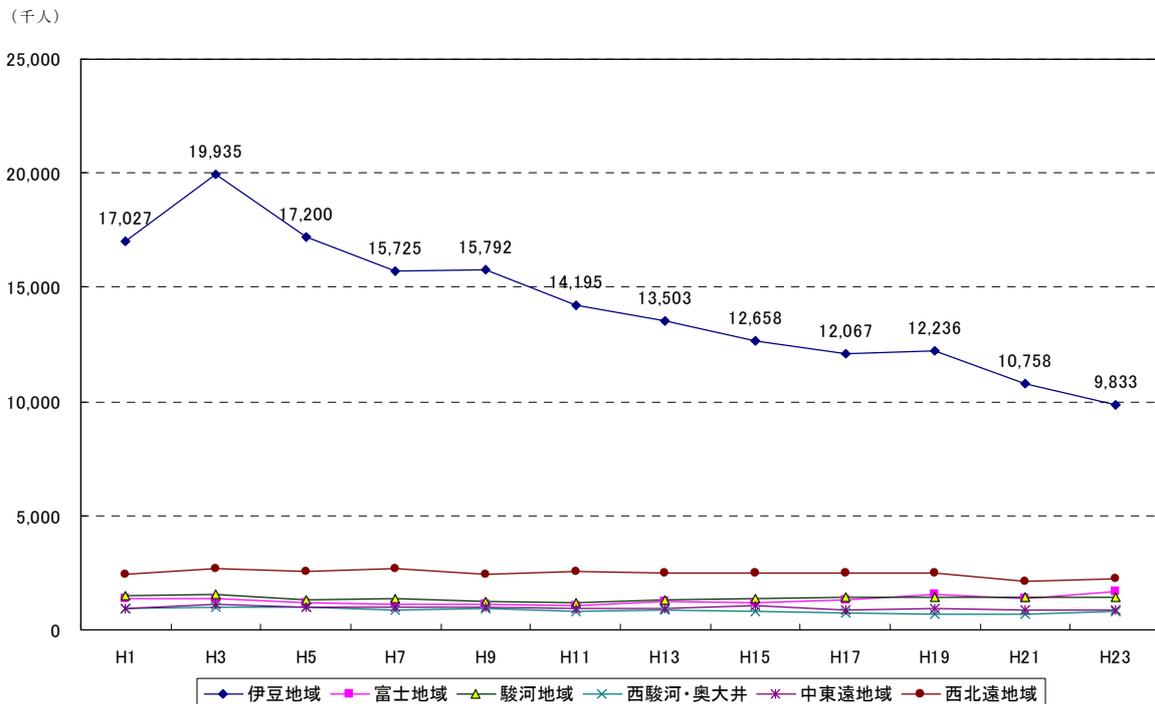
(資料)静岡県観光政策課「平成24年度静岡県観光交流の動向」

③ 宿泊客数の推移(静岡県)



(資料)静岡県観光政策課「平成24年度静岡県観光交流の動向」

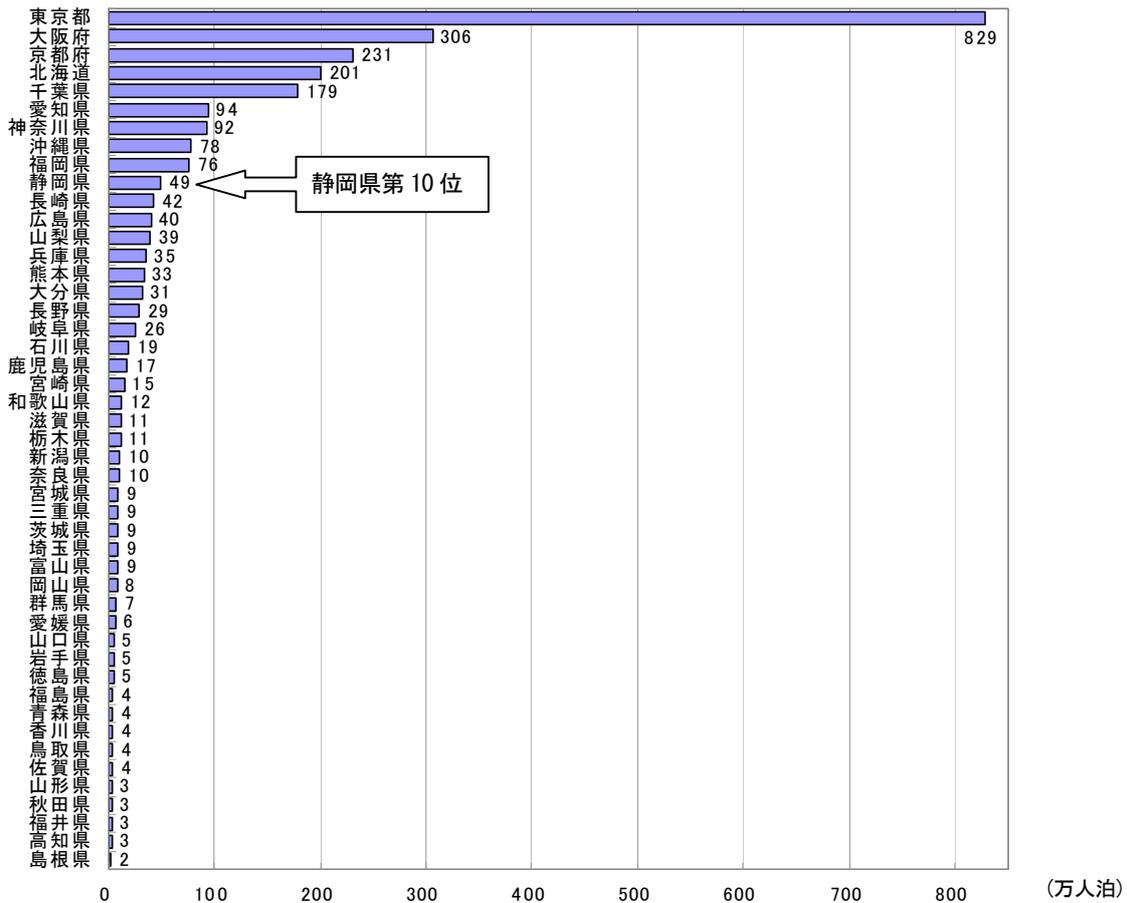
④ 地域別宿泊客数の推移(静岡県)



地域	西北遠地域	富士地域	駿河地域	中東遠地域	西駿河・奥大井地域
H23	2,232千人	1,668千人	1,418千人	887千人	804千人

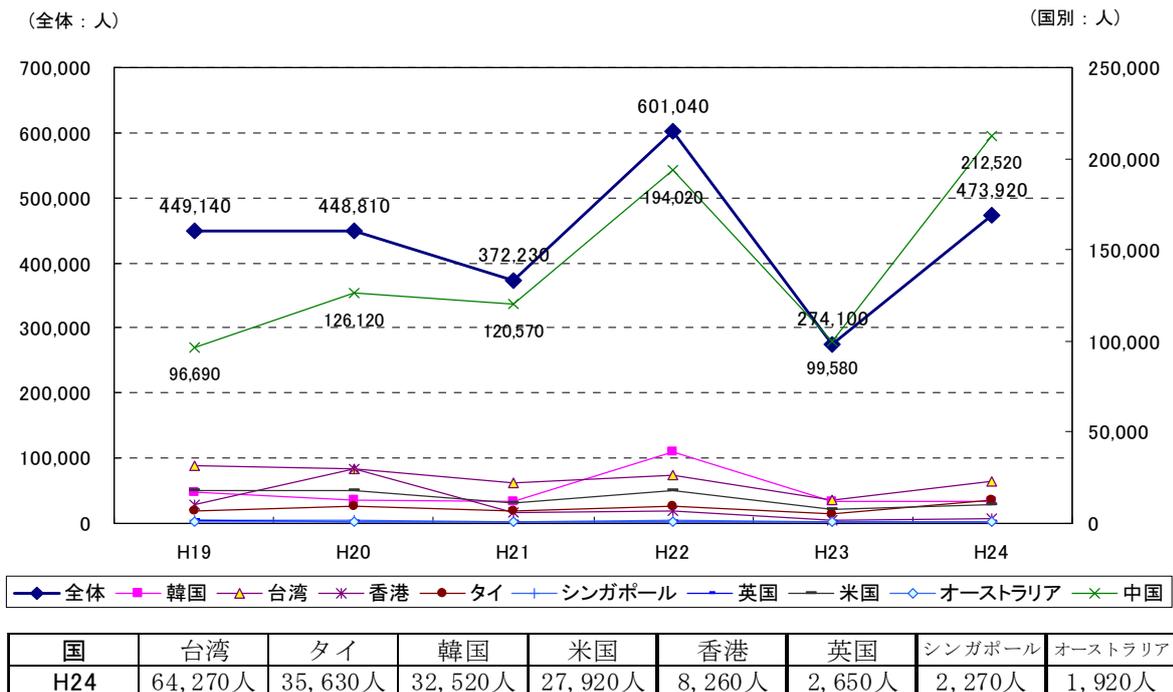
(資料)静岡県観光政策課「平成24年度静岡県観光交流の動向」

⑤ 都道府県別外国人延べ宿泊客数(平成 24 年)



(資料)観光庁「宿泊旅行統計調査」

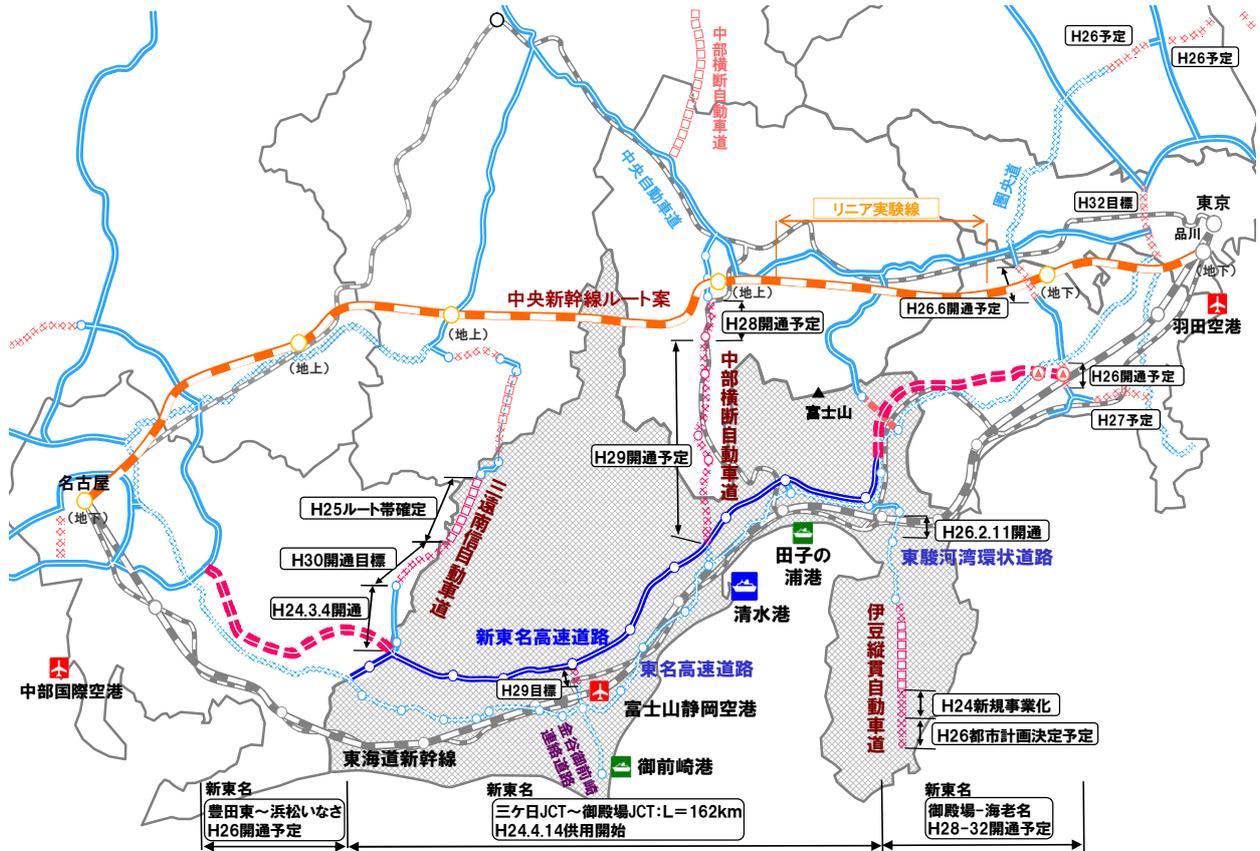
⑥ 国籍別外国人延べ宿泊客数の推移(静岡県)



(資料)観光庁「宿泊旅行統計調査」 ※従業員 10 人以上の宿泊施設の集計

(2) 交流を支える新たな基盤の整備

① 静岡県を取り巻く交通ネットワーク

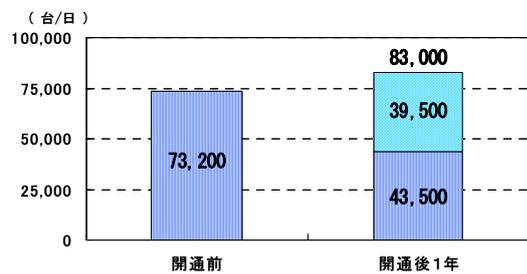


(資料) 静岡県交通基盤部

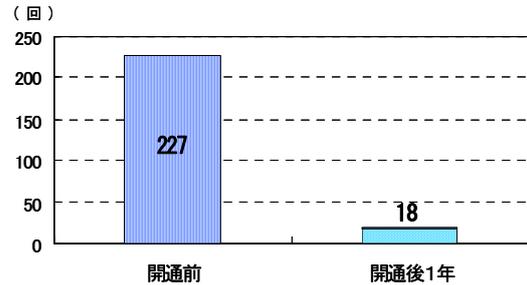
② 新東名高速道路開通後1年の交通状況 (御殿場 JCT～三ヶ日 JCT)

(期間) 開通前：2011年 4月17日 (日) ～ 2012年 4月13日 (金)
 開通後：2012年 4月15日 (日) ～ 2013年 4月12日 (金)

○日交通量 (台/日)



○渋滞回数 (10km 以上)



	開通前	開通後1年	差	備考
新東名高速道路	-	39,500	39,500	皆増
東名高速道路	73,200	43,500	△ 29,700	41%減少
合計	73,200	83,000	9,800	13%増加

	開通前	開通後1年	差	備考
新東名高速道路	-	17	17	皆増
東名高速道路	227	1	△ 226	99%減少
合計	227	18	△ 209	92%減少

(資料) 静岡県交通基盤部

静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」

「後期アクションプラン」策定の経過

平成 23 年 2 月 静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」策定

- おおむね 10 年後の目指す姿を描く「基本構想」
- 構想を実現するため具体的取組を示す「基本計画」（計画期間：平成 22～25 年度）



平成 23～25 年度 静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」
基本計画の評価

- 「基本計画」に掲げる数値目標や施策等の進捗評価を毎年度実施、白書（評価書）を公表
 - ・自己評価
 - ・外部評価（評価部会、総合計画審議会、パブリックコメント、県議会）
 - ・評価結果を翌年度以降の施策展開等に反映（25 年度の評価は後期アクションプランに反映）



平成 25 年 8 月～ 静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」
後期アクションプランの検討

- 静岡県総合計画審議会において、計画案の審議（9 月 2 日、10 月 22 日、1 月 21 日）
- 県民アイデア（施策提案等）募集（8 月 4 日～9 月 3 日）
- 市町との協議（中部地域、西部地域、伊豆半島地域、東部地域、志太榛原・中東遠地域）
（9 月 18 日、20 日、24 日、26 日）
- 県議会審議（12 月定例会：全員協議会・常任委員会、2 月定例会：常任委員会（集中審査））
- パブリックコメント（12 月 17 日～1 月 16 日）
- 県議会から知事への意見書の提出（3 月 19 日）



平成 26 年 3 月

静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」
後期アクションプランの公表

静岡県総合計画審議会委員名簿

(50音順、敬称略、◎会長)

氏名	役職
池富 彰	日本労働組合総連合会静岡県連合会会長
井原 優子	公益財団法人静岡県国際交流協会理事、“あい”懇話会会長
宇田 倭玖子	伊豆市天城湯ヶ島温泉「白壁荘」専務取締役、ふじのくにのおかみ「あけぼの会」会長
生座本 磯美	有限会社チャール・ライフ代表取締役、静岡県認知症高齢者グループホーム連絡協議会会長
小原 榮一	静岡県地域安全推進員連絡協議会副会長
北村 敏廣	株式会社静岡新聞社代表取締役専務
熊野 善介	静岡大学教育学部教授、静岡大学創造科学技術大学院教授
◎後藤 康雄	一般社団法人静岡県商工会議所連合会会長
小林 昭子	静岡県消費者団体連盟会長
佐藤 三武朗	日本大学国際関係学部長
佐藤 修造	株式会社中日新聞社常務取締役東海本社代表
里村 幹夫	神奈川県温泉地学研究所所長、静岡大学名誉教授
杉山 寛	静岡県環境保全協会副会長
鈴木 勝彦	一般社団法人静岡県医師会会長
谷藤 悦史	早稲田大学政治経済学術院教授
田村 孝子	静岡県コンベンションアーツセンター館長、公益財団法人静岡県文化財団副理事長
夏目 善宇	静岡県農業協同組合中央会会長
鍋倉 伸子	静岡県コミュニティづくり推進協議会会長
服部 守親	日本銀行静岡支店長
本保 晃	日本放送協会静岡放送局長
村松 千恵子	静岡県商工会女性部連合会会長、静岡県商工会連合会理事
村松 尋代	株式会社村松商店専務取締役、浜松商工会議所女性会顧問
村松 幹子	静岡県保育士会顧問
望月 律子	公益社団法人静岡県看護協会会長

(平成26年3月現在)

- 前委員 - (役職名は委員就任時のもの)

吉岡 秀規 日本労働組合総連合会静岡県連合会会長 (平成25年10月まで)

(平成25年度の策定過程で審議いただいた委員)

富国有徳の理想郷—しずおか



ふじのくに

Shizuoka Prefecture

静岡県企画広報部企画課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2184

県ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/>